5. 財務関係

- (6) 住民監査請求及び住民訴訟に関する調 (令和3年4月1日 から 令和5年3月31日 まで)
 - 都道府県分

ア 住民監査請求の件数(総括表)

(単位:件)

										(単位:件)
都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げのあった件数	うち却下 の件数	うち期間途過 によるもの	うち財務会計上 の行為でないと したもの	うちその他の 理由のもの	うち棄却 の件数	うち認容の 件数(勧告を 行った件数)	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった 件数
			(A)		(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
北海道	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	2						2		
和時足	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2		1			1	1		
青森県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	0								
1.3.28142.17	R4. 4. 1 ∼ R5. 3. 31	2						2		
岩手県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	2		2		2				
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2		1		1		1		
宮城県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	2		1		1		1		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3		1		1		2		
秋田県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	0								
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	0								
山形県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	0								
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31 R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1		1	1			1		
福島県	$R3. 4.1 \sim R4.3.31$ $R4. 4.1 \sim R5.3.31$	1 8		5		3	2	3		
	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1		9		3	2	1		
茨城県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	5		3	1	1	1	2		
	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	0			1	1	1	2		
栃木県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	1		1			1			
	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	5		5		2	3			
群馬県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	1				_		1		
は一里	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1		1		1				
埼玉県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	5		3		2	1	2		
千葉県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	2		2		1	1			
丁朱乐	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	12	1	10	1	2	7	1		
東京都	R3. 4. 1 ∼ R4. 3. 31	7		7	2	2	3			
水水印	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	9		8		1	7		1	
神奈川県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	11		4		2	2	7		
17水川水	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	6		4		2	2	2		
新潟県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1	1							
利何不	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3		1		1		2		

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数	うち却下 の件数	うち期間途過 によるもの	うち財務会計上 の行為でないと したもの	うちその他の 理由のもの	うち棄却 の件数	うち認容の 件数(勧告を 行った件数)	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった 件数
			(A)		(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
富山県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	2						2		
田田小	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	0								
石川県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	2						2		
B7:121	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3		2		1	1	1		
福井県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	3						3		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	0								
山梨県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	2		0		0		2		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2		2		2				
長野県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	2		1			1	1		
	R4. 4. 1 \sim R5. 3. 31 R3. 4. 1 \sim R4. 3. 31	2		1		1		1		
岐阜県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	1		1		1		1		
	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1		1	1			1		
静岡県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	0			1					
~ /IP	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	9		7		1	6	2		
愛知県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	10	1	4	1		3	2	3	
三重県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1	1							
二里乐	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	7		3			3	4		
滋賀県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	2		1		1		1		
(22. 貝尔	R4. 4. 1 ∼ R5. 3. 31	3		3	2		1			
京都府	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	2						2		
21. Hb/11	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2						2		
大阪府	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	2						2		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3		2		1	1	1		
兵庫県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	0								
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	10	1	1		1		8		
奈良県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1						1		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31 R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	3						3		
和歌山県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	1	1							
	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1	1	1		1				
鳥取県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3		1		1		2		
÷ 1	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	0								
島根県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	0								

									1	
都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数	うち却下 の件数	うち期間途過 によるもの	うち財務会計上 の行為でないと したもの	うちその他の 理由のもの	うち棄却 の件数	うち認容の 件数(勧告を 行った件数)	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった 件数
			(A)		(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
岡山県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1						1		
岡田八	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	0								
広島県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1		1	1					
A 图 / N	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	9	1	3	2		1	5		
山口県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1						1		
F117K	R4. 4. 1 ∼ R5. 3. 31	6		6		6				
徳島県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	5	1	4	2		2			
12 12/11	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3		3	1	1	1			
香川県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	3		1		1		2		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2						2		
愛媛県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	5		4			4	1		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	0								
高知県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1				_		1		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	6		3	1	2		3		
福岡県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	3				_		3		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	5		3		2	1	2		
佐賀県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	0								
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	1						1		
長崎県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	0								
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2		1			1	1		
熊本県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	0								
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	0		1			1	0		
大分県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31 R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3		1 2		2	1	2		
						2		1		
宮崎県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31 R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	1						1		
	$R3. 4. 1 \sim R3. 3. 31$	2		2		2		1		
鹿児島県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	1		1		2	1			
	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	6		6	1	2	3			
沖縄県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2		1	1	1	3	1		
	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	99	3	53	7	20	26	43	0	0
合計	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	150	5	80	10	34	36	61	4	
	K4. 4. 1 ∼ K5. 3. 31	190	5	80	10	54	36	61	4	(

イ 請求事項等内訳表

, ,,,	求事項等内詞		清求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 乗却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様式 アの 対項目	住民訴訟 提起の 有無	様の 対 番号	備考
北海道	知事	道が損害賠償金を公金から支出したこと について、関係職員に求償していないこ とは違法又は不当である	道が支払った損害賠償金について、原因 行為をなした教職員に求償するよう勧告 すること。関係職員に懲戒処分の措置を 講ずること。誤った公文書廃棄の再発防 止策について全市教育委員会及び学校に 周知徹底すること	R3. 10. 29	1	R3. 12. 24	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	求償していないことについて、違 法性が存するとは認められない。 それ以外の請求については、財務 会計上の行為ではないため、却下	R4. 2. 2	E	無		
北海道	知事	北海道議会の会派及び議員に交付した政 務活動費のうち調査委託費及び人件費の 支出は違法又は不当である	違法又は不当な支出額の返還及び今後の 損害を未然に防止するための条例改正等 を行うこと	R3. 11. 30	1	R3. 12. 27	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とは認められ ない	R4. 2. 2	Е	有	1	
北海道	知事	北海道百年記念塔を解体することは違法 である	解体に係る予算等の支出の差し止めを行 うこと	R4. 5. 10	1			却下	住民監査請求の法定要件を満たし ていない	R4. 6. 28	D	有	2	
北海道	知事	国葬儀に係る公金の支出は違法又は不当 である	国葬に知事等が出席することの差し止め 又は損害補填を行うこと	R4. 8. 19	13	R4. 9. 22	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とは認められ ない	R4. 10. 20	Е	有	3	
盐	4件										有無	3件 1件		
青森県	知事	使途基準に合致しない政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請 求等の措置を講ずること	R4. 6. 29	1	R4. 7. 11	陳述書提出(新型コロナウイルス感染症対策の ため)	棄却	当該支出への政務活動費の充当に ついては違法又は不当なものとは 認められない。	R4. 8. 25	Е	無		
青森県	知事 議長	国葬への出席・参列に関する公金の支出	知事及び県議会議長が国葬に出席・参列 するに際して公金を支出することを差し 止めること	R4. 9. 8	22			棄却	当該公金の支出については違法又 は不当なものとは認められない。	R4. 9. 22	Е	無		
i l l	2件										有無	0件 2件		
岩手県	知事	違法・不当な知事政務秘書に対する給与 の支出	知事政務秘書に対する給与の支出差止め 及び返還請求	R3. 11. 22	1			却下	住民監査請求の要件を欠き、不適 法である。	R4. 1. 14	С	無		
岩手県	知事	違法・不当な知事政務秘書に対する給与 の支出	知事政務秘書に対する給与の支出差止 め、返還請求及び県に対する支払い	R4. 2. 14	1			却下	住民監査請求の要件を欠き、不適 法である。	R4. 3. 29	С	無		
岩手県	職員	損害が生じた原因の一端である職員によ る過失等	職員に対する損害賠償請求	R4. 6. 21	1			却下	住民監査請求の要件を欠き、不適 法である。	R4. 8. 3	С	無		
岩手県	知事	違法・不当な公金の支出	知事の国葬出席・参列に係る公金の支出 差止め又は返還請求	R4. 9. 29	3	R4. 10. 17	口頭陳述	棄却	公金の支出について違法又は不当 であるとの請求人の主張には理由 がない。	R4. 11. 25	Е	無		
計	4件										有無	0件 4件		
宮城県	知事	違法な財産処分、契約締結及び公金の支 出	復元船の解体を中止し、解体の契約締結 及び公金の支出を防止すること	R3. 4. 14	10			却下	違法な財務会計行為が存在しているとは認められない。	R3. 5. 24	С	有	1	
宮城県	知事	業務委託契約の債務不履行	契約の履行の追完、代金減額、解除等を 行うこと	R4. 1. 6	1	R4. 2. 1	口頭陳述	棄却	請求人が主張する債務不履行は存 在しない。	R4. 3. 3	Е	有	2	
宮城県	知事	堤防(県の財産)の管理を怠る事実	怠る事実の違法を確認し、その是正を知 事に勧告すること	R4. 6. 28	2			却下	河川堤防の管理は、河川堤防のそれ自体の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務会計上の財産管理行為とは言えない。	R4. 8. 5	С	有	3	

		1	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様のが対項目	住民訴訟 提起の 有無	様式の応号	備考
宮城県	知事	違法・違憲な国葬儀出席の公費支出	国葬儀の出席に公費支出をしないこと及 び地方自治法第1条の2に注力すること	R4. 9. 21	1	R4. 10. 12	口頭陳述	棄却	知事の出席は地域住民の代表として出席するものであり社会通念上相当と認められる。	R4. 11. 14	Е	無		
宮城県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県の被った損害を補填するために必要な 措置をとるよう勧告すること	R5. 3. 24	1	R5. 4. 14	口頭陳述	棄却	政務活動費を充当したことについては、違法・不当とは認められない。	R5. 5. 22	E	無		
計	5件										有無	3件 2件		
山形県	知事	不法行為に基づく損害賠償請求又は不当 利得に基づく返還請求の不行使	政務調査費及び政務活動費に係る返還請 求権の行使	R4. 11. 25	2	R4. 12. 21	口頭陳述	却下	請求期間を徒過している。	R5. 1. 24	В	有	1	
計	1件										有無	1件 0件		
福島県	知事	道路及び河川の占有許可に違反し、占有 料が支払われていない	申請書等を提出させ占有料を徴収すること	R3. 4. 27	1	R3. 6. 4	口頭陳述	一部 棄 却 • 一部却下	道路については、違法性はない 河川については、河川管理権に基 づく管理は住民監査請求の対象外 のため却下	R3. 6. 28	E	無		
福島県	知事	土砂の搬入・搬出工事費の支出が違法・ 不当である	公金支出の差止め	R4. 6. 6	1	R4. 6. 28	補足資料 提出	一部棄却 •一部却下	要件を欠き不適法 請求に理由がない	R4. 8. 5	Е	無		
福島県	知事	誤認により県に損害を与えた職員に対 し、求償権を行使していない	求償権を行使し、債権を回収すること	R4. 10. 3	1	R4. 11. 11	口頭陳述	棄却	請求人の主張に理由がない	R4. 12. 2	Е	無		
福島県	知事	誤認により県に損害を与えた職員に対 し、求償権を行使していない	求償権不履行により生じた県の損害金を 請求するよう義務付けるなどの措置を講 じるよう勧告を求める	R4. 10. 3	1	R4. 11. 11	口頭陳述	棄却	請求人の主張に理由がない	R4. 12. 2	E	有	1	前記と同日付の 類似請求
福島県	知事	一般社団法人に対する不適当な補助金の 支出	補助事業の中止要請、補助金の返還 など	R4. 10. 5	1			却下	要件を欠き不適法	R4. 11. 28	D	無		
福島県	知事	誤払いにより県に損害を与えた職員に対 し、求償権を行使していない	管理者に県の損害金を請求するよう義務 付けるなどの措置を講じるよう勧告を求 める	R4. 10. 12	1			却下	財務会計上の行為を個別的、具体 的に摘示していると認められない	R4. 11. 28	С	無		
福島県	知事	システムの不備により県に損害を与えた 受託業者に対し、求償権を行使していな い	管理者に県の損害金を請求するよう義務 付けるなどの措置を講じるよう勧告を求 める	R5. 1. 4	1			却下	財務会計上の行為を個別的、具体 的に摘示していると認められない	R5. 2. 6	С	有	2	前記請求却下後 再度請求
福島県	知事	設計金額漏洩により県に損害を与えた職 員に対し求償権を行使していない	管理者に県の損害金を請求するよう義務 付けるなどの措置を講じるよう勧告を求 める	R5. 2. 28	1			却下	財務会計上の行為を個別的、具体 的に摘示していると認められない	R5. 3. 30	С	有	3	
福島県	知事	システムの不備により県に損害を与えた 受託業者に対し、求償権を行使していない (再度請求)	管理者に県の損害金を請求するよう義務 付けるなどの措置を講じるよう勧告を求 める	R5. 3. 20	1			却下	却下を不服として住民訴訟を提起 し係属中である。また、今回請求 に新たに検討すべき事項が含まれ ているとまでは認められない。	R5. 5. 19	D	無		前々記請求却下 後、住民訴訟を 提起し、重ねて 再度請求
計	9件										有無	3件 6件		
茨城県	知事	違法・不当な産廃処分場整備候補地の選 定と、それに基づく予算の支出	産廃処分場整備に係る予算の支出を取り 止めること、及び、改めて産廃処分場の 選定をすること	R3. 6. 10	5	R3. 7. 13	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	予算の支出に違法性又は不当性はない。 産廃処分場整備候補地の選定は財務会計上の行為ではない。	R3. 8. 23	Е	有	1	

			請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様アが項	住民訴訟 提起の 有無	様の対なる	備考
茨城県		違法・不当な総合評価方式による公共工 事に係る契約の締結	総合評価方式による公共工事の発注をしてはならない旨の勧告をすること	R4. 5. 30	1	R3. 6. 17	口頭陳述	棄却	当該総合評価方式による落札者の決定に違法性又は不当性はない。	R4. 7. 29	Е	無		
茨城県	知事	知事及び議会議長の違法・不当な国葬出 席に係る旅費等の公金の支出	旅費等の支出の差し止め、もしくは支出 された金額相当の損害賠償を請求すること	R4. 9. 15	12			棄却	当該支出に違法性又は不当性はない。	R4. 11. 16	E	無		
茨城県	土木事務所 長等	不法な護岸工事の実施による公金の支出	不法行為を是正すること	R4. 12. 21	1			却下	請求期間を徒過している。	R5. 2. 9	В	無		
茨城県	知事及び 警察署長	道路標識の違法な設置	違法な道路標識を撤去すること	R5. 1. 4	1			却下	財務会計上の行為ではない。	R5. 2. 9	С	無		
茨城県	知事	牛の違法な飼養管理に係る試験研究費、 施設整備費、職員給与費などの公金の支 出	公金の支出の返還及び差し止め	R5. 1. 19	2			却下	財務会計上の行為に係る違法を主 張していない。	R5. 3. 6	D	無		
計	6件										有無	1件 5件		
栃木県	知事	公金の支出 (政務活動費)	違法・不当な支出を返還させるための必要な措置	R4. 12. 8	1			却下	返還を求める政務活動費相当額が 県に返還され、返還を求める支出 が存在しないため。	R4. 12. 26	D	無		
計	1件										有無	0件 1件		
群馬県	知事	行政による不当な行為	売買契約の成立の現状回復又は受託者に 対する損害賠償請求	R3. 11. 11	1			却下	財務会計上の行為又は怠る事実の いずれにも該当しない。	R4. 1. 4	С	無		
群馬県	知事	公開質問状への対応が不当であること。	予算の厳格な執行	R3. 11. 11	1			却下	具体的な損害発生の事実が摘示されていない。	R4. 1. 4	D	無		
群馬県	知事	違法・不当な随意契約	受託事業者への損害賠償請求	R3. 11. 11	1			却下	違法性又は不当性について具体的かつ客観的な根拠や理由が摘示されていない。	R4. 1. 4	D	無		
群馬県	知事	未徴収の手数料があること。	未徴収の手数料の徴収	R4. 1. 31	1			却下	県に財務上の損害が発生していない。	R4. 3. 4	D	無		
群馬県	知事	県主催事業を中止したこと。	県主催事業及び関連予算の厳格な執行	R4. 1. 31	1			却下	財務会計上の行為又は怠る事実の いずれにも該当しない。	R4. 3. 4	С	無		
群馬県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員会派に対する政務活動費の返 還請求を行うこと	R5. 2. 17	1	R5. 3. 20	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	請求期間を徒過している。 違法又は不当な支出とはいえず、 県に損害が発生しているとはいえ ない。	R5. 4. 17	E	無		
計	6件										有無	0件 6件		
埼玉県	教育委員会	勤務時間中の喫煙者に対する給与の支出	喫煙の是正と給与支出の損害補填を行う こと	R4. 2. 7	1			却下	措置請求が財務行為の違法性を摘 示していない	R4. 2. 28	С	無		
埼玉県	知事	不当な契約の締結	契約締結の是正及び最低賃金価格の積極 的活用を行うこと	R4. 6. 28	2			却下	県に財産的損害が生じない	R4. 8. 4	С	無		

		i i	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様 ア 対 項 目	住民訴訟 提起の 有無	様の対番号	備考
埼玉県	知事	違法な県費の支出	知事及び県警職員の派遣費用の支出の差 し止め	R4. 9. 21	5	R4. 10. 19	口頭陳述	棄却	当該費用の支出が違法又は不当で あるとは認められない	R4. 11. 16	Е	無		
埼玉県	知事	不当な県費の支出	委託料の返還請求を行うこと 委託料及び補助金の支給停止を行うこと	R4. 10. 6	1	R4. 11. 7	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	怠る事実に当たらない 県に財産的損害が生じない	R4. 11. 28	Е	無		
埼玉県	知事	不当な県費の支出 市条例違反	県予算の執行停止、建設面積の是正	R5. 3. 6	1			却下	請求対象行為は未だ議決していな い予算案のため	R5. 3. 14	D	無		
埼玉県	知事	政務活動費の領収書の記載の不備	領収書の記載について「宛名及び使途を 明記する」よう勧告すること	R5. 3. 20	1			却下	請求内容が財務会計上の行為に当 たらないため	R5. 3. 31	С	無		
計	6件										有無	0件 6件		
千葉県	知事	違法な郵送行為	選挙管理委員に対する損害賠償請求を行うこと	R3. 5. 20	1			却下	違法性又は具体性について具体的 な理由の摘示がない。	R3. 6. 18	D	無		
千葉県	知事	過料の賦課徴収の懈怠	一法人に対する過料の賦課徴収を怠って いることの確認と是正をすること	R3. 10. 8	1			却下	財務会計上の行為に係る請求ではない。	R3. 11. 12	С	無		
千葉県	知事	税の賦課徴収の懈怠	一法人に対する税の賦課徴収を怠ってい ることの確認と是正をすること	R4. 4. 21	1			却下	違法性又は具体性について具体的 な理由の摘示がない。	R4. 6. 10	D	無		
千葉県	知事	違法・不当な政務活動費の支出(条例が違法であり、法律及び条例に基づく支出が違法)	県議会議員に対する政務活動費の支出の 差止めること	R4. 4. 21	1			却下	法律の違法性については、審査の 対象にならない。 そのほか、財務会計上の行為等の 違法性又は不当性について具体的 な理由の摘示がない。	R4. 6. 10	D	無		
千葉県	職員	時間外収受箱の管理	財産の管理を怠る事実の是正を行うこと	R4. 7. 6	1			却下	財務会計上の行為に係る請求ではない。	R4. 7. 27	С	無		
千葉県	知事	違法な補助金の支出(対象法人が法令違反 を行っていた)	一法人に対する補助金の交付が違法又は 不当であることの確認と必要な措置を行 うこと	R4. 8. 12	1			却下	財務会計上の行為ではない違法を 主張しているが、当該違法と補助 金の支出との関係を示しておら ず、そのほか本件補助金の違法性 又は不当性が具体的に摘示されて いない。	R4. 9. 9	D	有	1	
千葉県	知事	違法な補助金の支出(対象法人が法令違反 を行っていた)	一法人に対する補助金の交付が違法又は 不当であることの確認と必要な措置を行 うこと	R4. 8. 19	1			却下	財務会計上の行為ではない違法を 主張しているが、当該違法と補助 金の支出との関係を示しておら ず、そのほか本件補助金の違法性 又は不当性が具体的に摘示されて いない。	R4. 9. 9	D	有	1	
千葉県	知事及び 議長	違法・不当な旅費及び給与の支出(旅費及び給与の支出原因となった行為が違法)	違法又は不当な行為に係る旅費及び給与 の返還を求めること	R4. 9. 27	4			取下げ		R4. 10. 24	A	無		
千葉県	知事及び 議長	違法・不当な旅費及び給与の支出(旅費及び給与の支出原因となった行為が違法)	違法又は不当な行為に係る旅費及び給与 の返還を求めること	R4. 11. 7	4	R5. 1. 6	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	請求人が給与と主張した部分は、 財務会計上の行為に当たらない又 は具体的な違法性等が示されてい ない。 旅費については、違法性及び不当 性はない。	R5. 1. 17	Е	無		
千葉県	知事	税の賦課徴収の懈怠	一法人に対する税の徴収を行うこと	R5. 2. 20	1			却下	財務会計上の行為等について個別 的、具体的な摘示がない。	R5. 3. 10	D	無		

		-	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等				_	
都道府県名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様での応用	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウ 対応 番号	備考
千葉県	知事	違法な政務活動費の支出(条例が違法であり、条例に基づく支出が違法)	県議会議員に対する政務活動費の返還を 求めること及び支出を差止めること	R5. 2. 24	1			却下	違法性又は不当性について具体的 な理由の摘示がない。	R5. 4. 5	D	無		
千葉県	知事	違法な政務活動費の支出(条例が違法であり、条例に基づく支出が違法)	県議会議員に対する政務活動費の返還を 求めること	R5. 3. 1	1			却下	請求期間を徒過している。	R5. 4. 5	В	無		
千葉県	知事	税の賦課徴収の懈怠	一法人に対する税の賦課徴収を怠ってい ることの確認と是正をすること	R5. 3. 14	1			却下	財務会計上の行為等について個別的、具体的な摘示がない。	R5. 4. 27	D	無		
千葉県	知事	現金の管理	釣銭の準備を行うこと	R5. 3. 31	1			却下	財務会計上の行為に係る請求ではない。	R5. 4. 27	С	無		
計	14件										有無	2件 12件		
東京都	知事	介護給付費等の支出	給付費等の返還請求等を行うこと	R3. 4. 14	3			却下	都の財務会計上の行為でない	R3. 5. 27	С	無		
東京都	知事	サービス付き高齢者向け住宅整備に対す る補助金の支出	補助金の返還請求等を行うこと	R3. 5. 14	3			却下	期間徒過 違法性・不当性の摘示なし	R3. 6. 24	В	無		
東京都	知事	感染拡大防止等協力金の支給	協力金の返還請求等を行うこと	R3. 9. 3	1			却下	請求事項を特定できる程度の具体 性なし	R3. 10. 20	D	無		
東京都	知事	生活保護法に基づく検診命令等	検診命令の停止等	R3. 11. 9	1			却下	都の財務会計上の行為でない	R3. 12. 16	С	無		
東京都	知事	議員報酬・期末手当・政務活動費の支出	議員報酬等の返還請求等を行うこと	R3. 12. 1	6			却下	住民であることを確認できない 違法性・不当性の摘示なし	R3. 12. 16	D	無		
東京都	知事	議員報酬・期末手当・政務活動費の支出	議員報酬等の返還請求等を行うこと	R3. 12. 1	1			却下	住民であることを確認できない	R3. 12. 16	D	無		
東京都	公営企業 管理者等	職員の給与の支出	給与の返還請求を行うこと	R3. 12. 28	4			却下	期間徒過 違法性・不当性の摘示なし	R4. 2. 3	В	有	4	
東京都	知事	マンションの耐震改修に係る助成金の支出	助成金の返還請求を行うこと	R4. 8. 19	1			却下	都の財務会計上の行為でない	R4. 10. 6	С	有	3	
東京都	知事	システムのプログラム改善委託等に係る 支出	当該支出の補填等をすること	R4. 9. 5	1			却下	違法性・不当性の摘示なし	R4. 10. 20	D	無		
東京都	知事	中学校英語スピーキングテストに係る公 金の支出	当該支出を一切しないこと等	R4. 9. 9	53			却下	違法性・不当性の摘示なし	R4. 10. 27	D	有	1	
東京都	知事	事業受託者との契約及び事業受託者への 交付金交付	当該契約及び交付金交付の停止等をすること	R4. 9. 15	1			却下	違法性・不当性の摘示なし	R4. 10. 27	D	無		
東京都	知事	事業委託における履行の完了検査、委託 経費の精算等	受託者から必要に応じて委託料の返還等を求めること	R4. 11. 2	1	R4. 11. 29	口頭陳述	認容	本事業の実施に必要な経費の実績 額を再調査及び特定し客観的に検 証可能なものとすること等	R4. 12. 28	F	有	2	
東京都	知事	特定非営利活動法人が行う施設整備への 補助金の交付	当該補助金の交付の取消し等を求めること	R4. 11. 16	1			却下	違法性・不当性の摘示なし	R5. 1. 10	D	無		

			請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の対なる	備考
東京都	知事	公共駐車場に関する損害賠償	当該損害賠償を求めること	R4. 11. 21	1			却下	請求事項を特定できる程度の具体 性なし	R5. 1. 12	D	無		
東京都	知事	グループホーム建設工事への補助金の交付	当該事業者に対する適切な指導を行うこと	R4. 12. 5	1			却下	違法性・不当性の摘示なし	R5. 1. 26	D	無		
東京都	公営企業 管理者等	無賃乗車に係る不当利得返還請求権の不 行使等	未納額の確定させた上で返納等を求めること	R5. 1. 20	3			却下	違法性・不当性の摘示なし 損害が発生していない	R5. 3. 9	D	無		
∄∔	16件										有無	4件 12件		
神奈川県	知事	違法・不当な新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金の支出	県職員に対する損害賠償請求を行うこと	R3. 4. 19	1			却下	損害発生の事実を摘示していな い。	R3. 5. 11	D	無		
神奈川県	知事	不当な契約の締結、違法・不当な契約の 履行、財産の管理を怠る事実	相手方に対する損害賠償請求を行うこと	R3. 4. 30	1	R3. 6. 1	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	(棄却) ・違法又は不当な契約の履行に該当しない。 ・県への損害が発生していない。 (却下) ・請求期間を渡過している。 ・財務会計上の行為ではない。	R3. 6. 29	Е	無		
神奈川県	教育長及び 教育委員	違法・不当に財産の管理を怠る事実	県指定天然記念物等を無断で現状変更し た相手を告発すること等	R3. 5. 14	1			却下	財務会計上の行為又は怠る事実の いずれにも該当しない。	R3. 6. 10	С	無		
神奈川県	知事	違法・不当な新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金の支出	県職員に対する損害賠償請求を行うこと	R3. 5. 19	1			棄却	当該支出に違法性・不当性はない。	R3. 7. 16	Е	無		
神奈川県	知事	県職員が故意又は過失により県民に誤った回答をした行為	県職員に対する損害賠償請求を行うこと	R3. 8. 24	1			却下	財務会計上の行為又は怠る事実の いずれにも該当しない。	R3. 9. 30	С	無		
神奈川県	知事	違法・不当な新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金の支出	県職員に対する損害賠償請求を行うこと	R3. 8. 24	1			棄却	当該支出に違法性・不当性はない。	R3. 10. 22	Е	無		
神奈川県	知事	違法・不当に損害賠償請求権の行使を怠 る事実	県職員に対する損害賠償請求を行うこと	R3. 10. 11	1			却下	損害発生の事実が認められないため、損害賠償請求権は存在しないことから、財産の管理を怠る事実 はない。	R3. 12. 8	D	無		
神奈川県	知事	違法・不当な新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金の支出	県職員に対する損害賠償請求を行うこと	R3. 11. 8	1			棄却	当該支出に違法性・不当性はない。	R4. 1. 4	Е	無		
神奈川県	知事	上司のパワハラ行為及び知事の安全配慮 義務違反	国家賠償請求事件和解金相当額の求償請 求を行うこと	R3. 11. 8	1	R3. 12. 2	口頭陳述	棄却	上司のパワハラと職員の自殺との間に相当因果関係があり、故意または重大な過失があったとする具体的な証拠は認められなかったことなどから、求償権を有するものとはいえず、財産の管理を怠る事実はない。	R4. 1. 5	Е	有	1	
神奈川県	県職員	違法・不当な公金(変更設計に伴う追加 費用)の支出	変更設計に伴う追加費用の返還請求を行うこと	R3. 12. 27	1	R4. 1. 21	口頭陳述	棄却	設計変更に伴う追加費用の支出 は、違法・不当な公金の支出に当 たらない。	R4. 2. 25	Е	無		
神奈川県	知事	違法・不当な公金の支出	支出した公金の返還請求を行うこと	R4. 2. 18	40	R4. 3. 23	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性・不当性はない。	R4. 4. 19	Е	有	2	
神奈川県	知事及び 県職員	職務懈怠行為	職務懈怠行為をした職員に受給した給与 の返還請求を行うこと等	R4. 8. 12	1			却下	財務会計上の行為又は怠る事実の いずれにも該当しない。	R4. 9. 22	С	無		

			請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様のが対項目	住民訴訟 提起の 有無	様の対番号	備考
神奈川県	教育長及び 教育委員	違法・不当に財産の管理を怠る事実	相手方に対する損害賠償請求を行うこと 等	R4. 9. 15	1			却下	財務会計上の行為又は怠る事実の いずれにも該当しない。	R4. 10. 28	С	無		
神奈川県	県職員	将来における違法・不当な契約の締結 (指定管理者選定手続に瑕疵があった)	契約を締結してはならない	R4. 9. 15	1			却下	損害発生のおそれを具体的に摘示 していない。	R4. 11. 1	D	無		
神奈川県	知事及び 議会議長	将来における違法・不当な公金の支出	国葬儀に参列する知事及び県議会議長に 対する公金支出の差し止め	R4. 9. 15	148	R4. 10. 21	口頭陳述	棄却	国葬儀の参列に、県の予算執行の 適正確保の見地から看過し得ない 瑕疵があるとは認められないこと から、当該参列に係る本件公金の 支出は、違法又は不当な公金の支 出に該当するとはいえない。	R4. 11. 11	Е	無		
神奈川県	県職員	違法・不当な出張費の支出	国葬儀の警備に派遣された警察官に対する出張費の返還請求を行うこと	R4. 9. 21	3			却下	当該財務会計上の行為が違法・不 当とする理由を具体的に摘示して いない。	R4. 11. 14	D	無		
神奈川県	知事及び 県職員	将来における違法・不当な契約の締結等 (指定管理者選定手続に瑕疵があっ た。)	契約を締結してはならない等	R4. 12. 1	1	R4. 12. 20	口頭陳述	棄却	損害発生のおそれがない。	R5. 1. 27	Е	無		
計	17件										有無	2件 15件		
新潟県	知事	土地改良事業計画変更認可における一連 の処理により支出した補助金は、公金の 不法な処理であり、違法な支出である。	・土地改良事業計画変更認可申請の許可 及び公告の取消 ・土地改良区への県の補助金の返還請求 を行うこと	R4. 1. 12	1			取下げ	措置請求書に補助金交付について の具体的な記載がなかったため、 追加主張するよう請求人に求めた ところ、追加主張には時間がかか るとの理由で取下げ。	R4. 1. 13	A	無		
新潟県	知事	県営新潟東港物流団地用地の使用承認及 び使用料免除手続には瑕疵が存在し、使 用料を免除したことは違法または不当に 財産の管理を怠る事実に該当する。	使用貸借及び使用料免除により賃料相当額の損害が発生していることから当該損害の補填に必要な措置を講ずることを請求する。	R4. 5. 27	1	R4. 7. 15	口頭陳述	棄却	使用承認及び使用料免除手続については、いずれも裁量権の逸脱、 濫用または不合理な行使があった とは認められず、違法または不当 に財産の管理を怠る事実は認めら れない。	R4. 7. 26	E	有	1	
新潟県	知事	・県営新潟東港物流団地用地について、10億円を超す普通財産の処分を一括審議として議論なく承認する県議会の対応は、透明性を欠く。・物流団地を業務業業へ譲を立とは正当な処分とは言えない。・議会の承認を受ける前の契約締結は無効である。・情報公開決定通知における「公開請求の対象となる行政文書は保有していない」とする議会事務局議事調査課の回答する。	・売買契約を解除するよう勧告し、本来の用地活用を行うことを求める。 ・議会事務局議事調査課の対応は悪質であるから相応の処分を求める。	R4. 5. 27	1			却下	・財産的損害が生じ、又は生じる おそれがあることについて個別 的、具体的に摘示しているとは認 められない。 ・情報公開請求に係る議会事務局 議事調査課の対応は、法第242条第 1項に規定された財務会計行為の いずれにも該当しない。	R4. 6. 17	С	無		
新潟県	知事	知事の故安倍晋三国葬儀への参加は、違法・不当な行為への加担行為であり、憲法99条に明白に違反しており、それに際し支給された旅費は、随行者の分も含めて、違法・不当な財政支出に当たる。	旅費及びその相当額を支出しないこと、 または、既に支出された旅費について、	R4. 9. 28	29	R4. 10. 27	口頭陳述	棄却	・本件国葬への出席が著しく合理性を欠き、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するということはできないため、計法規上の義務に違反する違法なものであるということはできない。・国葬への出席が著しく妥当性を欠き、知事の裁量を逸脱又は濫用したものであるということはできない。	R4. 11. 17	E	無		
計	4件										有無	1件 3件	/	

			請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様式アが応	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウ 対 番号	備考
富山県	知事	契約に違反した再委託の実施	委託で使用した報償費を返却すること	R3. 9. 3	1		欠席	棄却	当該委託は再委託に該当しない	R3. 11. 15	Е	無		
富山県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R3. 9. 24	2		欠席	棄却	当該支出に違法性はない	R3. 11. 22	Е	有	1	
計	2件										有無	1件 1件	/	
石川県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請 求を行うこと	R3. 12. 8	1	R4. 1. 5	口頭陳述	棄却	使途基準に違反するものは認めら れない。	R4. 2. 3	Е	有	1	
石川県		違法な支出(勤務中に私的に文書を作成 した職員の給与及び作成費用)	相手方に対する給与及び費用の請求を行うこと	R3. 12. 17	1	R4. 1. 14	口頭陳述	棄却	当該文書の作成は職務として行っ た行為であり、職務専念義務に違 反すると認められない。	R4. 2. 10	Е	無		
石川県	知事	1 不当な公金の支出 2 宅地建物取引業、測量業等の免許違反 等	不当な公金の支出の是正と補填、宅地建 物取引業者の免許取消等の処分や契約の 解除	R4. 8. 31	1			却下	1 当該行為の違法・不当である根 拠を具体的かつ客観的に摘示して いると認められない。 2 財務会計上の行為に該当しな い。	R4. 10. 20	С	無		
石川県	#	1 違法な支出(勤務中に私的に文書を作成した職員の給与及び作成費) 2 公金の賦課、徴収を怠る事実(私的な用事に係る証明書発行手数料の請求)	相手方に対する給与、費用の返還請求、 証明書発行手数料の請求を行うこと	R4. 10. 18	1			却下	前回請求と同一の財務会計上の行 為を対象とする請求であり、別個 の請求と認められない。	R4. 10. 31	D	無		
石川県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請求を行うこと	R4. 12. 7	1	R5. 1. 6	口頭陳述	棄却	使途基準に違反するものは認めら れない。	R5. 2. 2	Е	有	2	
計	5件										有無	2件		
福井県	知事	公金の支出	政務活動費の一部返還	R3. 5. 10	1			棄却	政務活動費として不当な支出では ない。	R3. 6. 24	Е	無		
福井県	知事	備品の破損	備品の破損について指定管理団体に賠償 させること	R3. 7. 9	1	R3. 7. 16	口頭陳述	棄却	県は管理を怠っていない。	R3. 8. 31	Е	無		
福井県	知事	公金の支出	政務活動費の一部返還	R4. 3. 18	1	R4. 4. 6	口頭陳述	棄却	政務活動費として不当な支出では ない。	R4. 5. 12	Е	有	1	
計	3件										有無	1件		
山梨県	知事	違法・不当な契約の締結及び公金の支出	弁護士費用の返還等	R3. 6. 17	1	R3. 7. 28	口頭陳述	棄却	主張は理由がない	R3. 8. 11	Е	有	1	
山梨県	知事	違法・不当な契約の締結及び公金の支出	弁護士費用の返還等	R3. 6. 29	91	R3. 8. 10	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	主張は理由がない	R3. 8. 25	Е	有	2	
山梨県	知事	不当な標準保険料率の設定	国民健康保険料の標準保険料率の適正な 設定	R4. 12. 1	1			却下	財務会計上の行為でない	R5. 1. 23	С	無		
山梨県	知事	不当な公金の支出	祝電費用の弁償	R4. 12. 8	1	R5. 1. 13	口頭陳述	却下	支出の事実はなく、財務会計上の 行為が存在しない	R5. 2. 2	С	無		
計	4件										有無	2件 2件		

			請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様式 アの 対応 項目	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウが応 番号	備考
長野県	総務部長	違法な行政財産目的外使用料の減免	減免を取り消し、使用料、管理経費を徴 収すること	R4. 3. 4	1			却下	住民監査請求の要件を具備していない。	R4. 4. 15	D	無		
長野県	知事	体育授業中の事故に係る生徒への損害賠 償	生徒への賠償について、校長に対し求償 権を行使すること	R4. 3. 11	1	R4. 4. 9	口頭陳述	棄却	請求人の主張には理由がない。	R4. 4. 28	Е	無		
長野県	知事及び 議長	違法な国葬儀への知事及び議長の出席	国葬儀出席に係る経費の支出の差し止め	R4. 8. 29	70	R4. 9. 21	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	住民監査請求の要件を具備していない。 請求人の主張には理由がない	R4. 10. 13	Е	無		
計	3件										有無	0件 3件		
岐阜県	知事	財産の管理を怠る事実 (1級河川の護岸の管理を怠っている)	県が護岸工事した1級河川の護岸のうち 私有地部分に係る測量と用地買収	R3. 6. 9	1			却下	県の財務会計上の行為でない	R3. 6. 18	С	無		
岐阜県	広報課長	不当な契約の締結及び不当な公金の支出 (プロポーザル公募要領の失格事由に該 当する不当な契約の締結)	不当な契約をもとにした公金の支出の差 し止め及び不当な契約の差し止め並びに プロポーザルにおける公平性を担保する ための措置	R4. 3. 30	1	R4. 4. 13	口頭陳述	棄却	当該契約に不当性はない。	R4. 5. 23	Е	無		
岐阜県	知事、 県議会議長、 警察本部長	違法な公金の支出(違憲・違法であり、 法律の根拠なく実施された故安倍晋三国 葬儀(以下本項で「本件国葬」という) への知事及び議長の出席並びに県警職員 の警備等の活動に係る県費の支出は違法 である)	違法な県費の支出について、損害賠償請求を行うこと	R5. 2. 10	3	R5. 2. 28	口頭陳述	棄却	本件国葬への知事及び議長の出席 並びに県警職員の警備等の活動に 係る県費の支出は違法でない。ま た、出席並びに警備等の活動は違 法ではない。	R5. 3. 27	Е	有	1	
計	3件										有無	1件		
静岡県	不明	違法な財産の取得(贋作の購入)	贋作であることの確定鑑定及び有責者に 対する民事責任の追及	R3. 7. 6	2			却下	訴えの原因となる損害賠償請求権 が期間徒過により消滅しているた め。	R3. 7. 20	В	無		
計	1件										有無	0件 1件		
愛知県	知事及び 関係職員	県営住宅におけるエレベーター費の徴収	エレベーター費を平等にすること	R3. 4. 19	1			却下	財務会計上の行為ではない。	R3. 5. 24	С	無		
愛知県	知事	違法・不当な感染防止対策協力金の支出	感染防止対策協力金の支出の差止め	R3. 7. 21	1			却下	財務会計上の行為が違法又は不当 である旨を摘示していない。	R3. 8. 12	D	有	1	
愛知県	知事	違法・不当な新型コロナワクチン接種に 関する支出	新型コロナワクチン接種に関する支出の 差止め	R3. 8. 6	1			却下	財務会計上の行為が違法又は不当 である旨を摘示していない。	R3. 8. 25	D	無		
愛知県	知事	違法・不当な民生委員協議会活動費交付 金の支出	民生委員協議会活動費交付金の返還請求	R3. 9. 3	1	R3. 9. 22	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性又は不当性はない。	R3. 10. 26	Е	無		
愛知県	知事	違法・不当な感染防止対策協力金等の支 出	感染防止対策協力金等の支出の差止め	R3. 9. 13	1			却下	財務会計上の行為が違法又は不当 である旨を摘示していない。	R3. 10. 21	D	無		
愛知県	知事	違法・不当な計測管理の施行費負担金の 支出	計測管理の施行費負担金の返還請求	R3. 9. 30	6	R3. 10. 20	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	(却下部分)請求期間を徒過している。 (棄却部分)当該支出に違法性又は 不当性はない。	R3. 11. 26	Е	有	2	
愛知県	知事	違法・不当なワクチン接種促進キャン ペーンに係る支出	ワクチン接種促進キャンペーンに係る支 出の差止め	R3. 10. 29	1			却下	財務会計上の行為が違法又は不当 である旨を摘示していない。	R3. 11. 22	D	無		

			請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
愛知県	警察本部長	違法・不当な郵送費等の支出	郵送費等の返還請求	R3. 10. 29	1			却下	財務会計上の行為が違法又は不当 である旨を摘示していない。	R3. 11. 22	D	無		
愛知県	知事	違法・不当なPCR検査機関設備整備費 に関する支出	PCR検査機関設備整備費に関する支出 の差止め	R4. 2. 8	1			却下	財務会計上の行為が違法又は不当 である旨を摘示していない。	R4. 3. 24	D	無		
愛知県	教育委員会 教育長	違法・不当な紛失したリース物品に係る 支出	紛失したリース物品に係る支出の返還請 求	R4. 6. 30	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 8. 12	В	無		
愛知県	議会 事務局長	違法・不当に政務活動費の返還請求を怠る事実	政務活動費の利息相当額の返還請求	R4. 7. 20	1	R4. 8. 24	口頭陳述	棄却	返還請求権の行使を怠る事実は存 在していない。	R4. 9. 16	Е	無		
愛知県	知事	違法・不当な国葬儀出席に係る旅費の支 出	国葬儀出席に係る旅費の返還請求	R4. 10. 4	1		希望せず	棄却	当該支出に違法性又は不当性はない。	R4. 11. 28	Е	無		
愛知県	知事	違法・不当な民生委員協議会活動費交付 金の支出	民生委員協議会活動費交付金の返還請求	R4. 10. 27	1			却下	同一の住民監査請求を重ねて行っ ている。	R4. 11. 28	D	無		
愛知県	議会 事務局長	違法・不当な議員派遣に係る旅費の支出	議員派遣に係る旅費の返還請求	R4. 11. 28	1			却下	財務会計上の行為が違法又は不当 である旨を摘示していない。	R4. 12. 26	D	無		
愛知県	議会 事務局長	違法・不当に政務活動費の返還請求を怠る事実	政務活動費の返還請求	R4. 12. 23	1	R5. 1. 31	口頭陳述	認容	政務活動費のうち、事務所費の賃 借料として充当した額の返還を請 求することを勧告する。	R5. 2. 13	F	無		
愛知県	知事	違法・不当な補助金の支出	補助金の支出の差止め	R4. 12. 28	1			取下げ	_		A	無		
愛知県	知事	違法・不当な補助金の支出	補助金の支出の差止め	R5. 1. 17	1			却下	財務会計上の行為が違法又は不当 である旨を摘示していない。	R5. 2. 14	D	無		
愛知県	議会 事務局長	違法・不当に政務活動費の返還請求を怠る事実	政務活動費の返還請求	R5. 2. 24	1		希望せず	認容	政務活動費のうち、事務所費の賃 借料として充当した額の返還を請 求することを勧告する。	R5. 4. 20	F	無		
愛知県	議会 事務局長	違法・不当に政務活動費の返還請求を怠る事実	政務活動費の返還請求	R5. 2. 24	1		希望せず	認容	政務活動費のうち、当該県外活動 に係る調査研究費として充当した 額の返還を請求することを勧告す る。	R5. 4. 20	F	無		
1	19件										有無	2件 17件		
三重県	知事	公園施設設置に係る使用料を徴収してい ない	違法に徴収を怠っている公園施設設置使 用料の徴収等	R4. 1. 28	3	R4. 2. 25		取下げ		R4. 2. 22	A	無		
三重県	教育委員会	特殊勤務手当 (部活動指導) の支出	違法又は不当に支出している特殊勤務手 当の返還等	R4. 7. 11	1			却下	事実証明書が添付されていない。	R4. 9. 5	D	無		
三重県	教育長、 学校長	駐車場(県立稲生高校)の利用料を徴収 していない	違法又不当に徴収を怠っている駐車場の 利用料の徴収等	R4. 10. 4	1	R4. 11. 8		棄却	施設使用料等の徴収を怠っている 事実に当たるとは認めらない。	R4. 11. 28	Е	無		
三重県	教育長、 学校長	県立学校の施設又は駐車場の利用料等を 徴収していない	違法又不当に徴収を怠っている施設又は 駐車場の利用料の徴収、教職員の人件費 の返還等	R4. 10. 4	1	R4. 11. 8		棄却	施設使用料等の徴収を怠っている 事実に当たるとは認められず、教 職員への給与の支払いは違法又不 当な公金の支出と認められない。	R4. 11. 28	Е	無		

			請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様ア対項	住民訴訟 提起の 有無	様の対なる	備考
三重県	教育委員会	特殊勤務手当(部活動指導)の支出	違法又は不当に支出している特殊勤務手 当の返還等	R4. 11. 21	1			却下	事実証明書が添付されていない。	R5. 1. 11	D	無		
三重県	教育委員会	三重県中体連理事長である教職員の人件 費の支出	教職員の人件費の返還等	R4. 11. 21	1	R4. 12. 20		棄却	教職員への給与の支払いは違法又 不当な公金の支出と認められな い。	R5. 1. 11	Е	無		
三重県	教育長、 学校長	県立学校の施設又は駐車場の利用料等を 徴収していない	違法又不当に徴収を怠っている施設又は 駐車場の利用料の徴収、教職員の人件費 の返還等	R5. 2. 20	1	R5. 3. 15		棄却	施設使用料等の徴収を怠っている 事実に当たるとは認められず、教 職員への給与の支払いは違法又不 当な公金の支出と認められない。	R5. 4. 17	Е	無		監査結果等の通知を 行ったのは令和5年 度
三重県	教育長	県立学校2校に係る産業医への謝礼 (報酬) の支出	違法又は不当に支出している謝礼 (報酬) の返還等	R5. 3. 2	1			却下	違法性又は不当性が具体的に示されていない。	R5. 4. 17	D	無		監査結果等の通知を 行ったのは令和5年 度
計	8件										有無	0件 8件		
滋賀県	知事	訴訟に関連して行われた種々の行為等が 違法であること	請求対象行為の違法確認等	R3. 7. 28	1			却下	財務会計上の行為ではない。	R3. 9. 9	С	無		
滋賀県	知事	違法な指定管理料の支出	指定管理料の返還請求等を行うこと	R4. 1. 12	2	R4. 2. 14	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	当該支出に違法性はない (棄却) 請求期間を徒過している (却下)	R4. 3. 11	Е	有	1	
滋賀県	知事	違法な運営費の支出	運営費の支出の一部差止めを行うこと	R4. 8. 8	1			却下	違法性が具体的かつ客観的に摘示 されていない。	R4. 9. 6	D	無		
滋賀県	知事	違法な政務活動費の支出	政務活動費の返還等を命じるよう勧告等 を行うこと	R4. 11. 1	2			却下	請求期間を徒過している。	R4. 11. 15	В	無		
滋賀県	知事	政務活動費の返還請求をしていないとい う不作為等が違法であること	政務活動費の返還等を命じるよう勧告等 を行うこと	R4. 11. 24	2			却下	請求期間を徒過している。	R4. 12. 5	В	無		
計	5件										有無	1件 4件		
京都府	知事	違法・不当な政務活動費の支出	会派及び府議会議員に対する政務活動費 の返還請求を行うこと。	R3. 4. 15	3	R3. 5. 12	辞退	棄却	請求人の主張には理由がない。	R3. 6. 10	Е	無		
京都府	知事	違法・不当な損害賠償事件の公訴に関す る費用の支出	職員出張旅費及び弁護士報酬の返還請求 を行うこと。	R4. 2. 21	1	R4. 3. 11	口頭陳述	棄却	請求人の主張には理由がない。	R4. 4. 12	Е	無		
京都府	知事	違法・不当な国葬儀への参列に際しての 公金の支出	知事及び議長の旅費等の支出を差し止め ること。	R4. 8. 19	8	R4. 9. 9	口頭陳述	棄却	請求人の主張には理由がない。	R4. 9. 22	Е	無		
京都府	知事	違法・不当に漁港の占用料を徴収を怠る 事実	占用許可をして占用料を徴収し、過去5年 の占用料相当額の返還請求を行うこと。	R5. 1. 5	1	R5. 1. 31	口頭陳述	棄却	請求人の主張には理由がない。	R5. 3. 3	Е	無		
計	4件										有無	0件 4件		
大阪府	知事	違法・不当な公金の支出	政務活動費の違法不当な支出に係る不当 利得返還請求	R3. 6. 25	1	R3. 7. 16	請求人欠席	棄却	当該支出に違法性・不当性は認められない。	R3. 8. 24	Е	無		

			請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の応号	備考
大阪府	関係職員	違法・不当な契約及び公金の支出	動物の保管等委託料に係る支出の損害賠 償請求及び知事の辞職、職員の懲戒免職 処分の措置請求	R3. 10. 25	2	R3. 11. 19	口頭陳述	棄却	当該契約及び支出に違法性・不当 性は認められない。	R3. 12. 21	Е	無		
大阪府	議長	違法・不当な公金の支出	国葬に関連する公金支出の差止請求	R4. 8. 19	7	R4. 9. 2	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性・不当性は認められない。	R4. 9. 21	Е	無		
大阪府	関係職員	違法・不当な公金の支出	各種検定料に係る不正行為の情報公開及 び弁償等の措置請求	R4. 12. 9	1			却下	財務会計上の行為又は怠る事実に 該当しない。	R4. 12. 22	С	無		
大阪府	教育長	公金の支出の不作為	時間外手当の追給に係る遅延損害金精算 等の措置請求	R5. 2. 17	1			却下	監査の対象となる行為等が現に府 に損害を与えたものであるとはい えない。	R5. 3. 16	D	無		
計	5件										有無	0件 5件		
兵庫県	知事	違法・不当な財産の管理・処分、 財産の管理を怠る事実	①警察署から引き取った所有者不明の 大・猫を殺処分または譲渡したこと ②殺処分費用を知事から県に返還させて いないこと ③違法な処分行為の防止、是正	R4. 5. 6	3	R4. 6. 16	口頭陳述		①法律及び条例に基づく手続に違背していない。 ②法律及び条例に基づく手続に違背していないことから県に損害は発生していないことから県に損害は発生していない。 ③所有者不明の犬・猫の殺処分又は譲渡処分が犯罪であるかどうかは監査の対象外。	R4. 7. 5	Е	有	1	
兵庫県	警察本部長	違法・不当な財産の管理・処分、 財産の管理を怠る事実	①警察署会計課が所有者不明の犬・猫を動物愛護センターへ引き渡したこと ②①により県が被った損害を返還させていないこと ③違法な処分行為の防止、是正	R4. 5. 6	3	R4. 6. 16	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	①法律及び条例に基づく手続に違背していない。 ②法律及び条例に基づく手続に違背していないことから県に損害は発生していない。 ③所有者不明の犬・猫の殺処分又は譲渡処分が犯罪であるかどうかは監査の対象外。	R4. 7. 5	Е	有	1	
兵庫県	知事	違法・不当な契約の締結と委託料の支出	不当な請求により支出した業務委託料を 県に返還させること。	R4. 6. 8	1			取下げ		R4. 6. 21	A	無		
兵庫県	知事	違法・不当な協力金の支出	営業実態のない飲食店への協力金とその 利子分を県に返還させること。	R4. 8. 2	1			却下	県の執行機関又は職員による違法 又は不当な財務会計上の行為につ いて言及していない。	R4. 8. 16	С	無		
兵庫県	知事及び 議長	違法な公金の支出	違憲・違法な国葬儀に参列する費用の差 し止め	R4. 8. 19	51	R4. 9. 13	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	①国葬儀へ参列するかどうかは地 方公共団体の事務に属するものと して、知事または議長の裁量と考 えられるため、これに関連する公 費を支出することは違法、不当で はない。 ②国葬儀の開催が違憲、違法であ るかどうかは監査の対象外。	R4. 9. 21	Е	無		
兵庫県	知事及び議長	違法な公金の支出	違憲・違法な国葬儀に参列する費用の差 し止め	R4. 9. 5	60	R4. 9. 13	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	①国葬儀へ参列するかどうかは地 方公共団体の事務に属するものと して、知事または議長の裁量と考 えられるため、これに関連する公 費を支出することは違法、不当で はない。 ②国葬儀の開催が違憲、違法であ るかどうかは監査の対象外。	R4. 9. 21	Е	無		

			請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様式 アの応 項目	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウ 対応 番号	備考
兵庫県	知事及び 議長	違法な公金の支出	違憲・違法な国葬儀に参列する費用の差 し止め	R4. 9. 7	3	R4. 9. 13	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	①国葬儀へ参列するかどうかは地 方公共団体の事務に属するものと して、知事または議長の裁量と考 えられるため、これに関連する公 費を支出することは違法、不当で はない。 ②国葬儀の開催が違憲、違法であ るかどうかは監査の対象外。	R4. 9. 21	E	無		1名取下げ
兵庫県	知事及び 議長	違法な公金の支出	違憲・違法な国葬儀に参列する費用の差 し止め	R4. 9. 9	15	R4. 9. 16	口頭陳述 (当日欠席)	一部棄却 ・一部却下	①国葬儀へ参列するかどうかは地 方公共団体の事務に属するものと して、知事または議長の裁量と考 えられるため、これに関連する公 費を支出することは違法、不当で はない。 ②国葬儀の開催が違憲、違法であ るかどうかは監査の対象外。	R4. 9. 21	Е	無		
兵庫県	知事	違法・不当な協力金の支出、 財産の管理を怠る事実	営業実態の確認をしないまま支給した飲食店への協力金とその利子分を県に返還させること。	R4. 9. 27	1	R4. 11. 4	口頭陳述	棄却	協力金の支給及び返還手続について、国の運用、県の支給要綱及び 実施要領等に従い処理しており、 法令等に違背する点は認められな かった。	R4. 11. 22	Е	無		
兵庫県	知事	不当な契約の締結と委託料の支出	不当な請求により支出した業務委託料を 県に返還させること。	R4. 11. 24	1	R4. 12. 16	口頭陳述 (当日欠席)	棄却	業務委託契約は適切に締結され、 支払に当たっては、委託業者から 提出された月次業務評価報告書が 適正であることを確認した上で処 理されており不当であるとはいえ ない。	R5. 1. 19	Е	無		
計	10件										有無	2件 8件		
奈良県	知事	違法な契約の締結(合理的な理由もなく 分割し随意契約により発注した)	知事、校長及び受注者に対して損害賠償 請求を行うこと	R3. 4. 20	6	R3. 5. 19	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R3. 6. 17	Е	有	1	
奈良県	知事	違法な賠償金の支出 (国家賠償法の要件 を満たしていない)	知事に賠償金を返還する措置を求める	R4. 9. 7	1	R4. 10. 12	口頭陳述	棄却	国家賠償法の要件を満たしている。	R4. 11. 4	Е	無		
奈良県	知事	違法な公金の支出	知事、議会議長に対して、公金の支出差 し止め又は停止を求める	R4. 9. 15	64	R4. 10. 12	口頭陳述	棄却	違法、不当な点は認められなかっ た。	R4. 11. 10	Е	有	2	
奈良県	知事	違法な公金の支出 (工事の必要性が不明確で違法な支出)	知事、土木事務所長及び受注者に対し損 害賠償をするよう求める	R4. 10. 21	6	R4. 11. 9	口頭陳述	棄却	違法、不当な点は認められなかっ た。	R4. 12. 15	Е	無		
計	4件										有無	2件 2件	/	
和歌山県	知事	違法・不当な保険料の支出	違法・不当な保険料過払い分の返還請求	R5. 3. 15	1			取下げ		R5. 4. 13	A	無		
計	1件										有無	0件 1件	/	
鳥取県	知事	違法・不当な公金の支出、予定地に産廃 施設を設置することはできない	支出を差し止め、県が被った損害を補填 するために知事又は職員が必要な措置を 講ずること	R4. 4. 6	10	R4. 4. 25	口頭陳述	一部棄却 ·一部却下	・県が補助金を交付することに違 法又は不当性は認められない・県 の監査の権限は及ばない	R4. 5. 20	Е	有	1	
鳥取県	知事	違憲・違法な公金の支出	公金の支出を差し止めること	R4. 9. 21	9	R4. 10. 25	口頭陳述	棄却	知事及び議長の国葬への出席は違 法な行為とは言えない	R4. 11. 14	Е	有	2	

			請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様の応用	住民訴訟 提起の 有無	様式の対応番号	備考
鳥取県	知事	不法行為による損害賠償	職員人件費などを知事に請求すること	R4. 12. 28	1			却下	請求の要件を欠く	R5. 1. 31	С	無		
鳥取県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請 求を行うこと	R3. 6. 28	1			却下	請求の要件を欠く	R3. 7. 19	С	無		
計	4件										有無	2件 2件		
岡山県	知事	違法な補助金の支出	違法に支出された補助金の返還	R4. 3. 14	2	R4. 4. 14	口頭陳述	棄却	請求には理由がない。	R4. 4. 28	Е	無		
計	1件										有無	0件 1件		
広島県	知事	議長車の購入	議長車の購入に支出した金額を返還する こと	R3. 12. 8	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 1. 17	В	無		
広島県	知事	違法な契約の締結、委託業務の不履行	相手方から委託料を返還させること	R4. 6. 13	1	R4. 7. 15	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はなく、業務を 適正に履行している。	R4. 8. 10	Е	有	1	
広島県	知事、議長	国葬儀への知事・議長出席・参列に係る 公費支出	国葬儀は違憲・違法であり、公費支出の 差し止め又は返還をすること	R4. 9. 5	12	R4. 9. 21	口頭陳述	棄却	国葬儀の違憲性・違法性は監査の 対象ではない。 知事・議長の出席は社交儀礼上の 行為であり、公費の支出は知事・ 議長の裁量の範囲内である。	R4. 9. 26	E	有	2	
広島県	知事	不適正な補助金の支出	不適正な補助金の支出について調査し、対応すること	R5. 2. 9	1			却下	請求人は広島県民ではない。 事実証明書が添付されていない。 請求期間を徒過している。	R5. 3. 15	В	無		
広島県	知事	不適正な補助金の支出	不適正な補助金の支出について調査し、対応すること	R5. 2. 9	1			却下	請求人は広島県民ではない。 事実証明書が添付されていない。 請求期間を徒過している。	R5. 3. 15	В	無		
広島県	知事	不適正な補助金の支出	不適正な補助金の支出について調査し、 対応すること	R5. 2. 15	1			取下げ			A	無		
広島県	知事	違憲・違法な補助金の支出	違憲・違法な補助金支出の差し止め	R5. 2. 25	1			棄却	請求人が主張する違法・不当な事 実が確認できない。	R5. 4. 28	Е	無		陳述希望なし
広島県	知事	県契約規則に反した設計及び予定価格の 決定に基づく契約の締結	相手方から委託料を返還させること	R5. 3. 3	1	R5. 3. 27	口頭陳述	棄却	県契約規則に反した設計及び予定 価格の決定とは認められない。	R5. 4. 28	Е	無		
広島県	教育長	NPO法人との取引についての違法・不当な 弁護士調査費用及び官製談合防止法違反 違法、不当なタクシー代支出	NPO法人との取引及び弁護士調査に要した 経費、タクシー代について損害賠償する こと	R5. 3. 7	10	R5. 3. 29	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	県に損害が発生しているとは認め られない。 一部請求期間を徒過している。	R5. 4. 28	Е	無		
広島県	教育長	違法な交通費の支出	違法な交通費を返還させること	R5. 3. 15	1			却下	財務会計上の行為の違法性等の摘 示がない。	R5. 4. 28	D	無		
計	10件										有無	2件		
山口県	知事	知事に対する違法な公金支出 (議長等の 招集旅費の支給)	支出した公金の返還	R3. 5. 26	7	R3. 6. 9	口頭陳述	一部棄却 •一部却下	請求人の主張に理由がない。 ・請求期間を徒過している。	R3. 7. 20	Е	無		

		•	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様式 アの 対応 項目	住民訴訟 提起の 有無	様 ウ 対番	備考
山口県	知事	知事に対する違法な公金支出 (知事等の 国葬参列)	公金の支出の差止め	R4. 9. 20	1			却下	違法又は不当な財務会計上の行為 が認められないことから、請求の 要件を満たしていない。	R4. 10. 18	С	無		
山口県	知事	知事に対する違法な公金支出 (知事の県 民葬の開催)	公金の支出の差止め	R4. 9. 20	1			却下	違法又は不当な財務会計上の行為 が認められないことから、請求の 要件を満たしていない。	R4. 10. 18	С	無		
山口県	知事	知事に対する違法な公金支出 (知事の県 民葬の開催)	公金の支出の差止め	R4. 9. 22	2			却下	違法又は不当な財務会計上の行為 が認められないことから、請求の 要件を満たしていない。	R4. 10. 18	С	無		
山口県	知事	知事に対する違法な公金支出 (知事等の 国葬の参列)	支出した公金の返還	R5. 1. 11	566			却下	違法又は不当な財務会計上の行為 が認められないことから、請求の 要件を満たしていない。	R5. 2. 7	С	有	1	
山口県	知事	知事に対する違法な公金支出 (知事の県 民葬の開催)	支出した公金の返還	R5. 1. 11	557			却下	違法又は不当な財務会計上の行為 が認められないことから、請求の 要件を満たしていない。	R5. 2. 7	С	有	2	
山口県	知事	知事等に対する違法な公金支出 (知事等 の護国神社参拝)	支出した公金の返還	R5. 3. 9	12			却下	違法又は不当な財務会計上の行為 が認められないことから、請求の 要件を満たしていない。	R5. 3. 28	С	有	3	
計	7件										有無	3件 4件		
徳島県	知事	違法な公金の支出	違法に支出された公金の返還	R3. 4. 16	1			取下げ	請求人の都合による	R3. 4. 27	A	無		
徳島県	知事	違法な公金の支出	違法に支出された公金の返還	R3. 5. 11	1			却下	違法性又は不当性を具体的かつ客 観的に摘示したものとは言えな い。	R3. 6. 11	D	無		
徳島県	知事	違法な公金の支出	違法に支出された公金の返還	R3. 6. 21	1			却下	違法性又は不当性を具体的かつ客 観的に摘示したものとは言えな い。	R3. 7. 16	D	無		
徳島県	知事、職員	違法な公金の支出	知事及び職員への損害賠償請求	R3. 6. 23	2			却下	県の財務会計行為ではない、違法 性又は不当性を個別的、具体的に 摘示しているものとはいえない、 期間徒過	R3. 7. 16	В	有	1	
徳島県	知事	損害賠償請求の不行使	知事及び職員への損害賠償請求を行うこと	R3. 8. 30	1			却下	違法な公金の支出に当たるかどう かを対象としている、違法又は不 当性を個別的、具体的に摘示して いるものとはいえない、期間徒過	R3. 9. 30	В	有	1	上記に共同訴訟参加
徳島県	職員	違法な公金の支出	事実確認の措置をとること、職員への損害賠償請求等必要な措置をとること	R4. 4. 4	1			却下	期間徒過	R4. 5. 9	В	有	2	
徳島県	知事	違法な公金の支出	・不当利得返還請求を行うこと若しくは 損害賠償請求 ・個別外部監査契約による監査を求める	R4. 5. 2	1			却下	・別の会計年度の事案とはいえ、同一機関、同一内容の財務会計行為で、かつ係属中の事案と認められる。 ・外部の者による判断を必要とする、あるいは専門的な知識や判断を必要とする事案ではない。	R4. 6. 6	D	無		
徳島県	1 - 1 4 - 1 - 1 - 1	違法な契約の締結(談合の疑いがあり県 に損害を与えている)	懲戒処分指針等に基づき、警察本部関係 者に対する適正な処分を求める	R4. 11. 6	1			却下	財務会計行為を特定しているとは いえない、違法性又は不当性につ いて、具体的かつ客観的に摘示し ているとはいえない	R4. 12. 13	С	無		
計	8件										有無	3件 5件		

			請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通 知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウが応 番号	備考
香川県	知事	財産の管理を怠る事実(令和元年度の政 務活動費)	県議会議員に対する政務活動費の返還請 求を行うこと	R3. 6. 28	2	R3. 8. 10	口頭陳述	一部棄却 •一部却下	主張には理由がないものと判断	R3. 9. 7	Е	無		
香川県	知事	違法又は不当な公金の支出(裁判に係る 着手金)	裁判に係る着手金を返還させることを求 める	R3. 8. 5	5			棄却	主張には理由がないものと判断	R3. 9. 28	Е	有	1	
香川県	公益財団法人 香川県 農地機構	業務内容が収支報告の内容から不適正	記載なし	R3. 8. 24	1			却下	財務会計上の行為でない	R3. 10. 18	С	無		
香川県	知事	財産の管理を怠る事実(令和2年度の政務活動費)	県議会議員に対する政務活動費の返還請 求を行うこと	R4. 6. 29	2	R4. 8. 9	口頭陳述	一部棄却 •一部却下	主張には理由がないものと判断	R4. 9. 7	Е	無		
香川県	知事	財産の管理を怠る事実(令和3年度の政務活動費)	県議会議員に対する政務活動費の返還請 求を行うこと	R5. 3. 14	2	R5. 4. 28	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	主張には理由がないものと判断	R5. 5. 26	Е	無		
計	5件										有無	1件 4件		
愛媛県	知事	違法な公金支出	県への委託料の返還を命じることを求めるほか、違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該事業の変更又は中止及び当該損害の補填その他の必要な措置を講ずることを求める。	R3. 4. 14	1			却下	請求期限を徒過している。	R3. 6. 9	D	無		
愛媛県	知事	違法な公金支出	県への委託料の返還を命じることを求めるほか、違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該事業の変更又は中止及び当該損害の補填その他の必要な措置を講ずることを求める。	R3. 4. 14	1			却下	一部請求期限を徒過しているほか、違法又は不当とする具体的根拠の適示がない。	R3. 6. 9	D	無		
愛媛県	知事	違法な公金支出	県への委託料の返還を命じることを求めるほか、違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該事業の変更又は中止及び当該損害の補填その他の必要な措置を講ずることを求める。	R3. 4. 14	1			却下	違法又は不当とする具体的根拠の 適示がない。	R3. 6. 9	D	無		
愛媛県	知事	違法な公金支出	県への委託料の返還を命じることを求めるほか、違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該事業の変更又は中止及び当該損害の補填その他の必要な措置を講ずることを求める。	R3. 4. 14	1			却下	違法又は不当とする具体的根拠の 適示がない。	R3. 6. 9	D	無		
愛媛県	知事	違法・不当な政務活動費の支出	県議会議員に対する政務活動費の返還請 求を行うこと。	R3. 4. 30	1			棄却	違法性又は不当な点は認められない。	R3. 6. 21	Е	有	1	
計	5件										有無	1件 4件		
高知県	知事	河川工事に伴って発生する土砂類の適法 な管理を怠った	土砂類の適法な管理を怠ったことによる 損害を回復すること	R3. 7. 14	4	R3. 8. 18	口頭陳述	棄却	財産の管理を怠った事実はない。	R3. 9. 10	Е	無		
高知県	知事 関係職員	違法な補助金の交付	知事及び関係職員の責任を明らかにする こと	R4. 7. 11	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 7. 29	В	無		
高知県	知事 県議会議長	違法な国葬儀への出席に関する公費の支 出	国葬儀出席に係る公費支出の差し止め又 は返還を行うこと	R4. 8. 24	1	R4. 9. 15	希望せず	棄却	国葬儀への参列に違法性はない。	R4. 10. 13	Е	無		

			請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
高知県	知事 県議会議長	違法な国葬儀への出席に関する公費の支 出	国葬儀出席に係る公費支出の差し止め又 は返還を行うこと	R4. 8. 29	3	R4. 9. 15	口頭陳述	棄却	国葬儀への参列に違法性はない。	R4. 10. 13	Е	有	1	
高知県	知事 関係職員	知事の違法行為による災害に対する山地 災害防止事業の実施	公金を支出しない形で山地災害防止工事 を実施すること	R5. 2. 15	1	R5. 3. 24	口頭陳述	棄却	災害の原因に違法性はない。	R5. 4. 14	Е	無		
高知県	警察本部 会計課	被疑者が破損した飲酒検知管の弁済を受 け付けていない	被疑者が破損した飲酒検知管について弁 済を受領すること	R5. 3. 16	1			却下	使用済みの飲酒検知管は財産に該 当しない。	R5. 3. 24	С	無		
高知県	担当課	違法な契約の締結 (辞退の要請)	損失補填などの正当な措置をとること	R5. 3. 16	1			却下	実行委員会による契約は県の財務 会計上の行為ではない。	R5. 3. 24	С	無		
∄ -	7件										有無	1件 6件		
福岡県	知事	違法な工事契約の締結	前払金の返還請求を行うこと等	R3. 4. 26	1	R3. 5. 20	口頭陳述	棄却	単年度工事を翌年度に繰り越すこ とに違法性はない。	R3. 6. 22	Е	無		
福岡県	知事	・工事の違法又は不当な繰越し ・違法な工事契約の締結(上段の請求者 による同一内容の請求)	前払金の返還請求を行うこと等	R3. 7. 2	1	R3. 7. 26	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	【乗却理由】 繰越手続は違法又は不当とは言えない。 【却下理由】 同一住民が先に監査請求の対象と した財務会計上の行為を対象とする監査請求である(上段の請求者 による同一内容の請求)。	R3. 8. 31	E	無		
福岡県	知事	違法又は不当な工期変更、変更契約の締 結	変更請負契約額に係る損害を補填すること	R4. 3. 9	1			棄却	工期変更、変更契約等は違法又は 不当とはいえない。	R4. 4. 26	Е	有	1	
福岡県	知事	違法な公金の支出	精神医療審査会の運営に対する公金支出 の一部を差し止めること	R4. 6. 2	1			却下	住民監査請求の対象となる違法又 は不当な財務会計上の行為を個別 具体的に摘示していない。	R4. 7. 11	D	無		
福岡県	知事	委託契約に基づかない違法又は不当な委 託料の支出	返還請求権の行使等の必要な措置を行うこと	R5. 1. 16	1			棄却	当該支出は違法又は不当とは言え ない。	R5. 3. 15	Е	無		
福岡県	知事	委託契約に基づかない違法又は不当な委 託料の支出	返還請求権の行使等の必要な措置を行うこと	R5. 1. 16	1			棄却	当該支出は違法又は不当とは言えない。	R5. 3. 15	Е	無		
福岡県	知事	県有地の違法な使用	県有地を違法に市道敷として使用させて いることの取消しを求めること	R5. 1. 30	2			却下	財務会計上の行為には当たらない。	R5. 2. 27	С	無		
福岡県	知事	市が行った違法な国土調査、分筆登記	市が国土調査に基づき行った違法な分筆 登記の取消しを求めること	R5. 1. 30	2			却下	財務会計上の行為には当たらない。	R5. 2. 27	С	無		
計	8件										有無	1件 7件		
佐賀県	知事	違法・不当な公金の支出	チラシ印刷代の返還と再発防止措置を行うこと	R4. 5. 16	1	R4. 6. 23	口頭陳述	棄却	措置の必要を認めない。	R4. 7. 8	Е	無		
計	1件										有無	0件 1件		
長崎県	知事	違法・不当な業務委託契約の締結及び公 金の支出	委託契約の締結の防止若しくは業務委託 費支払いの防止を求める	R4. 6. 2	8	R4. 6. 30	口頭陳述	棄却	請求人の主張に理由がない。	R4. 8. 1	Е	有	1	

		•	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
長崎県	知事	違法・不当な公金の支出	違法な公金の支出等について損害の補填 等を求める	R5. 2. 24	1			却下	請求の要件を満たしていない。	R5. 3. 17	D	無		
∄ +	2件										有無	1件 1件		
大分県	知事	違法・不当な公金の支出 (委託金額の妥当性を欠く)	委託契約金の全額を返還させること	R3. 5. 25	1			却下	請求人が違法・不当と考える理 由が一部しか記載されていない。 請求の要旨を裏付けるものと客 観的に認められる事実を証する書 面が不足している。	R3. 6. 15	D	有		
大分県	知事	債権管理を怠る事実(求償権の行使等)	関係職員等に求償すること	R3. 12. 8	1	R3. 12. 27	口頭陳述	棄却	請求に理由がない。	R4. 2. 7	Е	有	1	
大分県	大分県 豊肥振興局長	違法・不当な公金の支出(偽造された証拠書類に基づく妥当性を欠く補助金支出)	県及び市に二重請求している補助金を返 還させること	R4. 3. 23	1	R4. 4. 25	口頭陳述	棄却	請求に理由がない(監査中に交付決定が取り消され、補助事業者から補助金の全額が返還されたため、県に損害があるとは言えない)。	R4. 5. 25	Е	有		
大分県	知事ほか 関係職員	①債権管理を怠る事実(違法採取分の海 岸の土砂採取料の請求) ②財産管理を怠る事実(海岸管理、自然 公園管理、違法工作物撤去等)	①採取許可の取消、担当者の人事異動、 違法採取者への土砂採取料の追加請求及 び罰金の徴収等をすること ②漁港の違法な工作物、構築物等を撤去 させる原状回復命令を出すこと	R4. 10. 19	1			却下	住民監査請求の対象となるとなる財務会計行為が特定されていない。 (住民監査請求の対象外(県管理 漁港でない等)	R4. 11. 24	С	無		
大分県	関与した 職員	交付金に係る請求	補助金適正化法違反による国庫返納による損害が発生しているので、関与した職員に対し、国庫返納相当額を求償すること	R5. 1. 26	1			却下	住民監査請求の対象となるとなる 行為が特定されていない。	R5. 2. 22	С	無		
大分県	知事	違法・不当な公金の支出(①妥当性を欠く委託金額の支出、②過去に補助金の不正請求を行ったことがある者に対する補助金交付決定の取消し)	①委託事務について、実際に支払った額より高い金額を支払ったように装い、着服した差額分の返還を求めること ②過去にA補助金の不正請求を行ったことがある者に対するB補助金の交付決定を取り消すこと	R5. 2. 6	1	R5. 3. 16	口頭陳述	棄却	請求に理由がない。	R5. 4. 6	E	無		住民訴訟が提起 されたかどうか 回答日時点では 不明
計	6件										有無	3件 3件		
宮崎県	知事	違法・不当な委託料の支出	委託料が適正に使われているか確認し是 正させること	R3. 12. 6	1	R4. 1. 5	口頭陳述	一部棄却 •一部却下	・当該支出は違法・不当な公金支 出に当たらない。 ・請求の一部は請求期間を徒過し ている。	R4. 2. 4	Е	無		
宮崎県	知事	軽油引取税の賦課徴収を怠る事実	相手方に対する軽油引取税の賦課徴収、 罰金の徴収、行政処分及び刑事告訴を求 める。	R4. 12. 14	1	R5. 1. 13	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	・県の対応は公金の賦課徴収を怠る事実には当たらない。 ・請求の一部は公金の賦課徴収に 関係がなく請求要件を満たしていない。	R5. 2. 10	E	有	1	
計	2件										有無	1件 1件		
鹿児島県	知事	職員への不当な給与支払	県外からの産業廃棄物の搬入を止めるこ と	R3. 8. 4	13			却下	財務会計上の行為の直接の要件と して認められない。	R3. 8. 23	С	無		
鹿児島県	知事	公益法人の違反行為	職員への給与支払及び公益法人への補助 金支払を止めること	R3. 9. 28	13			却下	財務会計上の行為の直接の要件と して認められない。	R3. 10. 12	С	無		

			請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウ 対応 番号	備考
鹿児島県	教育委員会	財産の管理	財産の管理を怠る事実があったこと	R5. 3. 14	1			却下	事実及びその違法性・不当性が具体的に示されているとは認められない。	R5. 3. 27	D	無		
**************************************	3件										有無	0件 3件		
沖縄県	知事	財産の管理を怠る事実(損害賠償請求権 を行使しないことの違法の是正)	相手方に対する損害賠償請求を行うこと	R3. 6. 4	9			却下	請求事項を特定できる程度の具体 性なし	R3. 7. 16	D	有	1	
沖縄県	知事及び 教育委員会	違法な公金の支出(違法な行為を前提と してされた給与の支給)等	知事に対する損害賠償請求等	R3. 7. 21	19			却下	請求事項を特定できる程度の具体 性なし	R3. 9. 7	D	無		
沖縄県	知事	違法な財産の管理(違法な使用許可による使用料の減額)	相手方に対する不当利得の返還請求を行うこと	R3. 8. 27	426			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R3. 10. 12	С	無		
沖縄県	知事及び 教育委員会	違法な公金の支出(委託料の支出額と受 託者の事業報告書記載の支出額の乖離額 の返還)等	相手方に対する委託料の返還請求を行う こと等	R3. 11. 17	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 12. 23	В	無		
沖縄県	知事	違法な公金の支出(委託料の支出額と受 託者の事業報告書記載の支出額の乖離額 の返還)等	相手方に対する委託料の返還請求を行うこと	R4. 1. 5	1			却下	請求事項を特定できる程度の具体 性なし	R4. 2. 15	D	無		
沖縄県	知事	違法な財産の管理(違法な使用許可による使用料の減額)	相手方に対する不当利得の返還請求を行うこと	R4. 2. 7	8			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R4. 3. 17	С	無		
沖縄県	知事	違法な公金の支出の差止め (国葬への参列・出席に関する公金の支出)	公金の支出の差し止め	R4. 9. 13	61	R4. 10. 3	口頭陳述	一部棄却 •一部却下	違法・不当な財務会計行為でない。	R4. 10. 14	E	無		
沖縄県	知事	財産の管理を怠る事実の是正(使用許可を得ないで使用した期間の使用料の徴収及び過料を科すこと。)	知事に対して使用料を遡って徴収するこ と及び過料を科すこと。	R4. 11. 11	23			却下	財産の管理を怠る事実がないこと 及び過料を科することは財務会計 上の行為に該当しない。	R4. 12. 23	С	無		
11 h	8件										有無	1件 7件		
合計	249件										有無	54件 195件		

ウ 法第242条の2による住民訴訟が提起された場合

	ウ 法第24	2条の2による住民訴訟が提起			訴えの	の理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した		み)	公費負	
番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	告員	不服がある場合機関又は職員の措置に議会、長その他の執行	告を法定期間内に行わ 監査委員が監査又は勧	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求同項第2号	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12現基請対支い状第のにくにる	訴訟の係属状況等
-	北海道	知事に対して、政務活動費に係る 道議への不当利得返還請求を行う ことを求めるもの	Н30. 4. 26	0							0			0		0	R2. 6. 25札幌地裁一部認容、一部棄却 R3. 4. 15札幌高裁原判決変更 R3. 10. 19最高裁上告受理申立不受 理決定
-		知事が行った河川占用許可処分の 取消し及び十勝総合振興局長が河 川用地内の工作物の撤去を求めな いことが違法であることの確認を 求めるもの	R2. 11. 25	0					0	0		0					R3. 6. 30札幌地裁訴之却下 R3. 12. 17札幌高裁控訴棄却
1	北海道	知事に対して、政務活動費に係る 道議への不当利得返還請求を行う ことを求めるもの	R4. 3. 3	0							0						現在、札幌地裁係属中
2	北海道	知事に対して、道所有の建物の解 体に係る公金支出の差止めの請求	R4. 7. 25	0				0									R4.12.20札幌地裁一部棄却、一部 却下 現在、札幌高裁係属中
3	北海道	知事に対して、知事及び道議長の 旅費に係る不当利得返還請求を行 うことを求めるもの	R4. 11. 18	0							0						現在、札幌地裁係属中
	計	5件		5件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	3件	1件	0件	1件	0件	1件	
-		知事に対して、海外派遣旅費に係る県議への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R1. 12. 26	0							0		0				R3.9.24青森地裁請求棄却 R4.3.17仙台高裁控訴棄却
-	青森県	知事に対して、政務活動費に係る 県議への不当利得返還請求を行う ことを求めるもの	R2. 9. 23	0							0			0		0	R5. 2. 10青森地裁原告一部勝訴
	計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	1件	0件	1件	
1	宮城県	知事に対して、復元船の解体に関 する公金の支出及び契約締結等の 差止めの請求	R3. 6. 23	0				0					0				R4.9.27仙台地裁請求棄却
2	宮城県	県は請負業者に対し業務委託契約 の代金減額500万円を請求すること を求めるもの	R4. 3. 24	0						0	0						現在、仙台地裁係属中
3	宮城県	知事に対して、堤防の管理に怠る 事実があることを確認する	R4. 9. 6	0						0							現在、仙台地裁係属中
	計	3件		3件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	

						の理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>の</i> 定した		み)	公費負	
番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	機関又は職員の措置に議会、長その他の執行	告を法定期間内に行わ 監査委員が監査又は勧	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求 同項第2号	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支い(項定ではより)	訴訟の係属状況等
	秋田県	①補助金 (1,000万円) の返還請求 をしないことの違法確認、②補助 金の不当利得返還請求	Н30. 6. 11	0						0	0		0				R3.10.29秋田地裁請求棄却 R4.4.27仙台高裁秋田支部控訴棄却
-	秋田県	①補助金(1,000万円)の返還請求 をしないことの違法確認、②補助 金の不当利得返還請求	Н30.8.6	0						0	0		0				R3.10.29秋田地裁請求棄却 (上記1件目の事件と併合) R4.4.27仙台高裁秋田支部控訴棄却
_	秋田県	①補助金(1,000万円)の返還請求 をしないことの違法確認、②補助 金の不当利得返還請求	R2. 11. 27	0						0	0		0				R3.10.29秋田地裁請求却下 (上記1件目の事件と併合) R4.4.27仙台高裁秋田支部控訴棄却
	計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	3件	0件	3件	0件	0件	0件	
1	山形県	知事に対して、政務調査費及び政 務活動費に係る県議への不法行為 に基づく損害賠償請求又は不当利 得に基づく返還請求を行うことを 求めるもの	R5. 2. 21	0							0						現在、山形地裁係属中
_	山形県	知事に対する山形県議会議員政務 調査費の返還請求	H24. 6. 22	0							0		0				R3. 12. 14山形地裁 原告一部勝訴 R4. 7. 14仙台高裁 原告控訴棄却 R4. 7. 29確定
	計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	0件	0件	0件	
1	福島県	知事に対し、重過失のあった職員 に対する損害賠償請求を怠る違法 確認及び損害賠償請求権行使請求 事件	R4. 12. 25	0						0	0						現在、福島地裁係属中
2	福島県	知事に対し、事業者への瑕疵担保 責任及び債務不履行による損害賠 償請求を怠る違法確認請求事件	R5. 2. 13	0						0							現在、福島地裁係属中
3	福島県	知事に対し、不法行為(収賄)に よる元職員への損害賠償請求を怠 る違法確認請求事件	R5. 4. 18	0						0							現在、福島地裁係属中
	計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
1	茨城県	新最終処分場周辺道路の整備に係る公金の支出が違法であるとして、知事の公金の支出の差止めを 求める請求	R3. 9. 24	0				0									現在、水戸地栽係属中

					訴えの理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した		み)	公費負	
番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	不服がある場合会、長その他の執会、長その他の執	が聞る	による請求 第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支い状第のにくにるいい。	訴訟の係属状況等
-	茨城県	県議会会派による政務活動費の支出の一部が違法であるとし、その違法な支出に係る金員(81,725,546円)を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求める請求	H27. 4. 3	0						0			0			R5. 3. 9水戸地裁原告一部勝訴
-	茨城県	県議会会派による政務活動費の支出の一部が違法であるとし、その違法な支出に係る金員(1,219,873円)を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求める請求	Н30. 8. 21	0						0			0			R3.7.16水戸地裁原告一部勝訴
-	茨城県	工事事務所長による工事費請負代 金の支出が違法であるとし、当該 支出額 (199,937円) について、工 事事務所長等に賠償命令等をする ことを知事に対して求める請求	Н30. 11. 1	0						0		0				R2.11.27水戸地裁請求棄却 R3.7.5東京高裁控訴棄却
-	茨城県	県議会会派による政務活動費の支出の一部が違法であるとし、その違法な支出に係る金員(7,896,182円)を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求める請求	R1. 6. 20	0						0		0				R4.11.17水戸地裁請求棄却
-	茨城県	大猫の殺処分に係る公金の支出が 違法であるとして、知事の公金の 支出の差止めを求める請求	R1. 7. 9	0			0				0	0				R3.6.18水戸地裁請求却下及び請求 棄却 R3.12.16東京高裁請求却下及び請 求棄却
-	茨城県	県議会会派による政務活動費の支出の一部が違法であるとし、その違法な支出に係る金員(488,302円)を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求める請求	R2. 7. 30	0						0		0				R4.11.25水戸地裁請求棄却
	計	7件		7件	0件)件 0件	2件	0件	0件	5件	1件	4件	2件	0件	0件	
-	栃木県	会派が交付を受けた政務活動費 (平成25(2013)年度分)の一部が 違法な支出であるとして、これに 相当する金員を不当利得として会 派に返還請求することを知事に対 して求めていたもの	H27. 8. 21	0						0			0		0	R2 (2020). 6. 18 宇都宮地裁請求一部認容 R3 (2021). 9. 8 東京高裁請求一部認容 R4 (2022). 6. 9 最高裁上告受理申立不受理

					訴えの	の理由			請求	事項		(確	訴訟の定した)結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日			合内で		による請求第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
-	栃木県	会派が交付を受けた政務活動費 (平成27(2015)年度分)の一部が 違法な支出であるとして、これに 相当する金員を不当利得として会 派に返還請求することを知事に対 して求めていたもの	H29. 9. 8	0							0			0		0	R2 (2020). 9, 30 宇都宮地裁請求一部認容 R4 (2022). 2. 25 東京高裁請求一部認容 R4 (2022). 10. 5 最高裁上告受理申立不受理
	計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	2件	0件	2件	
-	群馬県	知事に対し、残土量に見合う損害 賠償を請求	R1. 7. 4	0							0		0				R5. 3. 17前橋地裁請求棄却
_	群馬県	知事に対し、再任用職員に係る県 に生じた損害を回収するよう請求	R2. 4. 16	0							0		0				R4.9.7前橋地裁請求一部棄却(一部却下)
_	群馬県	知事に対し、森林環境保全整備事 業並びに復旧治山事業に係る補助 金の返還を請求	R3. 2. 24	0							0	0					R4. 3. 23前橋地裁請求却下
	≕	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	1件	2件	0件	0件	0件	
_	埼玉県	知事に対し、違法・不適切に支出 した政務活動費の返還をさせるこ とを求める住民訴訟	Н30.7.2	0							0		0				R3.10.27さいたま地裁請求 棄却 R4.11.16 東京高裁請求棄却
	計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	
-	千葉県	知事に対し、政務活動費に関し不 当利得返還請求することを求める 住民訴訟	H29. 4. 4	0							0		0				R2. 3. 27千葉地裁請求棄却 R3. 4. 23東京高裁控訴棄却 R3. 12. 9最高裁上告不受理
-	千葉県	知事に対し、調停和解によって免除した債権に関し損害賠償請求することを求める住民訴訟	H29. 8. 10	0							0		0				R4. 1. 28千葉地裁請求棄却 R4. 9. 8東京高裁控訴棄却 R5. 3. 3最高裁 上告棄却、上告不受理
-	千葉県	病院局勤務医師に対し、当該医師 に支給した給与等相当額を損害賠 償ないし不当利得返還するよう病 院局長に請求	R1. 5. 24	0						0	0	0	0				R3.4.13千葉地裁 請求一部却下一部棄却 R3.11.30東京高裁控訴棄却 R4.7.8最高裁 上告棄却、上告不受理
-	千葉県	15名の県会議員に対し支払った 旅費のうち、航空運賃の一部につ いて支給根拠がないものとして、 不当利得返還(合計11,706,750 円)をするよう知事に請求	R2. 7. 31	0							0		0				R4. 5. 20千葉地裁請求棄却 R5. 1. 17東京高裁控訴棄却

					訴えの				請求	事項		(確	訴訟 <i>の</i> 定した)結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行	合内杳	な負の	による請求第1項第1号	による請求同項第2号	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支い(現定ではでは) (現実が来す払い) (対策のにくにる) (対策のにくにる) (対策のにくにる) (対策のにくにる) (対策のにくにる) (対策のにくにも) (対策のにくにも) (対策のにくにも) (対策のにくにも) (対策のにくいる) (対策のにないる) (対策のにないないる) (対策のにないないる) (対策のにないないる) (対策のにないないる) (対策のにないないる) (対策のにないないる) (対策のにないないないないる) (対策のにないな	訴訟の係属状況等
1		知事に対する違法な補助金支出に 伴う損害金の請求	R4. 9. 25	0							0						千葉地裁係属中
	計	5件		5件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	5件	1件	4件	0件	0件	0件	
1	東京都	知事らは、東京都中学校英語スピーキングテスト事業に関して、 一切の公金を支出してはならない。	R4. 12. 8			0		0									現在、東京地裁係属中
2	東京都	・知事らは、某一般社団法人に対し、委託契約の委託料として不正に取得した金員(約108万円)を都に支払よう請求せよ。・知事らは、都の職員らに対し、金員(約108万円)を都に支払よう請求せよ。	R5. 2. 1	0							0						現在、東京地裁係属中
3	米 水 和	知事は、某マンション管理組合に 対し、不正に取得した耐震改修工 事の補助金(約1億9千万円)の返 還を請求せよ。	R4. 12. 8			0					0						R5. 2. 16東京地裁弁論終結 R5. 5. 18判決言渡し予定
4	東京都	・某労働組合役員に支給した給与 が、勤務時間中の組合活動に対す るものであるとして、当該支給の 違法確認を求めるとともに、当該 給与(200万円)の返還請求を求め る。 ・某自動車営業所のバス乗務員 は、本来行うべき業務を行ってい ないにもかかわらず、その分の給 与を減額していないとして、当該 給与支給の違法確認を求める。	R4. 3. 4	0						0	0						現在、東京地裁係属中
-	東京都	知事は、警視総監及び前警視総監 に対して、違法な公金の支出(沖 縄県に派遣した機動隊員の俸給) に係る金額(2億8121万702円)を 請求せよ。	H28. 12. 20	0							0	0	0				R1. 12. 16東京地裁請求却下・棄却 R3. 10. 29東京高裁控訴棄却 R4. 11. 16最高裁上告棄却・上告不 受理

					訴えの理				請求	事項		(確	訴訟の 定した)結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	告員	た 職そり場	告を法定期間内に行わ監査委員が監査又は勧	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求 第1項第1号	による請求	による請求 同項第3号	による請求 日	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
_	東京都	知事は、東京都内の市区町村、株式会社X及びその関係者らに対して、東京都が支出した介護保険給付及び介護扶助費用の負担分相当額について不当利得返還請求又は損害賠償請求を行え。	Н31.4.3			0					0	0	0				R4.3.23東京地裁請求却下・棄却 確定
-	東京都	知事は、東京都内の市区町村、株 式会社 X 及びその関係者らに対し て、東京都が支出した介護保険給 付及び介護扶助費用の負担分相当 額について不当利得返還請求又は 損害賠償請求を行え。	R1. 7. 23			0					0	0	0				R4.3.23東京地裁請求却下・棄却 確定
-	東京都	・知事は、株式会社X及びその関係者らに対して、サービス付高齢者向け住宅整備事業に係る補助金の支出(2671万9000円)を取り消せ。・知事が、上記Xらに対して、上記補助金の不当利得返還請求を怠っていることの違法確認・知事は、知事に対して、違法な公の支出に係る金額(上記Xらに対する上記補助金の支出)を請求せよ。	R2. 3. 24			0			0	0	0	0	0				R4. 4. 14東京地裁請求却下・棄却 確定
-	東京都	知事は、警視総監に対して、違法 な公金の支出(宗教法人Xに対す る雑踏警備費13万9461円)を請求 せよ。	R1. 9. 9			0					0	0	0				R3.2.18東京地裁請求却下・棄却 R3.10.20東京高裁控訴棄却 R4.6.14最高裁上告棄却・上告不受 理
_	東京都	知事に対する豊洲新市場予定地取 得に伴う損害金 (578億1427万8000 円) の請求	H24. 5. 24	0							0		0				R2. 7. 21東京地裁請求棄却 R3. 4. 9東京高裁控訴棄却 R3. 10. 26最高裁上告棄却・不受理
	計	10件		4件	0件	6件	0件	1件	1件	2件	9件	5件	6件	0件	0件	0件	
_	神奈川県	県有地の利活用事業の売買・賃貸 借契約締結及び一切の公金の支出 並びにその他の義務の負担の差止 を求めるもの	R1. 10. 18	0				0					0				R3. 5. 12横浜地栽請求棄却

					訴えの				請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した		み)	公費負	
番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	の 員の :	告を法定期間内に行わ 監査委員が監査又は勧	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求同項第2号	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払い)	訴訟の係属状況等
-	神奈川県	県有地の利活用事業の賃貸借契約 が地方自治法2条14項等に反して違 法であることを理由に知事の職に ある者に対する損害の請求を求め るもの	R2. 5. 14	0							0		0				R3. 5. 12横浜地裁請求棄却
-		宿泊療養施設として企業と締結した賃貸借契約及び、休業要請等に た賃貸借契約及び、休業要請等に 応じた事業者に対して支払う協力 金の支出が違法であるとして、知 事の職にある者に対する損害の請 求を求めるもの	R2. 10. 2	0							0	0					R3. 6. 16横浜地裁請求棄却 R4. 1. 19東京高裁請求棄却 R4. 2. 5最高裁請求却下
-	仲余川県	リニア新幹線事業に係る金員の支 払いが違法であるとして、知事の 職にある者に対する損害の請求を 求めるもの	R3. 1. 13	0							0		0				R4.11.9横浜地裁請求棄却
1	神奈川県	県職員の自死に関して提起された 国家賠償請求訴訟の結果、和解と なった事件について、知事の職に ある者及び職員の元上司に対し損 害賠償請求しなかったとして、怠 る事実の違法確認を求めるもの。	R4. 1. 10	0						0							現在横浜地裁係属中
2	神奈川県	県立高校跡地内の樹木伐採委託事 業に係る金員の支払いが違法であ るとして、知事の職にある者及び 支出命令を行った職員に対して賠 償を求めるもの	R4. 5. 16	0							0						現在横浜地裁係属中
	計	6件		6件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	4件	1件	3件	0件	0件	0件	
1	新潟県	県営新潟東港物流団地用地の使用 貸借及び使用料免除により発生し た賃料相当額の損害の補填に必要 な措置を講ずることを求めるもの	R4. 8. 26	0							0						現在、新潟地裁係属中
	計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
1	富山県	知事に対して、政務活動費に係る 会派への不当利益返還請求を行う ことを求めるもの	R3. 12. 22	0							0						R5. 2. 13富山地裁請求棄却 現在、名古屋高裁係属中
	計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	

					訴えの:				請求	事項		(確	訴訟の定した		み)	公費負	
番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	機関又は職員の措置に議会、長その他の執行	今内杏	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求 第1項第1号	による請求	による請求 同項第3号	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
1	石川県	県議会議員に対する令和2年度政 務活動費返還請求	R4. 3. 3	0							0						R4.10.11金沢地裁請求棄却 R5.3.15名古屋高裁控訴棄却 現在、最高裁係属中
2	石川県	県議会議員に対する令和3年度政 務活動費返還請求	R5. 3. 3	0							0						金沢地裁係属中
_	石川県	県議会議員に対する平成28年度政 務活動費返還請求	Н30. 2. 9	0							0		0				R2. 12. 14金沢地裁請求棄却 R3. 6. 16名古屋高裁控訴棄却 R3. 11. 2最高裁上告棄却
-	石川県	県議会議員に対する平成26年度政 務活動費返還請求	H28. 4. 25	0							0		0				R2. 10. 19金沢地裁請求棄却 R3. 6. 23名古屋高裁一部返還命令、 その余の請求棄却 R3. 11. 30最高裁上告棄却
_	石川県	県議会議員に対する平成29年度政 務活動費返還請求	Н31.3.8	0							0		0				R3. 3. 22金沢地裁請求棄却 R3. 10. 20名古屋高裁控訴棄却 R4. 3. 4最高裁上告棄却
-	石川県	県議会議員に対する平成30年度政 務活動費返還請求	R2. 3. 6	0							0		0				R3. 4. 12金沢地裁請求棄却 R3. 10. 20名古屋高裁控訴棄却 R4. 3. 10最高裁上告棄却
-	石川県	県議会議員に対する令和元年度政 務活動費返還請求	R3. 4. 21	0							0		0				R3. 12. 9金沢地裁請求棄却 R4. 7. 13名古屋高裁控訴棄却 R4. 11. 18最高裁上告棄却
	計	7件		7件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	7件	0件	5件	0件	0件	0件	
1	福井県	政務活動費の返還請求	R4. 6. 10	0							0						現在、福井地裁係属中
	計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
1	山梨県	違法契約締結に伴う損害金6,600万円について、知事及び弁護士に対して県への支払の請求	R3. 9. 8	0							0						現在、甲府地裁係争中
2	山梨県	不要な契約締結に伴う損害金1億 4,300万円について、知事及び弁護 士に対して県への支払の請求	R3. 9. 21	0							0						現在、甲府地裁係争中
	計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	

					訴えの				請求	事項		(確	訴訟の定した		み)	公費負	
番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	告員場にの	あ員の	合内査に又	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求同項第2号	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支い(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
-	岐阜県	違法な測量委託契約に基づき、県 が委託業者に支払った委託料相当 額について、知事及び元土木事務 所長に対して賠償請求することを 求めるもの	R2. 4. 27	0							0		0				R3.10.6岐阜地裁 請求棄却 R4.4.27名古屋高裁 控訴棄却 R4.9.15最高裁上告受理申立不受理
1		故安倍晋三国葬儀への知事及び議 長の出席並びに県警職員の警備等 の活動に要した費用を返還するよ う知事に求めるもの	R5. 4. 25	0							0						岐阜地裁係属中
	計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	0件	0件	0件	
-	静岡県	知事に対する不当利得(320万円) 返還請求権行使請求	R1. 7. 30	0							0		0				R2. 12. 10静岡地裁請求棄却 R3. 7. 15東京高裁控訴棄却
-		県に対して補助金の返還請求を求 める	Н29. 3. 3	0							0		0				R1. 12. 20静岡地裁請求棄却 R3. 4. 14東京高裁控訴棄却
	計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	2件	0件	0件	0件	
-	愛知県	知事に対する沖縄高江への愛知県 警機動隊の派遣違法公金支出損害 賠償請求権行使の請求	H29. 7. 26	0							0			0			R2.3.18名古屋地裁請求棄却 R3.10.7名古屋高裁控訴認容 R5.3.22最高裁上告棄却及び上告不 受理
1	愛知県	知事に対する、飲食店等に対する 愛知県感染防止対策協力金支給差 止等の請求	R3. 9. 16	0				0				0	0				R4.3.28名古屋地裁請求棄却及び請求却下 R4.4.8原告側控訴 R4.6.2原告取下げ
2	愛知県	知事に対する新設道路整備に伴う 計測管理施行費用負担金損害賠償 請求権行使の請求	R3. 12. 22	0							0						名古屋地裁係争中
	計	3件		3件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	1件	1件	1件	0件	0件	
-	滋賀県	知事に対して、財産管理を怠る事 実に係る相手方への損害賠償請求 を行うことを求めるもの	Н31. 2. 20			0					0		0				R3. 7. 15大津地裁請求棄却 R4. 2. 24大阪高裁控訴棄却 R4. 7. 29最高裁上告不受理
_	滋賀県	知事等に対する違法な訴訟行為等 に係る損害賠償請求	R2. 9. 23			0					0						R3 原告死亡のため終了
1	滋賀県	知事に対して、違法な指定管理料 の支出に係る相手方への損害賠償 請求を行うことを求めるもの	R4. 4. 6	0							0						現在、大津地裁係属中
	計	3件		1件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	1件	0件	0件	0件	

					訴えの				請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した)結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	制労告員場にの		告を法定期間内に行わ 監査委員が監査又は勧	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求同項第2号	による請求同項第3号	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定で求す払い)	訴訟の係属状況等
-	京都府	知事、国及び関係職員に対するダ ム再開発事業負担金の支出に係る 損害金の請求及び今後の負担金支 出の差止請求	H27. 1. 23	0				0			0		0				R2. 6. 25京都地裁請求棄却 R3. 5. 28大阪高裁請求棄却
	計	1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	
-	大阪府	知事等に対する、仮移転施設用地 整地業務等に係る公金違法支出の 損害賠償請求	Н30. 11. 8	0				0			0		0				R3.7.14大阪地裁一部却下その余棄 却 R4.3.18大阪高裁控訴棄却 R4.8.8最高裁上告棄却及び上告受 理申立て不受理
-	大阪府	知事等に対する、日本万国博覧会 の推進に係る公金支出の差止請求 及び損害賠償請求	Н31. 2. 28	0				0			0		0				R2.11.13大阪地裁一部却下その余 棄却 R4.4.27大阪高裁控訴棄却
1	大阪府	知事等に対する、IRカジノ推進に 係るリーフレット配布の差止請求 及び損害賠償請求	Н31. 3. 18	0				0			0		0				R2.9.17大阪地裁請求一部却下その 余棄却 R3.4.16大阪高裁控訴棄却 R3.10.12最高裁上告棄却及び上告 受理申立て不受理
	計	3件		3件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	3件	0件	3件	0件	0件	0件	
1	兵庫県	知事及び動物愛護センター所長に 対して、動物愛護センターにおける大及び猫の殺処分は違法である として、当該殺処分に使用した薬 品代等につき、同センター職員等 に対する損害賠償請求を行うこと を求めるもの	R4. 8. 1	0							0						現在、神戸地裁係属中
	計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
1	奈良県	知事及び契約相手方に対する違法 契約締結に伴う損害金の請求	R3. 8. 2	0							0						奈良地裁係属中
2	奈良県	知事及び議長に対する違法な公金 支出に係る返還請求	R4. 12. 12	0							0						奈良地裁係属中
-	奈良県	知事に対して、政務活動費に係る 県議への不当利得返還請求を行う ことを求めるもの	Н31. 3. 19	0							0		0				R2.12.15奈良地裁一部認容 R3.9.15大阪高裁控訴棄却
-	奈良県	知事に対して、政務活動費に係る 県議への不当利得返還請求を行う ことを求めるもの	R2. 3. 13	0							0			0		0	R3.9.9奈良地裁請求棄却 R4.7.13大阪高裁控訴一部認容

					訴えの				請求	事項		(確	訴訟 <i>の</i> 定した		み)	公費負	
番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	告員	の員の	1273	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求同項第2号	による請求 司項第3号	による請求 同項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払い)	訴訟の係属状況等
-	奈良県	地方政治調査業務委託契約は違法 であることから、当該契約に基づ く委託費の支出の差止め及び当該 委託に関与した者に対する謝金等 について損害賠償請求することを 求めたもの	R2. 4. 2	0									0				R3.5.8 奈良地裁請求棄却 R4.6.23 大阪高裁控訴棄却 R4.11.10最高裁上告棄却(決定)
-	奈良県	知事に対して、政務活動費に係る 県議への不当利得返還請求を行う ことを求めるもの	R3. 3. 17	0							0		0				R4. 6. 19奈良地裁請求棄却 R5. 2. 22大阪高裁控訴棄却
	計	6件		6件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	5件	0件	3件	1件	0件	1件	
1	局取県	知事に対して、県補助金に係る補助金交付団体への損害賠償請求及び不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R4. 6. 18	0							0						現在、鳥取地裁係属中
2	鳥取県	知事に対して、国葬出席の公費支 出に係る知事及び県議会議長への 損害賠償請求及び不当利得返還請 求を行うことを求めるもの	R4. 12. 14	0							0						現在、鳥取地裁係属中
	計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	
1	広島県	知事に対して、違法契約を行った 職員に対する損害賠償命令を求め るもの	R4. 8. 19	0							0						現在、広島地裁係属中
2	広島県	知事に対して、国葬への出席費用 の返還を求めるもの	R4. 10. 26	0							0						現在、広島地裁係属中
	計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	
1	山口県	知事に対する違法な公金支出の返 還を求める請求 (知事等の国葬の 参列)	R5. 3. 9	0							0						現在、山口地裁係属中
2	山口県	知事に対する違法な公金支出の返 還を求める請求 (知事の県民葬の 開催)	R5. 3. 9	0							0						現在、山口地裁係属中
3		知事に対する違法な公金支出の返 還を求める請求 (知事等の護国神 社参拝)	R5. 4. 27	0							0						現在、山口地裁係属中
	計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	

					訴えの				請求	事項		(確	訴訟の 定した		み)	公費負	
番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	の員の	ない場合 告を法定期間内に行わ 監査委員が監査又は勧	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
1	徳島県	知事は県への損害 (129,548,676円) を知事等に対し請求することを求めるもの	R3. 8. 13	0							0						現在、徳島地裁係属中
2	徳島県	知事に対する損害賠償請求を怠っ ていることが違法であることの確 認を求めるもの	R4. 6. 7	0						0							現在、徳島地裁係属中
-	徳島県	知事に対する、公金 (206,700円及 び7,661,040円) について返還請求 することを怠っていることが違法 であることの確認を求める請求	Н30. 3. 14	0						0			0				H31.3.6徳島地裁 却下 R1.9.13高松高裁 原判決取消し 徳島地裁に差戻し R4.7.13徳島地裁 却下・棄却 R4.12.21高松高裁 原告の控訴棄 却
-	徳島県	知事に対する、公金 (448,311円) について返還請求することを怠っ ていることが違法であることの確 認を求める請求	Н30. 3. 14	0						0			0				RI.10.9徳島地裁 却下・棄却 R2.6.4高松高裁 原判決取消し R3.5.14最高裁 高松高裁判決破 棄、原告の控訴棄却
	計	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	1件	0件	2件	0件	0件	0件	
-	香川県	平成25年度政務活動費に係る不当 利得返還請求行為請求	H27. 6. 8	0							0			0		0	R3.4.20高松地裁原告一部勝訴 R3.12.16高松高裁控訴取下げ・確 定
-	香川県	香川県議会議員の海外派遣に係る 不当利得返還請求行為請求	Н29. 11. 17	0							0			0		0	R3.12.24高松地裁原告一部勝訴· 確定
1	香川県	知事に対する公金支出金返還等請 求	R3. 10. 18	0							0						R5.1.26高松地裁請求棄却 現在、高松高裁係属中
	計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	2件	0件	2件	
1	愛媛県	令和元年度に議員32名に交付した 政務活動費について、知事に対し 不当利得返還請求を求めるもの	R3. 7. 19	0							0						松山地裁係争中
	計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
1	高知県	違法な国葬儀への出席に関する公 費の返還請求を行うことを求める もの	R4. 10. 24	0							0						高知地裁係争中 R5.10.27 判決言渡予定
	計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	

					訴えの)理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した	り結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	合不監	ラ員の	4212	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求同項第2号	による請求 同項第3号	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支い(現定ではである) (現定ではではである) (別のできません) (別の	訴訟の係属状況等
1	福岡県	知事に対する請負契約の履行の催 促及び契約の解除を怠ったことが 違法であることの確認を求める。	R4. 5. 9	0						0							R4. 12. 7 福岡地裁請求棄却 R5. 5. 11 福岡高裁控訴棄却 最高裁係属中
-	福岡県	知事に対する、支出済みの教育振 興事業費補助金のうち不適切と判 断された支出に係る返還請求	R1. 8. 23	0					0				0				R3.1.20 福岡地裁請求棄却・原告 一部勝訴 R3.7.7 福岡高裁被告控訴認容(確定)
	計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	
1		知事に対する違法な公金支出の差 止めの請求	R4. 8. 31	0				0									現在、長崎地裁係属中
	計	1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
-	大分県	知事に対して、一般社団法人へ違法な補助金支出に伴う損害金 (1,406,000円)を請求することを求めるもの。	R2. 12. 3	0							0		0				R4.6.3大分地裁請求棄却 R4.12.27福岡高裁控訴棄却 (確定)
-	大分県	知事に対して、公益社団法人へ契 約違反に伴う損害金(119,928,900 円)を請求することを求めるも の。 ※上記訴訟より分離	R2. 12. 3	0							0	0					R3.12.24大分地裁訴え却下(監査請求前置なし) R4.7.15福岡高裁控訴棄却 (確定)
-	大分県	警察署におけるビデオカメラ設置 事案に関して、違法な捜査により 県には公用車の燃料代及び人件費 (計24,698円)に相当する損害賠 (情許水権の行使を怠っていること の違法確認及び損害賠償の請求を 求めるもの	Н29. 9. 13	0						0	0	0	0				R2.6.22大分地裁(一部却下・一部 棄却) R3.1.28福岡高裁控訴棄却 R3.9.17最高裁上告棄却・不受理
1	大分県	点数改竄により採用されたとして 採用を取り消された者が提訴した 教員採用取消処分取消等請求事件 の判決による損害賠償金、遅延損 害金、給与差額の遅延損害金に対 する求償権(3,956,277円)の行使 を違法に怠っていることの確認を 求めるもの	R4. 3. 9	0						0							大分地裁係属中
	計	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	3件	2件	2件	0件	0件	0件	

					訴えの	つ理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した		み)	公費負	
番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	不服がある場合 機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行	告を法定期間内に行わ 監査委員が監査又は勧	措置を講じない場合機関又は職員が必要な	による請求第1項第1号	による請求 同項第2号	による請求同項第3号	による請求同項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
1	宮崎県	知事に対する地方税法に定められ た調査及び検査を怠っていること 等の違法確認の請求	R5. 2. 21	0						0							宮崎地裁係属中
	計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
1	沖縄県	①知事が相手方に対する損害賠償 を請求しないことの違法確認 ②知事に対して、怠る事実に係る 相手方に損害賠償の請求をするこ とを求めるもの	R3. 8. 16	0						0	0						現在、那覇地裁係属中
_	沖縄県	知事に対して、県外警察職員の活動に係る支出済の公金(約858万円)について関係職員へ損害賠償請求することを求めるもの	H29. 1. 12	0							0		0				R3. 8. 20 那覇地裁請求棄却 R4. 9. 6 福岡高裁請求棄却 R5. 2. 16 最高裁上告不受理
-	沖縄県	①委託契約の解除をしないことが 違法であることの確認を求め、② 知事に対する債務不履行(委任契 約に基づく善管注意義務違反)に よる損害賠償金(2,166万円)の支 払い請求の義務付けを求め、③委 託先に対する不当利得金又は不法 行為による損害賠償金(2,166万 円)の支払い請求の義務付けを求 めるもの	R2. 3. 19	0							0		0				①原告取下げ ②、③R4. 2. 16那覇地裁請求棄却
	計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	3件	0件	2件	0件	0件	0件	
	合計	112件		104件	0件	8件	0件	12件	3件	21件	91件	13件	50件	10件	0件	7件	

② 市区町村分

ア 住民監査請求の件数 (総括表)

(単位:件)

										(単位:件)
都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数	うち却下 の件数	うち期間途過 によるもの	うち財務会計上 の行為でないと したもの	うちその他の 理由のもの	うち棄却 の件数	うち認容の 件数(勧告を 行った件数)	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった 件数
			(A)		(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
北海道	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	9		6		4	2	3		
北伊坦	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	22		18	3	8	7	4		
青森県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	0								
日本小	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2		1	1			1		
岩手県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	2		2	2					
石丁尔	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2		1			1	1		
宮城県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	6						4	2	
日外八	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	8		3			3	5		
秋田県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1		1		1				
水田水	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	1		1		1				
山形県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1						1		
四加州	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2		2	1		1			
福島県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	4		3	1		2	1		
шш//	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	6	2	2	1		1	2		
茨城県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	21		10	5	1	4	8	3	
00000	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	15		10	2	5	3	4	1	
栃木県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	5		4	2	2		1		
199 - 1 - 5 1 4	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2						2		
群馬県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	5		3	1	1	1	1	1	
#1 7/3 X 14	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3		2			2	1		
埼玉県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	63		8	6	1	1	53	2	
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	16		7		3	4	9		
千葉県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	27	4	15	1	3	11	8		
1 3/6311	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	40	4	23	6	3	14	12		1
東京都	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	26		18	5	5	8	8		
×12517 HL	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	35		16	3	6	7	15	4	
神奈川県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	35	1	22	2	14	6	9	3	
11240.121	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	33		12	4	1	7	21		
新潟県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	10		6	1	1	4	4		
101 mg 21 t	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	8		4	1	2	1	4		

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数	うち却下 の件数	うち期間途過によるもの	うち財務会計上 の行為でないと したもの	うちその他の 理由のもの	うち棄却 の件数	うち認容の 件数(勧告を 行った件数)	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった 件数
			(A)		(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
富山県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	0								
田円尔	R4. 4. 1 \sim R5. 3. 31	2		2		1	1			
石川県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	3		1		1		2		
H7:17[(R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3		2	2			1		
福井県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	4	1	2	1		1	1		
шугун	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	1		1	1					
山梨県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	9		4	1	2	1	5		
1 15/45/11	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	7	1	1			1	4	1	
長野県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	9		4	1	3		5		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	8		3			3	5		
岐阜県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	10	1	2	1	1		7		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	5		1	1			3	1	
静岡県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	12		5	2	2	1	7		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	16		11	2	2	7	5		
愛知県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	36	2	12	1	6	5	20	2	
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	39		11	1	3	7	28		
三重県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	11		4		1	3	6	1	
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	9		3		2	1	5	1	
滋賀県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	8		2	_	1	1	6		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	10	1	6	1	2	3	3		
京都府	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	12		6	2	2	2	6		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	17		11	4	1	6	6		
大阪府	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	64		46	7	2	37	17	1	
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	28		12	1	2	9	10	3	3
兵庫県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	31	4	15	3	4 2	8	16	1	
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31 R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	32 12	1	14 5	1	4	6	16 7	1	
奈良県	R3. 4. 1 \sim R4. 3. 31 R4. 4. 1 \sim R5. 3. 31	11		1	1	1		10		
	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	3		1		1	1	2		
和歌山県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2		1			1	1		
	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	0		1			1	1		
鳥取県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	0								
	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1		1	1					
島根県	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	0		1	1					

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数	うち却下 の件数	うち期間途過 によるもの	うち財務会計上 の行為でないと したもの	うちその他の 理由のもの	うち乗却 の件数	うち認容の 件数(勧告を 行った件数)	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった 件数
			(A)		(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
岡山県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	11	1	4	1	2	1	5		1
岡田尔	R4. 4. 1 ∼ R5. 3. 31	14	3	8		6	2	2		1
広島県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	70		57	11	16	30	12	1	
四面水	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	37		23	2	12	9	13	1	
山口県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	2						1	1	
田口水	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	4		2	1	1		2		
徳島県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	15	1	9		2	7	4	1	
pc-曲) //(R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	9		3			3	6		
香川県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	1		1			1			
E / 1210	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	1						1		
愛媛県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	4		2	1		1	2		
2/12/11	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	1						1		
高知県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	4		1			1	3		
1.45 511	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2						2		
福岡県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	8						8		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	12		6	2	3	1	4	2	
佐賀県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	0								
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	2		1	1			1		
長崎県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	6		3		2	1	2	1	
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	8		4		2	2	3	1	
熊本県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	13		8	3	4	1	4	1	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	9		4	2	2		3	1	1
大分県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	5		2	1	1		3		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	3	1					2		
宮崎県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	4		1	1			2	1	
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	1		1			1			
鹿児島県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	2						1		1
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	6		2		2		4		
沖縄県	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	4		3	2		1	1		
	R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31	6						6		
合計	R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31	589	11	299	67	89	143	256	21	2
H #1	R4. 4. 1 ∼ R5. 3. 31	500	13	236	49	73	114	228	17	6

イ 請求事項等内訳表

1 前	青求事項等內部	(衣		情求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様ア対応目	住民訴訟 提起の 有無	様のがなる	備考
北海道	札幌市	市長	違法又は不当な怠る事実 違法又は不当な公金(管理費用)の支出	指定管理者は法令違反等をしていることから、指定管理者に係る指定の取消し又は管理業務の停止及び、指定管理者に対して支払った管理費用の全部又は一部の返還	R3. 6. 21	1		_	棄却	違法・不当性なし	R3. 8. 17	Е	無		
北海道	札幌市	市長	違法又は不当な公金 (補助金) の支出	補助対象者としてふさわしくないことか ら、必要な措置を請求すること	R4. 3. 7	1		_	却下	違法性・不当性の適示を欠く	R4. 4. 1	D	無		
北海道	札幌市	市長	違法又は不当な公金(負担金)の支出	札幌市の被った損害を補填するために必要 な措置の請求	R4. 4. 12	1	R4. 5. 18	口頭陳述	棄却	違法・不当性なし	R4. 6. 3	Е	無		
北海道	札幌市	市長	不正流用された助成金の支出	助成金の交付決定取消しと返還措置。札幌 市の調査記録の開示請求	R4. 4. 13	1		_	却下	請求期間の徒過及び財務会計行為に非該当	R4. 5. 20	В	無		
北海道	札幌市	市長	違法又は不当な公金 (助成金) の将来分の 支出の差止め	交付要綱の目的に資することのない団体に 対する助成金支出の中止	R4. 4. 13	1		_	却下	法令違反及び目的上の不適当性なし	R4. 5. 20	D	無		
北海道	札幌市	市長	違法・不当な発生土受入協定の締結・履行	発生土受入協定の解除及び発生土の搬入中 止	R4. 6. 23	1		_	却下	財務会計行為に非該当	R4. 7. 15	С	無		
北海道	札幌市	市長	発生土受入協定に基づいて発生する財産の 管理を怠る事実	市が被った損害の補填	R4. 10. 25	1		_	却下	請求期間の徒過及び違法・不当性の 適示を欠く	R4. 11. 14	В	有	1	
北海道	深川市	市長	違法・不当な工事請負費の支出	A社に対する損害賠償請求を行うこと	R4. 12. 8	1			却下	当該支出に違法性はない。	R4. 12. 27	D	無		
北海道	北広島市	市長	補助金の支出内容	補助金の支出内容不当による補助金の取り消し	R4. 9. 9	1				補助金の支出内容に違法・不当な行 為を具体的にかつ客観的に確認でき ないため、住民監査請求の要件を欠 いている	R4. 10. 4	С	有	2	
北海道	京極町	町長	違法な契約の締結	損害の補填	R3. 12. 23	3	R4. 1. 31	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R4. 2. 21	Е	無		
北海道	函館市	市長	違法・不当な契約の締結(市有財産売買契約)および違法な公金の支出	違法な公金支出を賠償すること	R4. 2. 25	1	R4. 3. 18	口頭陳述		本件契約の締結は、違法または不当とはいえない。	R4. 4. 22	Е	有	3	
北海道	函館市	非公表	非公表	非公表		非公表			却下	非公表	非公表	D	有	4	
北海道	函館市	非公表	非公表	非公表		非公表			却下	非公表	非公表	D	有	4	
北海道	北斗市	市長	1者随意契約の違法または不当	賃貸借契約の解除、リース料の返還及び賠 償	R4. 6. 30	13	R4. 7. 28	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。 市の裁量の範囲である。	R4. 8. 29	Е	無		
北海道	旭川市	市長	固定資産税の不均一課税	固定資産税の適正な賦課・徴収を怠ること で市が被った損害額を補填するために必要 な措置を講ずるよう勧告すること	R4. 10. 13	75	R4. 11. 17	口頭陳述	棄却	当該課税は違法又は不当であるとは いえない。	R4. 12. 7	Е	無		
北海道	稚内市	市長	庁舎整備事業における手数料及び委託料等 4件の財務会計行為	①本件予定地を前提とした財務行為の一切の中止。 ②具体的かつ詳細な費用便益計算を行い市民に提示せよ。 ③一切の財務行為を行う前に、位置条例の改正の承認を議会から得よ。	R3. 10. 18	1			却下	違法若しくは不当な公金の支出に該 当しない。	R3. 10. 26	D	有	5	
北海道	稚内市	市長	市の助成金のうち一部の契約に係る財務会計行為	市長に対する損害賠償請求	R4. 7. 7	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 8. 29	В	有	6	
北海道	稚内市	市長	違法な財産の取得	請求者の意思に沿って、使途を指定した寄 附金として受領せよ。	R4. 10. 11	1			却下	住民監査請求の対象となる行為に該 当しない。	R4. 10. 19	D	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	
北海道	稚内市	市長	支出負担行為及び支出	市長に対する損害賠償請求	R4. 11. 17	1			却下	住民監査請求の対象となる行為に該 当しない。	R4. 11. 24	D	有	7	
北海道	芽室町	職員・監査 委員等	契約の締結・履行	偽造の契約書は違法・無効であるから監査 と損害賠償額の決定を求める。	R3. 10. 13	1			却下	違法な契約行為等の事実を確認できない。監査請求として不適法。	R3. 12. 10	С	無		
北海道	芽室町	町長・監査 委員等	不当に公金の賦課徴収を怠る事実	損害賠償請求権の行使と、個別外部監査を 求める。	R3. 12. 17	1			却下	損害賠償請求権が確定した事実を確認できない。監査請求として不適 法。個別外部監査については、平成 30年に通知済み。	D4 0 10	С	無		
北海道	芽室町	町長・監査 委員等	不当に公金の賦課徴収を怠る事実	損害賠償請求権の行使と、個別外部監査を 求める。	R3. 12. 17	1			却下	損害賠償請求権が確定した事実を確認できない。監査請求として不適 法。個別外部監査については、平成 30年に通知済み。	D4 9 10	С	無		
北海道	芽室町	町長・職 員・監査委 員等	契約の締結・履行	偽造の契約書は違法・無効であるから監査 と損害賠償額の決定を求める。個別外部監 査も求める。	R4. 3. 7	1			却下	違法な契約行為等の事実を確認できない。監査請求として不適法。個別外部監査については、平成30年に通知済み。	D4 4 99	С	無		
北海道	芽室町	町長・職 員・監査委 員等	契約の締結・履行	偽造の契約書は違法・無効であるから監査 と損害賠償額の決定を求める。個別外部監 査も求める。	R4. 5. 26	1			却下	違法な契約行為等の事実を確認できない。監査請求として不適法。個別 外部監査については、平成30年に通 知済み。	D4 7 15	С	無		
北海道	芽室町	町長・職 員・監査委 員等	契約の締結・履行	偽造の契約書は違法・無効であるから監査 と損害賠償額の決定を求める。個別外部監 査も求める。	R4. 5. 26	1			却下	違法な契約行為等の事実を確認できない。監査請求として不適法。個別 外部監査については、平成30年に通 知済み。		С	無		
北海道	芽室町	町長・職 員・監査委 員等	契約の締結・履行	偽造の契約書は違法・無効であるから監査 と損害賠償金の支払い請求を求める。訴訟 の提起と個別外部監査も求める。	R4. 7. 27	1			却下	違法な契約行為等の事実を確認できない。監査請求として不適法。個別 外部監査については、平成30年に通 知済み。	D4 0 0	С	無		
北海道	芽室町	職員・監査 委員	契約の締結・履行、公金の支出	偽造の契約書は違法・無効であるからそれ に伴う公金の支出も同様である。監査・勧 告と個別外部監査も求める。	R4. 10. 31	1			却下	違法な契約行為や公金の支出の事実 を確認できない。監査請求として不 適法。個別外部監査については、平 成30年に通知済み。	D. 10.15	С	無		
北海道	芽室町	町長・職 員・監査委 員等	契約の締結・履行、公金の支出	住民監査請求に対し監査等を怠った。偽造 の公文書や契約書等は違法・無効であるか らそれに伴う公金の支出も同様である。監 査・勧告と個別外部監査も求める。	R5. 2. 1	1			却下	偽造の公文書や違法な契約行為、公 金の支出の事実を確認できない。監 査請求として不適法。個別外部監査 については、平成30年に通知済み。	P5 3 20	С	黒		
北海道	芽室町	職員・監査 委員	不当に公金の賦課徴収を怠る事実	住民監査請求の却下決定の取り消しを求める。損害賠償請求権の行使と、芽室町長職 務代理者の決定を求める。	R5. 3. 23	1			却下	監査請求として不適法。個別外部監査については、平成30年に通知済み。	R5. 5. 19	С	無		
北海道	釧路市	市長	違法な契約の締結	当該契約が適正であったか調査し公表すること。	R4. 10. 19	1			却下	要件を満たしていない。	R4. 11. 22	D	無		
北海道	釧路市	市長	違法な契約の締結	市長に対する損害賠償請求を行うこと。	R4. 12. 20	1	R5. 1. 26	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	一部却下:要件を満たしていない。 一部棄却:当該契約に違法性はない。	R5. 2. 16	Е	無		
計	10団体	31件										有無	8件 23件		
青森県	弘前市		①不当な委託料の支出 ②教育委員会による指導、監査	①委託料のうち通勤手当等の支給等に相当する額の返還請求を行うこと ②教育委員会が指導、監査すること	R4. 12. 21	1			一部棄却 • 一部却下	①支出された委託料に不当性はない ため棄却 ②指導、監査は財務会計上の行為に 当たらないため却下	R5. 2. 16	Е	無		
青森県	六ヶ所村	村長	不当な委託料の支出	相手方に対する委託料の返還請求を行うこと	R5. 3. 28	1			却下	請求期間を徒過している。	R5. 3. 31	В	無		
計	2団体	2件										有無	0件		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等				
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 乗却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号
岩手県	宮古市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと。	R3. 11. 29	1	R3. 12. 6	口頭陳述	却下	請求期間を徒過している。	R3. 12. 24	В	無	
岩手県	八幡平市	市長	不当な財産処分	請願不採択により施設を閉鎖した市長に対し、施設の継続使用を認めるよう勧告する 措置を求めることなど	R5. 3. 27	1			却下	損害発生の可能性なし	R5. 5. 17	D	無	
岩手県	雫石町	選挙管理 委員長	違法な公金の支出	投票区再編に係るアンケート費用の返還請 求	R5. 1. 11	2	R5. 1. 31	書面陳述	一部棄却 •一部却下	当該支出に違法性はない。	R5. 3. 10	Е	無	
岩手県	住田町	町長	違法な融資 (回収不能であることを認識しての融資)	前町長及び融資を承認した議会議員に対す る損害賠償請求を行うこと	R3. 5. 12	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 6. 14	В	無	
計	4団体	4件										有無	0件 4件	
宮城県	仙台市	水道事業 管理者	違法不当な契約の締結	水道事業における舗装版切断工及び試掘を 含む更新工事に係る契約及び請負代金の支 出は違法・不当である。	R3. 5. 21	2	R3. 6. 25	口頭陳述	棄却	不当な契約又は不当な支出と認められない。	R3. 7. 7	Е	無	
宮城県	仙台市	市長	違法不当な公金の支出	故安倍晋三国葬儀に市長が出席することは 違法又は不当であるとして、本件国葬儀に 出席するために公費を支出しないこと又は 既に支出済みである場合には返還させるこ とを求める。	R4. 9. 21	1	R4. 10. 13	口頭陳述	棄却	支出が違法又は不当であるとは認め られない。	R4. 11. 10	Е	無	
宮城県	仙台市	市長	違法不当な公金の支出	市立中学校教諭による不適切な指導事案に つき再調査を実施しないという教育長の不 作為の解消を怠ったまま、市長が教育長に 対する給与の支出決定を行うことは違法か つ不当なものであるとして、本市の被った 損害を補填し、当該支出決定と同様の支出 が将来的に続くことを防止又は是正し、上 記不作為を解消するため、必要な措置を講 ずるべきことを求める。	R4. 10. 5	1	R4. 11. 1	口頭陳述	棄却	支出が違法又は不当であるとは認め られない。	R4. 11. 30	Е	無	
宮城県	仙台市	市長	違法不当な公金の支出	本市職員の期末・勤勉手当に係る源泉所得 税の納付遅延に伴う延滞税及び不納付加算 税を支出する行為に関し、納付遅延にでき 重過失の認められる職員の責任追及をする ことなく一般財源から補填することは極い て不当であるとして、当該支出をしないこ とを市長に命ずるよう求める。当該支出財 実施された場合について、納付遅延にした 職員に対し損害賠償請求権を行使しな い点で違法又は不当に財産の管理を怠る事 実が存在するとして、これを改めることを 市長に命ずるよう求める。	R4. 12. 13	1			棄却	支出が違法又は不当であるとは認め られない。損害賠償請求をしないこ とが違法であるとも認められない。	R5. 2. 7	E	無	申出により請求人 による陳述は行わ ず、R5.1.11に当 局の口頭陳述のみ 実施
宮城県	登米市	市長、副市長、総務部長、从事課長人事課長、人事課長係補佐、人関係職員	払いに関する請求	初任給を過大に決定・支給していたことが 市の財政上の損害であるため、市長及び関 係者が過大支給相当額を市に損害賠償する こと	R3. 10. 19	1	R3. 11. 19	口頭陳述	一部認容 • 一部棄却	初任給の決定を誤って、過大な支給をしたことは財務会計行為の瑕疵であり、市の損害である。対象者に返還を求めなかったことは妥当と思われるが、返還請求の権利を放棄するのであれば、地方自治法第96条第10項の規定により議会の承認を得ることが必要であるため、適正な措置を講ずること。	R4. 1. 28	F	無	
宮城県	登米市	市長、副市 長、総務事課 長、人事課長 人、人事課長 補佐、以関係職 員	市職員の初任給決定の訂正に伴う給与の差額支払いに関する請求	初任給決定の訂正に伴う差額について、時 効にかかった給与まで市で支払いすること は、市の財政上の損害であるため、市長及 び関係者が時効分の給与支給額を市に損害 賠償すること	R3. 10. 19	1	R3. 11. 19	口頭陳述	棄却	本件の支払の不足は財務会計行為の 瑕疵であることから、是正が必要で あり、過去の給与の不足分を5年間 遡及して支払ったことは適正であ る。この場合、時効に関する適用法 令は法第236条であり、この支払 い義務は時効にかかっておらず、本 来支払うべきものを支払ったもので あることから、市に損害は生じてい ない。	R4. 1. 28	E	無	

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等				
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 乗却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号
宮城県	登米市	市長	R4. 1. 28付け住民監査措置に係る請求	市は違法又は不当な債権管理をしており、 市に損害を与えていることから、然るべき 処理を行うこと、及び不当な対応の責任と して市長を処分すること	R4. 4. 21	1			却下	住民監査請求ができる要件である本 市の住民であることが満たされてい ないため。		D	無	
宮城県	登米市	市長	違法・不当な公金の支出に関する請求	令和元年11月8日に職場内親睦会役員である複数の職員が勤務時間前に無断早退をしたにも関わらず欠勤扱いとならず給与が支払われていたため、違法または不当な公金の支出であることから、管理職及び該当職員の懲戒処分を求めるもの	R4. 4. 21	1			却下	住民監査請求ができる要件である本 市の住民であることが満たされてい ないため。		D	渊	
宮城県	大河原町		違法な契約の締結(指定管理者の職員の給 与不正受給による町への損害)	町が被った損害を補填するために必要な措置を講じるよう勧告すること	R4. 1. 28	1			棄却	違法又は不当な公金の支出であると は言えず、請求人の主張には理由が ない。	R4. 3. 16	Е	有	1
宮城県	七ヶ浜町	町長・会計 管理者	不当な区長報酬の支出	町長・会計管理者に対し損害賠償請求行うこと	R4. 12. 5	1	R4. 12. 13	口頭陳述	棄却	不当性の事実は認められない。	R5. 1. 25	Е	無	
宮城県	加美町	町長	公有財産(公衆用道路)の管理を怠る事実	公衆用道路の現状回復、不法占有者へ損害 賠償請求を行うこと。	R4. 1. 14	1	R4. 2. 17	口頭陳述		町における今後の対応方針及びスケ ジュールを示されたい。	R4. 3. 2	F	無	
宮城県	加美町	町長		権利の放棄に関する条項を削除・変更。契 約の違法状態が解消するまでの間、町有地 利用の一時停止を求める。	R5. 3. 14	23			却下	町の債権及び権利は現時点で具体的 に発生しておらず、議決は必要がな いため当該契約に違法性はない。ま た、将来的に町に財産的な損害が発 生する可能性が高いと判断すること は現時点では困難である。	R5 5 9	D	有	2
宮城県	美里町	町長	不当な委託費の支出 (H24から町が任意団体に除草業務を委託していることが周知されていなかったため、同時期に任意団体がやるべきところも多面的機能支払交付金を活用した除草作業として地域住民が実施していた。町は双方の事業主体であるが、内容を精査しないまま公金が二重に支払われている。)		R3. 10. 4	3	R3. 11. 2	口頭陳述		当該支出に違法性、不当性はない。 請求期間を徒過している。	R3. 11. 22	E	無	
宮城県	南三陸町	町長	違法・不当な財務会計上の行為	町議会議員選挙候補者に対して選挙用ポスター作成代金の返還を請求すること	R4. 10. 17	1	R4. 11. 18	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出に該当する事実 は認められなかった。	R4. 12. 15	Е	無	
計	7団体	14件										有無	2件 12件	
秋田県	大館市	市長	旧本庁舎解体は違法・不当	大館市旧本庁舎の解体中止を求めるもの	R3. 6. 18	1			却下	地方自治法第242条に定める要件を 満たしていない。	R3. 7. 13	С	無	
秋田県	大仙市	市長	定期券の有効期限の表示	誤認の危険性を解消するため、定期券の有 効期限を大きく表示すること	R4. 10. 11	1			却下	請求の対象となる財務会計上の行為 等に関する主張ではない。	R4. 11. 7	С	無	
計	2団体	2件										有無	0件 2件	
山形県	鶴岡市	市長	不当な政務活動費の支出	当該議員に対し政務活動費の返還を求めること	R4. 9. 5	6			却下	請求期間を徒過している。	R4. 9. 16	В	無	
山形県	小国町	町長	違法な補助金の交付(公益上必要な場合に 該当しない)	町長に対する支出差し止め又は交付先事業 者に対する返還請求を行うこと	R4. 2. 14	2			棄却	当該補助金交付に違法性、不当性は 認められない。	R4. 3. 29	Е	無	
山形県	白鷹町	町長	違法・不当な財産の管理・処分	地域交流所業施設を普通財産とし、賃貸借 契約を締結すること	R5. 1. 17	1			却下	当該契約に違法性はない。	R5. 2. 15	D	有	1
計	3団体	3件										有無	1件 2件	

			i i	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 乗却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の対応番号	備考
福島県	福島市	飯坂支所 経済建設係 長	違法又は不当に賦課徴収を怠る事実	飯坂町内で温泉を利用している飯坂町財産 区や旅館等の多くは、福島市道路占用規則 に違反し、温泉管の道路占用料を支払って いないことから、道路占用許可申請書等の 提出を指導し、道路占用料を徴収すること。また、過去10年に遡り、道路占用料末 納分相当額を請求し、徴収すること。	R3. 5. 19	1	R3. 6. 24	口頭陳述	棄却	違法又は不当に賦課徴収を怠る事実 に該当せず、請求に理由がない。	R3. 7. 13	Е	有	1	
福島県	福島市	観光交流 推進室長	違法又不当な公金の支出	平成28年度の摺上川横断温泉管改修工事に おいて、個人温泉管の工事を肩代わりして おり、違法又は不当であることから、温泉 管所有者に摺上川横断温泉管に接続させる こと。また、飯坂町財産区負担による手直 し工事を行うこと。	R3. 5. 24	1			却下	同一財務会計上の再度の住民監査請求であり、「一事不再理の原則」に該当し、また、監査請求期間を経過したことにつき正当な理由が認められない。	R3. 6. 24	В	無		
福島県	会津若松市	市長	公金の徴収、財産の管理を怠る事実	1. 会津若松市公設地方卸売市場における事業者の無断駐車への対応について 2. 会津若松市公設地方卸売市場条例第15条に反する許可について	R5. 3. 22	7			却下	請求期間を徒過している。	R5. 4. 10	В	無		
福島県	南相馬市	不明	不明	不明	R4. 9. 5	2			取下げ		R4. 9. 9	A			
福島県	南相馬市	不明	不明	不明	R4. 11. 2	2			取下げ		R4. 12. 27	A			
福島県	国見町	職員	違法な工事に係る契約の締結及び公金の支 出	職員に対し、当該工事に要した費用の補填	R5. 1. 23	1	R5. 2. 22	口頭陳述	棄却	当該工事は違法又は不当であるとは いえない。	R5. 3. 20	Е	無		
福島県	大玉村	村長	違法・不当な政務活動費の支出	違法・不当な公金の支出を明らかにすること	R4. 11. 1	1	R4. 11. 21	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R4. 12. 28	Е	無		
福島県	玉川村	村長	予算執行の決裁手順に不備がある	増額した補助金の全額回収。決裁手順の適 正化をおこなうこと。	R3. 7. 19	1			却下	法第242条第1項の要件を満たしてい ない。	R3. 9. 3	D	無		
福島県	玉川村	村長	閲覧用図書を災害共済の対象として扱って いない	閲覧用図書の保険への加入。保険加入の対象を明文化した規定の作成を行うこと。	R4. 3. 14	1			却下	法第242条第1項の要件を満たしてい ない。	R4. 3. 28	D	無		
福島県	玉川村	村長	手ぶらキャッシュレス実証事業は差別的で 不公平な事業	事業の完全中止。実証事業なのでプレバルを 付ける必要なし。事業内容の見直しを行う こと。	R4. 6. 30	1			却下	法第242条第1項の要件を満たしてい ない。	R4. 8. 1	D	無		
計	6団体	10件										有無	1件 7件	/ /	
茨城県	水戸市	市長	遠法な契約の締結 (標準宅地の不動産鑑定評価に関する業務 委託の違法・不当性)	損害の補填の勧告を行うこと	R3. 4. 8	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 5. 14	В	無		
茨城県	水戸市	市長	違法な財産の管理 (市道の管理)	違法状態の改善	R4. 12. 28	1			却下	財務会計上の行為でない。	R5. 2. 10	С	無		
茨城県	土浦市		不当な公金の支出 (業務委託契約における 部分払について)	法令及び例規等に従い、本支払について是 正の措置を行うこと。	R3. 6. 7	1			却下	要件を具備していない。	R3. 7. 26	D	無		
茨城県	土浦市	市長	不当な政務活動費の支出	会派会長に対して政務活動費の返還請求を 行うこと。	R3. 7. 29	3	R3. 8. 24	口頭陳述	一部認容 • 一部棄却	政務活動費を充当することが適当で ない部分に相当する額を算定し、返 還請求をすること。		F	無		
茨城県	土浦市	市長及び 担当課長	不当な公金の支出 (業務委託契約における 部分払について) 再度の請求	R3.6.7に請求した結果において却下の理由 が不当であるので再度の請求を行うことを 請求する。	R3. 8. 25	1			却下	要件を具備していない。	R3. 10. 22	D	無		
茨城県	土浦市	市長及び 担当課長	補助金返還要求(不当な補助金確定)	団体に対する補助金返還請求を行うこと。	R3. 12. 3	1	R3. 12. 20	口頭陳述	棄却	請求人の主張には理由がない。	R4. 1. 25	Е	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウル 対応 番号	備考
茨城県	土浦市	市長及び 担当課長	補助金返還要求(不当な支出)	団体に対する補助金返還請求を行うこと。	R4. 1. 21	1	R4. 2. 7	口頭陳述	認容	交付した補助金のうち一部の決定を 取消し、団体に返還を求める。	R4. 3. 18	F	無		
茨城県	土浦市	市長	補助金返還要求(不当な補助金額の確定)	団体に対する補助金返還請求を行うこと。	R4. 3. 4	1	R4. 3. 17	口頭陳述	棄却	主張に理由がない。	R4. 4. 25	Е	無		
茨城県	土浦市	市長及び 担当課長	補助金返還要求(不当な補助金額の確定)	団体に対する補助金返還請求を行うこと。	R4. 3. 25	1	R4. 4. 18	口頭陳述	棄却	主張に理由がない。	R4. 5. 24	Е	無		
茨城県	土浦市	市長及び 担当課長	補助金返還要求(不当な補助金額の確定)	団体に対する補助金返還請求を行うこと。	R4. 3. 31	1	R4. 4. 18	口頭陳述	認容	交付した補助金のうち一部の決定を 取消し、団体に返還を求める。	R4. 5. 24	F	無		
茨城県	土浦市	市長及び 担当課長	補助金返還要求(不当な補助金額の確定)	団体に対する補助金返還請求を行うこと。	R4. 8. 23	1	R4. 9. 7	口頭陳述	棄却	主張に理由がない。	R4. 10. 18	Е	無		
茨城県	土浦市	市長及び 担当課長	補助金加算金納付請求	既に返還されている補助金に対する加算金 の納付を命ずる。	R4. 10. 3	1	R4. 10. 18	口頭陳述	棄却	主張に理由がない。	R4. 11. 25	Е	無		
茨城県	土浦市	市長及び 担当課長	補助金加算金納付請求	既に返還されている補助金に対する加算金 の納付を命ずる。	R5. 3. 27	1			却下	再度の請求を拒否する場合に該当	R5. 4. 25	D	無		
茨城県	常陸太田市	不明	違法な契約の締結・財政支出等	不明	R4. 7. 4	1			却下	法第242条に定める要件を満たして いない。	R4. 8. 26	D	無		
茨城県	牛久市	職員	職員が外部企業に対して行った指導監査の 結果の決定	企業に対し有利な結果としたことにより、 企業に勤めていた請求者の身内に不利益が 生じた	R4. 11. 28	1			却下	住民監査請求の要件を満たさない。	R4. 12. 21	С	無		
茨城県	つくば市	市長	不動産鑑定における不適正な契約、不正な 支出	不適正な随意契約により市が過剰な支出を しているため、その差額分を市に補填する よう市長に勧告を求めること	R3. 4. 1	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 5. 7	В	無		
茨城県	つくば市	管理者	中心市街地リニューアル事業における大規 模事業評価要綱違反、第三セクター等の経 営健全化等指針違反、公の施設の利用方法 違反、契約規則違反	契約相手方に対する損害賠償請求若しくは 不当利得返還請求並びに未支出分の支出を 差し上めること	R3. 5. 12	18	R3. 6. 16	口頭陳述	棄却	当該施設の利用方法及び公金支出における手続に違法性はない。	R3. 7. 8	Е	有	1	
茨城県	つくば市	市長、会計 管理者	市長退職手当を最小限にする違法な特例条例、県市町村総合事務組合に無駄に支出された退職手当負担金		R3. 11. 16	13			却下	条例自体の違法性判断は監査員の権 限範囲外であり、さらに市に損害が 認められない。	R3. 12. 7	D	有	2	
茨城県	つくば市		土地開発公社所有の土地の違法な一括売却計画	売却計画を差し止めること	R4. 3. 29	17			却下	市の所有に属する財産ではないこと から、住民監査請求の対象外であ る。	R4. 4. 28	С	有	3	
茨城県	潮来市	市長	違法・不当な公金の支出	農地の埋め立てに際する不当な公金支出の 損害賠償の請求を行うこと	R3. 6. 17	1			却下	規定する請求要件を欠いている	R3. 7. 16	D	無		
茨城県	那珂市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市長が行った会計行為により市に損失を与えたので損失補填を行うこと	R3. 4. 15	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 6. 1	В	無		
茨城県	坂東市	市長	平成28・29年度に指定管理者が提出した事業報告書が誤っており、その報告書を市が受理したことにより不正に補助金を支出してしまった	指定管理料の返還	R4. 4. 13	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 5. 17	В	無		
茨城県	坂東市	市長	平成28・29年度に指定管理者が提出した事業報告書が誤っており、その報告書を受理したことにより不正に補助金を支出した		R4. 6. 7	1			却下	同一內容	R4. 7. 14	D	無		
茨城県	坂東市	市長	議会に報告された指定管理報告書が誤りが あるにも関わらず、修正報告等を怠ってい ること。また、市が第三セクター等の経営 健全等に関する指針に基づく指導を怠って いる	・議会に修正報告をしていない理由の調査 ・正しい報告書を提出させる	R4. 9. 16	1			却下	住民監查請求対象外	R4. 10. 27	С	無		

				情求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通 知年月日等	様式 アの応 項目	住民訴訟 提起の 有無	様の対番	備考
茨城県	坂東市	市長	指定管理者事業報告書が、3月31日(休日)に提出されているが、前日に退職辞令を受けた出勤していないはずの職員の印が押印されており、ほかの職員が押印したことは違法である	・ほかの職員が押印した理由と経緯 ・市民に違法行為を公表する ・違法な報告書の検証 ・違法な報告書の修正	R4. 9. 27	1			却下	住民監査請求対象外	R4. 11. 10	С	無		
茨城県	かすみがうら市	市長	違法な契約の締結	土地購入契約を締結しないこと	R3. 7. 5	31	R3. 7. 26	口頭陳述	その他	市長に対し住民説明会を開催するよう一部勧告、請求については違法性 及び損害発生の可能性を示す事実が 確認されなかっため棄却。	R3. 8. 24	Е	有	4	
茨城県	かすみがうら市	市長	違法な公金の支出	本市加入前の厚生施設組合の旧施設解体調 査設計業務委託料の支出をしないこと	R4. 10. 31	3	R4. 11. 18	口頭陳述	認容	厚生施設組合負担金のうち旧施設解 体調査設計業務委託料に関する本市 負担分の支出命令をしないよう勧告 した。	R4. 12. 13	F	無		
茨城県	桜川市	市長職員	違法な出張に際する宿泊費の支出	損害の返還請求を行うこと	R3. 8. 4	1	R3. 9. 21	口頭陳述	棄却	該当支出に違法性はない。	R3. 9. 29	Е	無		
茨城県	桜川市	市長	公用車の私的利用	損害の返還請求を行うこと	R3. 8. 5	1	R3. 9. 21	口頭陳述	棄却	不正に使用された事実なし。	R3. 9. 29	Е	無		
茨城県	桜川市	市長 副市長 職員	違法・不当な政務活動費の支出	損害の返還請求を行うこと	R3. 6. 7	1			却下	一部、請求期間の徒過。 一部、請求人の算定誤りによる請求 のため、該当の損害なし。	R3. 7. 6	В	無		-
茨城県	桜川市	市長	違法な契約の締結	損害の返還請求を行うこと	R3. 4. 8	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 5. 11	В	無		
茨城県	桜川市	副市長	補助金の不当な交付	損害の返還請求を行うこと	R5. 3. 31	1			却下	請求期間を徒過している。	R5. 5. 1	В	無		
茨城県	鉾田市	総務部 総務課長	報酬ならびに職員賃金及び諸経費の不適切 支出	支出済経費の返還	R3. 12. 20	1	R4. 1. 24	口頭陳述	棄却	適法に行われており、請求人の主張 には理由がない。	R4. 2. 28	Е	無		
茨城県	城里町	町長	不当な給付金の支出	支出金の返還請求	R4. 5. 11	1	R4. 6. 2	口頭陳述	棄却	支出に違法性はない	R4. 7. 8	Е	無		
茨城県	城里町	町長	水道料金の減免規定の改正	返還請求	R4. 5. 11	1	R4. 6. 2	口頭陳述	棄却	返金の事実が無い	R4. 7. 8	Е	無		
茨城県	利根町	町長, 議長	違法・不当な支出	特別職の報酬を、審議会等に諮ることなく、報酬を引き上げた。	R4. 11. 28	1			却下	条例に基づいて報酬は支払われているため、違法な支出とは認められない。	R5. 1. 13	С	有	5	
計	13団体	36件										有無	5件 31件		
栃木県	宇都宮市	市長	市の事業についての中断・中止の要望	公共交通整備に関する事業の中断・中止を 求める請求	R3. 7. 13	1			却下	財務会計上の違法若しくは不当な行 為又は怠る事実ではない	R3. 8. 17	С	無	/	
栃木県	宇都宮市	市長	同上(再請求)	公共交通整備に関する事業の中断・中止を 求める請求 (再請求)	R3. 9. 15	1			却下	財務会計上の違法若しくは不当な行 為又は怠る事実ではない	R3. 10. 14	С	無		
栃木県	真岡市	職員	職員は通勤手当を支給されているのに、無 償で駐車場を使用していることは不当	駐車場使用料の徴収措置を講じること	R4. 12. 9	1	R4. 12. 27	口頭陳述	棄却	不当性は認められず、措置する必要 はない。	R5. 1. 23	Е	無		
栃木県	野木町	町長	違法・不当な政務活動費の支出	町議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 4. 1	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 5. 10	В	無		
栃木県	野木町	町長	違法・不当な政務活動費の支出	町議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと(再度)	R3. 5. 19	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 6. 18	В	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の 対 番号	備考
栃木県	野木町	町長	違法・不当な政務活動費の支出	町議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 6. 18	1	R3. 7. 26	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	当該支出は違法性はないため、棄 却。請求期間を徒過しているもの は、却下。	R3. 8. 12	Е	有	1	
栃木県	野木町	町長	違法・不当な公金の支出	議長に対し、議員の不当な「議会だより」 掲載費用の返還請求を行うこと	R4. 12. 9	1	R4. 12. 23	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性はない。	R5. 1. 30	Е	無		
計	3団体	7件										有無	1件 6件		
群馬県	前橋市	市長	違法・不当な経費等の支出	元部長に対する視察研修の経費等の返還請求を行うこと	R3. 4. 19	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 4. 27	В	無		
群馬県	前橋市	市長	公有地の不正使用、公有財産の管理を怠る 事実	建築確認書の訂正、境界確定書の訂正又は 無効等の請求を行うこと	R4. 6. 17	1			却下	不当な財産の管理を怠る事実に該当 しない。	R4. 6. 27	D	無		
群馬県	高崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R4. 8. 19	1	R4. 9. 15	口頭陳述	棄却	自主的な返還により請求に理由がな くなったため	R4. 10. 11	Е	無		
群馬県	館林市	市長	怠る事実による公金の支出	和解金の支払差し止め、責任者への損害賠 償金の請求	R3. 9. 13	1			却下	要件の不備	R3. 9. 30	С	有	1	
群馬県	渋川市	市長	違法な交付金の支出	市長は相手に対し交付金の返還を命ぜよ、との勧告を求める	R3. 4. 21	1			却下	同一住民による同一の請求であり不 適法	R3. 5. 17	D	無		
群馬県	渋川市	市長	違法な補助金の支出	市長は相手に対し補助金の返還を命ぜよ、との勧告を求める	R3. 8. 20	1	R3. 9. 14	口頭陳述	一部認容 • 一部棄却	返還を求める場合に当たらない。そ の他意見として、問題の根本解決及 び文書事務の適正化を望む。	R3. 10. 11	F	有	2	
群馬県	榛東村	村議会議長	違法・不当な公金支出	議会だより発行の不公正、不適切及び弁護 士への委託費の不適当	R4. 9. 16	1			却下	法が定める請求対象機関を対象としていない不適法な請求であるため。	R4. 10. 14	D	無		
群馬県	榛東村	村長	違法・不当な公金支出	委託費の全額返還に必要な措置を講ずること	R3. 12. 16	1			棄却	当該支出に違法性・不当性は認められない。	R4. 2. 3	Е	無		
計	5団体	8件										有無	2件 6件		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 乗却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様式 アの 対応 項目	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	E	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	E	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	E	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 乗却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様式 アの 対応 項目	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	E	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	E	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	E	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	E	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	E	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様式 アの 対応 項目	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	E	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 12. 20	4	R4. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 2. 16	Е	無		
埼玉県	さいたま市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R4. 7. 28	4	R4. 8. 26	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出とはいえない。	R4. 9. 22	Е	黒		
埼玉県	川越市	市長	職員が勤務時間中に私的なメールをしてい た件	人件費及びその他本件に関わる市の支出の 返還請求	R3. 4. 1	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 5. 12	В	無		
埼玉県	熊谷市	職員	指定管理施設の運営・管理	施設運営の改善、職員の懲戒免職	R5. 1. 11	1	R5. 2. 24	口頭陳述	却下	不適法なものである。	R5. 3. 9	С	無		
埼玉県	川口市	市長	違法・不当な公金の支出	市が支出した弁護士費用等の返還請求	R4. 12. 1	3	R4. 12. 21	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性はない。	R5. 2. 2	Е	無		
埼玉県	川口市	市長・職員	違法・不当な公金の支出	4歳以下への新型コロナウイルスワクチン 接種券の個別一律送付を申請制にすること	R4. 12. 19	1			棄却	違法又は不当であるとは認められ ず、損害が生じているとまでは言え ない。	R5. 2. 16	Е	無		
埼玉県	川口市	市長・職員	違法・不当な公金の支出 契約の締結・履行に関する事項	4歳以下への新型コロナウイルスワクチン に係る接種契約及び川口市と接種実施医療 機関を契約当事者とする委託契約等に関連 する事務に要した費用及び契約の締結・履 行に関する事項	R5. 3. 24	1			棄却	違法又は不当であるとは認められ ず、損害が生じているとまでは言え ない。	R5. 5. 17	Е	無		
埼玉県	行田市		国民年金及び国民健康保険の違法な事務手続き	違法な事務手続きを是正すること	R3. 8. 3	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 8. 13	В	黒		
埼玉県	行田市	市長	違法な契約の締結(回収有価物売買契約)	受託業者に対し不当利得返還請求を行うこと	R4. 4. 21	1			棄却	当該契約に違法性はない。	R4. 6. 20	Е	黒		
埼玉県	飯能市		違法・不当な財産の管理等及び契約の締結・履行	・伐木売払金額の分かる書面の入手及び売 払金額の返還等 ・市議会等への報告及び公表	R4. 2. 18	1			却下	市に損害がない。	R4. 4. 19	D	無		
埼玉県	飯能市		違法・不当な財産の管理等及び契約の締結・履行	・伐木売払金額が記載された書類の監査及 び売払金額の返還等 ・市議会等への報告及び公表	R4. 6. 29	1			却下	監査委員が除斥され、監査委員が不 在。	R4. 8. 26	D	無		
埼玉県	飯能市	市長	違法・不当な契約の締結・履行及び財産の 管理を怠る事実	・損害金額の徴収及び適正な価格による契 約の締結 ・市議会等への報告及び公表	R4. 11. 30	1	R5. 1. 17	口頭陳述	棄却	当該契約は裁量権の範囲内。	R5. 1. 27	Е	無		
埼玉県	春日部市		財産の管理を怠る事実(令和元年度放課後 児童クラブ指定管理料)	指定管理者へ不当利得返還請求権を行使す ること	R3. 4. 1	10			棄却	指定管理者は不当利得を得ていない。	R3. 5. 12	Е	有	1	
埼玉県	春日部市		財産の管理を怠る事実 (令和2年度放課後 児童クラブ指定管理料)	指定管理者へ不当利得返還請求権を行使す ること	R3. 4. 1	12			棄却	現時点では市と指定管理者の間で精 算が完了していないため、指定管理 者に不当利得があるか、判断できな い。	P3 5 19	E	有	2	
埼玉県	狭山市	市長、 担当部長	不当な委託契約に係る支出	支出した委託料を補填し、担当部長を転任 又は降任すること	R4. 8. 12	1	R4. 9. 13	口頭陳述	棄却	当該委託契約を不当とする理由がない。	R4. 10. 6	Е	無		
埼玉県	狭山市	市長	市有地の売却に際し、不当に価格を下げた 契約の締結	買主に差額の返還請求を行うこと	R4. 12. 28	1	R5. 2. 1	口頭陳述	棄却	当該売買契約を不当とする理由がない。	R5. 2. 21	Е	無		

			i i	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウ 対応 番号	備考
埼玉県	狭山市	市長	違法な消防団の寄附金受領、違法・不当な 消防団交付金の支出	受領した寄付金を返還し、支出した交付金を適切に措置すること	R5. 1. 26	1	R5. 3. 7	書面陳述	一部棄却 • 一部却下	寄附金受領については市の財務会計 上の行為でないため却下、交付金支 出については違法・不当な理由がな いため棄却。	DE 0 00	Е	無		
埼玉県	上尾市	市長	不適切の随意契約による過大な公金の支出	不当な随意契約の是正	R3. 12. 24	1			却下	請求期間を徒過している。 違法性・不当性を個別的・具体的に 摘示していない。	R4. 2. 1	В	無		
埼玉県	上尾市	市長	中止されたイベントに対する出演料の支払い	イベント出演料の返還	R4. 1. 27	1	R4. 2. 14	口頭陳述	棄却	違法性又は不当性はない。	R4. 3. 25	Е	無		
埼玉県	蕨市	市職員	生活保護の手続き係る職員の対応	職員の処罰	R4. 12. 16	1			却下	住民監査請求の要件を欠く	R5. 1. 31	С	無		
埼玉県	和光市	市長	不法行為に基づく損害賠償請求	市長が相手方に損害賠償請求を行うこと	R3. 4. 30	8	R3. 6. 7	口頭陳述	一部認容 • 一部却下	市長が相手方に損害賠償請求を行うこと	R3. 6. 29	F	無		
埼玉県	和光市	市長	交付金及び補助金に関する損害賠償請求	市長が相手方に損害賠償請求を行うこと	R3. 9. 13	9	R3. 10. 8	口頭陳述	却下	請求期間を徒過している	R3. 11. 12	В	無		
埼玉県	和光市	市長	交付金及び補助金に関する損害賠償請求	市長が相手方に損害賠償請求を行うこと	R3. 12. 6	9			却下	請求期間を徒過している	R3. 12. 28	В	無		
埼玉県	和光市	市長	交付金及び補助金に関する損害賠償請求	市長が相手方に損害賠償請求を行うこと	R4. 12. 15	9			却下	不適法な請求である	R5. 2. 8	D	無		
埼玉県	蓮田市	市長	市長に対する償還差止請求	再開発事業に関し、権利床の権利変換価格 15%相当額を特定建築者から蓮田市が償還 を受けることの中止。	R4. 4. 28	6		却下のため 陳述なし	却下	市に財産的損失が発生しない。	R4. 5. 26	D	有	3	
埼玉県	鶴ヶ島市	市長	自治会等補助金の支出	補助金の全部または一部を返還させること	R3. 5. 31	1	R3. 6. 21	口頭陳述	認容	居住の実態のある世帯数を調査する こと。 調査の結果、補助金の交付条件に違 反していた場合は、適正な措置を講 じること。		F	無		
埼玉県	ふじみ野市	監査委員	不適切な予算執行を議会に適正として報告していること	不適切な予算執行の指摘漏れの原因と今後 の対策に関する市民への説明の請求	R3. 8. 10	3			却下	請求要件を満たしていない。	R3. 9. 6	С	無		
埼玉県	ふじみ野市	市長	不適切な予算執行	不適切な予算執行の原因と再発防止策に関する市民への説明報告の請求	R3. 8. 10	3			却下	請求期間を徒過している。	R3. 9. 30	В	無		
埼玉県	白岡市	監査委員 及び市職員	誤りがある決算に対して、審査審査が適正	監査のやり直し及び審査意見書の修正を行うこと。 また、同意見書が議会の審議対象となる旨及び議員の質疑に対して自ら答弁を行う旨を通知し、議会の運用を改めさせること。	R4. 9. 16	1			却下	財務会計上の行為に関する主張ではない。	R4. 10. 14	С	無		
埼玉県	小川町	町長	違法・不当な補助金の支出	行政区運営補助金の返還請求を行うこと	R3. 10. 15	1	R3. 11. 29	口頭陳述	棄却	補助金交付要件を満たしており、当 該支出に違法性はない。	R3. 12. 10	Е	無		
埼玉県	小川町	町長	不当な事業費の支出	自治振興事業費すべての返還	R4. 7. 28	1			却下	請求が要件を満たしておらず不適法 なものである。	R4. 9. 20	D	無		
計	16団体	79件										有無	3件 76件		
千葉県	船橋市	市長	違法・不当な契約の締結	広告掲載審査委員会で承認された金額と本 契約額の差額が機会損失(損害)であると して、事業停止を求める請求	R3. 4. 2	1			却下	当該行為のあった日から一年を経過 している。	R3. 4. 19	В	無		

			H H	青求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の対応番号	備考
千葉県	船橋市	市長	違法・不当な公金の支出	平成28年度から令和2年度までの船橋国保における高額療養費について、滞納者への保険給付の差し止め及び差し止めした保険給付額の保険料への充当を怠っているため、事務の改善及び本来徴収できたはずの保険料への補填を求める請求	R3. 9. 13	1			却下	請求の対象が個別的、具体的に摘示されていない。	R3. 10. 18	D	無		
千葉県	船橋市	市長	違法・不当な公金の支出	保険給付の差し止め及び差し止めした保険 給付額の保険料への充当を怠っているた め、事務の改善及び本来徴収できたはずの 保険料への補填を求める請求	R3. 11. 17	1			取下げ		R3. 12. 23	A	無		
千葉県	船橋市	市長	違法・不当な公金の支出	保険給付の差し止め及び差し止めした保険 給付額の保険料への充当を怠っているた め、事務の改善及び本来徴収できたはずの 保険料への補填を求める請求	R3. 12. 23	1			却下	R3.9.13の請求と同一の請求として 一事不再理。	R4. 1. 25	D	有	1	
千葉県	木更津市	監査委員	違法な協力金の受取り	市消防及び各消防団に対して各自治会から 受け取った消防後援会費の返金、各消防団 の使途明細についての調査及び講評を行う こと	R4. 11. 8	1			却下	請求の要件を満たしていない。	R4. 12. 14	D	無		
千葉県	松戸市	市長	不当な補助金の支出	運営費補助金の返還を求めること	R4. 4. 25	1	R4. 6. 1	口頭陳述	棄却	運営費補助金の使用について、違法 または不当と判断すべき合理的な理 由はない。	R4. 6. 20	Е	無		
千葉県	松戸市	市長	時間外勤務手当の過大支給	過払い時間外勤務手当の返還を求めること	R4. 6. 21	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 7. 19	В	有	2	
千葉県	松戸市	市長	市の刊行物の販売	市の刊行物の販売を中止すること	R4. 7. 15	1			却下	販売の事実について、具体的・客観 的証拠を示しておらず、事実証明の 添付もない。	R4. 8. 9	С	無		
千葉県	松戸市	市長	訴訟の判決確定により支払った損害賠償金 及び遅延損害金の支出	職員に対し、求償権を行使すること	R4. 12. 6	1	R5. 1. 19	口頭陳述	棄却	故意又は重過失があったとは認定で きず、求償権を有しない。	R5. 2. 1	Е	有	3	
千葉県	野田市	市長	違法・不当な補助金の支出	損害額の補填	R3. 8. 27	1	R3. 9. 27	口頭陳述 (当日、請求人 はこなかった)	棄却	請求人の主張には理由がない	R3. 10. 25	E	無		
千葉県	茂原市	市長	集会所の固定資産税・都市計画税の違法又 は不当な減免	集会所の固定資産税・都市計画税について、減免を取り消して徴収すること	R3. 5. 24	1			棄却	公益性の観点から違法又は不当な減 免には当たらない。	R3. 7. 21	Е	無		
千葉県	柏市	市長、職員	違法・不当な賃借料の支出	請求対象者に対する違法又は不当な賃借料 の支出の返還請求を行うこと	R5. 2. 20	1	R5. 3. 17	口頭陳述	棄却	損害が発生しているとは確定できない。	R5. 4. 20	Е	無		
千葉県	勝浦市	市長	違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実 に当たるか否か	赤道の確認後に家を撤去し赤道の回復命令 を行うこと	R4. 12. 19	1	R5. 1. 19	口頭陳述	棄却	違法または不法に財産の管理を怠っ ているとは認めがたい	R5. 2. 16	Е	無		
千葉県	市原市	市長	財産の管理を怠る事実	五井中央西2-24-4、同-59、同-60の土地を 市原市の所有に戻していないのが財産の管 理を怠る事実であることの確認を求める。	R3. 4. 5	1	R3. 5. 14	口頭陳述	棄却	財産の管理を怠っている事実は認め られず、理由がない。	R3. 6. 23	E	無		
千葉県	市原市	市長	財産の管理を怠る事実	市原市鶴舞75-1の旧鶴舞青年の家の土地・ 建物を市原市の所有に戻さないことから、 市原市が被った損害相当額を市原市長個人 に請求していない財産の管理を怠る事実の 確認を求める。	R3. 4. 30	1			却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。	R3. 6. 23	D	無		
千葉県	市原市	市長	公金の賦課・徴収を怠る事実	納付(分納) 誓約書兼債務承認書の未納金 額相当額を市原市に損害賠償させることを 求める。	R3. 7. 16	1			却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。	R3. 9. 9	D	無		
千葉県	市原市	市長	財産の管理を怠る事実	市原市長が地域包括支援センターのための 違法な支出の損害を補てんしていない怠る 事実の確認とその是正を求める件	R3. 10. 28	1			却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。	R3. 12. 20	D	無		

			High state of the	青 求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウが 番号	備考
千葉県	市原市	市長	財産の管理を怠る事実	市原市長が、五井中央西2-24-60地先の旧こじゃれ通りを無許可で使用させる違法で得られなかった占用料相当額の損害を補てんしていない怠る事実の確認とその是正を求める。	R3. 10. 28	1	R3. 12. 7	口頭陳述	棄却	市は、ただちに相手方に対し適切に 指導監督及び不当利得返還請求を行 い、損害についてもすでに補てんが なされていることから、財産の管理 を怠る事実があったと認めることは できない。	R3. 12. 24	Е	無		
千葉県	市原市	市長	財産の管理を怠る事実	市原市長が、当該医療法人の違法な事業を認めたことで、市原市が得られた同所2-24-4、同所2-24-59、同所2-24-60の各建物を所有できなかったことによる損害を補てんしていない怠る事実の確認とその是正を求める。	R3. 10. 28	1			取下げ		R3. 11. 24	A	無		
千葉県	市原市	市長	財産の管理を怠る事実	市原市長が、放課後児童健全育成事業運営 委託先に、一般管理費を過払いし市原市が 被った損害を補てんしていない怠る事実を 確認し、是正させることを求める。	R3. 10. 29	1			却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。	R3. 12. 20	D	無		
千葉県	市原市	市長	財産の管理を怠る事実	市原市長が、当該医療法人の違法な事業を認めたことで、市原市が得られた分譲マンションやC棟やA棟(各付属設備含む。)の各建物を所有できなかったことによる損害を補てんしていない怠る事実の確認とその是正を求める。	R3. 11. 24	1			却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。	R4. 1. 11	D	無		
千葉県	市原市	市長	公金の賦課・徴収を怠る事実	市原市長に、当該市議が納付(分納)誓約 書兼債務承認書で承認した国保料未納額合 計金額を市原市に損害賠償させることを求 める。	R4. 1. 19	1			却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。	R4. 3. 14	D	無		
千葉県	市原市	市長	違法・不当な公金の支出	市原市長に、再任用した当該職員に支払った給料等の合計額を市原市に損害賠償させることを求める。(給与等は主査として支払った期末手当他手当分も含む。)	R4. 1. 19	1			却下	職員の任用については財務会計上の 行為ではないため、監査請求の対象 とは認められない。	R4. 3. 14	С	無		
千葉県	市原市	市長	違法・不当な公金の支出	市原市長に、放課後児童健全育成事業運営 委託の一般管理費を過大な利率で契約し、 市原市が被った損害合計額を市原市に損害 賠償させることを求める。	R4. 1. 19	1			却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。	R4. 3. 14	D	無		
千葉県	市原市	市長	違法・不当な事業計画変更承認申請の承認	市原市長が、却下すべき当該事業者の事業計画変更承認申請を承認したことにより、市原市が取得できなかった五井中央西2-24-4の分譲マンションと同所2-24-59のC棟と同所2-24-60のA棟の建物合計額を市原市に損害賠償させることを求める。	R4. 1. 19	1			却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。	R4. 3. 14	С	無		
千葉県	市原市	市長	違法・不当な公金の支出	市原市長に、令和4年度一般会計当初予算の議会費の政務活動費交付金34,560 千円の支出を差止めさせることを求める。 (政務活動費交付金は、令和4年4月中に 概算払いされる。使用されると返還がされ ないことから地方自治法242条4項の緊 急の支出停止も求める。)	R4. 3. 28	1			却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。	R4. 5. 19	D	無		
千葉県	市原市	市長	違法・不当な職員の採用	市原市長に、令和3年度に再任用した当該 職員に支払った給与等の合計額を市原市に 損害賠償させることを求める。	R4. 3. 28	1			却下	職員の任用については財務会計上の 行為ではないため、監査請求の対象 とは認められない。	R4. 5. 19	С	有	4	
千葉県	市原市	市長	公金の賦課・徴収を怠る事実	市原市長が、当該市議会議員の違法行為に 加担したため、当該市議会議員の滞納国保 料を議員報酬を一部しか差押えをしない公 金の徴収を怠る事実を確認し、是正させる 勧告を求める。	R4. 5. 2	1			却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。	R4. 6. 15	D	無		
千葉県	市原市	市長	財産の管理を怠る事実	市原市長が、基礎杭について不明等の「旧鶴舞青年の家」の土地・建物を市原市所有に戻していない財産の管理を怠る事実を確認し、市原市長に市原市へ土地・建物の固定資産税評価額に相当する損害額を賠償させることを求める。	R4. 5. 6	1			却下	法定期限内の請求と認められない。	R4. 6. 15	В	無		

				請求事項		請求人	こよる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 陳述の機会 数 (人)	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の対応番	備考
千葉県	市原市	市長	財産の管理を怠る事実	市原市長が、五井中央西2-24の旧市原 市所有の土地を、当該事業者との売買契約 を解除せず市原市の所有に戻していない財 産の管理を怠る事実を確認し、市原市長に 旧市原市所有の土地の建物の固定資産税評 価額に相当する損害額を市原市に賠償させ ることを求める。	R4. 5. 6	1		却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。	R4. 6. 15	D	有	5	
千葉県	市原市	市長	違法・不当な公金の支出	市原市長に、令和2年度以降の放課後児童 健全育成事業運営委託費用の精算方法の誤 りを是正せず、過大な委託費を支出したこ とによる市原市が被った損害を、市原市へ 賠償させることを求める。	R4. 5. 18	1		却下	達法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。	R4. 6. 30	D	有	6	
千葉県	市原市	市長	違法・不当な公金の支出	市原市長が市原市長個人(小出譲治)に、 当該市原市議会議員の滯納国保料を議員報 酬の手取支給額の全額を差押えず一部しか 差押えなかった等によって、市原市に損害 を与えた金額相当額を市原市へ損害賠償さ せることを求める。 当該市議への令和4年7月以降の議員報酬 等の支払いの停止の暫定的勧告を市長にす ることを求める。	R4. 6. 20	1		取下げ		R4. 7. 15	A	無		
千葉県	市原市	市長	違法・不当な公金の支出	1、市原市長は市原市に対して、当該市原 市議会議員が国民健康保険料未納(派生の 金銭債権含む。)により市原市が被った損 害相当額を損害賠償せよ。 2、当該市議への令和4年7月以降の議員報 酬(期末手当含む。)の支払いの差止め を、市原市長に命ずることを求める(令和 4年7月と8月の議員報酬の暫定的停止措置 を命ずることも含む。)。	R4. 7. 15	1		却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。	R4. 8. 29	D	有	7	
千葉県	市原市	市長	財産の管理を怠る事実	市原市議会の当該会派による平成28年から令和3年までの政務活動費における資料作成費として支出のあった費用のうち架空請求分について、市原市への返還を市原市長が請求することを求める。また、市原市議会各会派の政務活動費について、すべての不正の是正及び予防に関し、必要な措置を講ずることを求める。	R4. 8. 31	1	文書陳述	棄却	不当利得の額及び遅延損害金の合計 額以上の金額を市原市に納付しており、市原市の請求権は、消滅している。したがって、本件支出による返 還請求権は存在していないため、法 第242条第1項に規定する「違法 若しくは不当に財産の管理を怠る事 実」は認められない。	R4. 10. 13	Е	無		
千葉県	市原市	市長	違法・不当な公金の支出	市原市長に、当該市原市議会議員の手取支 払報酬と滞納国保料(未納国保料と過料含 む。)を相殺しないことで、市原市の被っ た損害を、市原市へ賠償請求することを求 める。当該市議の令和4年10月以降の手取 支払報酬の差止めの暫定的措置も求める。 (損害合計額は市原市監査委員が確定させ ることも求める。)	R4. 10. 5	1		却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。	R4. 11. 24	D	無		
千葉県	市原市	市長	公金の賦課・徴収を怠る事実	市原市長に当該非特定営利活動法人から法 人住民税均等割を徴収させることを求め る。	R5. 2. 20	1		取下げ		R5. 3. 27	А	無		
千葉県	市原市	市長	財産の管理を怠る事実	市原市議会政務活動費の交付に関する条例 6条2項の別表に定める政務活動費を充てる ことが出来る経費の範囲を超える不当な政 務活動費の請求が行なわれており返還を求 める。	R5. 2. 28	1		却下	返還請求権について、時効消滅している。	R5. 3. 31	D	無		
千葉県	市原市	市長	違法・不当な公金の支出	市原市長は、小出譲治へ「市原市議会会派 に各市議会議員の月会費振替手数料相当額 等の合計額」を、損害賠償請求せよ。	R5. 3. 7	1		取下げ		R5. 3. 28	A	無		
千葉県	市原市	市長	財産の管理を怠る事実	令和3年度政務活動費の支出中、不適切と 思われる内容(別紙72項目の通り)につい て修正や返金をされたい。	R5. 3. 20	1		棄却	監査請求の対象とした支出のうち、 違法性又は不当性は認められず、市 長が財産の管理を怠る事実は認める ことができない。	R5. 5. 16	Е	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等		住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対 番号	備考
千葉県	市原市	市長	公金の賦課・徴収を怠る事実	市原市長に、当該特定非営利活動団体から 法人住民税を徴収しないことで市原市が 被った損害を、市原市に賠償させることを 求める.	R5. 3. 27	1			却下	達法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。		D	無		
千葉県	市原市	市長	財産の管理を怠る事実	1、市原市長に、違法に支出した平成27年 度以降の議員報酬の補てんをしないこと で、市原市が被った損害を、市原市に損害 賠償させることを求める。 2、市原市長に、令和5年4月以降の議員報 酬の支出の差止めをさせることを求める。 3、監査結果がでるまで、議員報酬の支出 の暫定的停止措置を市原市監査委員に求め る。	R5. 3. 27	1			却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。		D	渊		
千葉県	市原市	市長	財産の管理を怠る事実	1. 小出市長が、令和5年2月28日朝刊で報道された当該市原市議会会派の政務活動費を不正受給した者に返還を求めていない怠る事実を確認し、その者に対し、市長が返還させることを求める。 2. 監査結果がでるまで、上記1. の不正受給をウヤムヤにするため、不正受給者以外の者が不正受給分を返還させ、犯人隱避しようとするのを許さないため、不正受給分の返還を市長がしないよう、市原市監査委員が、電定的停止措置を市長に命ずることを求める。	R5. 3. 29	1			取下げ		R5. 4. 6	A	無		
千葉県	流山市		流山市職員の地域手当及び特別交付税の減額分について(市職員の地域手当支給率が、国が示す基準値を超過していることにより、特別交付税を減額されている)	地域手当支給率の改正、請求対象者による 特別交付税減額分相当額の補填、国の基準 を超えて支給された地域手当相当額の返還	R4. 11. 28	1	R4. 12. 12	口頭陳述	棄却	当該手当に係る支給率の設定及び支給に違法性はない。	R5. 1. 24	E	無		
千葉県	流山市	市長	流山市消防団の職務外活動に伴う経費の発生について(職務外活動に係る諸経費を市が不当に負担している)	消防団の職務外活動に係る経費の実態調査 及び当該経費が市の財務会計に及ぼす効果 の判定	R4. 11. 29	1			却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が摘示されているものとは 認められない。		D	無		
千葉県	八千代市	市長、 副市長	不適切な審査による補助金の交付	補助事業者に補助金の返還を行うこと	R3. 5. 13	1	R3. 6. 28	口頭陳述	棄却	審査手続が違法又は不当であったと はいえない	R3. 7. 8	Е	無		
千葉県	鎌ケ谷市	市長及び 関係職員	不備のある成果品に対する支出等	返還すべき金額を算定し、受託者から返納 させること等	R5. 2. 13	1			却下	請求期間を徒過している。 また、徒過した正当な理由があると 認められない。	R5. 3. 15	В	無		
千葉県	鎌ケ谷市		検査調書に誤った契約金額を記載したこと 等	関係職員を処分すること等	R5. 2. 13	1			却下	請求期間を徒過している。 また、徒過した正当な理由があると 認められない。	R5. 3. 15	В	無		
千葉県	鎌ケ谷市	市長	ハザードマップ作成の不備	ハザードマップの修正	R5. 2. 13	1			却下	請求期間を徒過している。	R5. 3. 15	В	無		
千葉県	浦安市	市長	不当な公金の支出	対象事業への公金の支出を差し止めること	R4. 8. 16	1	R4. 9. 7	口頭陳述	棄却	対象事業は不当な公金の支出でないため	R4. 10. 14	Е	有	8	
千葉県	浦安市	市長	不当な公金の支出	委託契約の履行が適正にされていないこと を市長に勧告すること	R4. 8. 19	1	R4. 9. 15	口頭陳述	棄却	委託契約の履行は適正に行われてい るため	R4. 10. 18	Е	有	9	
千葉県	浦安市	市長	不当な公金の支出	業務不履行相当分を市長が市に返還すること	R4. 10. 4	1	R4. 10. 20	口頭陳述	棄却	委託契約の履行は適正に行われてい るため	R4. 12. 2	Е	有	10	
千葉県	浦安市	市長	委託契約の不適切な履行の確認	検査執務要領の作成を怠ったことを改める ことを市長に勧告すること	R4. 11. 21	1			却下	請求内容が住民監査請求の対象外と なるため	R5. 1. 13	С	無		
千葉県	浦安市	市長	委託契約の契約事務規則違反	委託契約の契約事務規則違反を市長に勧告すること	R4. 12. 6	1			却下	請求内容が住民監査請求の対象外と なるため	R5. 2. 3	С	無		
千葉県	浦安市	市長	委託契約の契約事務規則違反	支出された公金を市長が市に返還すること	R5. 1. 16	1			却下	同一の住民がすでに住民監査請求し たものと同一の請求だったため	R5. 3. 17	D	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の 対 番	備考
千葉県	四街道市	市長	不当な財務会計上の行為	市長に対し、損害賠償金を支払うよう請求 すること。	R3. 10. 11	91	R3. 10. 26	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	相当の因果関係は認められない。 請求期間を徒過している。	R3. 12. 9	Е	有	11	
千葉県	四街道市	市長	不当な財務会計上の行為	相手方の不当利得を市へ返還させること。	R3. 6. 1	1			取下げ		R3. 6. 21	A	無		
千葉県	四街道市	市長	不当な財務会計上の行為	相手方の不当利得を市へ返還させること。	R4. 3. 22	1			取下げ		R4. 4. 7	A	無		
千葉県	袖ケ浦市	市長	違法な行政財産の貸付	行政財産の貸付を無効とすること	R4. 8. 25	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 9. 27	В	有	12	
千葉県	印西市	市長	違法・不当な公金の支出 (町内会活動費補 助金)	役員報酬として支出された補助金の返還請 求	R3. 7. 28	1			却下	事実証明書の不足	R3. 8. 16	D	無		
千葉県	印西市	市長	違法・不当な公金の支出(一般競争入札)	入札が不適切であった場合、損害賠償額の 返還請求	R4. 11. 7	2			却下	事実証明書の不足	R4. 12. 7	D	無		
千葉県	印西市	市長	違法・不当な公金の支出 (常任委員会行政 視察)	余分な宿泊費用の返還請求	R4. 12. 28	2			却下	事実証明書の不足	R5. 1. 24	D	無		
千葉県	白井市	市長	違法・不当な公金の支出及び財産の取得・ 管理・処分	公園施設等改修工事に係る公金の支出につ いて	R4. 3. 1	4	R4. 3. 23	口頭陳述	棄却	事業及び事務処理に違法・不当性は 無く、請求に理由がない。	R4. 4. 13	Е	無		
千葉県	大網白里市	市長	違法・不当な財産の処分	覚書による市有地売却の停止及び一般競争 入札での売却を請求すること	R4. 12. 16	5	R5. 1. 11	口頭陳述	棄却	覚書に違法性がなく、監査期間中に 市有地払下げ要望書が取下げられ た。	R5. 2. 1	Е	無		
千葉県	白子町	町長	公共施設の無償貸し付け	公共施設の使用者へ不当利得返還、管理者 へ損害賠償を請求	R4. 4. 20	1	R4. 5. 20	口頭陳述	合議不調	請求が法的要件を満たすという意見 と満たさないという意見が対立し た。	R4. 6. 17	G	有	13	
千葉県	白子町	教育委員会	公共施設の無償貸し付け	公共施設の使用者へ不当利得返還、管理者 へ損害賠償を請求	R4. 12. 5	1	R5. 1. 13	口頭陳述	棄却	請求を勧告するに至る理由がない。	R5. 2. 3	Е	無		
千葉県	鋸南町	職員	財産の管理を怠る行為	町道の不法占用を解消すること。	R4. 3. 14	1	R4. 4. 20	口頭陳述	棄却	請求対象者の指導により解消済	R4. 5. 11	Е	無		
千葉県	鋸南町	職員	所有者不明土地の報告を怠る行為	当該土地に対する固定資産税の賦課	R4. 8. 19	1			却下	所有者不明土地の存在が認められない	R4. 9. 9	D	無		
計	19団体	67件										有無	13件 54件		
東京都	千代田区	区長	違法な賃貸借契約の締結	適正な賃料を定めた賃貸借契約への変更	R3. 10. 13	3			却下	請求期間を徒過している。	R3. 10. 28	В	有	1	
東京都	千代田区	区長	区有地の不正利用	学校施設利用団体からの適正な料金徴収等	R4. 3. 22	1	R4. 4. 14	口頭陳述	却下	請求期間を徒過している。	R4. 5. 19	В	無		
東京都	千代田区	区長	違法・不当な工事契約の締結	街路樹を伐採、撤去することなく、工事を 行うこと	R4. 4. 21	20	R4. 5. 16	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R4. 6. 17	Е	有	2	
東京都	千代田区	区長	違法・不当な工事契約の締結	工事の中止、違法な契約に基づく既払金の 返還等	R4. 5. 16	1	R4. 6. 10	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R4. 7. 14	Е	有	3	
東京都	新宿区	区長ほか 関係職員	違法・不当な公金の支出	過分に支出した住宅扶助について、返還請求を行うこと。	R5. 3. 29	1			却下	請求に係る事実の違法性・不当性を 適示していない。	R5. 4. 28	D	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様式 アの 対応 項目	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
東京都	墨田区	区長	適法・不当な委員報酬の支出	委員に支払われた報酬を返還させること	R3. 10. 25	1	R3. 12. 2	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性はない。	R3. 12. 20	Е	有	4	
東京都	墨田区	区長	適法・不当な議員報酬の支出	区議会議員に対し議員報酬を返還させること	R4. 10. 18	1			棄却	当該支出に違法性はない。	R4. 12. 13	Е	無		
東京都	品川区	①品川区長 ②品川区 都市環境部	不当な都市計画審議会委員報酬の支出	委員が務めを果たすよう審議会の進行を改善すること	R4. 3. 28	1			却下	法242条第1項の要件を欠くため	R4. 4. 25	D	無		
東京都	品川区	①品川区長 ②品川区 都市環境部	不当な都市計画審議会委員報酬の支出	委員が務めを果たすよう審議会の進行を改善すること	R4. 5. 6	1			却下	法242条第1項の要件を欠くため	R4. 5. 30	D	無		
東京都	品川区	①品川区長 ②品川区 都市環境部	違法・不当な都市計画審議会委員報酬の支 出	委員が務めを果たすよう審議会の進行を改善すること	R4. 6. 13	1			却下	法242条第1項の要件を欠くため	R4. 7. 21	D	無		
東京都	目黒区	区長	区長に対し違法若しくは不当な公金を支出 する行為を防止する措置を講ずることを求 める。	グループホーム建設助成金支出	R5. 1. 4	1			却下	違法・不当な財務会計上の行為又は 怠る事実が具体的・客観的に示され ていなかった。	R5. 1. 24	С	無		
東京都	目黒区	区長	保育園の保育料の延滞金を課すことを怠っている	保育園の保育料の延滞金を課すことを求める	R5. 3. 14	1	R5. 3. 29	口頭及び書 面陳述	一部認容 •一部棄却	職員の怠る事実が存在したと認める ことはできないが、手続きは必要で ある。	R5. 5. 10	F	無		
東京都	目黒区	区長	国民健康保険料の延滞金を課すことを怠っ ている	国民健康保険料の延滞金を課すことを求める	R5. 3. 14	1	R5. 3. 29	口頭及び書 面陳述	一部認容 • 一部棄却	職員の怠る事実が存在したと認める ことはできないが、手続きは必要で ある。	R5. 5. 10	F	無		
東京都	目黒区	区長	後期高齢者医療保険料の延滞金を課すこと を怠っている	後期高齢者医療保険料の延滞金を課すこと を求める	R5. 3. 14	1	R5. 3. 29	口頭及び書 面陳述	一部認容 •一部棄却	職員の怠る事実が存在したと認める ことはできないが、手続きは必要で ある。	R5. 5. 10	F	無		
東京都	目黒区	区長	介護保険料の延滞金を課すことを怠ってい る	介護保険料の延滞金を課すことを求める	R5. 3. 14	1	R5. 3. 29	口頭及び書 面陳述	一部認容 •一部棄却	職員の怠る事実が存在したと認める ことはできないが、手続きは必要で ある。	R5. 5. 10	F	無		
東京都	大田区	大田区健康 政策部長	委託契約の履行期限の変更	新型コロナワクチン接種券の発送委託契約 の履行期限の前倒しするよう請求する。	R3. 5. 14	1			却下	地方自治法第242条に規定する住民 監査請求の要件を満たしていない。	R3. 5. 24	С	無		
東京都	世田谷区	世田谷区長	違法・不当な新庁舎整備事業における財務 会計上の行為	新庁舎整備計画及びその関連する予算に基づく一切の公金の支出、契約の締結等の停止	R3. 5. 6	10	R3. 6. 4	口頭陳述	棄却	当該財務会計上の行為に違法性はない。	R3. 7. 2	Е	無		
東京都	世田谷区	世田谷区長	旧池尻中学校跡地活用事業における財務会 計上の行為	旧池尻中学校(旧世田谷ものづくり学校) 跡地活用に伴い実施される池尻小学校校庭 に関する工事等の差止め	R4. 8. 19	1	R4. 9. 8	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	・当該財務会計上の行為に違法性はない。 ・財務会計上の行為ではない.	R4. 10. 13	Е	無		
東京都	世田谷区	世田谷区長	違法・不当な公用車、タクシーの利用等	区長の公用車使用に係る経費の返還等	R5. 2. 13	1			一部棄却 •一部却下	・当該利用等に違法性はない。 ・個別的、具体的に摘示されていない及び請求期間を徒過していない。	R5. 4. 12	Е	無		
東京都	渋谷区	区長、議長	違法な印刷製本費、配布代等の支出	区長、議長に対し、印刷代、配布代等の返 還請求を行うこと	R4. 4. 11	3	R4. 5. 10	口頭陳述	一部棄却 •一部却下	当該支出に違法性はない。 一部行為が財務会計上の行為又は怠 る事実にあたらない。	R4. 6. 8	Е	有	5	
東京都	渋谷区	区長、議長	直ちに工事を差し止めること	直ちに工事の差し止めを求める	R4. 8. 31	1			却下	当該行為等が個別的、具体的に適示 されていない。事実証明書の性質を 有しているものの提出がない。	R4. 9. 26	D	無		
東京都	渋谷区	区長	不正な生活保護費の支出	受給者に対し生活保護費の返還請求及び刑 事訴追を求める	R4. 11. 14	1	R4. 12. 9	口頭陳述	一部棄却 •一部却下	生活保護費の返還請求を怠っている とは認められない。刑事訴追を求め る行為が財務会計上の行為又は怠る 事実にあたらない。	R5. 1. 11	E	無		
東京都	中野区	都市基盤部 公園緑地課 長	違法・不当な公金の支出	調査費用の返還、議会、区民への再説明	R3. 7. 7	1			却下	違法性・不当性の摘示なし	R3. 8. 11	D	無		
東京都	中野区	区長 教育委員会	違法な契約の締結	当該契約の履行の差止めと、文化財保護審 議会答申の付帯意見に沿った取扱い	R3. 7. 21	1			却下	違法性・不当性の摘示なし	R3. 9. 1	D	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
東京都	杉並区	区長	指定管理者に対する本来支出する必要のない公金支出等	区に返還させるなど必要な措置を講ずること	R3. 4. 30	2			棄却	違法又は不当な公金支出は認められない。	R3. 6. 28	Е	無		
東京都	杉並区	区長	違法・不当な旅費及び指定管理料の支出	旅費相当額全額及び指定管理料の返還請求 を行うこと	R4. 3. 25	41	R4. 4. 18	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	旅費及び指定管理料の支出に違法 性・不当性は認められない。	R4. 5. 17	Е	無		
東京都	杉並区	区長	違法・不当な政務活動費の支出	区議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R4. 4. 28	8			一部棄却 • 一部却下	違法又は不当と認められるものはない。	R4. 6. 23	Е	無		
東京都	荒川区	区長	市街地再開発事業のために計上された予算 の執行について	令和3年度予算執行に係る財務会計行為を 行ってはならない	R3. 12. 1	4	R3. 12. 20	口頭陳述	棄却	請求人の主張には理由がない。	R4. 1. 12	Е	有	6, 7	
東京都	荒川区	区長	市街地再開発事業のために計上された予算の執行について	令和4年度予算執行に係る財務会計行為を 行ってはならない	R4. 6. 21	4	R4. 7. 26	口頭陳述	棄却	請求人の主張には理由がない。	R4. 8. 15	Е	有	8	
東京都	板橋区	区立学校長 及び区教育 委員会	財産の不当な取得	寄付、寄贈に関わる正規の手続きを実施すること、請求対象となる機関、職員への板橋区による指導、並びに是正措置を講じること	R4. 6. 3	1			却下	財務会計上の行為に当たらない。 請求期間を徒過している。	R4. 7. 4	В	無		
東京都	練馬区	課長	追録購入経費の支出	損害補填措置請求	R3. 4. 12	1			却下	財務会計上の違法・不当な行為でない。	R3. 5. 26	С	無		
東京都	練馬区	課長	住宅地図等購入経費の支出	損害補填措置請求	R3. 4. 12	1			却下	財務会計上の違法・不当な行為でない。	R3. 5. 26	С	無		
東京都	練馬区	課長	デジタルカメラ購入経費の支出	損害補填措置請求	R3. 6. 7	1			却下	財務会計上の違法・不当な行為でない。	R3. 7. 21	С	無		
東京都	練馬区	課長	安全・安心パトロールカーの契約	損害補填措置請求	R3. 6. 21	1	R3. 7. 29	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R3. 8. 19	Е	無		
東京都	練馬区	課長	追録購入経費の支出	損害補填措置請求	R4. 11. 14	1			却下	財務会計上の違法・不当な行為でない。	R5. 1. 4	С	無		
東京都	足立区	区長	不当な財務会計行為	・不要支出が繰り返されることがないよう 必要な改善措置を求める。 ・管理、検査不足、入札案件仕様書に対す る改善計画書の作成 ・所管課組織の業務体質改善 ・担当係長及び管理職の落札金額相当の減 給	R4. 8. 25	1			却下	住民監査請求の要件を満たしていない。	R4. 9. 16	С	無		
東京都	葛飾区	区長	児童相談所等に係る土地賃貸借契約	地代の支払の差し止め及び契約締結の差し 止めの勧告	R3. 5. 19	1	R3. 6. 10	口頭陳述	棄却	当該契約の締結及び地代の支払に違 法性はない。	R3. 7. 12	E	有	9	
東京都	葛飾区	区長	暴力団排除条例に抵触する契約	契約の解除及び違約金の請求	R4. 1. 14	1			却下	当該契約の締結による財産的損害が 生じるおそれはない。	R4. 1. 27	D	無		
東京都	葛飾区	区長	暴力団排除条例に抵触する契約	当該契約に伴う支出の正当性及び違約金の 請求を行わない不作為が当該請求権の行使 を怠る事実にあたるかの請求	R4. 3. 14	2			却下	同一住民(一部)による同内容の請求が重ねて行われたもの	R4. 3. 24	D	無		
東京都	葛飾区	区長等	児童相談所等に係る土地賃貸借契約	地代の支払の差し止め並びに支払済の地代 等の損害賠償請求及び賠償命令	R5. 3. 24	1			却下	同一住民による同内容の請求が重ね て行われたもの	R5. 5. 8	D	無		
東京都	八王子市	市長 高齢者いき いき課長 介護保険課 長	①介護サービス事業所に対する不正な介護 サービス費の支出 ②上記不正に対する市の損害賠償請求権の 行使等	②返遠請求及び加昇金の徴収において納入	R3. 5. 24	3			却下	①請求期間を徒過している ②財務会計上の行為を特定する個別 的、具体的な摘示を欠く ③怠る事実の違法性、不当性な摘示 を欠く ④請求人としての要件を欠く	R3. 7. 9	В	有	10	

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 対応 番号	備考
東京都	立川市	市長	名誉棄損にあたる損害賠償での債務の発生	市職員などに対する、損害賠償金の請求	R4. 9. 6	1			却下	財務会計上の行為に該当しない	R4. 10. 28	С	無		
東京都	武蔵野市	市長	自治基本条例 (仮称)に関する懇談会の委 員報酬支出の件	懇談会委員に支払った報酬の返還請求を行うこと	R4. 3. 11	2			却下	請求期間を徒過している。	R4. 3. 29	В	有	11	
東京都	武蔵野市	市長	用地買収・売却に関する件	市の財産に対する損害の確定、回復、損害 賠償を行うよう市長へ勧告すること	R4. 6. 6	2	R4. 7. 8	口頭陳述	棄却	当該価格、手続きに不当、違法性はない。	R4. 8. 2	Е	有	12	
東京都	府中市	市長	・公園拡張整備工事、道路新設工事の談合 行為・道路新設工事における違法不当な追加発 注工事	市の被った損害を填補するため損害賠償請求を行うこと等	R4. 4. 13	28	R4. 5. 19	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	一部請求要件を満たさない不適法な 請求のため却下、その余の項目は請 求人の主張には理由がないので請求 を棄却	R4. 6. 6	Е	無		
東京都	町田市	老人クラブ補助 金の支出決定に 関わるいきいき 生活部高齢者福 祉課役職員	違法・不当な補助金の支出	老人クラブに対する補助金の返還請求を行うこと	R4. 6. 15	1	R4. 7. 12	口頭陳述	棄却	当該補助金の支出が違法又は不当とは言えない。	R4. 8. 8	E	無		
東京都	町田市	市長	違法・不当な工事費用の支出及びこれに関 連する契約の締結等	(仮称) 国際工芸美術館の整備事業に関する工事費用の支出行為及びこれに関連する 契約の締結、履行、債務その他の義務の負担行為の差し止めを行うこと	R4. 12. 7	90			却下	違法性・不当性を具体的かつ客観的 に摘示していない。	R5. 1. 5	D	無		
東京都	町田市	の校長、学 校教育部長 及び学校教	(1) 違法・不当な校長の通勤手当、管理職手当、給料及び旅費の支給 (2) 校長が行った違法・不当な学校徴収 金からの修学旅行、移動教室及び卒業アルバムの支出 (3) 違法・不当な学校教育部長及び学校教育部指導室長の管理職手当の支給 (4) 校長、学校教育部長及び学校教育部指導室長に対する懲戒処分を行うこと	違法・不当な支出に対し、返還すること	R5. 3. 1	1			却下	(1)、(2)及び(4)については、当該地方公共団体の財務会計上の行為に当たらない。 (3)については、違法性・不当性を具体的かつ客観的に摘示していない	R5. 4. 14	D	無		
東京都	小金井市	市長	公立保育園の廃園に関する条例の専決処分 について	専決処分の事務執行に要した経費の支出の 損害賠償請求を行うこと	R5. 1. 19	17	R5. 2. 10	口頭陳述	棄却	経費の支出に違法性はない。	R5. 3. 16	Е	無		
東京都	小平市	市長	違法・不当な税金の支出	駅前広場整備事業における現行の案の再考 を行うこと	R3. 10. 8	1			却下	住民監査請求の要件を満たしていない	R3. 10. 27	D	無		
東京都	小平市	市長	違法・不当な税金の支出	駅前広場整備事業における現行の案の再考 を行うこと	R3. 10. 14	1			却下	住民監査請求の要件を満たしていない	R3. 11. 9	D	無		
東京都	日野市	市長	違法な公金支出の賠償請求	市長に対し補助金等の支出について損害賠償を行うこと	R3. 12. 24	341			却下	請求期間を徒過している。	R4. 1. 13	В	有	13	
東京都	日野市	市長	違法な土地交換の賠償請求	市長に対し違法な土地交換により生じた損害賠償を行うこと	R4. 8. 19	167			却下	請求期間を徒過している。	R4. 9. 12	В	有	14	
東京都	国分寺市	市長	違法な公金の支出	特定の市職員に対する退職手当の支給額を 是正すること	R3. 4. 23	1			棄却	請求人の主張について,理由がない。	R3. 6. 17	Е	無		陳述について, 請求 人から行わない旨の 申し出があった。
東京都	狛江市	市長	違法な設置・管理に伴う関係経費の支出	市に生じている損害の弁償	R4. 7. 19	1			却下	請求の要件に不備がある。	R4. 8. 29	С	無		
東京都	狛江市	担当部署	不当な契約の締結に伴う支出	市の損害に対する弁済	R5. 2. 10	1			却下	請求の要件に不備がある。	R5. 3. 24	С	無		
東京都	東大和市	市長	公園への大型遊具の設置が取りやめになった事項に関する措置要求	大型遊具を設置設置すること。 設置取りやめに係る損害賠償金は公金支出 ではなく私財で行うこと。	R5. 3. 8	1	R5. 4. 7	口頭陳述	棄却	違法又は不当な財産管理若しくは処 分に当たらない。 理由がない。	R5. 4. 25	Е	無		
東京都	東久留米市	道路計画課道 路交通計画係	不便、不公平な施策への公金支出	効率的・公平的な運用への改善	R3. 11. 4	1			却下	違法性・不当性の摘示なし	R3. 11. 25	С	無		

				情求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウ 対応 番号	備考
東京都	武蔵村山市	市長	違法・不当な土地賃貸借契約等	契約内容の是正等	R4. 9. 1	1	R4. 10. 3	口頭陳述	一部棄却 •一部却下	当該契約に違法性はない等。	R4. 10. 21	Е	無		
東京都	多摩市	市長	違法・不当な令和元年度補助金の支出	補助金の返還請求	R3. 6. 23	1			却下	理由及び事実証明の未提出	R3. 8. 20	D	無		
東京都	目の出町	職員	被告訴訟代理人への不当な着手金及び報酬 の支出	被告訴訟代理人への着手金と報酬の支払い によって生じた町の損害を賠償すること	R4. 6. 13	1			却下	請求期間を徒過している。 財務会計上の行為ではない	R4. 7. 29	В	有	15	
計	30団体	61件										有無	14件 47件		
神奈川県	横浜市	市長	非財務会計行為(道路行政上の管理)	道路用地の境界に関するもの	R3. 4. 12	1			却下	財務会計上の行為でない。	R3. 4. 30	С	無		
神奈川県	横浜市	市長	財産の取得、管理、処分契約の締結、履行	市有地の貸与に関するもの	R3. 5. 25	5団体			却下	当該財務会計上の行為について、相 当の確実さをもって客観的に推測さ れる程度に具体性を備えているとは 認められない。	R3. 6. 9	D	有	1	
神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出	IR事業の委託費に関するもの	R3. 6. 10	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 7. 2	В	無		
神奈川県	横浜市	監査委員	非財務会計行為(住民監査請求を不適法として却下する監査委員の応答)	道路用地の境界に関する監査のやり直しを 求めるもの	R3. 7. 7	1			却下	財務会計上の行為でない。	R3. 7. 30	С	無		
神奈川県	横浜市	市長	非財務会計行為(道路行政上の管理)	道路用地の境界に関するもの	R3. 9. 29	1			却下	財務会計上の行為でない。	R3. 11. 2	С	無		
神奈川県	横浜市	市長・教育 委員会	違法・不当な公金の支出	学校給食用の食品に関するもの	R3. 10. 22	1団体			却下	当該財務会計上の行為について、他 の支出と区別して特定認識できるよ うに個別的、具体的に摘示されてい るとは認められない。	R3. 11. 30	D	無		
神奈川県	横浜市	監査委員	非財務会計行為(住民監査請求を不適法として却下する監査委員の応答)	道路用地の境界に関する監査のやり直しを 求めるもの	R3. 12. 7	1			却下	財務会計上の行為でない。	R4. 1. 18	С	無		
神奈川県	横浜市	市長	・財産の取得、管理、処分 ・契約の締結、履行	旧市庁舎の売却等に関するもの	R3. 12. 27	83	R4. 1. 28	口頭陳述	棄却	当該契約の締結等に違法性・不当性はない。	R4. 2. 24	Е	無		
神奈川県	横浜市	職員	非財務会計行為(公園施設における設置理 念に抵触する可能性のある行為の看過)	公園施設の利用に関するもの	R4. 2. 9	1			却下	財務会計上の行為でない。	R4. 3. 29	С	無		
神奈川県	横浜市	監査委員	非財務会計行為(住民監査請求を不適法として却下する監査委員の応答)	道路用地の境界に関する監査のやり直しを 求めるもの	R4. 6. 13	1			却下	財務会計上の行為でない。	R4. 7. 22	С	無		
神奈川県	横浜市	市長	違法・不当な公金の支出	国葬への参加に伴う公費の支出に関するも の	R4. 9. 5	1			却下	特定の日以降に行うことができる当 該財務会計上の行為の防止・是正等 のために講ずべき必要な措置につい て、摘示されていない。	R4. 9. 28	D	無		
神奈川県	横浜市	市長・議長	違法・不当な公金の支出	国葬への参加に伴う公金の支出に関するもの	R4. 9. 15	30	R4. 10. 20	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性・不当性はない。	R4. 11. 8	Е	無		
神奈川県	横浜市	職員	違法・不当な公金の支出	職員に対する通勤費用及び報酬の支給に関するもの	R4. 12. 13	1	R5. 1. 19	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性・不当性はない。	R5. 2. 8	Е	無		
神奈川県	横浜市	市長	不適当な財産の活用	公園の管理に関するもの	R4. 12. 26	1			却下	事実証明書が添付されていない。	R5. 1. 25	D	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式の応対番号	備考
神奈川県	横浜市	職員	違法・不当な公金の支出	附属機関の委員に対する報酬の支給に関す るもの	R5. 2. 16	1	R5. 3. 13	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性・不当性はない。	R5. 3. 30	Е	無		
神奈川県	横浜市	職員	違法・不当な公金の支出	附属機関の委員に対する報酬の支給に関す るもの	R5. 3. 14	1	R5. 4. 18	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性・不当性はない。	R5. 5. 10	Е	無		
神奈川県	横浜市	職員	違法・不当な公金の支出	職員に対する通勤費用及び報酬の支給に関 するもの	R5. 3. 30	1			却下	一事不再理	R5. 4. 18	D	無		
神奈川県	横浜市	市長・職員	違法・不当な公金の支出	職員に対する通勤費用の支給に関するもの	R5. 3. 30	1	R5. 5. 8	口頭陳述	却下	受理後却下。当該支出は全額戻入されており、市に損害をもたらさない。	R5. 5. 25	D	無		
神奈川県	川崎市	市長	財産の管理を怠る事実	港湾施設を良好な状態に維持すること	R3. 4. 20	1			却下	財務会計上の行為には当たらない。	R3. 5. 25	С	無		
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な契約の締結	入札申込者を恣意的に排除していること等 から、当該入札における落札を取り消すこ と	R3. 5. 25	1			却下	財務会計上の行為には当たらない。	R3. 7. 20	С	無		
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 6. 21	1	R3. 7. 28	口頭陳述	一部認容 • 一部棄却	請求人の主張には一部理由があると 認められ、当該議員に対して返還を 求めるなど、必要な措置を講じられ たい。	R3. 8. 19	F	有	2	
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 6. 23	1	R3. 7. 28	口頭陳述	一部認容 • 一部棄却	請求人の主張には一部理由があると 認められ、当該議員に対して返還を 求めるなど、必要な措置を講じられ たい。	R3. 8. 19	F	有	2	
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 6. 30	1	R3. 8. 4	口頭陳述	棄却	本件支出を違法・不当と認めること はできない。	R3. 8. 26	Е	有	2	
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 7. 2	1	R3. 7. 28	口頭陳述	棄却	本件支出を違法・不当と認めること はできない。	R3. 8. 19	Е	有	2	
神奈川県	川崎市	関係職員	違法な契約の締結	契約金額の全額を市に補填すること	R3. 7. 9	1	R3. 8. 5	口頭陳述	棄却	本件契約を違法・不当と認めること はできない。	R3. 9. 7	Е	有	3	
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 8. 25	1	R3. 9. 24	口頭陳述	一部認容 •一部却下	請求人の主張には一部理由があると 認められ、当該議員に対して返還を 求めるなど、必要な措置を講じられ たい。	R3. 10. 22	F	有	4	
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 11. 9	1			棄却	本件支出を違法・不当と認めること はできない。	R3. 12. 27	Е	有	5	
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 11. 11	1			棄却	本件支出を違法・不当と認めること はできない。	R3. 12. 27	Е	有	5	
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な契約の締結	市の被った損害を補填するために必要な措置を求める	R3. 12. 17	1	R4. 2. 2	口頭陳述		本件契約を違法・不当と認めること はできない。	R4. 2. 15	Е	有	6	
神奈川県	川崎市	市長	政務活動費の不正受給	市議会議員団に対する政務活動費の返還請 求を行うこと	R3. 12. 23	1			却下	財務会計上の行為には当たらない。	R4. 1. 28	С	無		
神奈川県	川崎市	市長	保育所開設に係る法人決定の取り消し	補助金の給付の停止等を行うこと	R4. 1. 13	3			却下	財務会計上の行為には当たらない。	R4. 2. 28	С	無		
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R4. 3. 1	1			却下	違法・不当であるという証拠が示さ れていない。	R4. 3. 31	D	無		

			į	情求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通 知年月日等	アの		様式 ウ 対応 番号	備考
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な公金の支出	違法な委員報酬の返還を市長に求めること	R4. 6. 14	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 7. 25	В	無		
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な公金の支出	補助金の交付の停止等を行うこと	R4. 8. 17	3	R4. 9. 15	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	当該補助金の交付を違法・不当と認 めることはできない。	R4. 10. 14	Е	無		
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R4. 9. 7	1	R4. 10. 4	口頭陳述	棄却	本件支出を違法・不当と認めること はできない。	R4. 11. 4	Е	有	7	
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R4. 9. 7	1	R4. 10. 4	口頭陳述	棄却	本件支出を違法・不当と認めること はできない。	R4. 11. 4	Е	有	7	
神奈川県	川崎市	市長	違法・不当な公金の支出	市長及び議長の国葬出席に係る費用の返還 請求を行うこと	R4. 9. 15	75	R4. 10. 27	口頭陳述	棄却	本件支出を違法・不当と認めること はできない。	R4. 11. 11	Е	無		
神奈川県	川崎市	市長、教育 長、関係職 員	違法な契約の締結	契約金額の全額を市に補填すること	R5. 3. 27	1			却下	違法・不当であるという証拠が具体 的に示されていない。	R5. 5. 18	D	無		
神奈川県	相模原市	市長、担当部 局都市建設局 長、津久井土 木所長	個人の財産である所有地を市道認定し供用	市道八幡登里の一部用地について市が行っ た市道の供用開始決定について	R3. 5. 6	1			却下	財務会計上の行為には当たらないた め、住民監査請求の対象となる行為 とはいえない。	R3. 5. 26	С	無		
神奈川県	相模原市	市長	違法・不当な契約の締結及び履行並びにこれに基づく 違法・不当な財産の管理	・鳥屋小学校用地の譲渡額は、JR東海の鳥屋車両基地建設の事業用地取得の標準値価格とすべきである。 ・東海旅客鉄道株式会社が使用する鳥屋小学校用地のうち、撤去施工の体育館敷地以外の学校校庭用地は、有償使用にすべきである。	R4. 4. 11	9	R4. 5. 17	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はなく、これに基づく財産の管理も違法・不当ではない。	R4. 6. 7	Е	無		
神奈川県	相模原市	市長	違法・不当な報酬の支出	相模原市人権施策審議会において日本国憲 法(前文・第1条)の国 民主権の原理に反する状態を解消し、外国 人委員に支払った報酬を返還すること	R4. 7. 20	2	R4. 8. 22	口頭陳述	棄却	違法又は不当な財務会計 行為に当たらない。	R4. 9. 14	Е	無		
神奈川県	横須賀市	市長	公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理 を怠る事実	相手方に公金の賦課・徴収を行うこと、又 は原状回復を求めること	R5. 3. 6	1			棄却	当該公金の賦課・徴収を怠る事実及 び財産の管理を怠る事実があるとは 認められない	R5. 4. 27	Е	無		
神奈川県	平塚市	市長	違法な手続き及び内容によって議会運営を 行った4名に対し、本来支払われてはいけ ない公金が支出され財政に損害を与えたと 主張している。	市長に対し4名への議員報酬(令和3年3月分)の半額分の返還をを求めているものと解される。 また、ある議員に対する懲罰を科すとの平塚市議会の決議についての不服であることから、4名に対し当該議員への戒告処分の撤回及び謝罪も求めていると解される。	R3. 6. 4	1			却下	本件措置請求は、財務会計上の行為 を指摘しているとは言えず、法第 242条に規定する住民監査請求の要 件を満たしていないと判断した。	R3. 6. 30	С	有	8	
神奈川県	鎌倉市	市長	市議会議員報酬と政務活動費の支出	支出済の政務活動費と報酬の一部返還を求 めること	R3. 6. 15	1			却下	支出に違法性がなく、請求書にも違 法又は不当の主張が認められない。	R3. 7. 12	D	無		
神奈川県	鎌倉市	市長	市議会副議長報酬の支出のうち一般議員と の差額分	支出済の差額の返還と支出予定の差止めを求めること	R4. 2. 22	1			却下	支出に違法性がなく、請求書や添付 書類にも違法又は不当の主張が認め られない。	R4. 3. 29	D	無		
神奈川県	鎌倉市	なし	市有地に違法に設置された電柱の目的外使 用許可	許可の取消、土地の返還、原状回復等を行うこと	R4. 3. 15	1			却下	市の損害が適示されておらず、請求 対象機関(長や職員など)の明記も ない。	R4. 4. 15	D	無		
神奈川県	鎌倉市	市長	広報かまくら配布業務委託(令和3年 (2021年)6月21日契約締結)	損害賠償請求を求めること	R4. 6. 21	1	R4. 7. 6	口頭陳述	棄却	違約金や損害賠償を請求しないこと が違法又は不当ということはできな い。	R4. 8. 19	Е	無		
神奈川県	鎌倉市	市長及び 市職員	民間から招いた市職員の給与等の支出	支出済の給与等を市長と市職員が折半し返 還すること	R5. 2. 6	2			却下	支出に違法性がなく、請求書や添付 書面にも違法又は不当の主張が認め られない。	R5. 3. 24	D	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の対応番	備考
神奈川県	鎌倉市	市長	市役所位置条例の改正案否決に伴う支出済 額について	支出済の事業費の一部を返還すること	R5. 2. 6	2	R5. 2. 28	口頭陳述	棄却	市役所位置条例は否決されたが、関連予算は議決を経たもので違法性は 認められない。	R5. 3. 29	Е	有	9	
神奈川県	小田原市	市長	不当な公金の支出	返還請求	R3. 5. 17	1	R3. 6. 11	口頭陳述	一部棄却 •一部却下	請求に理由なし (棄却) 主張に憶測・誤りがある (却下)	R3. 7. 13	Е	無		
神奈川県	小田原市	市長	不当な公金の支出	返還請求	R4. 3. 2	1	R4. 3. 9	口頭陳述	却下	公金の支出に当たらない。	R4. 4. 8	С	無		
神奈川県	小田原市	市長	不当な公金の支出	返還請求	R4. 3. 3	1	_	_	却下	請求期間を徒過している。	R4. 4. 7	В	無		
神奈川県	小田原市	市長	違法に土地の管理を怠る行為	土地の返還および損害請求	R4. 5. 27	1	R4. 6. 15	口頭陳述	一部棄却 •一部却下	請求に理由なし (棄却) 請求期間を徒過・怠る事実なし (却 下)	R4. 7. 25	Е	有	10	
神奈川県	小田原市	市長	委託料の過大支出	差額の戻入	R4. 5. 31	1	_	_	却下	請求期間を徒過している。	R4. 7. 12	В	無		
神奈川県	小田原市	市長	委託料の過大支出	差額の戻入	R4. 8. 22	1	R4. 9. 7	口頭陳述		請求に理由なし(却下) 請求期間を徒過している(棄却)	R4. 10. 19	Е	有	11	
神奈川県	大和市	市長	財産管理を怠る事実	市の被った損害を補填する措置を講ずる責 任を怠っていること	R3. 6. 17	1			棄却	住民監査請求の要件ではない (財務 会計上の行為に該当しない)。 当請求に不当とする理由はない。	R3. 8. 16	С	無		
神奈川県	大和市	市長	財産管理を怠る事実	管理委託契約の業務委託費が違法・不当で あること	R3. 8. 30	1			取下げ		R3. 9. 13	A	無		
神奈川県	大和市	市長	財産管理を怠る事実	保留床譲渡契約の締結が違法・不当である	R4. 8. 24	1			却下	請求期間を徒過している。 請求人から過去に同じ趣旨の請求が されている。	R4. 9. 16	В	無		
神奈川県	大和市	市長	財産管理を怠る事実	保留床譲渡契約(増額分)の締結が違法・ 不当である	R5. 3. 17	1			却下	請求人から過去に同じ趣旨の請求がされている。	R5. 4. 26	D	有	12	
神奈川県	大和市	市長	財産管理を怠る事実	市の公有財産が譲渡されたことが違法・不当である	R5. 3. 17	1			却下	請求期間を徒過している。	R5. 4. 26	В	有	13	
神奈川県	海老名市	市長	不当な公費の支出	市長に対する使用料の返還請求を行うこと	R4. 10. 11	1	R4. 11. 7	口頭陳述	棄却	不当な公金の支出にはあたらない。	R4. 12. 6	Е	無		
神奈川県	海老名市	市長	不当な公費の支出	市長に対する交際費の返還請求を行うこと	R4. 11. 7	1	R4. 11. 28	口頭陳述	棄却	不当な公金の支出にはあたらない。	R4. 12. 27	Е	無		
神奈川県	海老名市	市長	不当な公費の支出	市長に対する使用料の返還請求を行うこと	R4. 12. 6	1	R4. 12. 23	口頭陳述	棄却	不当な公金の支出にはあたらない。	R5. 1. 31	Е	無		
神奈川県	寒川町	町長	スポーツ振興事業が経済的、効率的かつ効 果的に執行されているか	ストリートスポーツに対する町の支援が、 他のスポーツに比べ過大である	R3. 4. 22	1			却下	要件を具備していない	R3. 5. 19	С	無		
神奈川県	寒川町	町長	違法・不当な公金の支出	町に対し、不当な出費の返還請求を求める	R3. 5. 31	1	R3. 6. 22	口頭陳述	棄却	請求人の主張に理由がない	R3. 7. 28	Е	無		
神奈川県	二宮町	町長	違法・不当な契約の締結	町が、町内の公園において計画している造成工事について、「工事の差し止め」措置 を求める旨の請求を行うこと。	R4. 12. 5	1	R5. 1. 16	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R5. 1. 31	Е	無		
神奈川県	山北町	町長	違法な契約の締結	契約の解除、相手方に支払った委託料の回収	R5. 1. 24	1	R5. 2. 22	口頭陳述	棄却	町に明らかに損害が発生していると は認められなかったため、請求に理 由がないものとして棄却。	R5. 3. 22	Е	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 乗却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウ 対 番号	備考
神奈川県	湯河原町	町長	財産の管理を怠る事実	判決の控訴事件に係る費用を賛成議員が町 に不当に支出させたことに対する損害賠償 を請求すること	R4. 4. 19	1	R4. 5. 20	口頭陳述	棄却	本件請求には理由がない。	R4. 6. 16	Е	無		
計	13団体	68件										有無	18件 50件		
新潟県	新潟市	関係職員	違法又は不当な公金の支出(介護保険料納 入済額のお知らせ再発送に関するもの)	市が被った損害の補填を請求すること	R4. 2. 24	1			却下	請求要件を満たしていない。	R4. 4. 13	С	無		
新潟県	新潟市	関係職員	違法又は不当な財産の管理(法定外公共物の使用に関するもの)	相手方に法定外公共物の使用をやめること を求め、損害賠償請求を行うこと	R4. 4. 8	1	R4. 4. 26	口頭陳述	一部棄却 •一部却下	請求に理由がない。	R4. 6. 1	Е	有	1	
新潟県	新潟市	関係職員	違法又は不当な公金の支出(介護保険料納 入済額のお知らせ再発送に関するもの)	約2,000万円の損害補填及び怠る事実を改善すること	R4. 8. 10	1			却下	請求要件を満たしていない。	R4. 9. 27	С	無		
新潟県	新潟市		違法又は不当な公金の支出(国葬儀への参列にかかる公金の支出に関するもの)	出張旅費等を支給しないこと、既に支給された旅費の返還を命ずること	R4. 10. 12	3	R4. 10. 28	口頭陳述	棄却	請求に理由がない。	R4. 12. 7	Е	無		
新潟県	新潟市	関係職員	違法又は不当な公金の支出(道路除排雪委 託業務に関するもの)	業者に支払った排雪作業費の返還を請求す ること	R5. 3. 17	1			却下	請求要件を満たしていない。	R5. 4. 27	С			回答時点で訴訟提 起の有無不明
新潟県	三条市	市長	違法な契約の締結・履行及び委託料・負担 金の支出	市の被った損害を補償する措置を講ずること	R3. 6. 22	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 7. 9	В	無		
新潟県	三条市	市長	債務不履行、不法行為 (請求権の不行使)	受託会社に対する損害賠償請求を行うこと	R4. 10. 18	1			却下	債務不履行は、請求期間を徒過して いる。不法行為は、財産の管理の怠 る事実が認められない。	R4. 11. 14	В	有	2	
新潟県	加茂市	市長及び 総務課長	不当な区長報酬の支出	是正措置の請求	R4. 2. 21	1			却下	当該契約に違法性はない。	R4. 3. 17	D	無		
新潟県	加茂市	市長及び 総務課長	不当な区長報酬の支出	是正措置の請求	R4. 3. 23	1			却下	当該契約に違法性はない。	R4. 3. 31	D	無		
新潟県	上越市	担当職員	違法・不当な契約の締結等	直ちに契約を取りやめ、不適切な公金支出を中止する措置を講じること等	R4. 7. 13	1	R4. 8. 30	口頭陳述	一部棄却•一部却下	(棄却部分) 当該契約に違法性はない。 (却下部分) 財務会計上の行為ではない、または請求期間を徒過している。		E	無		
新潟県	上越市	担当職員	違法な指定管理者協定を締結	内容を改める措置を講じること	R4. 8. 24	1	R4. 9. 29	口頭陳述	棄却	当該協定に違法性はない。	R4. 10. 14	Е	無		
新潟県	魚沼市	市長	瑕疵担保請求 (滞納繰越分) の債権回収の 怠る事実	瑕疵担保請求の催促、新たな対策を講じる こと	R3. 4. 5	2			棄却	請求に理由がない。	R3. 6. 1	Е	無		
新潟県	魚沼市	市長	瑕疵担保請求 (滞納繰越分) の不当・違法 性	市長に対する損害賠償請求を行うこと	R3. 7. 5	1			却下	不適法である。	R3. 7. 27	D	無		
新潟県	魚沼市	市長	工事の違法・不当性	市長に対する工事に係る損失補填の請求を 行うこと	R3. 8. 6	1			却下	不適法である。	R3. 10. 4	D	有	3	
新潟県	魚沼市	市長	瑕疵担保請求債権放棄の違法・不当性	市長に対して損失補填の請求を行うこと	R3. 8. 11	1			棄却	請求に理由がない。	R3. 10. 4	Е	有	4	
新潟県	魚沼市	市長	違法な予算の支出、違法な無償譲渡	市長に対する関連経費の返還請求及び関係 職員の処分を行うこと	R3. 10. 19	1			棄却	請求に理由がない。	R3. 12. 16	Е	有	5	
新潟県	魚沼市	市長	工事の違法・不当性	市長に対する関連経費の返還請求及び関係 職員の処分を行うこと	R3. 11. 29	1			棄却	請求に理由がない。	R4. 1. 26	Е	有	6	

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の対な番号	備考
新潟県	魚沼市	職員	入札の違法・不当性	官製談合の調査及び関係職員の処分を行うこと	R5. 1. 4	1			却下	不適法である。	R5. 1. 19	D	無		
計	5団体	18件										有無	6件 11件	1 / 1	
富山県	氷見市	財産区 管理者	違法・不当な委託料精算手続き	違法・不当な委託料精算手続きにより返還 金が発生しており、事務の精査を行うこと	R5. 3. 24	1			却下	請求事由が消滅している。	R5. 5. 19	D	無		
富山県	氷見市	財産区 管理者	違法・不当な予算執行の遅延	予算策定過程に懈怠行為があり、予算執行 遅延が生じた。あるいは、生じる可能性が ある。	R5. 3. 27	1			却下	財務会計行為の特定がない。	R5. 5. 19	С	無		
計	1団体	2件										有無	0件 2件	- /	
石川県	金沢市	市長	無効な仮契約に基づく財産の処分又は契約 の履行	仮契約が無効であることを確認し、財産処 分を差止めること	R3. 9. 9	4	R3. 10. 7	口頭陳述	棄却	当該仮契約が、無効等の理由により、財産の処分又は契約の履行が違 法又は不当なものであるとは認められない。	R3. 11. 5	Е	無		
石川県	金沢市	市長	違法な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R4. 2. 2	1	R4. 2. 22	口頭陳述	棄却	返還すべき額が認められない。	R4. 3. 31	Е	有	1	
石川県	金沢市	市長	違法な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R5. 2. 8	1	R5. 3. 2	口頭陳述	棄却	返還すべき額が認められない。	R5. 4. 6	Е	有	2	
石川県	加賀市	市長	補助金の交付	交付に違法性があるため手続きの確認及び 交付の取り消しを行うこと	R4. 10. 11	1			棄却	請求期限を経過している。	R4. 12. 7	В	無		
石川県	中能登町	町長	違法な契約の締結	契約の解除、補助金等の返還	R3. 9. 9	1			却下	住民監査請求の要件を欠く。	R3. 11. 5	С	無		
石川県	中能登町	町長	違法な行政施設の使用	町長・職員に対する行政罰及び罷免	R5. 3. 13	1			却下	請求期間を徒過している。	R5. 5. 1	В	無		
計	3団体	6件										有無	2件 4件	- /	
福井県	福井市	市長	下水道事業会計における一般会計繰入金について	一般会計繰入金の額を適切に算定し、繰り 入れることを求めるもの	R3. 4. 8	1			取下げ		R3. 4. 14	A	無		
福井県	福井市	市長	下水道事業会計における一般会計繰入金について	一般会計繰入金の額を適切に算定し、繰り 入れることを求めるもの	R3. 5. 7	1	R3. 6. 17	口頭陳述	棄却	市に実質的な損害は発生していない	R3. 6. 28	Е	無		
福井県	福井市	市長	下水道事業会計における一般会計繰入金について	一般会計繰入金の額を適切に算定し、繰り 入れることを求めるもの	R3. 6. 28	1			却下	市に実質的な損害は発生していない	R3. 7. 26	D	有	1	
福井県	福井市	市長	違法・不当な公金の支出	市職員に対し、地方公務員法に基づく処分 をすることを求めるもの	R3. 7. 9	1			却下	請求期間を徒過している 財務会計上の行為には該当しない	R3. 7. 26	В	無		
福井県	福井市	市長	違法・不当な公金の支出	市職員に対し、地方公務員法に基づく処分 をすることを求めるもの	R4. 10. 28	1			却下	請求期間を徒過している 財務会計上の行為には該当しない	R4. 11. 25	В	無		
*	1団体	5件										有無	1件 4件	- /	
山梨県	甲府市	市長	要綱に基づかない不当な補助金の交付	補助金交付相手に対する補助金の返還、返還されなければ市長に対する損害賠償を求めること。	R4. 9. 28	2	R4. 10. 17	口頭陳述	認容	市長は補助金を交付するについて、 事務手続きを精査する中で、要綱の 不備や不適切な事務処理の是正を行 うなど、必要な措置を講ずること。	R4. 11. 25	F	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 乗却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
山梨県	富士吉田市	市長	不当な契約の締結	契約の見直し、相手方に対する不当利得返 還請求を行うこと	R3. 10. 29	3	R3. 12. 7	口頭陳述		当該契約に違法性はない。 請求期間を徒過している。	R4. 1. 7	Е	無		
山梨県	北杜市	市長	本人の同意なく住民基本台帳の個人情報を 提供	提供を中止すること	R3. 6. 15	1			却下	財務会計上の行為でない。	R3. 7. 21	С	無		
山梨県	北杜市	市長	指定管理者の協定違反	指定管理者に対して是正措置を講じること	R4. 1. 12	4			却下	財務会計上の行為でない。	R4. 3. 11	С	無		
山梨県	北杜市	市長	契約に反する財務処理	契約に沿った支払いを行うこと	R4. 8. 31	1			取下げ		R4. 10. 17	A	無		
山梨県	市川三郷町	町長	随意契約の不適格性・不明瞭な業者選定	町長に対する損害請求すること	R3. 5. 12	3			却下	請求要件の不備	R3. 7. 2	D	無		
山梨県	忍野村	村長	地方財政法違反 (二重補償) 政教分離違反 (宗教法人への寄付)	村の損害を補填するために必要な措置を求める。	R3. 5. 19	1	R3. 6. 11	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	補償費で木の処分が行われているので、その後の木の移植は別の行為と解される。 憲法違反であるかの判断は、監査の範囲ではない。	R3. 6. 21	E	有	1	
山梨県	忍野村	村長	村長の行った一般会計予算の専決は違法である。	違法な手続きにより支出された費用の返還 を求める。	R3. 7. 16	223	R3. 9. 3	口頭陳述	棄却	専決処分が違法であるかは判断できない。予算執行は適正に行われている。	R3. 9. 7	Е	無		
山梨県	忍野村	村長	村長の行った一般会計予算の専決は違法である。	観光拠点ネットワーク事業と小学校建設事業を差止めせよ。	R3. 10. 11	6	R3. 10. 27	口頭陳述	棄却	専決処分が違法であるかは判断でき ない。	R3. 10. 28	Е	有	2	
山梨県	忍野村	村長	村長の行った一般会計予算の専決は違法である。	専決処分を撤回せよ。	R3. 10. 25	1			却下	地方自治法第242条第6項の期間を徒 過したため	R3. 12. 27	В	無		
山梨県	忍野村	村長	補正予算を審議しないで閉会し、専決した ことは意図的であり違法である。	補正予算のうち観光拠点ネットワーク事業 と小学校建設事業を差止めせよ。	R3. 12. 24	1	R4. 1. 28	口頭陳述	棄却	議案審議されずに議会は閉会した が、それを専決処分の違法性に結び 付ける事実は確認できない。	R4. 2. 9	Е	無		
山梨県	忍野村	村長	小学校建設入札において、事業者が資格要件を満たしておらず、落札率が高く情報漏 洩が疑われる。	入札の取り消し、やり直しを求める。	R5. 2. 13	1	R5. 3. 23	口頭陳述	棄却	執行者の考え方でいくと資格要件は 満たしており、情報漏洩も確認でき なかった。		Е	無		
山梨県	忍野村	議員	忍野村議会は、令和3年12月定例議会か ら令和4年11月臨時議会まで流会を繰り 返した。	この間の議員報酬を全額返還を求める。	R5. 2. 20	1			却下	指定された者が村職員でないため	R5. 2. 22	D	無		
山梨県	忍野村		小学校新築事業は1年に及ぶ流会・専決の 末に執行された違法なものである。	建設工事で支払われた前払金の全額の返還 を請求する。	R5. 2. 24	1	R5. 3. 23	口頭陳述	棄却	支払手続きは正当に行われており、 請求の理由が返還の根拠となるか判 断できない。	R5. 3. 28	Е	無		
山梨県	忍野村		忍野村議会は、令和3年12月定例議会から令和4年11月臨時議会まで流会を繰り返した。	この間の議員報酬を全額返還を村長に求める。	R5. 3. 1	1	R5. 3. 23	口頭陳述	棄却	その間も定例会等は行われ、全員が 議員資格を有しており、報酬も所定 の手続きを経て支払われている。		Е	無		
山梨県	山中湖村	村長	公金 (補助金) の不当な支出	補助金の取消又は返還	R4. 5. 30	1	R4. 5. 13	陳述なし	棄却	損害が発生していない	R4. 7. 25	Е	無		
計	6団体	16件										有無	2件 14件		
長野県	長野市	市長、都市整 備部長、公園 緑地課長	違法・不当な決定に基づく契約締結・所要 の公費支出	違法・不当な決定に基づく契約締結及び工 事を差し止めること	R5. 2. 10	6	R5. 2. 24	口頭陳述	棄却	当該決定は違法・不当なものとは言 えない。	R5. 3. 28	Е	無		
長野県	松本市	市長	・違法、不当な公金の賦課、徴収 ・違法、不当な財産の管理、処分、公金の 支出	・市営住宅共益費の返金 ・メールを利用した公文書公開請求手続き の実施	R5. 2. 14	1			却下	書面によらない不適法な請求	R5. 3. 20	D	無		
長野県	松本市	市長	(記載なし)	市営住宅入居者のしおりの記載内容の一部 破棄	R5. 2. 26	1			却下	書面によらない不適法な請求	R5. 3. 20	D	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
長野県	松本市	市長	違法・不当な財産の管理、処分、財産の管理を怠る事実	新設市営住宅と同じ整備基準による既存市 営住宅の設備改修	R5. 3. 6	1			却下	書面によらない不適法な請求	R5. 3. 20	D	無		
長野県	上田市	市長	不当な公金の支出(住民自治組織の交付金 使途の不当・不適)	適正な組織運営・活動 (交付金交付・支 出)	R5. 2. 14	4	R5. 3. 8	口頭陳述	棄却	請求に理由なし	R5. 3. 30	Е	無		
長野県	諏訪市	市長	施設の無償貸与契約の際の事務処理上の違 反	事務手続上の是正を求める	R3. 6. 15	1			却下	法第242条第1項に規定する要件を具備しないため	R3. 8. 10	С	有	1	
長野県	大町市	市長	行政財産の管理を怠る事実	行政財産の適正管理	R3. 9. 6	4			棄却	請求人の主張に理由はない。	R3. 10. 26	Е	有	2	
長野県	大町市	市長	所有権に基づく妨害排除請求権行使の怠る 事実	妨害排除請求権行使	R5. 2. 9	3			棄却	請求人の主張に理由はない。	R5. 3. 23	Е	無		
長野県	佐久市	市長	違法な図書の選書及び購入	図書館責任者に対する権限の縮小又は交代	R3. 8. 5	1			却下	違法若しくは不当な公金支出はない。	R3. 9. 21	С	無		
長野県	安曇野市	職員	虚偽事項を記載した随意契約理由書により 締結した契約は無効である。またこの契約 により業務委託料を支出したことは、市に 損害を与えたことになる。	契約の経過、理由を明確にし、市民へ公開 すること。全職員に対する徹底したコンプ ライアンス教育を行うこと。	R3. 4. 21	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 6. 1	В	無		
長野県	軽井沢町	町長	寄附金からの違法・不当な支出	当時の町長、寄附金から支出をした者、及び寄附金からの支出で出張した者から支出 金額の返還を行うこと。	R5. 3. 13	3	R5. 4. 3	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性はない。	R5. 5. 11	Е	無		現時点で、住民訴訟 提起はないが期限が 残されているため、 不確定
長野県	下諏訪町	町長	施設改修に伴う実施設計業務の随意契約締 結	契約締結の透明性、妥当性の調査及び随意 契約のガイドラインを構築すること	R3. 6. 22	3	R3. 7. 19	口頭陳述	棄却	当該契約は妥当である。	R3. 8. 20	Е	無		
長野県	原村	村長	議員の派遣手続きの違法性	議会委員会の視察に関する公金支出の返還	R5. 3. 22	1			棄却	請求に理由がない。	R5. 5. 19	Е	無		
長野県	白馬村	村長	違法な土地賃借料の支出	村長に対し違法な土地賃貸借契約の破棄と 公金の支出に対する損害賠償を行うこと	R3. 9. 6	1	R3. 10. 12	口頭陳述	棄却	当該契約及び公金支出に違法性はない。	R3. 11. 2	Е	無		
長野県	飯綱町	町長	・自治会への公金支出の違法性・不当性 ・町有財産の管理上の違法性・不当性	自治会による自治会未加入者に対するごみ 集積場使用禁止処分の取消し	R3. 8. 23	1			棄却	請求に理由がない。	R3. 10. 20	Е	無		
長野県	飯綱町	町長	町有財産の管理上の違法性・不当性	町有地に建てられた共同アンテナの利用を 管理組合が組合費の滞納を理由に利用させ ないことの是正	R3. 10. 27	1			棄却	請求に理由がない。	R3. 11. 26	Е	無		
長野県	飯綱町	町長	不当な給水停止処分	水道料金滞納に基づき町が執行した給水停 止処分の取消し	R3. 10. 27	1			却下	住民監査請求の対象となる行為では ない。	R3. 11. 26	С	無		
計	12団体	17件										有無	2件 15件		
岐阜県	岐阜市	市長 教育長	教育用タブレット端末等賃貸借契約に国庫 補助金を活用しなかったことによる逸失利 益返還請求	市長及び教育長が共同して、補助金相当額 を損害賠償金として市に支払うこと。	R3. 5. 25	1	R3. 6. 15	口頭陳述	棄却	国の補助制度を活用しなかったことは、合理的な裁量の範囲内にあると認められ、市に損害を与えていると言うことはできない。	R3. 7. 21	E	無		
岐阜県	関市	市長	談合	談合を行い市に損害を与えた各落札者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求をすべきであるにもかかわらず、その請求を怠っていることから、必要な措置を求める。	R4. 6. 27	1	R4. 7. 6	口頭陳述	棄却	各入札において談合があったと認め るに足る事実が確認できなかったこ とにより、談合による市の損害は認 められない。	R4. 8. 19	Е	無		R4.8.1にも口頭陳 述
岐阜県	中津川市	市長	消防団員に対する運用基準外の出動手当の 支払い及び過払い	消防団に対し過払金の返還請求	R3. 8. 27	1	R3. 9. 16	口頭陳述	棄却	消防団の業務を逸脱した出動手当の 支払があったとは認められない。	R3. 10. 15	Е	有	1	

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等				,	
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウ 対応 番号	備考
岐阜県	恵那市	市長	違法・不当な財務会計行為	事業の再検証と事業構造の見直しを行うこと	R4. 1. 26	2	R4. 3. 1	口頭陳述	棄却	違法・不当な財務会計行為ではない。	R4. 3. 28	Е	無		
岐阜県	恵那市	市長、 土地開発 公社理事長	違法・不当な財務会計行為	市長及び理事長の懲罰(職務を解く)を求める	R4. 1. 26	2	R4. 3. 1	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	違法・不当な財務会計行為ではない。	R4. 3. 28	Е	無		
岐阜県	山県市	市長	市有財産の売払契約(不当な低価格での払 下げ)	正当な価格での払下げを行うこと等	R5. 3. 31	1			却下	請求期間を徒過している。	R5. 5. 22	В			回答時点では訴訟 の有無が未確定
岐阜県	下呂市	市長	水利組合の水の供給に係る不利益について	不利益に対する損害賠償請求	R4. 1. 24	1			却下	請求の条件を満たしていない。	R4. 3. 1	С	無		
岐阜県	海津市	市長	官製談合が疑われる入札	官製談合により市が受けた損害の賠償	R3. 4. 1	1	R3. 4. 6	口頭陳述	棄却	官製談合は疑われるような事実は認 められず、違法性はない。	R3. 5. 12	Е	無		
岐阜県	海津市	市長	不正な入札執行による損失補填	不正人札により市が受けた損害の賠償	R3. 5. 17	1	R3. 5. 26	口頭陳述	棄却	適正な入札執行で、損害はない。	R3. 6. 21	Е	無		
岐阜県	池田町	町長	固定資産税(土地)の評価、賦課	特定土地の評価額が低く徴収を怠っている ため町が損害を補填すること	R4. 6. 10	1	R4. 7. 6	口頭陳述	一部認容 • 一部棄却	現地調査を行い実態に即した固定資 産の評価、課税を行うこと。	R4. 7. 27	F	無		
岐阜県	池田町	町長	固定資産税(土地)の評価、賦課	特定土地の評価額が低く徴収を怠っている ため町が損害を補填すること	R4. 10. 10	1	R4. 11. 25	口頭陳述	棄却	当該賦課徴収に違法性はない。	R4. 12. 9	Е	無		
岐阜県	富加町	町長	違法・不当な公金の支出	筆耕翻訳料 (選挙為書) の返還請求	R3. 7. 28	1	R3. 9. 22	欠席	棄却	支出に違法性はない。	R3. 9. 24	Е	無		
岐阜県	富加町	町長	違法・不当な公金の支出	町長交際費の返還請求	R3. 7. 28	1	R3. 9. 22	欠席	却下	請求期間を徒過している。	R3. 9. 24	В	無		
岐阜県	富加町	町長	違法・不当な公金の支出	交通安全協会への町補助金の返還請求	R3. 9. 6	1			取下げ		R3. 9. 30	A	無		
岐阜県	御嵩町	町長	町長に対する違法な公金支出の差止めの請求	今後の公金支出当を行わないこと及び今後 支出した場合に公金相当額を賠償請求する 措置を行うこと。	R4. 10. 24	8	R4. 11. 2	陳述しない との回答	棄却	当該行為に違法性はない。	R4. 12. 21	Е	有	2	
計	10団体	15件										有無	2件 12件		
静岡県	静岡市	市長	違法・不当な公金の支出 (建築物性能検討 業務の報告書に違法行為が存在)	市長に支出額の返還をさせるなどの措置を 講じること	R3. 4. 16	3			却下	請求期間を徒過している。	R3. 5. 7	В	有	1	
静岡県	静岡市	市長	違法・不当な公金の支出(啓発マスクの配布が公職選挙法に違反)	損害補填のための必要な措置を講じること	R4. 2. 24	1	R4. 3. 28	口頭陳述	棄却	市長及び権限を有する職員に損害賠 償責任はない。	R4. 4. 20	Е	有	2	
静岡県	静岡市	市長	違法・不当な協定の締結 (公園施設の整備の手法に違法・不当行為が存在)	実施協定の締結の差止めを行うこと	R4. 3. 8	22	R4. 3. 30	口頭陳述	棄却	当該行為に違法・不当な点は認められない。	R4. 4. 20	Е	有	3, 4	
静岡県	静岡市	市長	街路樹管理業務において有印私文書偽造等 が存在	事実確認の究明及び懲戒処分を行うこと	R4. 6. 13	1			却下	監査の対象となる財務会計上の行為 又は怠る事実を特定することができ ない。	R4. 7. 4	D	無		
静岡県	静岡市	市長	達法・不当な公金の支出又は不当利得返還 請求権の行使を怠る事実(作業道開設に係 る補助金交付が要綱に違反)	事実確認を究明し、不正支出であると認定 された場合には不正支出に対する返納と し、公表すること。	R4. 10. 18	1			却下	市に損害が生じているとは認められ ない。	R4. 11. 1	D	無		
静岡県	静岡市	市長	違法・不当な公金の支出又は不当利得返還 請求権の行使を怠る事実(作業道開設に係 る補助金交付が要綱に違反)	事実確認を究明し、不正支出であると認定された場合には不正支出に対する返納とし、公表すること。	R4. 10. 18	2			却下	市に損害が生じているとは認められ ない。	R4. 11. 1	D	無		

			į.	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通 知年月日等	様ア対項	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウル 対応 番号	備考
静岡県	浜松市	市長	違法・不当な補助金の交付	市長個人に対する損害賠償請求、補助事業 者への不当利得の返還請求等を行うこと	R4. 3. 11	36	R4. 4. 12	口頭陳述	一部棄却 •一部却下	違法又は不当な点は認められないた め棄却 請求人1人死亡のため、却下	R4. 4. 27	Е	有	5	
静岡県	沼津市	副市長	公用車使用に係る違法・不当な費用の支出	人件費等を含む公用車使用に係る費用を返還させること	R3. 10. 15	2	R3. 11. 10	口頭陳述	棄却	当該支出に違法・不当性はない。	R3. 12. 9	Е	無		
静岡県	沼津市	市長	違法な契約の締結及び履行	市長に対する損害賠償請求を行うこと	R4. 1. 21	10	R4. 2. 8	口頭陳述	棄却	当該支出に違法・不当性はない。	R4. 3. 4	E	有	6	
静岡県	沼津市	市長	違法な事業の予算化	事業の履行の防止	R4. 5. 30	171	R4. 6. 23	口頭陳述	棄却	当該事業に違法・不当性はない。	R4. 7. 26	Е	有	7	
静岡県	沼津市	市長	違法な補助金の支出	補助金支出の撤回	R4. 11. 30	1			棄却	当該支出に違法・不当性はない。	R5. 1. 23	Е	無		
静岡県	富士宮市	市長	財産(市道)の管理を怠る事実及び道路占用 許可の違法性	財産 (市道) の管理の是正及び誤りのある 道路占用許可の是正を求める。	R4. 1. 25	1			却下	いずれも財務会計上の行為ではない。	R4. 3. 15	С	有	8	
静岡県	富士宮市	市長	違法な開発行為をした土地の是正及び財産 (市道)の管理を怠る事実	違法な開発行為をした土地への是正指導 と、財産(市道)の管理の是正を求める。	R4. 4. 18	1			却下	いずれも財務会計上の行為ではない。	R4. 6. 15	С	無		
静岡県	磐田市	市長	高額な工事費の支出	余分に支出した公費を返還すること	R4. 9. 20	1			却下	不当性を示していない。	R4. 10. 17	D	無		
静岡県	磐田市	副市長	職務怠慢にもかかわらず給与を満額支給さ れたこと	不当利得として得た給与を返還すること	R4. 11. 9	1			却下	違法性及び不当性はなく、市の損害 発生も認められない。	R4. 12. 12	D	無		
静岡県	下田市	市長	違法な契約の締結及び賃借料の支出(総計 予算主義の原則に反する)	違法な契約の締結により生じた賃貸借料の 賠償と条例等の改正による賃借料の是正を 求める。	R3. 10. 4	1		本人より機会 辞退の申出	棄却	当該契約に違法性はないが、賃貸借料の支出は少額ではあるが総計予算主義に抵触するものについては契約内容の改善をすること。	R3. 12. 1	Е	無		
静岡県	下田市	市長	私有財産である土地を市が取得するために 予算執行することは違法である。	予算執行の差し止め	R4. 3. 24	3	R4. 4. 13	口頭陳述	棄却	当該予算執行に違法性はない。	R4. 5. 20	Е	無		
静岡県	下田市	市長	私有財産である土地を市が取得するために 予算執行することは違法である。	予算執行の差し止め	R5. 1. 11	2			却下	一事不再議の原則による	R5. 1. 23	D	無		
静岡県	下田市	市長	私有財産である土地を市が取得するために 予算執行することは違法である。	予算執行の差し止め	R5. 1. 25	1			却下	一事不再議の原則による	R5. 2. 8	D	無		
静岡県	下田市	市長	私有財産である土地を市が取得するために 予算執行することは違法である。	予算執行の差し止め	R5. 1. 25	3			棄却	当該予算執行に違法性はない。	R5. 3. 17	Е	無		
静岡県	御前崎市	市長	不必要な工事	予算執行の停止請求	R3. 5. 6	3			却下	財務会計行為の違法を要求していな い	R3. 6. 21	С	有	9	
静岡県	御前崎市	市職員	官製談合によって発生した市の損害	公金支出差止め等	R3. 7. 13	2			却下	同一請求人よる住民監査請求と同一	R3. 9. 3	D	有	10	
静岡県	御前崎市	市長	違法な補助金の支出	損害の補填のための必要な措置を講ずるよう求める	R3. 8. 31	2			却下	請求期間を徒過	R3. 9. 24	В	有	11	
静岡県	御前崎市	市長	財産区の財産を不当処分	契約の取消し、損害賠償請求	R4. 4. 1	9			却下	請求期間を徒過	R4. 4. 22	В	有	12	
静岡県	御前崎市	市長	財産区の公金を修繕費名目で違法詐取	損害賠償請求	R5. 2. 8	13			却下	請求期間を徒過	R5. 3. 17	В	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウが 番号	備考
静岡県	牧之原市	市長	不当な計画の策定・事業費の支出	計画策定等に係る事業費支出分の返還・未 支出分の執行停止・計画の是正	R5. 2. 7	4	R5. 2. 27	口頭陳述	棄却	計画策定及び事業費の支出に違法性はない。	R5. 4. 5	Е	無		
静岡県	函南町	町長	不当な公金の支出	一者入札による契約の締結・履行における 違法または不当な財務会計処理	R4. 7. 5	1			却下	入札参加者が一者であっても、入札 における競争性は確保されているこ とから、本件請求は地方自治法第 242条第1項の要件を具備しない	R4. 8. 12	С	無		
静岡県	函南町	町長	不当な公金の支出	消防団に交付した交付金の使途が不透明で あることに於ける不適切な会計処理	R4. 7. 20	1	R4. 8. 12	口頭陳述	棄却	事業内容は要綱の趣旨に十分合致 し、不当な行為は認められない。	R4. 8. 29	Е	無		
計	9団体	28件										有無	11件 17件		
愛知県	名古屋市	記載なし	財産の処分(市道であった廃道敷地の売却 の地元了承に関して疑義がある)	売却手続の一旦停止	R3. 4. 26	1			却下	・本市に与える損害について何ら主 張していない。 ・財務会計行為等の違法性又は不当 性について具体的に摘示していると は言えない。	R3. 6. 3	D	無		
愛知県	名古屋市	記載なし	不当な公金の支出(介護保険料について、 本来送付不要の封書 2通が送付された)	税金の正しい使い方の精査	R3. 9. 21	1			却下	財務会計行為等の違法性又は不当性 について具体的に摘示しているとは 言えない。		D	無		
愛知県	名古屋市	職員	不当な公金の支出(介護保険料について、 本来送付不要の封書 2通が送付された)	介護保険担当者からの郵送料の返還	R3. 11. 17	1			却下	財務会計行為等の違法性又は不当性 について具体的に摘示しているとは 言えない。		D	無		
愛知県	名古屋市	市長	財産の管理を怠る事実(違法・不当な政務 活動費の支出に係る不当利得返還請求権の 不行使)	会派からの政務活動費の返還のために必要 な措置を講ずること	R4. 1. 13	1		請求人は陳 述を希望し なかった	棄却	・広報紙は印刷、配布されたものと認められる。 ・広報紙を按分比率100%としたことについて、政務活動費の趣旨・目的に反するとはいえない。 ・広報紙の配布にあたり業者Aを介在させたことについて、無駄な公費の濫用と認めることはできない。	R4. 3. 10	E	有	1	
愛知県	名古屋市	職員	財産の管理を怠る事実(一般会計から公営 企業会計への求償権の不行使)	健康福祉局から交通局への求償権の行使	R4. 3. 31	1			却下	・財務会計行為等の違法性又は不当 性について具体的に摘示していると は言えない。 ・本市に損害を与えていることを摘 示していない。	R4. 5. 2	D	無		
愛知県	名古屋市	市長	違法・不当な公金の支出及び契約の締結 (「あいちトリエンナーレ2019」実行委員 会への負担金のうち未払分に関する訴訟費 用及び弁護士との委任契約の締結)	①控訴の取下げ ②高等裁判所へ支払った控訴費用の賠償 ③控訴審の代理人弁護士との訴訟委任契約 の解除 ④上記代理人弁護士に対して支払った費用 及び契約解除に伴い支払うことが必要とな る費用の賠償 ⑤応訴に際し代理人弁護士に支払った費用 の賠償	R4. 7. 7	176	R4. 8. 19	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	①控訴の取下げは財務会計上の行為に該当しない。 ②~④本件応訴及び控訴が違法又は不当であるかどうかの判断は監査委員のすべきところではなく、当該財務会計行為にも違法又は不当な点は見受けられなかった。 ⑤1年間の期間制限を経過している。	R4. 9. 2	E	渊		
愛知県	名古屋市	市会事務局 長	財産の管理を怠る事実(政務活動費の利息 に係る不当利得返還請求権の不行使)	利息分の返還	R4. 7. 20	1			却下	財務会計行為等の違法性又は不当性 について具体的に摘示しているとは 言えない。		D	無		
愛知県	名古屋市	職員	アルミ缶の回収不完全による市の売却額の 減少	環境局作業課からのアルミ缶売却額減少分 の返還	R4. 10. 26	1			却下	・財務会計行為等を具体的に特定していない。 ・財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示していると は言えない。	R4. 12. 15	D	無		
愛知県	名古屋市	街路計画課	違法・不当な公金の支出(連続立体交差事業について、高架化方式より地下化方式の方が事業完了が早いため、高架化方式のための支出は違法・不当である)	高架化方式から地下化方式への変更	R5. 1. 11	1			却下	・財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示していない。 ・本市に与える損害について、請求人は、高架化方式と地下(トンネル)化方式の費用対効果の差を主張しているが、私見を述べているに過ぎない。	R5. 2. 3	D	有	2	

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
愛知県	名古屋市	ども青少年	財産の管理を怠る事実(違法・不当な委託 料の支出に係る不当利得返還請求権の不行 使)	受託団体への不当利得返還請求権の行使	R5. 3. 28	1			却下	不当利得返還請求権は、契約書上認められないシステム構築費に係る公金の支出によって発生するものであり、当該請求権は受託団体への概算払の日に発生したと考えられるため、1年間の期間制限を経過している。		В	無		
愛知県	名古屋市	ども青少年	財産の管理を怠る事実(違法・不当な委託 料の支出に係る不当利得返還請求権の不行 使)	受託団体への不当利得返還請求権の行使	R5. 3. 28	1			却下	財務会計行為等の違法性又は不当性 を具体的に摘示しているとは言えな い。		D	無		
愛知県	豊橋市	市長	不適正経理に関わる手数料の受領	不適正経理に関わった業者が受け取った手 数料を返還させること	R3. 6. 28	1	R3. 7. 27	口頭陳述	棄却	市の損害相当額の算定方法は妥当性を欠いているとは認められず、不適 正経理を行った職員から損害相当額 の全額弁済を受けており、損害の賠 償請求を怠っている事実を認めるこ とはできない。	D2 0 17	E	無		
愛知県	豊橋市	市長	宗教法人の記念式典に公用車を用いた公務 として祝辞を述べた行為	当該行為に伴う公金支出相当額を市長個人 に請求すること	R4. 10. 7	1	R4. 11. 1	口頭陳述	棄却	当該行為は、憲法の禁止する「宗教 的活動」に該当しないため、これに 関する公金の支出は適法かつ妥当で ある。	D4 19 E	Е	有	3	
愛知県	豊橋市	市長	不当な出張費用の支出及び当該出張による 公正な競争環境の阻害	当該出張した職員に出張費用を請求すること及び不当な財務会計行為の費用を請求すること	R4. 12. 19	1	R5. 1. 24	口頭陳述	棄却	当該出張費用の支出は、違法又は不 当な公金の支出には当たらない。当 該財務会計行為に公正な競争環境が 阻害されたとは認められず、違法又 は不当な契約手結に該当しない。		E	無		
愛知県	豊橋市	市長	契約の未履行	仕様書で定められた成果品が提出されていないため契約を解除すること及びその原因が市にある場合は、起因者を特定し、損害金等を請求すること	R4. 12. 23	1	R5. 1. 24	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	市と受託者が業務内容及び期間の変更に係る協議をしていることによるものであり、契約を解除し、違約金を請求することを違比又は不当に怠っているとは認められない。監査請求時点において、変更協議をしているところであり、公金の支出が場合に該当する事実は認められない。	R5. 2. 16	Е	無		
愛知県	豊橋市	市長	契約の不適合	当該業務の内容が粗雑であり、適切な成果 物が納品されていないため、契約の解除及 び契約金額の返還を請求すること	R5. 2. 1	1	R5. 2. 24	口頭陳述	棄却	当該業務の成果物が契約の内容に適合しないものであるかの検討においては、仕様書に基づいた成果物であり、契約不適合責任を問うことができると認めることはできない。	R5. 3. 30	Е	有	4	
愛知県	岡崎市		違法・不当な事業中止申入れを原因とした、優先交渉権者に対する損害賠償金の支出	当該損害金と同額の金員を支払い、もって 市の損害を補填するための必要な措置をす ること。	R4. 10. 25	1	R4. 11. 16	口頭陳述	棄却	事業中止申入れ及び支出の内訳について、違法・不当と認められない。	R4. 12. 23	Е	有	5	
愛知県	一宮市	市長	違法・不当な一般交付金の支出	民生児童委員協議会に対する一般交付金の 返還請求を行うこと	R3. 10. 20	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 11. 2	В	有	6	
愛知県	一宮市	市長	テニスコートの予約管理	テニスコートの市の予約管理がずさんであるため是正すること	R4. 4. 19	1			却下	財務会計上の行為ではない。	R4. 4. 28	С	無		
愛知県	一宮市	市長	テニスコートの鍵の管理	テニスコートの鍵の管理がずさんであるため是正すること	R4. 4. 26	1			却下	財務会計上の行為ではない。	R4. 5. 17	С	無		
愛知県	瀬戸市	教育委員会	違法若しくは不当に怠る事実 (該当者から行政財産の目的外使用として 使用料 (公金) を徴収していない)	県費負担教職員で公務利用私用車登録をしていない者について、瀬戸市立の学校の駐車場を使用する場合、瀬戸市教育委員会が駐車料金を徴収することを求めるもの。	R5. 1. 25	1			却下	該当者が存在しないため、違法若し くは不当に公金の徴収を怠る事実又 は瀬戸市に損害が生じている事実は 認められず本件請求には理由がな い。		D	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実 (選挙管理委員会)	不正・違法な選挙運動に対して是正措置を 行わなかった選挙管理委員への報酬、選挙 管理委員会事務局への給与・一時金の返還 を求める。	R4. 1. 20	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 3. 17	E	無		

			Ē.	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 乗却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の対番	備考
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	情報公開請求による審査請求を故意に妨害 したため、半田市情報公開・個人情報保護 審査会事務局職員への給与・一時金の返還 を求める。	R4. 1. 26	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 3. 25	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	住民監査請求に対して不正な職務を行っているため、監査委員への報酬、監査事務局職員への給与・一時金の返還を求める。	R4. 3. 22	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 5. 18	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	不正な職務を行っているため、半田市情報 公開・個人情報保護審査会の委員への報 酬、審査会事務局職員への給与・一時金の 返還を求める。	R4. 3. 22	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 5. 18	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	住民監査請求の結果通知に誤りがあるため、監査委員への報酬、監査事務局職員への給与・一時金の返還を求める。	R4. 3. 30	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 5. 18	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	住民監査請求に対して不正な職務を行っているため、監査委員への報酬、監査事務局職員への給与・一時金の返還を求める。	R4. 5. 25	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 7. 7	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	住民監査請求に対して不正な職務を行って いるため、監査委員への報酬、監査事務局 職員への給与・一時金の返還を求める。	R4. 6. 16	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 8. 9	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	住民監査請求に対して不正な職務を行って いるため、監査委員への報酬、監査事務局 職員への給与・一時金の返還を求める。	R4. 6. 16	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 8. 9	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	住民監査請求に対して不正な職務を行って いるため、監査委員への報酬、監査事務局 職員への給与・一時金の返還を求める。	R4. 7. 13	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 9. 8	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	住民監査請求に対して不正な職務を行って いる状況を放置しているため、市長報酬・ 一時金の返還を求める。	R4. 8. 16	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 10. 6	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	半田市が独自に実施した地域振興券事業は 市の現状に即していない政策であるため、 担当職員の人件費・諸経費の返還を求め る。	R4. 8. 17	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 10. 14	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	住民監査請求に対して不正な職務を行って いるため、監査委員への報酬、監査事務局 職員への給与・一時金の返還を求める。	R4. 8. 23	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 10. 18	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	住民監査請求に対して不正な職務を行って いるため、監査委員への報酬、監査事務局 職員への給与・一時金の返還を求める。	R4. 8. 26	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 10. 20	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	住民監査請求に対して不正な職務を行って いるため、監査委員への報酬、監査事務局 職員への給与・一時金の返還を求める。	R4. 8. 26	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 10. 20	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	住民監査請求に対して不正な職務を行って いるため、監査委員への報酬、監査事務局 職員への給与・一時金の返還を求める。	R4. 8. 26	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 10. 20	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	住民監査請求に対して不正な職務を行って いるため、監査委員への報酬、監査事務局 職員への給与・一時金の返還を求める。	R4. 9. 20	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 11. 14	Е	無		
愛知県	半田市	市長	違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事 実	住民監査請求に対する不正な職務に加担しているため、顧問弁護士料の返還を求める。	R4. 9. 21	1			棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 11. 14	Е	無		
愛知県	春日井市	市長	違法・不当な公金の支出、財産の管理を怠る事実	貸地料の強制徴収又は刑事告訴すること、 除草・清掃の委託料を補塡すること等	R3. 11. 22	1	R3. 12. 15	文書陳述		市有地の除草・清掃は適正な予算執行であるから違法・不当な公金の支出と認められない。 貸地料は発生せず市に損害は生じておらず、その余の請求は財務会計上の行為に当たらない。	R4. 1. 17	Е	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日			勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通 知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウガ応 番号	備考
愛知県	春日井市	市長	違法・不当な補助金の交付	補助金1,500万円を弁償すること等	R4. 5. 18	1			一部棄却 • 一部却下	補助金支出に係る判断は妥当である。 その余の請求は財務会計上の行為に 当たらない。	R4. 7. 11	E	無		
愛知県	春日井市	市長	違法・不当な公金の支出	ごみ処理施設の火災原因を究明し、委託業 者に責任割合に応じた負担をさせること等	R4. 5. 23	1	R4. 6. 22	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	委託業者に責がないと判断したこと は妥当性を欠くものではない、適正 な予算執行である。 その余の請求は財務会計上の行為に 当たらない。	R4. 7. 22	Е	無		
愛知県	春日井市	市長	違法・不当な公金の支出	同一路線の道路工事を3回に分けて発注し 経費が増加したこと、火災が発生し休止し たごみ処理施設の委託費が減額されていな いこと等の責任を明らかにし損害を補塡さ せること	R4. 12. 13	1			一部棄却 • 一部却下	工事の実施やごみ処理施設の委託費 を減額しないことに裁量権の逸脱や 濫用があったとはいえない。 その余の請求は財務会計上の行為に 当たらない。	R5. 2. 7	Е	無		
愛知県	春日井市	不明	違法・不当な公金の支出、財産の管理を怠る事実	貸地料の強制徴収又は刑事告訴すること、 除草・清掃の委託料を補塡すること等	R4. 12. 21	1			却下	一時不再理 (R3.11.22付けの請求と 同一人から同一内容の請求)	R5. 1. 17	D	無		請求対象者が空欄 で提出されたもの
愛知県	西尾市	市長	違法な契約の締結 (随意契約の要件を満た していない)	業者へ支払った委託料の全額を市長に対し 請求すること	R3. 6. 11	4	R3. 7. 9	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性及び不当性は認められない。	R3. 8. 6	Е	無		
愛知県	西尾市	市長	違法な契約の締結 (随意契約の要件を満た していない)	業者へ支払った委託料の全額を市長に対し 請求すること	R3. 7. 30	4			棄却	当該契約に違法性及び不当性は認められない。	R3. 8. 6	Е	無		
愛知県	西尾市	市長	違法・不当な公金の支出 (契約不履行)	契約相手に対し、損害賠償請求すること及び業務の是正・契約事項の遂行を要請する こと	R3. 11. 19	2	R3. 12. 22	口頭陳述	棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 1. 17	Е	無		
愛知県	西尾市	市長	違法・不当な公金の支出 (不当利得)	契約相手に対し、不当利得の返還請求をす ること	R3. 12. 15	1	R4. 1. 14	口頭陳述	棄却	違法性及び不当性は認められない。	R4. 2. 9	Е	無		
愛知県	蒲郡市	市長	補助金の不当な支出	不当利得の返還	R3. 5. 27	1	R3. 7. 6	口頭陳述及 び補足資料 の提出	棄却	当該請求には理由がない	R3. 7. 26	Е	無		
愛知県	江南市	市長	民地の草刈りに要した支出金額及び職員に よる財務会計上の違法不当行為に係る処分	鉄塔移設用地の確保のため、借地の残地の 草刈を公費で行ったこと、及びその支出を 予算外執行として支出した行為は違法不当 であり、その違法確認とそれに関わる関係 職員の処分を求めること	R3. 7. 27	1	R3. 8. 26	証拠の提出 及びロ頭陳 述	取下げ		R3. 9. 15	A	無		
愛知県	江南市	市長	公共施設の壁が破損した件について、違法 若しくは不当に財産の管理を怠る事実があ るかの可否	公共施設の壁が職員によって破損された件について、職員に弁償させず指定管理者による簡易な修繕で対応している。これについて、市長の職員への損害賠償請求を怠る事実を是正し、幹部職員の処分及び監査委員の所見を求めること	R3. 8. 23	1	R3. 9. 24	証拠の提出 及び口頭陳 述	取下げ		R3. 10. 4	A	無		
愛知県	江南市	市長	議選監査委員の処遇についての長の対応の 違法性及びその委員への報酬の返還請求	議選監査委員の処遇について、長が必要な 措置をとっていないことの違法性の確認 と、議選監査委員に支払われた報酬の返還 請求を行うこと	R3. 9. 28	1	R3. 10. 25	口頭陳述	棄却	財務会計上の行為及びその原因となる行為にも、違法または不当な点はない。	R3. 11. 26	Е	無		
愛知県	江南市	市長	民地の草刈りに要した支出金額及び職員に よる財務会計上の違法不当行為に係る処分	鉄塔移設用地の確保のため、借地の残地の草刈を公費で行ったこと、及びその支出を予算外執行として支出した行為は違法不当であり、その違法確認とそれに関わる関係職員の処分を求めること	R3. 10. 6	1	R3. 10. 27	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	一部は要件を満たさないことから却 下し、一部は理由がないものと判断 し、棄却。	R3. 12. 3	E	無		
愛知県	江南市	市長	公共施設の壁が破損した件について、違法 若しくは不当に財産の管理を怠る事実があ るかの可否	公共施設の壁が職員によって破損された件について、職員に弁償させず指定管理者による簡易な修繕で対応している。これについて、市長の職員への損害賠償請求を怠る事実を是正し、幹部職員の処分及び監査委員の所見を求めること	R3. 12. 15	1			一部棄却 • 一部却下	一部は要件を満たさないことから却 下し、一部は理由がないものと判断 し、棄却。	R4. 2. 10	E	無		
愛知県	新城市	市長	不当な公金支出 (土地買収方法が適正でない)	市長個人に対し、損害金の返還請求を行うこと	R3. 6. 15	1	R3. 7. 5	口頭陳述	棄却	市の受けた損害金は認められない。	R3. 8. 12	Е	有	7	

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無		備考
愛知県	新城市	市長	違法な財産管理	違法に法定外公共物 (赤道) を使用している者に対し、原状回復を求めること	R5. 3. 23	1								監査結 ない。	果が出てい
愛知県	高浜市	市長	少年野球協議団と締結した使用貸借契約は 条例に違反	適正な使用料を徴収すること	R3. 4. 6	9			棄却	当該措置に違法性はない。	R3. 5. 20	Е	有	8	
愛知県	高浜市	市長	当該条例の全部改正は自治法第222条第1項 に違反し無効	新年度予算のうち当該条例に関する予算の 執行を停止すること	R4. 5. 17	8			棄却	当該措置に違法性はない。	R4. 7. 12	Е	無		
愛知県	高浜市	市長	当該土地に対する固定資産税等の非課税措 置は違法	当該土地に対し、固定資産税等を課税すること	R4. 12. 28	6			棄却	当該措置に違法性はない。	R5. 2. 24	Е	無		
愛知県	岩倉市	市長、愛知県	違法・不当な財産の管理	市長及び愛知県に対する損害賠償請求を行うこと	R3. 6. 8	1	R3. 6. 24	口頭陳述	認容	(1) 市長は、合意書により産業廃棄物の処理費用として旧所有者から市に支払われた1,717,870円と産業廃棄物の処理費用112,860,000 円の差額に相当する額111,142,130 円を岩倉市長久保田柱朗に請求すること。 (2) 市長は、(1) の措置を講じないときは、旧所有者と合意を変更ないときは、旧所有者と合意を変更ないときは、旧所有者と合意を変更ないときなび第12号の規定による議会の議決を経ること。 (3) (1) 又は(2) の措置は、令和3年10月6日までに講じること。	R3. 8. 6	F	有	9	
愛知県	岩倉市	市長	違法・不当な財産の管理	市長に対する損害賠償請求を行うこと	R3. 6. 16	1	R3. 6. 25	口頭陳述	認容	(1) 市長は、合意書により産業廃棄物の処理費用として旧所有者から市に支払われた1,717,870円と産業廃棄物の処理費用112,860,000 円の差額に相当する額111,142,130 円を岩倉市長久保田桂朗に請求すること。 (2) 市長は、(1) の措置を講講したことについて、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定にる議会の議決を経ること。 (3) (1) 又は(2) の措置は、令和3年10月6日までに講じること。	R3. 8. 6	F	無		
愛知県	岩倉市	市長、市議会	違法・不当な公金の支出	市長及び市議会に対する損害賠償請求を行うこと	R5. 2. 27	1	R5. 3. 7	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	当該支出に違法性・不当性はない。 市議会に対する請求は対象外のため 却下。	R5. 4. 28	Е	無		
愛知県	豊明市	教育長・ 行政経営部 長	不当な設計委託料の支出	外部委託費の返還請求を行うこと	R3. 11. 26	1	R3. 12. 17	口頭陳述	棄却	外部発注を不当とする事実は認められない。	R4. 1. 25	Е	無		
愛知県	愛西市		違法な徴収猶予	徴収猶予の取消及び、市長が損害額を負担 すること	R3. 6. 7	2			却下	要件を満たしていない。	R3. 7. 9	С	無		
愛知県	清須市	市長	違法又は不当な選挙公営費の返還請求	令和4年4月執行清須市議会議員一般選挙に おける選挙公営費の返還を求めるもの	R4. 10. 3	1	R4. 11. 2	口頭陳述	棄却	当該事案に対しての違法又は不当な 支払いではない	R4. 11. 24	Е	有	10	
愛知県	弥富市	市長	公共用物管理条例に準じた金額の請求	市有地を使用している者に対し公共用物管 理条例に準じた金額の請求を行うこと	R4. 1. 7	1			却下	違法性・不当性は認められない。	R4. 1. 25	С	有		
愛知県	弥富市	市長	違法・不当な経費の支出	支出した経費の返還を行うこと	R4. 1. 24	9	R4. 2. 16	口頭陳述	棄却	違法性・不当性は認められない。	R4. 3. 24	Е	有	11	

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様の応見	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウ 対応 番号	備考
愛知県	弥富市	市長	違法な契約の締結	経費支出の差し止め及び支出した経費の返還を行うこと	R4. 3. 24	6			却下	違法または不当な契約に該当せず、 要件も満たしていない。	R4. 3. 31	D	有		
愛知県	弥富市	市長	違法な契約の締結	事業予算執行の取りやめを求めること	R4. 12. 26	1	R5. 1. 27	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R5. 2. 8	Е	無		
愛知県	弥富市	市長	違法な契約の締結	契約の受注者に対する損害賠償請求を行うこと	R5. 3. 23	1	R5. 4. 28	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R5. 5. 15	Е	無		
愛知県	みよし市	市長	公民館に係る不公平な改修工事の予算計上 及び執行をしないこと並びに条例制定を求 めるもの	予算計上及び計上をしないこと並びに条例 制定を求める勧告を行うこと	R4. 8. 18	1			却下	地方自治法第242条第1項の要件 を満たさない。	R4. 10. 5	D	有	12	
愛知県	東郷町	町長	下水道受益者負担金の違法な徴収及び一括 納付報奨金の支払い	町長に対する損害賠償請求	R3. 12. 14	1			却下	損害はない	R4. 1. 25	С	無		
愛知県	豊山町	町長	令和3年度第2回豊山町都市計画審議会に 係る公費の支出	当該審議会の資料に不備があったことか ら、審議会に係った公費の支出を町長を求 めるもの。	R4. 6. 28	5	R4. 7. 26	口頭陳述	棄却	当該行為の前提となる手続き等に違 法性や不当性はない。	R4. 8. 23	Е	無		
愛知県	大口町	町長	測量業務委託の違反	契約代金の迂回払い	R3. 6. 28	1	R3. 7. 13	口頭陳述	却下	当該契約に違法性はない。	R3. 7. 27	С	無		
愛知県	大口町	町長、教育 委員会	弁護士費用の返還	弁護士報酬の不当支払い	R3. 8. 12	1	R3. 9. 1	口頭陳述	却下	当該契約に違法性はない。	R3. 10. 1	С	無		
愛知県	扶桑町	町長	職員措置請求	職員の対応について	R4. 10. 19	1			却下	書類不備。財務会計上の行為でな い。	R4. 11. 7	С	無		
愛知県	東栄町	町長	東栄医療センター (仮称) 等新築工事の請 負契約の締結は不当	町長に対し東栄医療センター(仮称)等新 築工事の請負契約についての入札及び契約 締結を町長選挙が終了するまで行わない	R3. 6. 18	5			却下	不当な財務会計上の行為に該当しない	R3. 6. 30	С	有	13	
計	23団体	76件										有無	15件		
三重県	津市	市長	補助金等返還請求の不行使及び事業の費用対効果の不検証	相手方に損害賠償請求を行うこと。事業の 費用対効果の検証を終えるまで事業を再開 しないこと。	R3. 4. 15				一部認容 • 一部棄却	搾取された3件の告訴に係る補助金について、交付確定及び交付決定を取り消し、その取消しに係る補助金及び加算金を付して返還することを請求するための措置を講じるよう勧告する。請求の一部について、住民監査請求として求めることができる措置に当たらないため監査の対象外とした。		F	無		
三重県	津市	市長	不当利得返還請求及び国家賠償法に基づく 損害賠償請求の不行使	相手方に損害賠償請求を行うこと。市職員 へ損害賠償請求を行うこと。	R3. 6. 15				棄却	国家賠償法に該当せず	R3. 7. 30	Е	有	1	
三重県	津市	市長	事業の費用対効果の不検証	事業の費用対効果の検証を終えるまで事業 を再開しないこと。	R3. 8. 13				却下	過去の住民監査請求と同一	R3. 8. 31	D	無		
三重県	津市	市長	委託料原状回復請求の不行使及び外部監査 人の個別外部監査の請求	民法96条の詐欺による取消及び現状回復 請求権による請求を行うこと。外部監査人 による監査を行うこと。	R4. 1. 20				棄却	過去の住民監査請求と同一である。 外部監査契約に基づく監査に関する 条例を定めていない。	R4. 2. 4	Е	無		
三重県	津市	市長	不当利得返還請求及び国家賠償法に基づく 損害賠償請求権権の不行使	相手方に損害賠償請求を行うこと	R4. 3. 2				却下	過去の住民監査請求と同一	R4. 3. 22	D	有	2	
三重県	津市	市長	損害賠償請求及び不当利得返還請求の不行 使	補助金の返還等の必要な措置を講じること	R4. 3. 30				却下	過去の住民監査請求と同一	R4. 4. 28	D	無		
三重県	津市	市長	損害賠償請求及び不当利得返還請求の不行 使	補助金の返還等の必要な措置を講じること	R4. 5. 17				却下	過去の住民監査請求と同一	R4. 6. 6	D	有	3	_

			=	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等		住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
三重県	津市	市長	行政の不作為	市道の除草、不法占拠の解消	R4. 11. 21				却下	道路の維持管理上の問題であるため	R4. 12. 6	С	無		
三重県	四日市市	市長	違法・不当な契約の締結、公金の支出、財 産の処分	公金の支出の差し止め、契約の解除、財産 の処分の差し止め	R4. 3. 22	1	R4. 4. 22	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	当該財産処分の決定に裁量権の逸 脱・濫用はない。 その後行行為については、差し止め の理由がない。	R4. 5. 16	Е	有	4	
三重県	四目市市	市長	違法・不当な契約の締結、公金の支出、財 産の処分	財産の処分の差し止め、公金の支出の差し 止め、支出済の公金の損害賠償	R4. 6. 29	1	R4. 7. 21	口頭陳述	棄却	当該契約、それに基づく財産の処 分、公金の支出に違法性はない。	R4. 8. 23	Е	有	5, 6	
三重県	桑名市	市長	不当な公金の支出	①桑名市版企業接種を実施することとなった関係者及び関係団体による働きかけの有無の確認 ②働きかけがあった場合、その相手に対し損害賠償請求訴訟又は不当利益返還の実施③働きかけが無かった場合、桑名市長への、金務員職権濫用罪に準じた処分の実施(3、公職選挙法第221条第1項の利益供与について調査を行い、同法に基づいた桑名市長への処分の実施 ⑤桑名市長に対し、桑名市版企業接種にかかる不当な公金支出2,770,508 円の返還について責任の所在を明らかにした上で処分を求める	R3. 10. 13	1	R3. 11. 11	口頭陳述	棄却	請求に理由がない。	R3. 12. 13	E	無		
三重県	桑名市	市長	違法・不当な公金の支出	本件事業の業務委託料全額を市に生じた損害として、市長に対し返還請求を行うこと。	R4. 2. 7	1	R4. 3. 8	口頭陳述	棄却	請求に理由がない。	R4. 4. 11	Е	無		
三重県	桑名市	市長	違法・不当な公金の支出	違法・不当行為が解決・解消されるまで当該事業の執行を停止すること。	R4. 4. 25	1	R4. 5. 31	口頭陳述		請求に理由がない。 不適法である。	R4. 6. 24	Е	無		
三重県	鈴鹿市	市長		市長と関係部長に鈴鹿市へ原状回復費の返還及び公園施設設置等許可申請及び施設使 用料減免申請の取り消しを求める。	R4. 1. 27	3			却下	具体的な市の損害が認められない。	R4. 2. 2	С	無		
三重県	鈴鹿市	市長	市内中学校施設を三重県中学校体育連盟が 事務局として使用することは行政財産の目 的外使用	本来発生する使用料を徴収すべきである。	R4. 11. 17	1			却下	損害発生の事実が認められない。	R4. 11. 29	С	無		
三重県	尾鷲市	尾鷲市	不当な予算支出	尾鷲市給食センター厨房機器購入に伴う支 出の一部の返還請求を行うこと	R4. 8. 2	1	R4. 9. 1	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R4. 10. 1	Е	無		
三重県	鳥羽市	市長	違法・不当な財産の管理	該当の施設の指定管理者を改めて選定し、 相手方に損害賠償請求を行うこと	R4. 8. 23	1	R4. 9. 8	口頭陳述	棄却	当該財産に違法・不当性はない。	R4. 10. 17	Е	無		
三重県	伊賀市	市長		随意契約による契約の締結により生じた損害を補填するために必要な措置を講ずること	R4. 1. 6	1		請求人希望せず	棄却	明らかに損害が発生しているとは認 められない。	R4. 3. 7	Е	無		
三重県	菰野町	町長	不当な公金の支出	区に対して支出した行政補助金の返還請求 を行うこと	R4. 5. 20	2	R4. 6. 27	口頭陳述	棄却	不当な公金の支出とは認められな い。	R4. 7. 19	Е	無		
三重県	南伊勢町	監査委員	不当な公金の支出	不正があった病院会計、水道会計について 過去3年にさかのぼり再度監査せよ	R4. 6. 24	1	R4. 7. 14	口頭陳述	認容	長へ個別外部監査契約に基づく監査 の実施	R4. 7. 29	F	無		
計	9団体	20件										有無	5件 15件		
滋賀県	大津市	市長及び 関係職員	違法な契約の締結	違法な契約で生じた損害金を返還すること	R4. 7. 29	2	R4. 8. 19	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R4. 9. 26	Е	有	1	

			H H	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通 知年月日等	様 ア 対 項 目	住民訴訟 提起の 有無	様の対な番号	備考
滋賀県	彦根市	福祉事務所 長、担当職 員	不要な公金の支出	厳しい処置、再発防止、是正処置を求める	R4. 5. 10	1			却下	財務会計上の行為でない。	R4. 5. 24	С	無		
滋賀県	近江八幡市	市長	違法・不当な損害賠償金の支出	市長個人に対し支出した金員の支払を求めること	R3. 4. 19	413			棄却	本件支出に違法性はない。	R3. 6. 16	Е	有	2	
滋賀県	草津市	市長	違法・不当な公金の支出	未使用な交付金に対する返還請求を行うこと	R4. 10. 18	1			却下	請求期限を徒過している。	R4. 10. 26	В	無		
滋賀県	守山市	市長	法定外公共物(里道・水路)の無許可使用	公有財産を不法占用に対する是正措置を講 じること	R5. 2. 24	1			却下	住民監査請求の要件を欠くものである。	R5. 3. 17	D	無		
滋賀県	栗東市	市長	違法・不当な支出	市長は市に対して費用を弁済すること	R3. 7. 30	1	R3. 8. 18	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	本件請求には理由がない	R3. 9. 27	Е	無		
滋賀県	栗東市	市長	違法・不当な支出	市長は市に対して費用を弁済すること	R3. 11. 22	1	R3. 12. 9	口頭陳述	棄却	本件請求には理由がない	R4. 1. 21	Е	無		
滋賀県	栗東市	市長	違法・不当な支出	市長は市に対して費用を弁済すること	R4. 2. 28	1	R4. 3. 10	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	本件請求には理由がない	R4. 4. 25	Е	無		
滋賀県	栗東市	市長	違法・不当な支出	市長は市に対して費用を弁済すること	R4. 5. 13	1			取下げ		R4. 5. 19	A			
滋賀県	栗東市	市長	貸付条件の税収がなかった	市長は市に対して損害分を弁済すること	R4. 8. 5	1			却下	請求要件に該当しない	R4. 8. 16	С	無		
滋賀県	栗東市	市長	貸付金が回収不能となったのは回収を怠っ たため	市長は市に対して損害分を弁済すること	R4. 9. 26	1	R4. 10. 5	口頭陳述	棄却	本件請求には理由がない	R4. 11. 24	Е	有	3	
滋賀県	野洲市	市長	①財務会計上の行為の違法性 ②財務会計上の損害の補填	市長は栢木進個人に対して4,256万円の損害を求めること	R3. 5. 7	3	R3. 6. 15	口頭陳述	棄却	当該契約を対象とした請求には違法 な事実が存するとは認められず、請 求人らの主張には理由が無い。	R3. 6. 30	Е	有	4	
滋賀県	野洲市	市長	①財務会計上の行為の違法性 ②財務会計上の損害の補填	市長は栢木進個人に対して4,256万円の損害を求めること	R4. 3. 1	4	R4. 4. 11	口頭陳述	棄却	当該契約を対象とした請求には違法 な事実が存するとは認められず、請 求人らの主張には理由が無い。	R4. 4. 28	Е	有	5	
滋賀県	野洲市	市監査委員	市は官民境界確定の義務を放棄している。	市が用地買収した土地を元地権者が勝手に 使用している。	R3. 6. 21	1		無し	却下	住民監査請求の要件の不備	R3. 6. 24	С	無		
滋賀県	湖南市	市長	違法・不当な報酬の支出	当該委員の報酬支払いの事前差止または取 消返還を求めること	R4. 3. 18	1			却下	要件を満たしていない。	R4. 4. 15	D	有	6	
滋賀県	湖南市	市長	違法・不当な報酬の支出	当該委員の報酬支払いの取消返還を求めること	R5. 2. 20	1			却下	要件を満たしていない。	R5. 3. 23	D	有	7	
滋賀県	湖南市	市長	違法・不当な顧問料の支出	当該顧問料支払いの対価部分の取消返還か 職員に賠償を求めること	R5. 3. 24	1			却下	要件を満たしていない。	R5. 5. 1	D	無		
滋賀県	甲良町	町長	元職員の停職処分についてその上告に関わる費用の支出 (違法不当)	元職員に対する停職処分について、その上 告に関わる費用の支出はいずれも違法不当 であるため町に生じた損害を補填すること	R4. 10. 5	13			棄却	損害賠償請求権及び不当利得返還請 求権は存在しない。	R4. 11. 15	Е	無		
計	9団体	18件										有無	7件 10件		
京都府	京都市	市長	元植柳小学校跡地活用計画の合意に関する 覚書の締結	市長の行為を是正するために必要な措置を 講じるよう勧告すること	R3. 4. 14	4			却下	財務会計上の行為でない。	R3. 5. 19	С	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様式 アの 対応 項目	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
京都府	京都市	市長	財産の管理を怠る事実等(社会福祉法人に 対する土地の賃貸料の徴収を怠る事実等)	当該怠る事実を改めるために必要な措置を行うこと等	R3. 7. 30	1	R3. 8. 18	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	(乗却部分) 市長の判断に裁量の逸脱又は濫用があるとは認められず、現時点では、 違法又は不当な財産の管理を怠る事 実は存しない(ただし、「意見」を つけた)。 (一部却下部分) 財務会計上の行為でない。	R3. 9. 24	Е	無		
京都府	京都市	市長	公金の徴収を怠る事実等(政務活動費に係る不当利得返還請求を怠る事実等)	①京都市政務活動費の交付等に関する条例 第15条第2項の規定に基づく返還命令を行うこと ②政務活動費の使途が条例により許された 範囲の支出に充てられたかどうか精査する こと	R3. 12. 15	4			却下	①京都市長が返還を命じるべき支出 (損害) は存しない。 ②探索的な住民監査請求に当たり住 民監査請求として不適法	R4. 1. 12	D	無		
京都府	京都市	市長	違法又は不当な公金の支出(京都市スポー ツ推進委員の報酬に係る支出)	事後的に是正するために必要な措置を行うこと	R5. 1. 25	1			一部棄却 • 一部却下	(棄却部分) 報酬の支払い方法に違法性又は不当 性は認められず、また違法又は不当 な財務会計行為があったとも認めら れない。 (一部却下部分) R4.1.24以前の支出については、請 求の対象外	R5. 3. 27	E	無		
京都府	京都市	市長	違法又は不当な公金の支出及び契約の締結 又は履行(市庁舎整備に係る工事請負に係 るもの)	発生する損害を市長に賠償させるよう勧告 すること	R5. 2. 20	1			却下	損害についての具体的な記載がな く、また、違法・不当事由が具体的 に示されているとは言えない。	R5. 3. 27	D	無		
京都府	京都市	市長	同上	同上	R5. 2. 20	1			却下	同上	R5. 3. 27	D	無		
京都府	京都市	市長	違法又は不当な公金の支出(京都市スポーツ推進委員の報酬に係る支出)	R5.1.25請求の監査結果により会計処理の 誤りが認められたため、監査を行うこと	R5. 3. 30	1			却下	R5.1.25請求と同一の行為を対象と するため、住民監査請求として不適 法	R5. 4. 21	D	無		
京都府	福知山市	市長、副市 長、会計管 理者ほか	違法・不当な弁護士成功報酬の支出	弁護士成功報酬の返還を求めるもの	R3. 8. 6	1	R3. 8. 25	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	一部要件を欠き不適法であり、また、請求人の主張には理由がない。	R3. 9. 29	Е	無		
京都府	福知山市	職員	違法・不当な弁護士成功報酬及び交通費の 支出	弁護士成功報酬及び交通費の返還を求める もの	R3. 11. 1	1			一部棄却 • 一部却下	一部要件を欠き不適法であり、ま た、請求人の主張には理由がない。	R3. 12. 27	Е	無		
京都府	福知山市	総務課長及 び職員2名	違法・不当な審査会報酬及び交通費の支出	職員の処分と、審査会委員に報酬及び交通 費の返還を求めるもの	R5. 2. 27	1			却下	請求対象行為の特定を欠いた不適法 な請求。	R5. 3. 17	D	無		
京都府	舞鶴市	市長	契約不適合に係る違法・不当な公金支出	契約の相手方に対する損害賠償請求を行う こと	R4. 3. 29	4			棄却	当該契約に違法性はない。	R4. 5. 25	Е	無		
京都府	舞鶴市	市長公室長	違法・不当な市外出張旅費の支出	市長公室長に対する市外出張旅費の返還請 求を行うこと	R4. 10. 20	1			棄却	当該支出に違法性・不当性はない。	R4. 11. 25	Е	無		
京都府	舞鶴市	市長	違法・不当な市外出張旅費の支出	市長に対する市外出張旅費の返還請求を行うこと	R4. 10. 27	1			却下	請求には、具体的な違法性の事実記 載がない。	R4. 11. 25	D	無		
京都府	舞鶴市	文化振興課 長	違法・不当な公金の支出	文化振興課長に対する諸費用の返還請求を 行うこと	R4. 12. 5	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 12. 26	В	無		
京都府	舞鶴市	市長	契約不適合に係る違法・不当な公金支出	契約の相手方に対する損害賠償請求を行う こと	R4. 12. 21	3			却下	請求期間を徒過している。	R5. 2. 10	В	有	1	
京都府	舞鶴市	副市長等	違法・不当な交通費の支出	副市長等に対する交通費の返還請求を行うこと	R4. 12. 23	1			却下	請求に記載されている違法性の根拠がない。	R5. 2. 10	D	無		
京都府	宇治市	職員	市の基準を満たさない契約の締結、1者に 有利な入札	支払額の減額及び次年度からの入札方法の変更	R4. 10. 3	1	R4. 11. 7	口頭陳述	棄却	当該契約の締結に違法性、不当性は認められない。	R4. 11. 24	Е	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 乗却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の対番	備考
京都府	亀岡市	指定なし	①調査書の廃棄及び上司による誤った窓口 対応の指導 ②不当な財産譲与	①法に基づいた処分を求める。 ②平成30年度に国から追加譲与を受けた土 地について、譲与内容及び確定図を精査 し、正当な財産管理を求める。	R4. 1. 18	1			却下	①財務会計上の行為に該当しない。 ②請求期間を徒過している。	R4. 2. 17	В	無		
京都府	亀岡市	指定なし	自治会連合会から消防団への助成金支出	自治会連合会から消防団への助成を中止 し、交付済みの助成金については、市が連 合会を通じて自治会員に返還すること	R5. 3. 3	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R5. 3. 23	С	無		
京都府	城陽市	市長	違法・不当な交付金の受領	違法・不当な交付金の即刻返還	R3. 11. 10	1			却下	財務会計上の行為にあたらない。ま た損害発生の事実、可能性はない。	R3. 12. 1	С	無		
京都府	向日市	市長	違法・不当な財産の管理	違法・不当な財産区の管理の是正	R3. 6. 24	1			却下	同一住民が同一の財務会計上の行為 を対象として、再度の住民監査請求 をするもので不適法	R3. 7. 30	D	有	2	
京都府	向日市	市長	固定資産税の賦課を怠る事実	適切な課税その他の措置	R4. 6. 24	2	R4. 7. 19	口頭陳述	棄却	固定資産税の賦課に怠る事実があっ たとは認められない。	R4. 8. 23	Е	有	3	
京都府	八幡市	市長	不当な契約の支出 (業務の履行がされていない部分)	契約受託者に対して返還請求を行う等必要 な措置を行うこと	R3. 4. 30	3	R3. 6. 2	口頭陳述	却下	請求期間を徒過している。	R3. 6. 23	В	無		
京都府	八幡市	市長	違法・不当な契約の支出	市長に対して契約金額と同額の返還請求を 行うこと。その他必要な措置を行うこと。	R3. 4. 30	3	R3. 6. 2	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R3. 6. 23	Е	有	4	
京都府	南丹市	市長	違法な用地取得代金の支出	市長に対する損害賠償請求を行うこと	R3. 6. 16	2	R3. 7. 19	口頭陳述	棄却	違法、不当な公金支出に当たらな い。	R3. 8. 13	Е	無		
京都府	精華町	町長	違法又は不当な委託料・工事請負費の支出	損害を回収するための必要な措置を講ずること	R4. 4. 19	1			一部棄却 • 一部却下	【却下】 正当な理由なく請求期限を経過した もの 【棄却】 違法又は不当な公金の支出ではない	R4. 6. 17	Е	有	5	
京都府	精華町	町長	違法又は不当な行政財産の貸付け	遠憲及び違法状態を解消するための必要な 措置を講ずること 損害金を回収するための必要な措置を講ず ること	R4. 8. 22	1			棄却	当該行為が事実であると確認できない。	R4. 10. 21	Е	有	6	
京都府	与謝野町	町長	不当な財政上の行為及び支出	理事者に対し公金の不適切使用による損失 の返還	R5. 1. 31	1			却下	請求期間を徒過している。	R5. 2. 10	В	無		
京都府	与謝野町	町長	不当な財政上の行為及び支出	理事者に対し公金の不適切使用による損失 の返還	R5. 2. 20	1			却下	請求期間を徒過している。	R5. 3. 31	В	無		
計	11団体	29件										有無	6件	/	
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出(市の廃止・特別 区設置住民投票等)	市長に対する違法・不当な支出の返還請求 措置	R3. 5. 11	1			棄却	財務会計行為(先行する行為も含む)に違法・不当な点は認められない。	R3. 7. 1	Е	有	1	
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置	R3. 6. 21	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 7. 16	В	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置	R3. 8. 2	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 8. 20	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置	R3. 8. 5	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 8. 27	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な財産の処分 (財産の無償譲渡)	財産の無償譲渡及び所有権移転登記等の差止め	R3. 7. 30	5	R3. 8. 19	口頭陳述	棄却	本件譲与について、違法・不当な点 は認められない。	R3. 9. 24	Е	有	2	様式ウの対応番 号:「3」も該当

			11 E	青求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通 知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式の応番号	備考
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置	R3. 8. 16	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 9. 24	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置	R3. 8. 17	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 9. 24	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置	R3. 8. 20	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 9. 30	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 8. 23	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 9. 30	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	公金の支出の差止め	R3. 8. 26	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 10. 8	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 9. 2	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 10. 8	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 9. 6	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 10. 8	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出(奨励金支給先の 誤り)	支給先に対する返還請求を求める	R3. 8. 19	1			認容	本件支給先に対して奨励金相当額の 返還の請求するなど、必要な措置を 講じること。	R3. 10. 15	F	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 9. 13	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 10. 21	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	公金の支出の差止め	R3. 9. 13	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 10. 21	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	公金の支出の差止め	R3. 9. 16	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 10. 21	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	公金の支出の差止め	R3. 9. 21	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 10. 21	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 9. 21	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 10. 21	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 9. 22	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 11. 1	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 9. 22	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 11. 1	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 9. 30	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 11. 1	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 9. 29	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 11. 5	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 10. 4	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 11. 5	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 10. 4	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 11. 5	D	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等		住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 9. 13	1			棄却	・本件契約について、財務会計法規 上、違法・不当な点は認められな い。 ・違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 11. 12	Е	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 10. 7	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 11. 12	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	公金の支出の差止め	R3. 10. 7	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 11. 12	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置	R3. 10. 12	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 11. 12	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (実態と異なる申請に基づく補助金の支出)	不当利得返還請求措置	R3. 10. 18	3			却下	事実証明書の添付なし	R3. 11. 12	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 10. 13	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 11. 19	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 10. 13	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 11. 19	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 10. 18	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 11. 19	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置	R3. 11. 8	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 12. 6	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 11. 9	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 12. 6	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置 公金の支出の差止め	R3. 11. 9	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R3. 12. 6	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置	R3. 11. 25	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R4. 1. 7	D	無		
大阪府	大阪市	市長	達法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置	R3. 11. 29	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R4. 1. 7	D	無		
大阪府	大阪市	市長	達法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置	R3. 11. 29	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R4. 1. 7	D	無		
大阪府	大阪市	市長	達法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置	R3. 11. 29	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R4. 1. 7	D	無		
大阪府	大阪市	市長	公金 (給与立替払いに係る利息) の徴収を 怠る事実	大阪府に対して適正な利息の請求を行うこと	R3. 12. 2	4	R3. 12. 16	口頭陳述	棄却	利息は生じておらず、公金の徴収を 怠る事実は認められない。	R4. 1. 24	Е	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な契約行為(埋立工事)及び経 費の執行	本件工事の一時停止及び工事方法の検討し直し	R4. 4. 7	1	R4. 4. 22	口頭陳述	棄却	本件契約及びその経費の執行に違 法・不当な点は認められない。	R4. 5. 27	Е	無		請求人の数: 公益社団法人1社
大阪府	大阪市	市長	達法・不当な公金の支出 (アンケート調査 業務委託が目的を達成していない)	損害の回復措置	R4. 5. 30	1			却下	違法不当事由の具体的な摘示なし	R4. 6. 17	D	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な契約(事業用定期借地権設定 契約)の締結	・契約又は合意の締結の差止め ・契約又は合意の停止の勧告	R4. 5. 11	5	R4. 6. 23	口頭陳述	合議不調	契約内容が平等原則(憲法第14条 等)に反するか等、意見の不一致に よる合議不調。	R4. 7. 8	G	有	5	

			•	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 乗却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
大阪府	大阪市	市長	公金の徴収を怠る事実 (過払い電気料金の 回収)	大阪市長に対し損害賠償請求を行うよう勧 告すること	R4. 10. 11	4	R4. 10. 31	口頭陳述	棄却	・事業者の本市に対する請求行為 は、不法行為であるとは認められない。 ・過払いを行った職員に故意又は重 過失があったとは認められない。	R4. 12. 9	E	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出(契約内容の一部 不履行)	委託事業者に対する履行内容の是正もしく は委託料返還請求などの措置	R4. 10. 26	1	R4. 11. 17	口頭陳述	認容	受注者に対し、不足している資料提 出の追完等を求め、再度履行内容を 検査の上、必要な場合は減価採用を 行い差額の返還を求める等必要な措 置を講じること。	R4. 12. 23	F	無		
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金(政務活動費)の支出	不当に支出された政務活動費の交付の取り 消し、返還請求措置	R4. 11. 21	4			認容	市会議員に対し、政務活動費を誤って充当したものと認められる部分の 金員を請求すること。	R5. 1. 20	F	無		
大阪府	大阪市		違法・不当な契約(事業用定期借地権設定 契約)の締結	契約締結の差止め契約締結の停止の勧告	R5. 1. 16	97	R5. 2. 2	口頭陳述	合議不調	貸付賃料の決定について等、意見の 不一致による合議不調。	R5. 3. 15	G	有	5	
大阪府	大阪市	市長	違法・不当な公金の支出(契約内容の一部 不履行)	委託事業者に対する委託料返還請求などの 措置	R5. 3. 27	1			却下	同一人が同一の財務会計上の行為を 対象として、再度の住民監査請求を することは許されない	R5. 4. 20	D	無		
大阪府	大阪市		違法・不当な契約(財産の無償譲渡契約)の 締結	市長及び市職員に対する損害賠償請求	R5. 2. 28	10	R5. 3. 29	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	【棄却】 市長及び市職員に故意・過失(重過 失)まで認められず、損害賠償請求 権は成立しない。 【却下】 同一人が同一の財務会計上の行為を 対象として、再度の住民監査請求を することは許されない	R5. 4. 28	Е	有	6	
大阪府	堺市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還請求	R3. 7. 6	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 7. 16	В	無		
大阪府	堺市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還請求	R3. 7. 6	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 7. 16	В	有	7	
大阪府	堺市	市長	違法な公金の支出	違法な公金支出の返還請求等	R4. 10. 12	3	R4. 11. 18	口頭陳述	合議不調	監査委員の意見が分かれたため	R4. 12. 12	G	有	8	
大阪府	堺市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還請求	R4. 12. 19	1	R5. 1. 31	口頭陳述	棄却	請求人の主張に理由がない。	R5. 2. 14	Е	有	9	
大阪府	堺市	市長	違法な公金の支出	市長に対する損害賠償請求	R5. 3. 16	1			却下	損害が発生していない。	R5. 3. 31	D	無		
大阪府	堺市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	政務活動費の返還請求	R5. 3. 27	1			却下	違法・不当であることを一般的・外 形的に推認できるような事実の主張 立証がない。		D	無		
大阪府	豊中市	市長	不当な郵送料等の支出	市長に返還請求を行うこと	R3. 12. 22	1	R4. 1. 27	口頭陳述	棄却	当該郵送料等の支出に不当性はない。	R4. 2. 17	Е	無		
大阪府	豊中市	市長・ 担当職員	違法・不当な委託契約の締結及び支出	相手方及び市長等に損害賠償請求を行うこと	R4. 12. 23	1	R5. 1. 26	口頭陳述	棄却	当該委託契約及びその支出に違法 性、不当性はない。	R5. 2. 17	Е	有	10	
大阪府	豊中市	市長・ 教育長	不当な任用に伴う給与等の支出	市長等に給与等の返還請求を行うこと	R5. 1. 20	1			却下	住民監査請求によって争えない事項 を目的としている。	R5. 1. 30	С	無		
大阪府	豊中市	市長・ 教育長	不当な任用に伴う給与等の支出	市長等に給与等の返還請求を行うこと	R5. 2. 17	1			却下	住民監査請求によって争えない事項 を目的としている。	R5. 2. 22	С	無		
大阪府	吹田市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R3. 5. 28	1	R3. 6. 18	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性または不当性はない。	R3. 7. 20	Е	無		

			HI H	青求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 乗却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウが 番号	備考
大阪府	吹田市	市長	不当な公金の支出	留守家庭児童育成室運営事業者に対する委 託料残金の返還請求を行うこと。	R4. 8. 3	1	R4. 8. 23	口頭陳述	棄却	当該支出に不当性はない。	R4. 9. 29	Е	無		
大阪府	吹田市	福祉事務所 長	過払額の徴収を違法・不当に怠っている	被保護者に対する生活保護費の返還請求を 行うこと	R5. 1. 16	1	R5. 2. 6	口頭陳述	認容	過払額の徴収を決定すべき。	R5. 3. 10	F	無		
大阪府	泉大津市	市長	新市立病院整備事業発注に係る公募型プロポーザル募集の審査は無効	審査は無効とし優先交渉権者との契約は未 締結とすること	R3. 10. 4	2	R3. 12. 1	口頭陳述	棄却	請求に理由がない。	R3. 12. 22	E	無		
大阪府	高槻市	水道事業管理 者及び関係職 員	違法又は不当な公金 (訴訟費用額確定処分の申立てにかかった費用) の支出	・損害賠償請求をすることを勧告すること ・上記の損害賠償請求権の行使を怠る事実 が違法不当であることの確認	R3. 6. 4	1	R3. 6. 23	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性または不当性はない。	R3. 7. 29	E	有	11	
大阪府	高槻市	自動車運送事 業管理者及び 関係職員	違法又は不当な公金 (訴訟費用額確定処分の申立てにかかった費用) の支出	・損害賠償請求をすることを勧告すること ・上記の損害賠償請求権の行使を怠る事実 が違法不当であることの確認	R3. 6. 4	1	R3. 6. 23	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性または不当性はない。	R3. 7. 29	Е	無		
大阪府	高槻市	高槻市長及び 関係職員	・違法又は不当な公金の支出 ・公金の支出の差止め	・損害賠償請求又は不当利得返還請求をすること ・本件に関する支出の差止めを勧告すること	R3. 8. 20	1			却下	財務会計上の行為に当たらない。 違法・不当事由が具体的に適示され ていない。 請求人の主張内容が、住民監査請求 の対象ではない。	R3. 9. 14	С	無		
大阪府	高槻市	業管理者及び	違法な契約の締結 (裁量権の範囲の逸脱・ 濫用、地方公営企業法施行令や高槻市水道 事業契約規程に反する)	・損害賠償請求又は不当利得返還請求をすることを勧告すること ・上記の損害賠償請求権又は返還請求権の 行使を怠る事実が違法不当であることの確 認	R4. 2. 18	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 3. 25	В	無		
大阪府	高槻市	高槻市長及び 関係職員	違法又は不当な通勤手当の支出	・損害賠償請求又は不当利得返還請求をすること ・上記の公金管理を怠る事実が違法不当であることの確認	R4. 3. 28	1			却下	違法・不当事由が具体的に適示されていない。 請求人の請求が、住民監査請求の対象ではない。	R4. 4. 12	D	無		
大阪府	高槻市	高槻市長及び 関係職員	公金 (土地の購入に係る費用) の支出の差 止め	・本件予算執行に係る行為の差止め ・仮に上記の行為がされている場合、損害 賠償請求又は不当利得返還請求をすること を勧告すること ・上記の損害賠償請求権又は返還請求権の 行使を怠る事実が違法不当であることの確 認	R4. 4. 19	1			却下	違法・不当事由が具体的に適示され ていない。	R4. 5. 12	D	有	12	
大阪府	高槻市	大字唐崎財産 区管理者及び 関係職員	財産の管理を怠る事実	・損害賠償請求するよう勧告すること ・損害賠償請求権の行使を怠る事実が違法 不当であることの確認	R4. 4. 28	1			却下	違法・不当とする事実を証明する書 面の添付がない。 請求人の請求が、住民監査請求の対 象ではない。	R4. 6. 3	D	有	13	
大阪府	高槻市	高槻市長及び 関係職員	違法又は不当な通勤手当の支出	・損害賠償請求又は不当利得返還請求をすることを勧告すること ・公金管理を怠る事実が違法不当であることの確認 ・市内在住職員への鉄道分の通勤手当の支 給に関して、公金を支出し、債務その他の 義務を負担してはならない旨の差止め	R4. 8. 10	1	R4. 9. 1	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性または不当性はない。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	R4. 10. 6	Е	無		
大阪府	高槻市	高槻市長及び 関係職員	財産の管理を怠る事実	・損害賠償請求するよう勧告すること ・財産管理を怠る違法行為であることを確 認すること	R5. 3. 31	1			却下	同一請求人により同一内容で住民監 査請求がなされている。	R5. 5. 12	D			住民訴訟提起が未確定
大阪府	枚方市	市長	違法または不当な公金の支出 違法または不当な契約の締結、履行	職員の懲戒免職及び懲戒処分 職員に対する損害賠償請求	R3. 7. 15	1			棄却	当該契約に違法性はない。	R3. 9. 10	Е	有	14	
大阪府	枚方市	市長	違法または不当な公金の支出 違法または不当な契約の締結、履行	市長の辞職 職員の懲戒免職 職員に対する損害賠償請求	R4. 1. 25	1			却下	支給期間を徒過している。	R4. 3. 7	В	有	14	
大阪府	枚方市	市長	違法または不当な公金の支出 違法または不当な契約の締結、履行	職員の懲戒免職	R4. 6. 6	1			棄却	当該契約に違法性はない。	R4. 8. 5	Е	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウ対応 番号	備考
大阪府	泉佐野市	市長	違法な契約の締結	契約を無効とし、契約料の返還を行うこと	R3. 12. 27	1	R4. 1. 24	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	当該契約に違法性はない。 請求期間を徒過している。	R4. 2. 21	Е	無		
大阪府	松原市	市長	不適正な手続による補助金の支出	不適正な申請により交付された補助金の返 還請求を行うこと	R3. 11. 25	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 12. 27	В	無		
大阪府	大東市	市長	違法な契約、財産の処分	市長、当該部長、相手方に対する損害賠償 を行うこと	R3. 9. 30	1	R3. 10. 20	口頭陳述	棄却	当該契約、処分に違法性はない。	R3. 11. 25	Е	有	15	
大阪府	大東市	市長	違法な契約	市長に支出額を返還させること	R3. 11. 5	1	R3. 11. 22	口頭陳述	棄却	当該契約、処分に違法性はない	R3. 12. 23	Е	有	16	
大阪府	和泉市		違法・不当な下水道使用料(専用水道の利 用者)の賦課徴収。	下水道使用料 (専用水道利用者) への賦課 徴収 (損害未収金) の請求を行うこと。	R5. 1. 4	1	R5. 2. 9	口頭陳述	棄却	下水道使用料(専用水道利用者)の 未収損害金の事実は認められなかっ た。	R5. 3. 3	Е	無		
大阪府	柏原市	市長	債権を行使しないまま財産の管理を怠って いる	市の損害金を賠償・補填させるなど、必要な措置を講じること	R3. 9. 21	1	R3. 10. 12	口頭陳述	棄却	怠る事実がない。	R3. 11. 16	Е	無		
大阪府	羽曳野市	市長	違法な契約の締結	市長に対し、違法な契約を締結しないよう、勧告すること	R4. 1. 19	2			却下	予算が成立しておらず、財務会計行 為が存在していない。	R4. 3. 1	D	無		
大阪府	東大阪市	市長	刊行物配送業務の制限付き一般競争入札	入札のやり直しを求める。	R5. 1. 27	1	R5. 2. 27	口頭陳述	棄却	本件制限付き一般競争入札は有効で ある。	R5. 3. 24	Е	無		
大阪府	交野市	市長	違法・不当な予算執行	市長に対する費用弁済等の適切な措置をとること	R4. 2. 16	2			一部棄却 • 一部却下	当該契約、支出に違法性はない。	R4. 4. 15	Е	有	17	
大阪府	交野市	市長	違法・不当な予算執行	地区区長及び交野市総務部地域振興課に対する適切な措置をとること	R4. 12. 21	2			却下	請求の要件を満たしていない。	R5. 1. 16	D	無		
大阪府	阪南市	市長	違法な契約の締結 (財産取得契約手続きが 違法)	契約の解除、公募選定のやり直し	R3. 9. 27	1			却下	同一請求人による再度の住民監査請求	R3. 11. 4	D	無		
大阪府	阪南市	市長	違法・不当な公金の支出	訴訟の判決を受けて市が支払った賠償金の 返還	R3. 12. 22	1	R4. 1. 13	口頭陳述	棄却	違法・不当な公金の支出とはいえ ず、市長個人への求償権も有しな い。	R4. 2. 18	Е	無		
大阪府	阪南市	市長	違法・不当な公金の支出	訴訟に際し市が支払った弁護士費用の返還	R3. 12. 22	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 2. 18	В	無		
大阪府	能勢町	町長 議長	違法な契約の締結	町長、議長、事務局長に対し、システム整 備事業に関わる全ての費用の返還を求める	R3. 8. 30	3			棄却	財務会計上の行為の違法性・不当性 は認められない。	R3. 11. 1	Е	無		
大阪府	能勢町	町長 議長	違法な契約の締結	設計委託業務の費用全額の返還を求める	R4. 1. 31	2			却下	財務会計上の行為の違法性・不当性 を具体的かつ客観的に適示している とは認められない。		С	無		
大阪府	能勢町	町長 議長	違法な入札手続き	入札参加資格のない業者を入札に参加させ た	R4. 7. 26	2			却下	請求期間を徒過している。	R4. 8. 24	В	無		
大阪府	能勢町	町長 議長	違法な契約の締結	整備事業の違法行為による損害賠償を求め る請求	R4. 7. 26	2			却下	一事不再理の原則による。	R4. 8. 24	D	有	18	
計	17団体	92件										有無	18件 73件		
兵庫県	神戸市	市長	違法・不当な公金の支出	財産区管理委員が行った違法な工事費支出 に係る補填措置等を講じること	R4. 3. 25	1	R4. 4. 22	口頭陳述	棄却	監査の対象とした請求人の主張については理由がない。	R4. 5. 18	Е	有	1	

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様ア対項	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウガ 番号	備考
兵庫県	姫路市	市長	違法・不当な公金の支出	職員の給与及び施設使用料の返還について	R3. 4. 1	1			却下	請求事項を特定できる程度の具体的な事実証明が示されていない。	R3. 4. 9	D	無		
兵庫県	姫路市	市長	違法・不当な公金の支出	棚田踏切立体交差工事に伴う常夜灯移設費 用の返還等について	R3. 6. 28	2			却下	市の財務会計上の行為ではなく、本市に損害は発生していない。	R3. 7. 9	С	無		
兵庫県	姫路市	職員	違法・不当な公金の支出	職員の給与の返還について	R3. 7. 12	1	R3. 7. 21	口頭陳述	棄却	職務専念義務に違反しているとまで は認められない。	R3. 8. 23	Е	無		
兵庫県	姫路市	市長	違法・不当な公金の支出	市長公舎賃料等の返還について	R3. 8. 26	1			却下	既に監査を実施した。	R3. 9. 7	D	有	2	
兵庫県	姫路市	市長・職員	違法・不当な公金の支出、違法・不当な契 約の締結、履行	街路樹管理業務委託料の返還について	R4. 1. 25	1	R4. 2. 7	口頭陳述	棄却	委託料の支払が違法又は不当な公金 の支出に該当するものではない。	R4. 3. 24	Е	無		
兵庫県	姫路市	職員	違法・不当な公金の支出	消防団員報酬の返還について	R4. 2. 7	1	R4. 2. 24	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支出は認められない。	R4. 3. 24	E	無		
兵庫県	姫路市	職員	違法・不当な公金の支出	姫路市連合PTA協議会に交付した補助金 の返還 について	R4. 4. 21	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 4. 28	В	無		
兵庫県	姫路市	市長・教育 長・職員	違法・不当な公金の支出	姫路市立白浜小学校相撲場新築工事に係る 損失額の返還について	R4. 6. 3	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 6. 8	В	無		
兵庫県	姫路市	市長・教育 長・職員	違法・不当な公金の支出	姫路市立白浜小学校相撲場新築工事に係る 損失額の返還について	R4. 6. 13	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 6. 20	В	有	3	
兵庫県	姫路市	職員	違法・不当な公金の支出	土地改良区に交付した姫路市土地改良事業 補助金の返還について	R4. 9. 7	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 9. 20	В	無		
兵庫県	姫路市	職員	違法・不当な公金の支出	姫路市連合PTA協議会に交付した補助金 の返還 について	R4. 9. 12	1	R4. 9. 29	口頭陳述	棄却	請求人の主張には理由がない。	R4. 11. 7	Е	無		
兵庫県	尼崎市	市長	違憲である行政財産使用許可	市長に対して損害額の返還請求を行うこと	R3. 4. 16	1			却下	提出資料では使用料減免が違憲であることが具体的に摘示されておらず、事実を証する書面が添付されて いないため	R3. 5. 28	D	有	6	
兵庫県	尼崎市	市長	憲法等違反である補助金の支出	市長に対して損害額の返還請求を行うこと	R3. 4. 26	1			却下	提出資料では違憲違法である理由が 具体的に摘示されていないため	R3. 5. 28	D	有	5	
兵庫県	尼崎市	市長	憲法違反等である補助金の支出	市長に対して損害額の返還請求を行うこと	R3. 4. 27	1			却下	提出資料では違憲違法である理由が 具体的に摘示されていないため	R3. 5. 28	D	有	4	
兵庫県	尼崎市	市長	市が設置するコピー機のつり銭が返却され なかった	市長に対してつり銭相当額の返還請求を行うこと	R3. 6. 8	1			却下	財務会計上の行為でないため	R3. 8. 3	С	無		
兵庫県	尼崎市	市長	違憲等である第3者に委託する指定管理料 の支出	市長に対して損害額の返還請求を行うこと	R3. 6. 8	1			却下	事実を証明する書類が添付されてい ないため	R3. 8. 3	D	有	7	
兵庫県	尼崎市	市長	違憲である補助金の支出	市長に対して損害額の返還請求を行うこと	R4. 4. 22	1			却下	事実を証明する書類が添付されてい ないため	R4. 5. 26	D	有	9	
兵庫県	尼崎市	市長	違憲である使用料の全額減免	市長に対して損害額の返還請求を行うこと	R4. 4. 26	1			却下	事実を証明する書類が添付されてい ないため	R4. 5. 26	D	有	10	
兵庫県	尼崎市	市長	憲法違反等である補助金の支出	市長に対して損害額の返還請求を行うこと	R4. 4. 27	1			却下	提出資料では違憲である理由が具体 的に摘示されていないため	R4. 5. 26	D	有	8	

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の対なる	備考
兵庫県	尼崎市	市長	違法である第3者に委託する指定管理料の 支出	市長に対して損害額の返還請求を行うこと	R4. 5. 27	1			却下	事実を証明する書類が添付されてい ないため	R4. 6. 27	D	無		
兵庫県	尼崎市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R4. 6. 20	2			認容	政務活動費の返還を請求する	R4. 9. 2	F	無		
兵庫県	洲本市	市長	議決を欠く違法な物品購入契約に基づく代金の支出	市長に対する損害賠償請求を行うこと	R4. 12. 26	2	R5. 1. 19	口頭陳述	取下げ		R5. 2. 20	A	無		
兵庫県	芦屋市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R4. 9. 16	1	R4. 10. 31	口頭陳述	棄却	措置要求について理由がない。	R4. 11. 15	Е	無		
兵庫県	芦屋市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R4. 10. 5	1	R4. 10. 31	口頭陳述	棄却	措置要求について理由がない。	R4. 12. 2	Е	無		
兵庫県	加古川市	課長	違法・不当な補助金の支出	補助金の返還、補助金制度の廃止	R3. 4. 9	1	R3. 5. 10	口頭陳述		違法、不当とはいえない。 監査の対象ではない。	R3. 6. 4	Е	無		
兵庫県	加古川市	課長	違法・不当な補助金の支出	補助対象外の補助金の返還	R3. 6. 9	1	R3. 6. 21	陳述書	棄却	違法、不当とはいえない。	R3. 7. 21	Е	無		
兵庫県	加古川市	課長	違法・不当な人件費、補助金及び委託料の 支出	人件費、補助金及び委託料の返還、契約の 廃止	R3. 7. 29	1	R3. 8. 23	辞退	一部棄却 • 一部却下	違法、不当とはいえない。 監査の対象ではない。 請求期間を徒過している。	R3. 9. 24	Е	無		
兵庫県	加古川市	課長	違法・不当な負担金の支出	不当な負担金(ポイント)の返還、ポイント制度の廃止	R3. 8. 16	1	R3. 9. 16	口頭陳述		違法、不当とはいえない。 監査の対象ではない。	R3. 10. 14	Е	無		
兵庫県	加古川市	次長、課長	違法・不当な契約の締結	委託契約の廃止	R3. 9. 10	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 10. 6	В	無		
兵庫県	加古川市	次長、課長	違法・不当な報償金等の支出	報償金等の返還	R3. 9. 10	1	R3. 10. 1	口頭陳述		違法、不当とはいえない。 監査の対象ではない。	R3. 11. 8	Е	無		
兵庫県	加古川市	課長	違法・不当な消耗品費等の支出	消耗品費等の返還	R3. 9. 10	1	R3. 10. 1	口頭陳述	却下	監査の対象ではない。	R3. 11. 8	С	無		
兵庫県	加古川市	次長、課長	違法・不当な契約の締結	委託契約の廃止、委託料の返還	R3. 10. 7	1	R3. 11. 5	口頭陳述		違法、不当とはいえない。 請求期間を徒過している。	R3. 12. 6	Е	無		
兵庫県	加古川市	部長、課長	違法・不当な契約の締結、委託料及び補助 金の支出	委託契約の廃止、委託料及び補助金の返 還、損害賠償請求	R3. 11. 4	1	R3. 11. 29	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	違法、不当とはいえない。 損害が発生していない。	R3. 12. 27	Е	無		
兵庫県	加古川市	課長	違法・不当な補助金の支出	補助金の返還、補助金制度の廃止	R4. 5. 26	1	R4. 6. 16	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	違法、不当とはいえない。 監査の対象ではない。	R4. 7. 22	Е	無		
兵庫県	加古川市	課長	違法・不当な報酬の支出	報酬の返還	R4. 6. 7	1	R4. 6. 27	口頭陳述	棄却	違法、不当とはいえない。	R4. 7. 22	Е	無		
兵庫県	加古川市	課長	違法・不当な人件費及び補助金の支出	人件費及び補助金の返還	R4. 8. 2	1	R4. 8. 22	口頭陳述		違法、不当とはいえない。 請求期間を徒過している。	R4. 9. 27	Е	無		
兵庫県	加古川市	部長、課長	違法・不当な人件費、補助金及び委託料の 支出	人件費、補助金及び委託料の返還	R4. 8. 2	1	R4. 8. 22	口頭陳述		違法、不当とはいえない。 請求期間を徒過している。	R4. 9. 27	Е	無		
兵庫県	加古川市	副市長、課 長	違法・不当な契約の締結、委託料及び人件 費の支出	委託契約の廃止、委託料及び人件費の返還	R4. 9. 28	1	R4. 10. 17	口頭陳述	棄却	違法、不当とはいえない。	R4. 11. 24	Е	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の対なる	備考
兵庫県	加古川市	課長	違法・不当な人件費の支出	人件費の返還	R4. 11. 24	1	R4. 12. 14	口頭陳述	棄却	違法、不当とはいえない。	R5. 1. 19	Е	無		
兵庫県	加古川市	課長	違法・不当な委託料等の支出	委託料及び事務局費用の返還	R5. 1. 23	1	R5. 2. 14	口頭陳述	棄却	違法、不当とはいえない。	R5. 3. 22	Е	無		
兵庫県	加古川市	課長	違法・不当な報償金の支出	報償金の返還	R5. 2. 6	1	R5. 3. 1	口頭陳述	棄却	違法、不当とはいえない。	R5. 4. 6	Е	無		
兵庫県	川西市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の支出に係る損害賠償を請求する	R4. 4. 27	1	R4. 5. 26	口頭陳述	棄却	当該政務活動費の支出に違法性はない。	R4. 6. 24	Е	無		
兵庫県	川西市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R4. 6. 10	1			棄却	当該政務活動費の支出に違法性はない。	R4. 8. 5	Е	無		
兵庫県	三田市	市長	有害鳥獣捕獲活動について	(1)認定鳥獣捕獲等事業者に対して許可を行うこと (2)許可の申請から捕獲個体の処分に至るまでの費用を支払うこと	R3. 11. 8	3			却下	財務会計上の行為又は怠る事実が、 個別・具体的に摘示されていない。	R3. 12. 27	С	無		
兵庫県	丹波市	市長・職 員・補助対 象者	違法・不当な補助金の支出	違法・不当な補助金支出・事務執行の是 正、損害の補填	R4. 2. 24	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 3. 23	В	無		
兵庫県	丹波市	市長・職 員・購入者	違法な市有財産の売却	違法・不当な事務執行の是正、損害の補填	R4. 4. 20	13	R4. 5. 11	口頭陳述	棄却	売却に違法性はない。	R4. 6. 16	Е	有	11	
兵庫県	丹波市	監査委員	市有財産の売却に係る監査結果	市有財産売却に係る違法・不当な公金支 出・事務執行の是正、損害の補填	R4. 7. 7	3			却下	財務会計上の行為ではない。	R4. 8. 22	С	無		
兵庫県	丹波市	監査委員	市有財産の売却に係る監査結果	監査結果の取消し、市有財産売却の再調 査・推定被害額の算定、その他	R4. 7. 11	12			却下	財務会計上の行為ではない。	R4. 8. 22	С	無		
兵庫県	南あわじ市	市長	違法な契約の締結	契約金の支出を差し止め、法令に基づく契 約締結手続を行うこと	R3. 9. 14	1	R3. 10. 14	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R3. 11. 4	Е	有	12	
兵庫県	宍粟市	市長	違法・不当な負担金の支出	市長に負担金の返還請求を行うこと	R3. 7. 21	2	R3. 8. 10	口頭陳述	棄却	当該支出に違法・不当性はない。	R3. 9. 14	Е	無		
兵庫県	宍粟市	市長	違法・不当な契約の締結	市長に契約の解除を求める	R4. 6. 7	2	R4. 6. 30	口頭陳述	棄却	当該契約に違法・不当性はない。	R4. 8. 3	Е	無		
兵庫県	加東市	市長、職員	違法・不当な測量業務委託費の支出	市長及び職員に対する委託費の損害賠償請求を行うこと	R4. 6. 30	1	R4. 8. 8	陳述希望無	棄却	当該業務委託に違法性・不当性はない。	R4. 8. 25	Е	無		
兵庫県	加東市	教育委員会	小中一貫校建設工事費の不当な支出	設計業者に対する工事費の損害賠償請求を 行うこと	R5. 3. 30	1			却下	請求期間を徒過している。	R5. 4. 26	В			住民訴訟の期限 が未到来
兵庫県	たつの市	市長	新型コロナウイルスワクチン接種券の一律 送付に係る費用の支出が違法・不当	一律送付にかかった費用と申請方式にして いた場合の費用の差額を市長の給料から補 填すること	R5. 1. 18	1			却下	住民監査請求の要件を満たしていない。	R5. 3. 3	D	無		
兵庫県	猪名川町	町長	違法・不当な公金の支出	契約の中止、返還請求。監査終了までの契 約や売買の停止勧告を含め必要な措置を請 求。議選監査の除斥。		1	R3. 4. 13	口頭陳述	棄却	土地の取得及びその事業の決定行為 に違法性はない。	R3. 5. 11	Е	無		R3.3.12に措置請求が あり、対応が年度跨 ぎとなった
兵庫県	猪名川町	町長	違法・不当な公金の支出	不当に高額な支出額または適正価格との差額の返還請求。議選監査の除斥。	R3. 4. 28	1			却下	請求期間を徒過している。また、同 一請求人による同一の財務会計上の 行為又は怠る事実を対象とした再度 の監査請求のため不適法とした。		В	無		
兵庫県	猪名川町	前町長、前 副町長	違法・不当な公金の支出	用地の引取り、用地取得に掛かった費用の 返還請求。	R3. 7. 29	2	R3. 8. 20	口頭陳述	棄却	財務会計法規上の違法性はない。また、取得用地が不要になったとは言 えない。		Е	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の応番号	備考
兵庫県	猪名川町	前町長、前副町長	違法・不当な公金の支出	用地取得に掛かった費用の求償権の行使を 請求。	R4. 1. 31	2			棄却	財務会計法規上の違法性はない。また、取得用地が不要になったとは言えない。(R3.7.29請求分と事実関係が何ら変わらず同一内容と判断し、すでに行った監査結果に基づき、その旨を請求者に通知)	R4. 3. 1	Е	無		
兵庫県	猪名川町		違法な契約の締結 (土地売買契約が著しく 過大に評価され、財務会計法規に違反)	不当利得返還請求、共同不法行為に基づく 損害賠償請求。	R4. 3. 11	2	R4. 4. 14	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。 (不当利得返還請求及び不法行為は 発生しない)	R4. 4. 27	Е	有	13	
兵庫県	猪名川町	町長	違法な契約の締結 (土地売買契約が著しく 過大に評価され、財務会計法規に違反)	不当利得返還請求、共同不法行為に基づく 損害賠償請求。	R4. 10. 14	1			却下	請求期間を徒過しており、正当な理 由も認められないことから不適法と した。	R4. 11. 21	В	有	14	
兵庫県	神河町	町長	過去の住民監査結果が不当。 工事計画(工事完了」 が不当。	監査結果の検証及び工事目的の検証	R3. 5. 14	1			却下	同一請求人による同一行為を対象に した監査請求のため、要件を満たし ておらず却下。	R3. 6. 18	D	無		
兵庫県	神河町	監査委員	過去の監査結果通知書に公文書偽造の疑い がある	公文書偽造の疑義の解明を求める	R4. 3. 14	1			却下	住民監査請求の要件を満たしておらず、補正もしないため、却下。	R4. 4. 4	D	無		
兵庫県	上郡町	町長	町長の不作為による損害の発生	町長に対する損害の補填	R4. 11. 26	1			却下	形式的な不備による。	R4. 12. 1	D	無		
計	16団体	64件										有無	14件 49件		
奈良県	奈良市	市長	違法な契約の締結(議会の承認がない)	契約の締結により生じた損害について損害 賠償請求を行うこと	R3. 5. 18	1			却下	住民監査請求の要件を満たしていない。	R3. 5. 28	С	無		
奈良県	奈良市	市長及び市 職員	違法又は不当な契約の締結	責任の所在を明らかにし、今後違法な契約 が締結されないように措置を講じること	R4. 1. 28	1	R4. 2. 22	口頭陳述	棄却	当該契約に違法又は不当な点は認められない。	R4. 3. 24	Е	無		
奈良県	奈良市	市長	固定資産税の賦課漏れ	固定資産税を賦課すること	R4. 5. 30	1	R4. 6. 24	口頭陳述	棄却	固定資産税の賦課を怠る事実がない。	R4. 7. 26	Е	無		
奈良県	奈良市	市長	不当な交付金の支出	交付金の返還を求めること	R4. 6. 7	2	R4. 6. 27	口頭陳述	棄却	当該交付金の支出が違法又は不当とはいえない。	R4. 8. 2	Е	無		
奈良県	奈良市	市長	不当な交付金の支出	交付金の返還を求めること	R4. 6. 24	1			棄却	当該交付金の返還が既に行われている。	R4. 8. 22	Е	無		
奈良県	奈良市	市長及び関 係職員	不当な契約の締結	不当な契約に基づく支出について返還請求 を行うこと	R4. 9. 21	1	R4. 10. 14	口頭陳述	棄却	当該契約に違法又は不当な点は認められない。	R4. 11. 22	Е	有	1	
奈良県	橿原市	市長	違法に財産の管理を怠る事実 (損害賠償請 求を行っていない)	市長に対し損害賠償請求を行うこと	R4. 3. 14	4	R4. 3. 24	口頭陳述	棄却	違法に財産の管理を怠る事実に該当 するとはいえない。	R4. 5. 11	Е	有	2	
奈良県	橿原市	市長	補助金交付団体の不正経理	団体の不正経理を調査し、不正がある場合は返還請求を行うこと。	R5. 2. 6	1			却下	請求の対象が財務会計上の行為若し くは怠る事実の違法性又は不当性を 具体的かつ明確に摘示していない。 (不受理)	R5. 2. 22	С	無		
奈良県	橿原市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R5. 2. 21	2			棄却	関係法令等に違反するとは認められ ず、違法な支出に該当しない。	R5. 3. 31	Е	無		
奈良県	五條市	市長	市が法定外公共物の管理を違法に怠っている件について	法定外公共物(里道)と隣接地の境界を明示し適切に管理すること	R4. 11. 15	1	R4. 12. 6	口頭陳述	棄却	当該法定外公共物の管理に違法性はない。	R5. 1. 25	Е	有	3	
奈良県	御所市	市長 関係職員	違法・不当な物品の管理	市長や関係職員に対して、物品の保管状況 を調査して法的手段等を講じること	R3. 7. 12	1	R3. 7. 29	口頭陳述	却下	当該物品は市の財産ではない。	R3. 9. 3	С	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウガ 番号	備考
奈良県	生駒市	市長	不当な報酬の支出	市長に対する損害賠償請求を行うこと。	R3. 8. 10	4	R3. 8. 31	口頭陳述	棄却	当該支出に不当性はない。	R3. 10. 5	Е	無		
奈良県	生駒市	市長 外3名	違法な契約の締結	契約の解除、損失額の返還請求を行うこと。	R3. 10. 27	7	R3. 11. 22	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性・不当性はない	R3. 12. 23	Е	有	4	
奈良県	生駒市	市長 外6名	違法・不当な給与の支出	給与及び諸経費の返還請求を行うこと。	R4. 11. 2	1	R4. 11. 30	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性・不当性はない	R4. 12. 26	Е	有	5	
奈良県	生駒市	市長 外2名	違法・不当な公金の支出	事務従事許可の解除、給与及び諸経費の返 還請求を行うこと。	R4. 11. 16	1	R4. 12. 8	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性・不当性はない	R5. 1. 12	Е	有	6	
奈良県	香芝市	市長	有害鳥獸捕獲許可申請不受理	香芝市長に対し、第一種の鳥獣捕獲等許可 申請を行ったが、受理されなかったため。	R3. 9. 15	1			却下	対象とする財務会計上の行為が個別 的、具体的に摘示されているとは認 めることができない。	R3. 10. 6	С	無		
奈良県	香芝市	市長	有害鳥獣捕獲に対する謝礼金の不正取得	有害鳥獣駆除における謝礼金は、奈良県猟 友会北葛城支部香芝地区の会長でもない者 が肩書きを冒用し、かつ「香芝地区会員の 総彦として」という虚偽の内容を書いて市 を欺き、不当に支出されたものであるた め。	R3. 12. 7	1	R3. 12. 24	口頭陳述	棄却	違法又は不当な公金の支出には当た らない。	R4. 1. 25	E	無		
奈良県	安堵町	町長	公金の違法な支出	公金の違法な支出に対して、生じた損害を 町長が町に支払うこと。	R3. 9. 1	1	R3. 10. 8	口頭陳述	棄却	措置要求に理由がない。	R3. 11. 4	Е	有	7	
奈良県	三宅町	町長	業務委託契約に基づく代金支払等としての 違法若しくは不当な公金支出防止のため、 必要な措置を講じること及び業務委託契約 に基づく代金が支払われた場合には町が 被った損害を補填するため、必要な措置を 講じること	業務委託契約の合意解除など	R3. 9. 30	6	R3. 11. 11	口頭陳述	棄却	請求者の主張には理由がない	R3. 11. 26	Е	有	8	
奈良県	広陵町	町長及び都 市整備課長	不当な財産管理体制の是正	歩道上に常時車両が違法駐車されており、 公共用地の適正な維持管理を行っていない という不作為を是正すること	R3. 12. 20	1			却下	財務会計上の行為でない。	R4. 1. 25	С	無		
奈良県	広陵町	町長及び都 市整備課長	違法な公金支出	公園における犬の散歩禁止は法的根拠を欠き、公園内に「犬散歩禁止」の看板を公費で設置することは根拠のない違法な支出であるとして違法状態を是正すること	R4. 3. 30	1			却下	請求の期間を徒過している。	R4. 4. 28	В	無		
奈良県	広陵町	町長及び都 市整備課長	違法な公金支出	指定園路以外の犬の散歩禁止は、法的根拠を欠く違法な行為であり、公園内に「散歩可能公園内園路」の看板等を公費で設置することは違法な公金支出であるとして違法 状態を是正すること	R4. 5. 6	1	R4. 5. 30	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性はない。	R4. 6. 30	Е	無		
奈良県	広陵町	町長及び教 育長	違法な公金支出 不当な財産管理体制の是正	中央体育館格技場は使用料を無料としているが、使用料を取らない施設の改修費用は受益者負担の原則や負担の公平性の観点から不当な公金支出であるとして、適正な料金が設定されるまでの施設経費の執行停止更衣室が特定の者の倉庫状態になっているとして、早急に適正な更衣室としての現状回復。	R4. 11. 24	1	R4. 12. 15	口頭陳述		当該支出に違法性はなく施設経費の 執行停止については、棄却。 更衣室の現状回復については財務会 計上の行為でないため却下。	R5. 1. 13	Е	無		
計	9団体	23件										有無	8件 15件		
和歌山県	和歌山市	市長 観光課長	補助金に係る違法・不当な公金の支出	当該補助団体から補助金の返還を受けること	R3. 7. 28	1			却下	請求人としての要件を満たしていないため。	R3. 8. 17	D	無		
和歌山県	和歌山市	市長 観光課長	補助金に係る違法・不当な公金の支出	当該補助団体から補助金の返還を受けること	R3. 10. 6	2	R3. 10. 28	口頭陳述	棄却	違法又は不当な公金の支出は認めら れないため。	R3. 11. 30	Е	無		

			H H	情求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の対応番号	備考
和歌山県	和歌山市	市長観光課長	補助金に係る違法・不当な公金の支出	当該補助団体から補助金の返還を受けること	R4. 12. 2	1			却下	令和3年10月6日付けで行った住民監査請求の請求人が同一の請求を重ねて行ったものと見受けられたため。 (再監査の必要はない。)	R4. 12. 12	D	無		
和歌山県	和歌山市	教育委員会	行政財産の使用許可に係る使用料	和歌山市が被った損害を補填するために必要な措置を講じること	R4. 12. 27	1	R5. 1. 31	口頭陳述	棄却	本件請求に違法又は不当に財産の管理を怠る事実は認められないため。	R5. 2. 21	Е	無		
和歌山県	古座川町	町長	予算の管理を怠る事実	居住実態のない者に対し交付した区長手当 の返還を行うこと	R3. 4. 5	1	R3. 5. 7	口頭陳述	棄却	支出に対し、違法性はない。	R3. 5. 31	Е	無		
1	2団体	5件										有無	0件 5件		
島根県	浜田市	市長	浜田市が行った病児病後児保育事業の受託 者に対し、損害賠償請求又は委託料返還請 求を行使することを怠っている。	浜田市が受託者に対し、損害賠償請求をすること。	R3. 5. 10	2			却下	請求期間を徒過している。	R3. 5. 21	В	有	1	
計	1団体	1件										有無	1件 0件		
岡山県	岡山市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市議会の各会派に対する政務活動費の返還 請求を行うこと	R3. 4. 5	1	R3. 4. 28	口頭陳述	棄却	返還すべき額は認められなかった。	R3. 6. 3	Е	有	1	
岡山県	倉敷市	市長	財産の管理を怠る事実	市長が必要な措置を講じるよう勧告を求める	R3. 8. 2	1			却下	事実証明書の添付に不備。	R3. 8. 25	D	無		
岡山県	倉敷市	市長	公金の賦課、徴収を怠る事実、財産の管理 を怠る事実	職員の処分、研修の実施及びガイドライン の作成、賠償請求	R3. 8. 5	1			却下	財務会計上の財産行為ではない。	R3. 8. 25	С	無		
岡山県	倉敷市	市長	達法・不当な公金の支出、契約の締結、履 行	補助金の返還、関係法令の遵守	R4. 3. 22	2	R4. 4. 15	口頭陳述	棄却	違法・不当な公金の支出、契約にあ たらない。	R4. 5. 6	Е	有	2	
岡山県	倉敷市	市長	違法・不当な公金の支出	指定管理料の減額、違約金の請求	R5. 3. 20	1			却下	期限までの補正なし。	R5. 4. 12	D	無		
岡山県	津山市	市長	違法若しくは不当な契約	元請業者を除外して下請業者が施行した修 繕は市に損害を与える	R3. 7. 9	1	R3. 7. 28	口頭陳述	棄却	違法又は不当な支払いはない	R3. 8. 30	Е	無		
岡山県	津山市	市長	予算の議決が不当	予算の執行停止	R5. 3. 27	1			却下	住民監査請求の要件を満たしていない	R5. 3. 31	С	無		
岡山県	玉野市	市長	違法な公費の支出	工事費用の返還請求を行うこと	R4. 6. 9	2	R4. 6. 16	口頭陳述	棄却	当該公費の支出に違法性はない	R4. 8. 2	Е	無		
岡山県	新見市	市長	財産管理の不当な管理	本市公有財産である法定外公共物(里道) 上における工作物設置許可後の不当な管理 を是正すること	R4. 5. 2	1			却下	請求要件の特定を欠いた請求である。	R4. 6. 7	С	無		
岡山県	瀬戸内市	市長、副市 長、建設課 長、下水道課 長、その他職 員	不動産の侵奪、職員の言動	不動産侵奪による財産損失の補償、職員の 懲戒処分、固定資産税の返還、土地の原状 回復、底地権の補償等	R5. 1. 17	1			却下	住民監査請求の要件欠如	R5. 2. 13	D	無		
岡山県	赤磐市	市長、社会福祉事務所長、社会福祉課長	違法・不当な生活保護費の支出	違法・不当な生活保護費の支出防止	R3. 5. 6	1			取下げ		R3. 5. 17	A	無		

			H H	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウガ応 番号	備考
岡山県	赤磐市	市長、社会福祉事務所長、社会福祉課長	生活保護費の不当な支出・返還金未収金回収の怠る事実	不当な支出を防止するための措置を請求	R3. 5. 17	1	R3. 5. 26	口頭陳述	棄却	不当、怠る事実が認められず、請求に理由がない。	R3. 7. 6	Е	無		
岡山県	赤磐市	市長、社会福祉事務所長	補助金支払いの不作為	補助金を支払うこと	R3. 12. 1	1			却下	請求対象に該当せず、請求要件を満 たさない。	R3. 12. 10	С	無		
岡山県	赤磐市	教育長、教育 次長、教育総 務課長	高額なリース契約をした	職員を懲戒処分すること	R4. 10. 18	1	R4. 11. 4	口頭陳述	合議不調	受理後の要件審査において、監査請 求期間について特段の事情、正当な 理由の有無について意見が分かれ合 議不調となった。	R4. 12. 13	G	無		
岡山県	浅口市	市長	地域支援事業補助金及び岡山天文博物館管 理運営業務一部委託契約に対する不法行為	契約の解除、市長及び相手方に対する損害 賠償請求を行うこと	R4. 1. 25	1	R4. 2. 10	口頭陳述	棄却	当該契約の違法性の有無で意見が分かれた。	R4. 3. 25	G	無		
岡山県	浅口市	市長	浅口市金光町占見地内の水路に係る不法な 占用行為	不法な占用行為による市民の公共財産の侵害回復に係る必要な措置を講ずること	R4. 5. 26	1	R4. 6. 17	口頭陳述	却下	財務会計上の事項には当たらない。	R4. 7. 22	С	無		
岡山県	浅口市	市長	市道大谷中央線の日よけに係る不法な占用 行為	不法な占用行為による市民の公共財産の侵害回復に係る必要な措置を講ずること	R4. 5. 26	1	R4. 6. 17	口頭陳述	却下	財務会計上の事項には当たらない。	R4. 7. 22	С	無		
岡山県	浅口市	市長	市道金光教正門線のアーケードに係る不法 な占用行為	不法な占用行為による市民の公共財産の侵害回復に係る必要な措置を講ずること	R4. 5. 26	1	R4. 6. 17	口頭陳述	却下	財務会計上の事項には当たらない。	R4. 7. 22	С	無		
岡山県	浅口市	市長	市道大谷中央線のアーチに係る不法な占用 行為	不法な占用行為による市民の公共財産の侵 客回復に係る必要な措置を講ずること	R4. 5. 26	1	R4. 6. 17	口頭陳述	却下	財務会計上の事項には当たらない。	R4. 7. 22	С	無		
岡山県	浅口市	市長	浅口市産業団体等に対する違法な補助金交 付	不法な看板設置による公金 (補助金) 浪費 の回復に係るため看板設置、撤去に係る費 用の返還措置を講ずること	R4. 5. 26	1	R4. 6. 17	口頭陳述	棄却	違法性、不当性は認められない。	R4. 7. 22	Е	無		
岡山県	浅口市	市長	市道大谷中央線のアーチに係る不法占用相 当額の損害	不法行為による占用料相当の損害金を請求 すること及び将来の占用料徴収に関する事 に係る必要な措置を講ずること	R4. 8. 10	1	R4. 9. 1	口頭陳述	取下げ		R4. 9. 1	A	無		
岡山県	浅口市	市長	市道金光教正門線のアーケードに係る不法 占用相当額の損害	不法行為による占用料相当の損害金を請求 すること及び将来の占用料徴収に関する事 に係る必要な措置を講ずること	R4. 8. 10	1	R4. 9. 1	口頭陳述	取下げ		R4. 9. 1	A	無		
岡山県	浅口市	市長	駅小田橋線の金光教の看板に係る不法占用 相当額の損害	不法行為による占用料相当の損害金を請求 すること及び将来の占用料徴収に関する事 に係る必要な措置を講ずること	R4. 8. 10	1	R4. 9. 1	口頭陳述	取下げ		R4. 9. 1	A	無		
岡山県	新庄村	村長	違法な財務処理	村長に対しての損害賠償	R3. 4. 30	1	R3. 6. 4	口頭陳述	棄却	違法性はない。	R3. 6. 14	Е	無		
岡山県	新庄村	村長	違法な契約の締結	村長に対しての損害賠償	R3. 7. 9	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 8. 4	В	無		
計	9団体	25件										有無	2件 23件		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の 処分について	過大となっている処分費を設計変更で減額 する等の方法で適正な支出とすること	R3. 4. 2	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 5. 26	D	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の 処分について	過大となっている処分費を設計変更で減額 する等の方法で適正な支出とすること	R3. 4. 5	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 5. 26	D	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 4. 5	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R3. 5. 26	С	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式の応番号	備考
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること	R3. 4. 7	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R3. 5. 26	С	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること	R3. 4. 20	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R3. 5. 26	С	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 4. 21	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R3. 5. 26	С	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 4. 26	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R3. 5. 26	С	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること	R3. 4. 27	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 6. 15	D	無		
広島県	広島市	職員	職員の期末・勤勉手当の加算について	手当の加算条例が不正に定められた条例で あることを認め条例を廃止すること	R3. 5. 6	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R3. 6. 24	С	無		
広島県	広島市	職員	広島高速5号線トンネル工事等について	官製談合による入札・落札を認め必要な相 応の処分及び再発防止策を講じること	R3. 5. 6	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R3. 6. 24	С	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の 処分について	過大となっている処分費を設計変更で減額 する等の方法で適正な支出とすること	R3. 5. 10	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 6. 24	D	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 5. 10	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 6. 24	D	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について	不当に支出された処分費の返還処理 (過払い金の返還処理)	R3. 5. 11	1			却下	請求期限の要件を欠く。	R3. 6. 24	В	無		
広島県	広島市	市長・職員	恵下埋立地(仮称)道路用地取得について	用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をするとしている市道部分については寄附とし、その他の部分については適正な価格での取得に改めること	R3. 5. 12	1			却下	請求期限の要件を欠く。	R3. 6. 24	В	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の 処分について	過大となっている処分費を設計変更で減額 する等の方法で適正な支出とすること	R3. 5. 13	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 6. 24	D	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の 処分について	過大となっている処分費を設計変更で減額 する等の方法で適正な支出とすること	R3. 5. 14	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 6. 24	D	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について	不当に支出された処分費の返還処理 (過払い金の返還処理)	R3. 5. 17	1			却下	請求期限の要件を欠く。	R3. 6. 24	В	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 5. 21	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 6. 24	D	無		
広島県	広島市	市長・職員	恵下埋立地(仮称)道路用地取得について	用地を分筆し、寄附により所有権移転登記 をするとしている市道部分については寄附 とし、その他の部分については適正な価格 での取得に改めること	R3. 5. 24	1			却下	請求期限の要件を欠く。	R3. 6. 24	В	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の 処分について	過大となっている処分費を設計変更で減額 する等の方法で適正な支出とすること	R3. 5. 25	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 6. 24	D	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 5. 31	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 7. 21	D	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の 処分について	過大となっている処分費を設計変更で減額 する等の方法で適正な支出とすること	R3. 6. 8	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 7. 21	D	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分につい て	不当に支出された処分費の返還処理 (過払い金の返還処理)	R3. 6. 8	1			却下	請求期限の要件を欠く。	R3. 7. 21	В	無		
広島県	広島市	市長・職員	恵下埋立地(仮称)道路用地取得について	用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をするとしている市道部分については寄附とし、その他の部分については適正な価格での取得に改めること	R3. 6. 14	1			却下	請求期限の要件を欠く。	R3. 7. 21	В	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の 処分について	過大となっている処分費を設計変更で減額 する等の方法で適正な支出とすること	R3. 6. 28	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 7. 21	D	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 9. 6	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 10. 29	D	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 9. 6	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 10. 29	D	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 9. 10	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 10. 29	D	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 9. 10	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 10. 29	D	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の 処分について	過大となっている処分費を設計変更で減額 する等の方法で適正な支出とすること	R3. 9. 16	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 10. 29	D	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 9. 16	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 10. 29	D	無		
広島県	広島市	市長・職員	恵下埋立地(仮称)道路用地取得について	用地を分筆し、寄附により所有権移転登記 をするとしている市道部分については寄附 とし、その他の部分については適正な価格 での取得に改めること	R3. 9. 24	1			却下	請求期限の要件を欠く。	R3. 11. 12	В	無		
広島県	広島市	市長・職員	恵下埋立地(仮称)道路用地取得について	用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をするとしている市道部分については寄附とし、その他の部分については適正な価格での取得に改めること	R3. 9. 29	1			却下	請求期限の要件を欠く。	R3. 11. 12	В	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 9. 29	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 11. 12	D	無		
広島県	広島市	市長・職員	恵下埋立地(仮称)道路用地取得について	用地を分筆し、寄附により所有権移転登記 をするとしている市道部分については寄附 とし、その他の部分については適正な価格 での取得に改めること	R3. 10. 4	1			却下	請求期限の要件を欠く。	R3. 11. 12	В	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	提起の「対	様式 ウの 対応 番号	備考
広島県	広島市	職員	職員の期末・勤勉手当の加算について	手当の加算条例が不正に定められた条例で あることを認め条例を廃止すること	R3. 10. 6	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R3. 11. 12	С	無		
広島県	広島市	職員	広島高速5号線トンネル工事等について	官製談合による入札・落札を認め必要な相 応の処分及び再発防止策を講じること	R3. 10. 6	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R3. 11. 12	С	無		
広島県	広島市	市長・職員	恵下埋立地(仮称)道路用地取得について	用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をするとしている市道部分については寄附とし、その他の部分については適正な価格での取得に改めること	R3. 10. 8	1			却下	請求期限の要件を欠く。	R3. 11. 12	В	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 11. 4	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 12. 24	D	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 11. 5	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 12. 24	D	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 11. 15	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 12. 24	D	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 11. 18	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R3. 12. 24	D	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)道路用地取得について	用地を分筆し、寄附により所有権移転登記 をするとしている市道部分については寄附 とし、その他の部分については適正な価格 での取得に改めること	R3. 11. 22	1			却下	請求期限の要件を欠く。	R4. 1. 19	В	無		
広島県	広島市	職員	技能業務職の給与支給について	高額な給与支給となった原因を追求し、再 発防止策を講じ、適正な給与支給を行うこ と	R3. 12. 21	1	R4. 1. 24	口頭陳述	棄却	違法・不当な公金の支出には当たらない。	R4. 2. 16	Е	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の 処分について	過大となっている処分費を設計変更で減額 する等の方法で適正な支出とすること	R3. 12. 28	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R4. 2. 16	D	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R3. 12. 28	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R4. 2. 16	D	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R4. 1. 7	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R4. 2. 16	D	無		
広島県	広島市	職員	課長職職員の給与支給について	課長職として適正に認定された職員である と証明すること	R4. 1. 11	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R4. 2. 21	С	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R4. 2. 14	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R4. 3. 28	D	無		
広島県	広島市	職員	日当について	旅費としての支出が全くなかった日当は返 還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R4. 2. 18	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R4. 3. 28	D	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等			_		
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様式 アの 対応 項目	提起の 有無	様式 ウ対応 番号	備考
広島県	広島市	市長・職員	日当(環境局中環境事業所)について	旅費としての支出が全くなかった日当は返還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R4. 2. 18	1	R4. 3. 25	陳述せず	棄却	違法・不当な公金の支出には当たらない。	R4. 4. 15	E	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の 処分について	過大となっている処分費を設計変更で減額 する等の方法で適正な支出とすること	R4. 2. 22	1	R4. 3. 25	陳述せず	棄却	違法・不当な公金の支出には当たらない。	R4. 4. 19	Е	無		
広島県	広島市	職員	職員の期末・勤勉手当の加算について	民間の給与水準である平均支給額を正しく 調査し職員支給額と均衡するよう勧告する こと 条例制定の根拠もなく定められている加算 条例を廃止すること	R4. 2. 24	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R4. 4. 11	D	無		
広島県	広島市	市長・職員	日当(環境局中環境事業所)について	旅費としての支出が全くなかった日当は返還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R4. 2. 28	1	R4. 3. 25	口頭陳述	棄却	違法・不当な公金の支出には当たらない。	R4. 4. 15	Е	無		
広島県	広島市	市長・職員	恵下埋立地(仮称)道路用地取得について	用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をするとしている市道部分については寄附とし、その他の部分については適正な価格での取得に改めること	R4. 3. 1	1	R4. 3. 25	口頭陳述	棄却	不当利得返還請求権が発生しているとは認められない。	R4. 4. 25	Е	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の 処分について	過大となっている処分費を設計変更で減額 する等の方法で適正な支出とすること	R4. 3. 7	1	R4. 3. 25	陳述せず	棄却	違法・不当な公金の支出には当たらない。	R4. 4. 19	Е	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の 処分について	過大となっている処分費を設計変更で減額 する等の方法で適正な支出とすること	R4. 3. 11	1	R4. 3. 25	陳述せず	棄却	違法・不当な公金の支出には当たらない。	R4. 4. 19	Е	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の 処分について	過大となっている処分費を設計変更で減額 する等の方法で適正な支出とすること	R4. 3. 15	1	R4. 3. 25	口頭陳述	棄却	違法・不当な公金の支出には当たらない。	R4. 4. 19	Е	無		
広島県	広島市	市長・職員	恵下埋立地(仮称)道路用地取得について	用地を分筆し、寄附により所有権移転登記 をするとしている市道部分については寄附 とし、その他の部分については適正な価格 での取得に改めること	R4. 3. 15	1	R4. 3. 25	陳述せず	棄却	不当利得返還請求権が発生している とは認められない。	R4. 4. 25	Е	無		
広島県	広島市	市長・職員	日当支給について	旅費としての支出がなく不当に支給された 日当は返還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R4. 4. 5	1	R4. 5. 11	陳述せず	棄却	違法・不当な公金の支出には当たらない。	R4. 6. 1	Е	無		
広島県	広島市	市長・職員	日当支給について	旅費としての支出がなく不当に支給された 日当は返還すること 旅費としての支出がない日当は支給せず、 他の自治体のように日当を廃止すること	R4. 4. 11	1	R4. 5. 11	陳述せず	棄却	違法・不当な公金の支出には当たらない。	R4. 6. 2	Е	無		
広島県	広島市	市長・職員	技能業務職の給与支給について	職務遂行能力に対応した適正な給与支給と なるよう給料表の改定を行うこと	R4. 4. 18	1			却下	同一人による同一内容の監査請求は 許されない。	R4. 6. 8	D	無		
広島県	広島市	職員	職員の期末・勤勉手当(特別給)の支給に ついて	民間の給与水準である平均支給額を正しく 調査し職員支給額と均衡するよう勧告する こと 制定根拠もなく定めた加算条例は廃止する こと	R4. 4. 27	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R4. 6. 8	D	無		
広島県	広島市	市長・職員	特殊勤務手当支給について	特殊勤務手当を廃止すること 違法・不当に支給した特殊勤務手当を返還 すること	R4. 5. 9	3			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R4. 5. 30	С	無		
広島県	広島市	市長・職員	特殊勤務手当支給について (清掃作業の指 導監督業務)	特殊勤務手当を廃止すること 違法・不当に支給した特殊勤務手当を返還 すること	R4. 5. 9	3	R4. 6. 24	口頭陳述	棄却	違法・不当な公金の支出には当たら ない	R4. 7. 7	Е	無		
広島県	広島市	市長	広島県国民健康保険団体連合会の事業運営 について	国保連の職員給与制度等の実態を明らかにすること	R4. 5. 16	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R4. 6. 10	С	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様のが一番号	備考
広島県	広島市	市長・職員	特殊勤務手当支給について	違法・不当に支給した特殊勤務手当を返還 すること	R4. 5. 16	3	R4. 6. 24	口頭陳述	棄却	違法・不当な公金の支出には当たら ない。	R4. 7. 7	Е	無		
広島県	広島市	市長・職員	特殊勤務手当支給について	違法・不当に支給した特殊勤務手当を返還 すること	R4. 6. 13	3			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R4. 7. 25	D	無		
広島県	広島市	市長・職員	特殊勤務手当支給について	特殊勤務手当の支給を停止すること 関係職員に対して損害賠償を請求すること 条例・規則の見直しを行うこと	R4. 6. 20	3			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R4. 7. 25	С	無		
広島県	広島市	職員	市税等の徴収について	損金処理が発生している原因を追求し対策 すること	R4. 6. 30	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R4. 8. 19	D	無		
広島県	広島市	市長・職員	平和記念公園内警備業務について	業者に対し支払った全額の返還を求めること	R4. 7. 7	1			却下	具体的な事実の摘示を欠く。	R4. 8. 23	D	無		
広島県	広島市	職員	行政職の給料支給について	各職級・号の給料額が適正となるよう給料表の改定を行うこと 定期昇給・昇級ルール等の見直しを行うこと	R4. 7. 20	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R4. 9. 5	С	無		
広島県	広島市	職員	職員の期末・勤勉手当(特別給)の支給について	民間の給与水準を正しく定義し、平均支給 額を正しく調査し職員支給額と均衡するよう勧告すること	R4. 7. 20	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R4. 9. 5	С	無		
広島県	広島市	職員	技能業務職の定期昇給について	給与水準を、民間の給与水準との均衡を配 慮した定期昇給による給与支給となるよう 改定すること	R4. 10. 11	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R4. 11. 18	С	無		
広島県	広島市	市長	財産交換について	遠法・不当な契約関係を是正すること 鑑定評価をやり直しその差額を財産交換の 相手方に請求すること	R4. 10. 28	1	R4. 11. 24	口頭陳述	一部棄却 •一部却下	違法・不当な財産の管理には当たらない。 請求期限の要件を欠く。	R4. 12. 26	Е	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木処 分費の支出について	過大となっている処分費を認定し返還させ ること	R4. 12. 13	1			却下	同一人による同一内容の監査請求は 許されない。	R5. 1. 13	D	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木処 分費の支出について	過大となっている処分費を認定し返還させ ること	R4. 12. 13	1	R5. 1. 25	口頭陳述	棄却	違法・不当な公金の支出には当たらない。	R5. 2. 7	Е	無		
広島県	広島市	職員	行政職給料表の運用に係る給与支給につい て	法令違反とならないよう各級最高給料額が 上位職級最低給料額を上回らないよう給料 表を運用すること	R4. 12. 14	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R5. 1. 20	С	無		
広島県	広島市	市長	財産交換契約について	財産交換契約は違法・不当であるため是正すること これにより生じた損害を補填するための措 置を講じること	R4. 12. 28	1			却下	請求期限の要件を欠く。	R5. 2. 1	В	無		
広島県	広島市		償還金、利子及び割引料に係る予算執行について	不正を正し職員を懲戒すること	R5. 1. 26	1			却下	財務会計上の行為に該当しない。	R5. 3. 16	С	無		
広島県	広島市	職員	恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木処 分費の支出について	過大となっている処分費を認定し返還させ ること	R5. 2. 16	1	R5. 3. 28	口頭陳述	棄却	違法・不当な公金の支出には当たら ない。	R5. 4. 17	Е	無		
広島県	呉市	市長	違法な公金の支出	条例によらない違法な組織である委員会の 外部委員への報償費の支出は、違法な公金 の支出に当たるため、呉市長及び呉市教育 長に対して、報償費を連帯して返還するこ とを求める。		3	R4. 2. 22	口頭陳述	棄却	請求人の主張には理由がないものと 判断したため	R4. 3. 28	Е	無		
広島県	竹原市	市長	違法・不当な契約及び支出	契約解除及び支出取消	R3. 9. 15	1	R3. 10. 25	口頭陳述	棄却	当該契約・支出に違法・不当性はない。	R3. 11. 8	Е	無		
広島県	三原市	市長	財務会計上の行為又は怠る事実	政治への信頼回復	R4. 4. 1	1			却下	市が損害を被った事実が特定されて いない	R4. 5. 19	С	無		

			i i	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の応替	備考
広島県	三原市	市長	財務会計上の行為又は怠る事実	市の出演金割合に基づく市負担は違法又は 不当な行為	R5. 2. 6	1			却下	事実を証明する書面の添付がない。	R5. 3. 28	С	無		
広島県	尾道市	市長	違法・不当な契約の締結	契約の解除及びこれに基づく金銭支払行為 の差止め	R3. 6. 11	39	R3. 6. 30	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性又は不当性はない。	R3. 8. 3	Е	無		
広島県	福山市	市長	違法・不当な公金の支出	施設の維持管理及び施設増設の整備に係る 公金の支出の差し止め	R4. 11. 22	1	R4. 12. 5	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性又は不当性はない。	R5. 1. 20	Е	無	l	R4.12.19 第2請 求あり。併合して 監査を実施
広島県	福山市	市長	違法な契約の締結 (随意契約)	業務委託契約を一般競争入札とすること	R5. 3. 20	1	R5. 3. 29	陳述書	棄却	当該契約に違法性又は不当性はない。	R5. 5. 8	Е	無		
広島県	福山市	市長	違法・不当な補助金の支出	補助金の返還請求を行うこと及び関係職員 の処分	R5. 3. 30	1	R5. 4. 17	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性又は不当性はない。	R5. 5. 29	Е	無		
広島県	庄原市	市長	違法・不当な公金の支出	生活保護費(住宅扶助)の受給者への返還 請求及び、これに係る将来に渡る公金支出 により市の損害を未然に防ぐ必要な措置を 講ずること	R4. 5. 16	1			却下	地方自治法第242条の規定による住 民監査請求の要件を満たしていな い。	R4. 6. 9	D	無		
広島県	庄原市	職員	公金の賦課・徴収を怠る事実	請求人に交付された公文書部分公開決定通知書と納付書に記載されているコピー料(10円×7枚=70円)が、実際には「6枚60円」であるとして、正しい公金の賦課、徴収を行うこと、損害を防ぐための必要な措置を講ずること	R4. 5. 30	1			却下	地方自治法第242条の規定による住 民監査請求の要件を満たしていな い。	R4. 6. 9	D	無		
広島県	庄原市	職員	業務執行の当不当	公文書の偽造及び改ざんに係る職員の給与 及び手当等の一部返還を請求すること	R4. 5. 30	1			却下	地方自治法第242条の規定による監査の対象に相当しない。	R4. 6. 9	С	無		
広島県	東広島市	市長	違法・不当な政務活動費の支出	市長の国葬への参加を止めさせること	R4. 9. 22	1			却下	申請要件を満たしていない。	R4. 10. 4	С	無		
広島県	廿日市市	監査委員	却下を取り消し、請求にそう解釈、判断を すること	請求人が2020年10月6日付けで請求し、監査委員が令和2年11月27日付けでした却下通知を取り消し、請求にそう解釈、判断をすること。及び、請求人が2020年12月8日付けで請求し、監査委員が令和3年1月5日付けでした却下通知を取り消し、請求にそう解釈、判断すること	R3. 6. 17	1			却下	同一の内容の監査請求である。	R3. 7. 30	С	無		
広島県	廿日市市	市長、会計管理 者及び副市長、 総務部長、総務 部総務課長らす べての支出手続 担当者ら	違法な支出行為	当該支出は、市に「最大の経費で最少の効果」しかもたらさず、地方自治法2条14項、地方財政法8条に明確に違反し、その支出は無効。当該業務委託料を、市に対し返還させること。	R5. 1. 17	1	R5. 2. 14	口頭陳述	棄却	本件支出命令は違法であるとは認められない。	R5. 3. 17	Е	有	1	
広島県	廿日市市	こども課	支出した公金が違法・不当な使用でなかっ たかの調査、証明	認可保育園に交付した運営費が、請求人と 当該認可保育園の運営企業との裁判の解決 金として使われていたかどうかの調査をし て、結果を物的証拠として証明しろ。	R5. 3. 6	1			却下	法第242条第1項に規定する要件を満たしていない。	R5. 4. 28	D	無		
広島県	安芸高田市	市長	不適切な公募、不適切な議会への報告	副市長公募の方法が不適切であるので是正 措置を行うこと、予備費の充当についての 議会報告がないため必要な措置を行う	R3. 10. 8	1			却下	財務会計上の行為ではない。	R3. 11. 29	С	無		
広島県	安芸高田市	市長	違法・不当な裁判関連費用の支出	市長個人と、個人との個人間訴訟に関して 市が支出した費用の返還請求及び裁判から の離脱	R4. 9. 20	1	R4. 10. 28	口頭陳述	棄却	市が支出した裁判関連費用は市を被告としたもので、個人間訴訟について関与していない。	R4. 11. 11	Е	無		
広島県	安芸高田市	市長	違法・不当な旅費の支出	市長に対し出張旅費の返還請求を行うこと	R5. 1. 19	1	R5. 2. 10	陳述書	棄却	当該支出に違法性はない。	R5. 2. 28	Е	無		

			į	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウ 対応 番号	備考
広島県	府中町	町長	違法・不当な公金の賦課徴収及び契約締結	土地賃貸借契約において、宗教施設を有償 で借用しないこと	R3. 5. 28	1	R3. 6. 16	口頭陳述	一部認容・一部棄却	えの宮公園及び埃宮遊園地について、宗教施設である狛犬及び燈籠寄付者名簿碑を有償で借用しないこと。	R3. 7. 21	F	無		
広島県	府中町	町長	違法・不当な補助金の支出	町内会補助金が町内会による神社への寄付 金に含まれていること	R3. 7. 15	1			却下	町の財務会計上の行為に当たらない。	R3. 8. 20	С	無		
広島県	府中町	町長	違法・不当な補助金の支出	町内会補助金が町内会による神社への寄付金に含まれていること	R3. 11. 16	1			却下	町の財務会計上の行為に当たらない。	R3. 12. 3	С	無		
広島県	海田町	町長	違法・不当な公金の支出	違法・不当な支出分の返納	R3. 7. 21	1			却下	請求要件に不適合	R3. 7. 30	D	無		
広島県	海田町	町長	違法な契約の締結	住民説明会を行うこと及び町長に対する損害賠償請求を行うこと	R4. 4. 4	1	R4. 5. 10	口頭陳述	却下	請求期間を徒過している。	R4. 5. 25	В	無		
広島県	海田町	町長,教育 長,校長,教 職員	財産の管理を怠る事実	住民説明会を行うこと,ホームページ等での謝罪の発出及び町長等に対する損害賠償 請求を行うこと	R4. 5. 31	1	R4. 6. 21	口頭陳述	一部認容 • 一部却下	校長等に対し、町の損害額の30%に 当たる金額について損害賠償請求を 行うこと。	R4. 7. 29	F	無		
広島県	世羅町	指定管理者	指定管理者の事務の不備	公金に支出、財産管理の違法 指定管理の取消	R4. 1. 17	3			却下	財務会計上の行為でない	R4. 4. 3	С	無		
広島県	世羅用	指定管理者	指定管理者の事務の不備	公金に支出、財産管理の違法 指定管理の取消	R4. 3. 22	3			却下	財務会計上の行為でない	R4. 4. 21	С	無		
計	14団体	107件										有無	1件 106件		
山口県	宇部市	市長 関係職員	違法・不当な財産の処分(市に納付すべき 販売手数料の算定方法が不当)	不当に減額した販売手数料の市への返還を 行うこと	R3. 5. 18	1	R3. 6. 3	口頭陳述	一部認容 • 一部棄却	過大に事業費に充当された販売手数 料の返還を求める。	R3. 7. 14	F	無		
山口県	下松市	市長	不適切な契約の締結	契約の解除	R5. 3. 7	1			却下	請求期間を徒過している。	R5. 3. 20	В	無		
山口県	岩国市	岩国市教育 委員会	違法・不当な公金の支出	公金の返還を行うこと	R3. 6. 10	3	R3. 7. 1	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性はない。	R3. 8. 6	Е	有	1	
山口県	長門市	市長	違法・不当な旅費の支出	公費負担の差し止めを行うこと	R4. 9. 21	1			却下	財務会計上の行為の特定がない。	R4. 10. 25	С	無		
山口県	美祢市	市長	債権徴収を怠る事実	担当職員に対する損害賠償請求を行うこと	R4. 11. 14	1	R4. 11. 30	口頭陳述	棄却	当該行為を怠る事実はない。	R5. 1. 13	Е	無		
山口県	美祢市	市長	違法・不当に徴収した債権の返還を怠る事 実	違法徴収した保育料の返還及び担当職員に 対する損害賠償請求を行うこと	R5. 2. 21	1	R5. 3. 15	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	当該行為を怠る事実はない。	R5. 4. 20	Е	無		
計	5団体	6件										有無	1件 5件		
徳島県	徳島市	徳島市長	違法な公金(貸付金)の支出	市長に対する損害賠償請求を行うこと	R3. 4. 2	1			棄却	当該支出に違法性はない。	R3. 5. 27	Е	有	1	_
徳島県	徳島市	徳島市長	財産(求償権)の管理を怠る事実	前市長に対する損害の補填措置を請求すること	R3. 4. 30	1	R3. 5. 24	陳述書	一部認容 • 一部棄却	・対応方針を決定するよう勧告。 ・違法又は不当に財産の管理を怠る 事実はないとし、一部棄却。	R3. 6. 25	F	有	2	
徳島県	徳島市	徳島市長	除草代金の未払い	請求人が行った除草作業に対する代金を支払うこと	R4. 2. 22	1			却下	住民監査請求の対象外。	R4. 3. 3	С	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 乗却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の対応番号	備考
徳島県	徳島市	徳島市長 徳島市上下 水道事業管 理者	違法な契約の締結(合理性に欠く)	支出の差止めを行うこと	R4. 5. 31	1			一部棄却 • 一部却下	一部棄却:徳島市上下水道事業管理 者に対する本件請求は、当該契約に 違法性はない。 一部却下:徳島市長に対する本件請 求は、住民監査請求の対象外。	R4. 7. 27	Е	有	3	
徳島県	徳島市	徳島市長	違法な職員派遣及び給与の支給	派遣職員に支払った給与相当額の支払いを 市長個人に対し請求すること。	R5. 3. 16	1	R5. 4. 12	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	一部棄却:当該職員派遣に違法性はない。一部却下:請求期間を経過。	R5. 5. 12	Е	無		
徳島県	鳴門市	市長及び関 係職員	財務会計上の行為に係る公金支出、財産の 取得、管理または処分、契約の履行等の怠 る事実	行政財産の売却を無効とすること、行政財 産を適切に管理すること、被害調査・補修 及び損害賠償をすること	R3. 4. 26	1			却下	前回請求と同一住民による同一の財務会計上の行為等を対象としたものであり、一事不再理の原則により請求要件を欠いている。	R3. 6. 21	D	無		
徳島県	鳴門市	市長及び関 係職員	財務会計上の行為に係る公金支出、財産の 取得、管理または処分、契約の履行等の怠 る事実	行政財産の売却を無効とすること、行政財 産を適切に管理すること、被害調査・補修 及び損害賠償をすること	R3. 7. 5	1			却下	前回請求と同一住民による同一の財務会計上の行為等を対象としたものであり、一事不再理の原則により請求要件を欠いている。	R3. 8. 27	D	無		
徳島県	鳴門市	市長及び関 係職員	財務会計上の行為に係る公金支出、財産の 取得、管理または処分、契約の履行等の怠 る事実	行政財産の売却を無効とすること、行政財 産を適切に管理すること、被害調査・補修 及び損害賠償をすること	R3. 8. 30	1			却下	前回請求と同一住民による同一の財務会計上の行為等を対象としたものであり、一事不再理の原則により請求要件を欠いている。	R3. 10. 27	D	無		
徳島県	鳴門市	不明	虚偽答弁	不明	R3. 11. 10	1			取下げ		R3. 11. 18	A	無		
徳島県	鳴門市		契約の締結・履行及び財産の管理を怠った 事実	虚偽答弁の訂正を行うこと、不作為・職務 怠慢・虚偽文書に対する適切な処分を行う こと	R3. 12. 15	1			却下	前回請求と同一住民による同一の財務会計上の行為等を対象としたものであり、一事不再理の原則により請求要件を欠いている。	R4. 2. 1	D	無		
徳島県	鳴門市	市長及び関 係職員	財務会計上の行為に係る公金支出、財産の 取得、管理または処分、契約の履行等の怠 る事実	行政財産の売却を無効とすること、行政財 産を適切に管理すること、被害調査・補修 及び損害賠償をすること	R4. 1. 11	1			却下	前回請求と同一住民による同一の財務会計上の行為等を対象としたものであり、一事不再理の原則により請求要件を欠いている。	R4. 3. 9	D	無		
徳島県	鳴門市	市長及び関 係職員	財産の管理を怠る事実	厳正な監査と不開示公文書の全ての開示	R4. 1. 31	1			却下	前回請求と同一住民による同一の財務会計上の行為等を対象としたものであり、一事不再理の原則により請求要件を欠いている。	R4. 3. 23	D	無		
徳島県	鳴門市	市長及び関 係職員	財務会計上の行為に係る公金支出、財産の 取得、管理または処分、契約の履行等の怠 る事実	行政財産の売却を無効とすること、行政財 産を適切に管理すること、被害調査・補修 及び損害賠償をすること	R4. 6. 27	1			却下	前回請求と同一住民による同一の財務会計上の行為等を対象としたものであり、一事不再理の原則により請求要件を欠いている。	R4. 8. 10	D	無		
徳島県	鳴門市	市長及び関 係職員	財務会計上の行為に係る公金支出、財産の 取得、管理または処分、契約の履行等の怠 る事実	厳正な監査、行政財産の売却を無効とすること、行政財産を適切に管理すること、被害調査・補修及び損害賠償をすること	R5. 1. 24	1			却下	一部は住民監査請求の対象とならないものであり、それ以外の部分については、これまで請求人が行った請求と同一住民による同一の財務会計上行為等を対象とした住民監査であり、一事不再理の原則により請求要件を欠いている。	R5. 3. 15	D	無		
徳島県	小松島市	市長	違法・不当な公金(補助金)の支出	市長に対する損害賠償請求を行うこと	R4. 3. 30	1	R4. 4. 11	書面による	棄却	当該公金(補助金)の支出に違法性は 認められない。	R4. 5. 25	Е	有	4	
徳島県	阿波市	市長	違法・不当な測量費の支出	市議会議員に対する測量費の損害補填及び 監査委員報酬の返還請求	R3. 11. 9	1	R3. 12. 2	口頭陳述		違法・不当を認められない。一部要件を満たしていない。	R4. 1. 5	Е	無		
徳島県	三好市	課長	不正な会計年度任用職員の報酬の支出	会計年度任用職員に対する報酬の返還請求 を行うこと	R4. 2. 1	2			却下	財務会計上の行為ではない。	R4. 2. 26	С	無		
徳島県	三好市	執行機関で ない委員会	執行機関でない委員会の委員報酬の支出	委員に対する報酬の返還請求を行うこと	R4. 10. 4	1			却下	住民監査請求対象外である。	R4. 11. 8	D	無		

			=	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求の数(人)		陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の対な番号	備考
徳島県	那賀町	監査委員	「雄1・4地区」の地籍調査事務処理及び事務連携の適否	事務処理の適否についての究明	R3. 9. 3	3			却下	町に損害が生じていない。	R3. 9. 13	D	無		
徳島県	美波町	町長	違法な契約の締結(地方自治法施行令に反する随意契約の締結)	執行停止措置などの勧告	R4. 12. 19	1	R5. 1. 23	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R5. 2. 15	Е	有	5	
徳島県	藍住町	町長	違法な契約の締結	委託料支払いの差し止め、損害賠償請求を 行うこと	R4. 8. 10	1		なし	棄却	当該契約に違法性はない。	R4. 10. 6	Е	有	6	
徳島県	東みよし町	町長	庁舎統合計画の不当な公金の支出	庁舎統合計画は不当な公金の支出であるため、建設等の差し止めを求める	R3. 8. 30	1	R3. 10. 13	口頭陳述	棄却	請求に理由がない。 (公金の支出,事業計画に違法性はない。)	R3. 10. 27	Е	無		
徳島県	東みよし町	町長	増築計画変更に伴う不当な公金の支出	増築予定地の変更により無駄となった費用 の弁償、および増築にかかる新たな支出の 差し止めを求める	R4. 9. 28	1	R4. 10. 14	口頭陳述	棄却	請求に理由がない。 (計画変更による公金の支出につい て違法性はない。)	R4. 11. 24	Е	無		
徳島県	東みよし町	町長	計画変更取り消しと新たな契約の解除	庁舎統合増築計画変更の取り消しと増築計画変更に伴う設計業務委託契約の解除を求める	R4. 12. 21	2	R4. 12. 28	口頭陳述	棄却	請求に理由がない。 (増築場所の変更、それに伴う設計 業務委託契約ともに違法・不当なも のではない。)	R5. 2. 17	Е	無		
1	9団体	24件										有無	6件 18件		
香川県	高松市	職員	違法・不当な公金の支出及び財産の管理	市営墓地の維持管理、それに係る契約や支 出の是正を行うこと	R3. 8. 24	1			却下	違法性、不当性を明確かつ具体的な 理由をもって主張するものではない ため	R3. 9. 3	D	無		
香川県	坂出市	総務部総務 課	支出された公金に, 使途不明金が発生して いる可能性があり, 補填及び是正要求	切手使用簿の受払を記載する際に誤記が生 じ、使途不明金が発生している可能性があ り、補填及び是正要求	R4. 7. 19	1	R4. 8. 17	口頭陳述	棄却	当該行為に違法性・不当性はない。	R4. 9. 14	Е	無		
1	2団体	2件										有無	0件 2件		
愛媛県	今治市	市長	財産の管理を怠る行為	農道不法占拠を排除する措置をとること	R4. 3. 30	1	R4. 4. 19	口頭陳述	棄却	財産の管理を違法又は不当に怠って いるとは認められない。	R4. 5. 25	Е	無		
愛媛県	新居浜市	市長	財産の管理を怠る事実及び公金の賦課を怠る事実	官民境界確定は無効とし、土地の分筆登記 を分筆前の状態に戻すこと等	R4. 3. 1	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 3. 18	В	無		
愛媛県	四国中央市	市長等	不正行為により契約解除になった場合の賠 償金及び延滞金	契約の相手方に賠償金と延滞金を支払うこ とを請求すること	R3. 12. 24	3			棄却	納付期限内に賠償金が全額納付され ている。	R4. 2. 17	Е	無		
愛媛県	四国中央市	市長等	公募型指名競争入札による市の損害	市長に対する損害賠償請求、本件請求に係る請負業者に対する不当利得返還請求を行うこと	R4. 6. 3	3	R4. 6. 29	口頭陳述	棄却	本市が実施する公募型指名競争入札 及び同入札における地域要件に違法 性はない。	R4. 7. 29	Е	有	1	
愛媛県	宇和島市	建替委員会	伊達博物館改築移転先選定 (基本計画 (案) での不適切箇所	委託費の返還を求め市長に返還の指導や計画の再検討を行うこと	R3. 11. 10	1	R3. 12. 3	請求書	却下	事実を証する書面の添付を欠いてい る。	R3. 12. 24	D	無		
愛媛県	愛南町	町長	不当な補助金の支出	自治会に対する補助金の返還請求を行うこと		5		口頭陳述	棄却	請求に理由がない。	R3. 4. 21	Е	無		監査結果通知を基準に今 回報告(前回調査時は未 報告) 請求日R3.3.2 陳述の機会を与えた日 R3.3.30
計	5団体	6件										有無	1件 5件		
高知県	高知市	教育長	違法・不当な公金の支出	過失により支出された公金について,関係 教員に全額の賠償請求を行うこと	R3. 12. 21	4	R4. 1. 21	口頭陳述	棄却	全額賠償すべき理由がない。	R4. 2. 18	E	無		

				青求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様の対な番	備考
高知県	室戸市	市長	解除の許可なく保安林を伐採、施設建設	これ以上の保安林解除申請の差止、原状回 復	R3. 6. 15	1	R3. 6. 28	口頭陳述	棄却	本件請求に理由がない。	R3. 8. 5	Е	有	1	
高知県	室戸市	市長	市道を整備せずコンクリート塊を放置	通行の安全の確保・市の賠償責任を逃れる 方策をとる。	R3. 7. 27	1	R3. 8. 25	口頭陳述	棄却	本件請求に理由がない。	R3. 9. 1	Е	無		
高知県	宿毛市	市長土木課長	市所有地(市道)の不法占有	①市道の安全な通行等の道路機能の維持・保全を求める。 ②財産的価値が毀損しているため、市長はその明け渡しを求め財産的価値を回復すべきである。 ③損失している市有財産の現状回復措置を求める。	R3. 12. 8	1			却下	要件を具備していない不適法な請求である。	R4. 1. 13	D	無		
高知県	四万十市	市長	不当な支出	違法な制度活用に関連する支出の返還請求 を行うこと	R4. 5. 16	7	R4. 6. 3	口頭陳述	棄却	不当な支出の事実はない。	R4. 6. 28	Е	無		
高知県	四万十市	市長	違法・不当な支出	取止め補助事業による補助金返還請求と補 助事業者に損害賠償を行なうこと	R4. 12. 28	3	R5. 1. 31	口頭陳述	棄却	違法・不当な支出は認められない。	R5. 2. 22	Е	無		
計	4団体	6件										有無	1件		
福岡県	福岡市	市長	違法・不当な公金の支出(人件費、名簿印 刷費、通信費等)	自衛隊への名簿提供等に伴う公金支出における損害回復のため、市長に損害額を賠償させること	R3. 6. 4	24	R3. 7. 14	口頭陳述	棄却	当該支出行為についても、またその 前提行為においても、違法性・不当 性は認められたい。	R3. 8. 2	Е	有	1	
福岡県	福岡市	市長	違法・不当な公金の支出 (委託料)	受託業者に対し、減少する業務委託料の返 還請求を行うこと	R3. 11. 26	26	R4. 1. 5	口頭陳述	棄却	当該支出行為について、違法性・不 当性は認められない。	R4. 1. 21	Е	無		
福岡県	大牟田市	市長	違法な土地譲与の取り消し	市の不法認証の取り消し、住人等が安全に 通行できるための措置を行うこと	R5. 1. 31	4			却下	住民監査請求の要件を欠いている。	R5. 2. 14	С	有	2	
福岡県	大牟田市	市長	違法な死亡者課税	市職員に損害を支払わせ、懲戒処分、事実 の公表を行うこと	R5. 2. 16	1			却下	住民監査請求の要件を欠いている。	R5. 3. 6	С	無		
福岡県	柳川市	市長	不適格業者との契約締結及び委託料の支出	受託業者からの除外(契約解除)と受託業 者に対する損害賠償請求を行うこと	R5. 1. 17	1	R5. 3. 7	口頭陳述	一部棄却 •一部却下	当該手続きに違法性はなく、一部は 請求期間を徒過している。	R5. 3. 17	Е	無		
福岡県	太宰府市	教育長及び 学校教育課 長	違法な謝礼の支出	教育長及び学校教育課長に対する損害賠償 請求	R3. 9. 16	1	R3. 10. 7	口頭陳述	棄却	謝礼額の決定や謝礼金の支出について重大な過失はなく、市に損害を与 えたとは言えない。	R3. 11. 25	Е	無		
福岡県	太宰府市	管財課長	公金の徴収を怠る事実	管財課長に対する徴収の措置請求	R4. 9. 28	1	R4. 10. 13	口頭陳述	認容	当該使用料の額の決定及び徴収又は 減免等適正な措置	R4. 11. 29	F	無		
福岡県	太宰府市	文化学習課 長	公金の徴収を怠る事実	文化学習課長に対する徴収の措置請求	R4. 10. 3	1	R4. 10. 13	口頭陳述	認容	当該使用料の額の決定及び徴収又は 減免等適正な措置	R4. 11. 29	F	無		
福岡県	太宰府市	生活支援課 職員	財務会計上の怠る行為	福岡県社会福祉協議会に対する特例貸付の 再貸付の手続き行為	R4. 11. 25				却下	財務会計上の行為でないとしたもの	R4. 12. 15	С	無		
福岡県	太宰府市	中央公民館長	公金の徴収を怠る事実	中央公民館長に対する徴収の措置請求	R5. 1. 31	1	R5. 2. 10	口頭陳述	棄却	違法又は不当に公金の賦課若しくは 徴収を怠る事実とはいえず、市に損 害を与えているとはいえない。	R5. 3. 24	Е	無		
福岡県	古賀市	市長	違法な契約の締結 (損害賠償請求)等	古賀市が保険会社に対し、告知を怠った状態にもかかわらず保険請求をしていること。 指定管理者への求償権があるにもかかわらず、古賀市は求償権を怠っていること。	R4. 5. 25	1			却下	請求内容については、請求者の憶 測・推測に基づくものであり、事実 確認ができない。 関係部署に係る事務処理、手続きに ついても適正に行われていた。	R4. 6. 30	D	無		

				請求事項			請求人に	こよる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求があった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの応 番号	備考
福岡県	福津市	市長	違法・不当な委託料の支出	契約の相手方に対する業務委託料の返還を 行うこと	R3. 6. 3	1			棄却	当該契約に違法性はない。	R3. 7. 30	Е	無		
福岡県	福津市	市長	違法・不当な委託料の支出	事務処理の是正及び損害を補填するに必要 な措置を行うこと	R4. 7. 26	2			却下	請求期間を徒過している。	R4. 9. 12	В	無		
福岡県	福津市	市長	違法・不当な委託料の支出	違法性叉は不当性の認定及び損害額を確定 すること	R4. 8. 1	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 9. 9	В	無		
福岡県	福津市	市長	違法な契約の締結 (予定価格の設定に適性 を欠く)	公金補填のための返還及び契約金額の修正 並びに契約相手の見直しを行うこと	R5. 1. 12	1			棄却	当該契約に違法性はない。	R5. 3. 13	Е	無		
福岡県	宮若市	市長	違法・不当な協定の締結	協定の破棄、協定内容及び市負担金の情報 開示を行うこと	R3. 9. 1	1	R3. 10. 20	口頭陳述	棄却	当該協定に違法性はない。	R3. 10. 28	Е	無		
福岡県	宮若市	市長	違法な工事請負契約の締結	市長及び相手方に対する損害賠償請求を行 うこと	R5. 3. 23	1	R5. 5. 17	口頭陳述							現在、監査中
福岡県	糸島市	市長	不当な公金の支出(病欠届のみで市議会議員報酬等を支出することは不当である。)	支払われた公金の賠償請求	R4. 6. 22	1	R4. 7. 19	口頭陳述	棄却	支出した公金の支出に係る財務会計 上の行為については、違法性はな く、報酬等条例の規定通りに支出し たことに不当性は認められない。	R4. 8. 12	Е	無		
福岡県	篠栗町	町長	事業に係る契約の締結及び履行並びに財産 管理の事務に関すること	怠る事実につき違法であることを認め、必 要な措置を講ずるとともに、町に与えた損 害賠償金を支払うこと	R3. 9. 2	1	R3. 10. 4	口頭陳述	棄却	当該事務に違法性はない。	R3. 10. 29	Е	有	3	
福岡県	篠栗町	町長	事業に係る契約の締結及び履行並びに財産 管理の事務に関すること	怠る事実につき違法であることを認め、必 要な措置を講ずるとともに、町に与えた損 害賠償金を支払うこと	R3. 11. 12	1	R3. 11. 24	口頭陳述	棄却	当該事務に違法性はない。	R3. 12. 17	Е	有	4	
福岡県	上毛町	町長	違法・不当な支出	契約の解除、及び相手方に対する損害賠償 請求を行うこと。	R3. 9. 6	1			棄却	請求に理由がないと判断したため。	R3. 11. 5	Е	無		
計	10団体	21件										有無	4件 16件	/	
佐賀県	佐賀市	長 道路管理課長 道路管理課副 課長 前道路管理課 担当職員	・財産の管理を怠る事実(①市有地の不法 占有について市が撤去指導の通知を出して いないこと②近所に住む職員が撤去指導を していないこと) ・違法又は不当な契約の締結、履行(③不 法占有して建てている小屋等の撤去費用に ついて市が予算計上し、契約、支出したこ と ④市職員宅地の測量費用について市が 予算計上し、契約、支出したこと)	・請求対象者に対し地方公務員法に応じた 処分をおこなうこと ・不法占有物の撤去費用及び測量費用をそ れぞれ占有した者、市職員へ請求すること	R4. 6. 2	1	R4. 6. 30	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	却下 ③、④のうち、予算の計上は住民監査請求の対象ではない。②は住民監査請求の対象となる職員ではない。 棄却 ①撤去について交渉し、許可のない占用の事実は解消しており財・産の管理を怠る事実はない。③市が設置したと判断される土間コンクリートと護岸跡を撤去しているため、違法又は不当な契約の締結、履行は認められない。④市づつているため、違法又は不当な契約の締結、履行は認められない。④市づつているため、違法又は不当な契約の締結、履行は認められない。	R4. 7. 28	Е	無		
佐賀県	有田町	町長	出張所のあった町有地売却処分の疑義	土地鑑定をやり直し、出張所を基の場所 (売却地) に戻すこと。	R4. 8. 1	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 8. 29	В	無		
計	2団体	2件										有無	0件	/	
長崎県	長崎市	市長	係争中の事件における長崎市長の答弁	移転登記を争うことをただすこと	R4. 10. 20	1			却下	請求要件を欠いて不適法	R4. 11. 15	С	無		

			E E	青求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウの 対応 番号	備考
長崎県	長崎市	市長	市有地の管理を怠るもの	本件土地を市の所有にかかる里道として管 理すること	R4. 12. 22	3	R5. 2. 1	口頭陳述	棄却	当該請求に理由がない。	R5. 2. 16	Е	有	1	
長崎県	佐世保市	農業委員会	不当な郵便切手代の支出	不必要な郵便切手の利用による税金の不当 使用	R3. 9. 13	1	R3. 10. 5	口頭陳述	棄却	不当な財務会計上の行為にあたらない。	R3. 10. 27	Е	無		
長崎県	対馬市	市長	国家賠償法を偽った損害賠償金の支出	国家賠償法により支出した損害賠償金の返 還請求	R3. 8. 6	1			却下	違法、不当な公金の支出に当たらない。	R3. 9. 22	D	無		
長崎県	対馬市	市長等	違法及び不当な行為	市長等に対する損害賠償請求	R4. 3. 18	1			却下	任意団体の財務会計上の行為は、市 の財務会計上の行為に当たらない。	R4. 4. 19	С	無		
長崎県	対馬市	市長	国家賠償法の行為とは認められない損害賠 償金の支出	国家賠償法により支出した損害賠償金の返 還請求	R5. 3. 27	1			却下	違法、不当な公金の支出に当たらない。	R5. 4. 19	D	無		
長崎県	壱岐市	市長	財政資金不足に係る損害賠償	市長に対し損害補填と必要な措置を講じること	R3. 4. 9	1			却下	住民監査請求の対象外	R3. 5. 10	С	無		
長崎県	壱岐市	市長	認定こども園施設整備交付金協議書の偽 造・変造	損害の補填、必要な措置をとるよう市長に 対し勧告すること	R5. 3. 22	1	R5. 4. 18	口頭陳述	却下	住民監査請求の対象外	R5. 5. 12	С	無		
長崎県	五島市	教育長	違法・不当な財務会計上の行為	教育長に対する市立学校の内科検診の実施 に伴う学校医の海上及び陸上の移動に要し た経費を市に返還すること。	R4. 2. 21	1	R4. 3. 16	口頭陳述	棄却	違法・不当な財務会計上の行為には 当たらない。	R4. 4. 22	Е	無		
長崎県	西海市	市長	給与の遡及差額の支払いに係る遅延損害金 及び訴訟費用の支出が違法又は不当な支出 に当たるか否か	市長に対する返還請求を行うこと	R4. 11. 4	1			棄却	給与の遡及差額の支払いに係る遅延 損害金及び訴訟費用の支出に違法性 はない。	R4. 12. 16	Е	無		
長崎県	雲仙市	市長	違法・不当な財産の管理	地籍調査事業における市道境界の確認行為 において、財務会計上の怠る事実があっ た。	R5. 3. 28	1	R5. 4. 14	口頭陳述	棄却	当該境界確認行為に違法性はない。	R5. 5. 15	D	無		
長崎県	南島原市	市長、職員	違法な法定外公共物土木工事許可書(条例 違反)	当該構造物の許可の取消し、効力の停止を 求める	R4. 2. 7	1	R4. 2. 25	口頭陳述	一部認容・一部棄却	市長は、構造物設置者に対し占用許可申請の提出を求め、占用料の賦課 徴収をするなどの是正を行うよう勧告する。	R4. 4. 7	F	無		
長崎県	南島原市	市長、職員	違法な法定外公共物土木工事許可書(条例 違反)	当該構造物の許可の取消し、効力の停止を 求める	R4. 5. 2	1			その他	R4.2.7請求の「監査結果の報告」の 写しをもって監査結果とする。	R4. 6. 1	F	無		
長崎県	南島原市	市長	違法な普通財産の無償譲渡契約(条例違 反)	契約の解除及び損害の対価を市民に弁償すること	R4. 9. 16	6	R4. 10. 3	口頭陳述	棄却	当該無償譲渡契約に違法性はない。	R4. 11. 14	Е	無		
計	8団体	14件										有無	1件 13件		
熊本県	熊本市	市長	違法な契約の締結(不要な耐震性能評価委 託料の支出)	本庁舎の耐震性能評価委託料の返還	R3. 6. 22	2	R3. 7. 8	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	当該契約に違法性はない。 請求期間を徒過している。	R3. 8. 17	Е	有	1	
熊本県	熊本市	市長	違法に行政財産の管理を怠っている事実	行政財産使用許可における建物の明け渡し 請求及び賃料相当額の支払請求の勧告	R3. 9. 1	1			却下	行政財産の効率的利用による行政目 的の達成を直接の目的として使用許 可をするため、財務会計上の行為に はあたらない。	R3. 10. 28	С	有	2	
熊本県	八代市	市長	違法・不当な負担金の支出	協議会に支出した負担金を返還すること	R4. 11. 11	4			却下	財務会計上の行為の違法不当性についての主張ではない。	R4. 12. 20	С	無		
熊本県	荒尾市	市長 ほか4名	①違法・不当な契約の締結や支出が相当の確実さをもって予測される ②違法・不当な事業計画	①債務負担行為の見直し及び保証可能な予算措置への再検討を求める ②計画の見直しによる事業再構築を求める	R4. 10. 24	1	R4. 11. 16	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	①債務負担行為に違法性はない ②財務会計上の行為でない	R4. 12. 22	Е	無		
熊本県	玉名市	市長	不当な税の賦課	税の賦課を不服とする返還及び地籍調査等 の請求	R3. 4. 21	1			却下	財務会計上の行為ではない。	R3. 4. 28	С	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等		住民訴訟 提起の 有無	様式 ウガ応番号	備考
熊本県	玉名市	市長	防災無線施設整備工事費用の一部返還	工事費用の一部返還請求	R3. 4. 27	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 5. 7	В	無		
熊本県	玉名市	市長	舗装工事のうち不必要な工事部分の費用返 還	工事費用の一部返還請求	R3. 11. 4	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 11. 10	В	無		
熊本県	玉名市	市長	政務活動費使用基準に合致しない不適切で 違法な支出	使用金額の返還請求	R4. 2. 24	1	R4. 3. 4	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性はない。	R4. 4. 25	Е	無		
熊本県	宇土市	市長	違法・不当な補助金の支出	行政区に対する補助金の返還請求を行うこ と	R4. 3. 31	6	R4. 4. 20	口頭陳述	却下	請求期間を徒過しており、地方自治 法第242条第2項ただし書にいう「正 当な理由」があるとは認められな い。	R4. 5. 27	В	無		
熊本県	宇城市	市長	違法な工事等の施工	違法な工事等に係る支出した金額の補填を 行うこと	R4. 3. 28	1			棄却	当該工事等に違法性はない	R4. 5. 25	Е	無		陳述は辞退
熊本県	阿蘇市	市長	違法・不当な公金の支出及び財産の管理を 怠った行為	市長に対し、違法行為により支出した損害 賠償請求を行うこと	R3. 12. 17	3	R4. 1. 11	口頭陳述	棄却	措置請求に理由がない	R4. 2. 10	С	有	3	
熊本県	阿蘇市	市長、副市 長、職員	違法・不当な公金の支出及び財産の管理を 怠った行為	違法行為により支出した損害賠償金等を市 長らに求償すること	R4. 2. 28	6	R4. 4. 15	口頭陳述	棄却	措置請求に理由がない	R4. 5. 20	С	無		
熊本県	和水町	町長	当選無効による議員歳費等の支出	町議会議員に対する政務活動費の返還請求 を行うこと	R4. 12. 23	1	R4. 12. 23	口頭及び陳 述書	棄却	当選の無効に関しては異議申立期間 が終了している。監査委員には選挙 の無効・有効の権限はない。	R5. 1. 10	С	無		
熊本県	和水町	町長	違法な契約の締結	契約の解除、備品を含む一切の町有財産を 回復すること	R3. 6. 8	1	R3. 6. 22	口頭及び陳 述書	棄却	本件請求に理由がない	R3. 8. 2	D	無		
熊本県	菊陽町	町長	学校からPTAへの個人情報漏洩及び不当な補助金支出等	情報漏洩や不当な補助金支出の是正など	R5. 2. 13	1			棄却	住民監査請求の要件を満たしていない	R5. 3. 28	Е	無		
熊本県	西原村	村長	違法な災害復旧工事に伴う国庫交付金の支 出	国庫交付金の返還、その他本件工事に係る 関連費用の返還を前西原村長に求める	R4. 11. 21	2			却下	請求期間を徒過している。	R5. 1. 18	В	無		
熊本県	西原村	村長	災害復旧工事における公文書偽造及びそれ に伴う関係費用の不正支出	災害復旧工事費の返還及び本件復旧工事の 該当年度の決算書修正を	R5. 1. 20	2			一部認容 • 一部棄却	公文書偽造はないが、財務会計上不 適切な処理があった。	R5. 3. 20	F	無		
熊本県	南阿蘇村	村長	違法・不当な研修旅費の支出	村長に対する研修旅費の返還請求を行うこと。	R3. 11. 11	1	R3. 11. 16	口頭陳述	認容	違法又は不当に支出された公金であると判断、村長に対して返還するよう勧告。	R3. 12. 6	F	無		
熊本県	南阿蘇村	村長	違法・不当な助成金の支出	村長に対する不当な助成金の返還請求を行うこと。	R3. 11. 11	1	R3. 11. 16	口頭陳述	棄却	請求に理由がないため棄却。	R3. 12. 6	Е	無		
熊本県	南阿蘇村	村長	違法・不当な住宅使用料の免除	村長に対する不当な住宅使用料控除金の支 払い請求を行うこと。	R4. 12. 20	1	R5. 2. 1	口頭陳述	合議不調	意見の相違による。	R5. 2. 17	G	無		
熊本県	益城町	町長	財務会計上の行為の違法性	町長に対する、損害買収請求	R5. 1. 19	6	R5. 2. 20	口頭陳述	棄却	当該工事にかかる財務会計上の行為 に違法性はない	R5. 3. 17	Е	有	4	
熊本県	甲佐町	町長	違法な補助金の交付	交付金の全額返還	R4. 8. 1	1			却下	請求期間を徒過している。	R4. 9. 8	В	無		
計	13団体	22件										有無	4件 18件		
大分県	別府市	市長	違法な公金の支出及び違法な契約の締結・ 履行	別府市への損害賠償責任	R3. 10. 27	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 12. 15	В	無		陳述の機会を付与し たが、陳述を行わな かった。

			i i	請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等					
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	様ア対項	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウ 対応 番号	備考
大分県	別府市	市長	違法な公金の支出及び違法な契約の締結・ 履行	別府市への損害賠償責任	R4. 3. 1	1				請求について理由がない及び要件を 具備していない。	R4. 4. 25	Е	無		陳述の機会を付与し たが、陳述を行わな かった。
大分県	中津市	市長	請求人に対する差押え調書による処分	差押え調書の取り消し、差し押さえた金員 の即刻返還	R3. 6. 2	1			却下	当市の住民ではない。 住民監査請求の要件を満たしていない。	R3. 6. 9	С	無		
大分県	中津市	市長	違法・不当な契約の履行	詐欺・私文書偽造行為による警察への被害 届の提出等	R4. 12. 6	1	R5. 1. 10	陳述なし	一部棄却 • 一部却下	違法又は不当な契約の履行には該当 しない。	R5. 1. 27	Е	無		
大分県	臼杵市	市長課長	市の事業が破たんしたにも関わらず、当面 の市の損失額の保全並びに損失の全貌掌握 と実態解明を避けている	①警察に被害届を提出し、被害解明を進めること ②破たん法人の市への未払金等の回収にあたり差し押さえを早急に実施すること	R5. 3. 20	1	R5. 4. 19	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	①財務会計上の行為又は怠る事実にも該当しない ②債権回収のために特段の手続きを 行っても債務名義を得るためには経 済合理性に乏しく、財産管理の面に おいても違法又は不当に財産の管理 を怠る事実に該当するまでといえない	R5. 5. 16	E	無		
大分県	豊後大野市	市長	財産の管理を怠る事実	里道について、幅員を2メートルに拡張する等の措置をとること	R3. 11. 9	1	R3. 12. 6	口頭陳述	棄却	里道の幅員は地籍図の筆界点座標値 が示す幅員のとおりである。	R4. 1. 6	Е	無		
大分県	豊後大野市	市長	損害賠償権の行使を怠る事実	相手方に対する損害賠償請求を行うこと	R4. 3. 22	1	R4. 4. 18	口頭陳述 (代理人)	棄却	補助金が返還されており、市に損害 があるとは認められず、損害賠償権 が存するとはいえない。	R4. 5. 19	Е	無		
大分県	豊後大野市	市長	違法・不当な財産の取得	用地取得費を支出しないこと	R5. 3. 17	1			取下げ		R5. 4. 10	A	無		
計	4団体	8件										有無	0件 8件		
宮崎県	延岡市	私人	選挙運動用ビラへの不当な公金支出	市長選立候補者が頒布した事実確認ができないビラへの公金支出が不当である	R4. 4. 21	1			却下	請求要件を欠いていたため	R4. 5. 9	D	無		
宮崎県	西都市	市長	違法な契約の締結(地方自治法及び同法施 行令の規定に反する随意契約による不動産 の売却である)	市が市長 (個人) に対する損害賠償請求を 行うこと	R3. 8. 5	1	R3. 8. 24	口頭陳述	棄却	当該契約に違法性はない。	R3. 9. 24	Е	有	1	
宮崎県	えびの市	市長	違法・不当な公金の支出	えびの市長に関する措置請求	R3. 6. 25	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 7. 14	В	無		
宮崎県	高鍋町	町長	違法・不当な公金の支出、債権の不行使	町長ないし職員に対し、損害賠償請求等必 要な措置を講じること	R3. 11. 2	1	R3. 11. 16	口頭陳述	一部認容 • 一部棄却	当該支出に損害が発生していないため損害賠償請求権の要件を満たさない。 専門家の意見を聴取し原因究明を行い、損害賠償請求権ないし不当利得返還請求権が存在するのか否かについて判断のうえ、存在が明らかとなった場合にはしかるべき措置をとることを勧告する		F	有	2	
宮崎県	高鍋町	町長	高鍋町が契約や予算措置等に問題がある	警備委託契約の取り消し、警備委託契約に 伴う予算措置の取り消し、警備委託契約で 高鍋町や町民が受けた不利益や損害の損害 賠償を請求する	R3. 11. 25	1	R3. 12. 10		棄却	いづれの請求に対しても理由がない	R4. 1. 21	Е	有	3	
計	4団体	5件										有無	3件 2件	/ /	
鹿児島県	鹿児島市	市長	違法・不当な財産の取得及び補助金の支出	寄付受けの差し止め措置を求める	R4. 6. 20	1	R4. 7. 15	口頭陳述	棄却	当該手続きには違法性・不当性はない。	R4. 8. 8	Е	無		
鹿児島県	鹿児島市	市長	違法・不当な財産管理及び公金賦課又は徴収の怠慢	市有地の不法占有解消及び損害賠償請求を 行うこと	R4. 7. 11	1	R4. 8. 8	口頭陳述	棄却	当該手続きには違法性・不当性はない。	R4. 9. 1	Е	無		

				請求事項			請求人に	よる陳述		監査結果等			,		
都道府県名	市区町村名	請求 対象者	請求対象行為 ・事案の概要	請求の内容	請求が あった日	請求 人の 数 (人)	陳述の機会 を与えた日	陳述の方法		勧告の内容 棄却・却下・合議不調の理由 その他の内容	監査結果通知年月日等	アの	住民訴訟 提起の 有無	様式 ウ対応 番号	備考
鹿児島県	薩摩川内市	職員	事故報告に対する事実確認を怠ったこと及 び、虚偽記載の公文書作成	厳正なる措置及び、正しい公文書への是正 を求める	R4. 10. 6	1			却下	財務会計上の行為ではない。	R4. 10. 24	С	無		
鹿児島県	いちき串木野市	市長	市内任意団体の会計処理・会計報告の不 備。市担当の言動、指導不足。	対象の任意団体の会計報告を調査し、会計 報告書を提出すること	R4. 11. 28	1			却下	対象が市の財務会計上の行為とは認められない。	R4. 12. 16	С	無		
鹿児島県	南種子町	町長	違法若しくは不当な財産の取得,管理及び 処分に関する措置請求 (財産の管理に関す るもの)	行政財産である駐車場上に設置されたコンテナハウスは、違法なので許可を取消し、 元の状態に復元すること	R3. 4. 12	1	R3. 5. 12	口頭陳述	棄却	請求人が記載している地方自治法第 238条の4第1項には違反していな い。	R3. 6. 3	Е	無		
鹿児島県	屋久島町	生活環境課課 長と職員、町 長、副町長	口永良部島簡易水道工事に係る繰越手続き、完成検査、実績報告の提出、補助金の 受領に虚偽報告があった。支出命令の作成 と支払が違法	返還命令のあった補助金と加算金の賠償を 求める。再発防止の第三者委員会設置を求 める。	R4. 5. 9	2	R4. 5. 31	口頭陳述	中来4	財務会計行為でない。請求期間徒 過。支出について職務上の違反で故 意重大な過失が認められない。	R4. 7. 7	Е	無		
鹿児島県	屋久島町	町長	交際費の支出が自治法232条の5違反、町 要綱違反	平成29年~令和3年に町長交際費で支出し た贈答と祝金の返還	R4. 9. 21	2	R4. 10. 6	口頭陳述	一部棄却 • 一部却下	請求期間を徒過。自治法232条の5 の違法性はない。金額は要綱の規定 に反していない。	R4. 10. 31	Е	有	1	
鹿児島県	天城町	前町長 前副町長 元総務課長 元建設課長	補助金不正受給(完成日を偽り補助金を受給した)	町長及び相手方に対する損害賠償請求を行 うこと	R3. 12. 7	8			合議不調	各監査委員の意見の不一致	R4. 2. 1	G	有	2	
計	6団体	8件										有無	2件 6件		
沖縄県	那覇市	市長	条例等に定める要件を満たしていない保育 園に対し不必要な交付金の支出	交付金の返還及び認可の取消し	R3. 12. 1	1	R4. 1. 5	口頭陳述	棄却	違法若しくは不当な公金の支出があると認めることはできない。	R4. 1. 20	Е	無		
沖縄県	石垣市	石垣市長	行政財産の用途廃止及び財産の交換契約	①契約締結をしてはならない ②契約に係る一切の支出費用の賠償請求 ③締結に係る今後の費用を支出してはならない	R4. 7. 28	2	R4. 8. 22	口頭陳述	棄却	当該契約は違法な契約とは言えない。	R4. 9. 21	E	有	1	
沖縄県	名護市	市長	違法・不当な助成金の支出	相手方に対する助成金の返還請求を行うこと	R3. 6. 14	1			却下	請求期間を徒過している。	R3. 7. 26	В	無		
沖縄県	名護市	市長	違法な契約の締結	相手方に土地の返還を求めること	R4. 1. 14	22			却下	請求期間を徒過している。	R4. 1. 19	В	有	2	
沖縄県	豊見城市	市長及び 関係職員	不必要な通知に係る経費の支出	不必要な業務に係った経費の返還請求を行うこと	R3. 7. 12	1	R3. 7. 21	口頭陳述	却下	請求人の主張に理由がないため。	R3. 8. 30	D	無		
沖縄県	金武町	町長	違法な公金の支出	指定管理委託料の返還請求	R4. 11. 22	5	R4. 12. 19	口頭陳述	棄却	当該支出に違法性はない	R5. 1. 19	Е	無		
沖縄県	金武町	町長	違法な歳計剰余金の処分	歳計剰余金を法令に準じて処分する措置を 求める	R4. 11. 22	5	R4. 12. 19	口頭陳述	棄却	処分に違法性はない	R5. 1. 19	Е	無		
沖縄県	金武町	町長	職員給与が町に損失を与えた	本町職員採用規則の廃止	R4. 11. 22	5	R4. 12. 19	口頭陳述	棄却	職員給与の支払いは損害を与えるも のではない	R5. 1. 19	Е	無		
沖縄県	金武町	町長	職員給与が町に損失を与えた	選考採用による職員への給与が損失を与え たため、主導した人事担当課長の処分を求 める	R4. 11. 22	5	R4. 12. 19	口頭陳述	棄却	職員給与の支払いは損害を与えるも のではない。	R5. 1. 19	Е	無		
沖縄県	金武町	町長	必要のない職員の採用が町に損失を与えた	必要のない採用によって、町の財政を圧 迫。職員事務量調査を行い、措置を求め る。	R4. 11. 22	5	R4. 12. 19	口頭陳述	棄却	職員給与の支払いは損害を与えるも のではない。	R5. 1. 19	Е	無		
計	5団体	10件										有無	2件 8件		
合計	377団体	1093件										有無	196件 888件		

ウ 法第242条の2による住民訴訟が提起された場合

	ウ 法第24	: 2条の2に。	よる住民訴訟が提起された場合															
						訴えの				請求	事項		(確		の結果 場合の <i>。</i>	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	告員	不服がある場合機関又は職員の措置に議会、長その他の執行	ない場合 定期間内に行 員が監査又は	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求 1 項第 1 号	による請求 日 項第2 号	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
1	北海道	札幌市	市長に対する財産の管理を怠る事 実の違法確認請求	R4. 12. 14	0						0							現在、札幌地裁係属中
2	北海道	北広島市	市長に対して補助団体から30万円を返還することの請求を求める。	R4. 11. 18	0							0						R5. 5. 15原告取下げ
3	北海道	函館市	市長に対して,民間事業者と結ん だ市有財産売買契約の無効を確認 する請求	R4. 5. 20	0					0			0					R4. 12. 27函館地裁請求却下 R5. 5. 8札幌高裁控訴取下げ
4	北海道	函館市	監査委員に対して、住民監査請求 の却下決定の取下げを求めるもの	R5. 3. 2	0						0							現在、函館地裁係属中
5	北海道	稚内市	市長に対する違法な公金の支出、 契約締結及び債務負担の差止め並 びに返還(21,931千円)の請求	R3. 10. 28			0		0			0						R4.8.9旭川地裁請求棄却 R5.3.24札幌高裁控訴棄却 現在、原告(控訴人)が最高裁上 告受理申立て中
6	北海道	稚内市	市長に対する違法な助成金支出に 伴う損害金 (4,109千円) の請求	R4. 9. 1			0					0						現在、旭川地裁係属中
7	北海道	稚内市	市長に対する違法な助成金支出に 伴う損害金 (669千円) の請求	R4. 11. 29			0					0						現在、旭川地裁係属中
_	北海道	稚内市	市長に対する違法な公金支出に伴 う損害金(42,388千円)の請求	Н30. 9. 13	0							0		0				R2. 12. 25旭川地裁請求棄却 R3. 7. 21札幌高裁控訴棄却
	計	4団体	8件		5件	0件	3件	0件	1件	1件	2件	5件	1件	1件	0件	0件	0件	
-	青森県	青森市	法定外公共物の財産管理に関する 住民監査請求	R3. 4. 1	0							0	0					R4. 1. 14青森地裁請求棄却 R4. 6. 23仙台高裁控訴棄却 R4. 10. 20最高裁上告不受理
_	青森県	横浜町	町長に対して、公文書不開示処分 取消の請求	R2. 12. 9		0				0				0				R3.7.16青森地裁請求棄却 R3.7.30仙台高裁控訴 R3.9.29原告控訴取下げ
	計	2団体	2件		1件	1件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	1件	1件	0件	0件	0件	
-	宮城県	仙台市	市長に対して政務調査費に係る市 議への不当利得返還請求を行うこ とを求めるもの	Н27.7.2				0				0			0			R4. 12. 21仙台高等裁判所請求一部 認容
_	宮城県	塩竈市	市長に対し、市が業務委託した相 手方に不当利得返還請求をするこ とを求める請求	Н31. 1. 16	0							0		0				R2. 6. 8仙台地裁 請求棄却 R3. 2. 25仙台高裁 請求棄却 R3. 6. 29最高裁上告不受理

						訴え0	の理由			請求	事項		(確		つ結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	合不監	あ骨の	ない場合が監査	じ骨の	による請求 第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支い の(項定づ求す払 い	
_	宮城県	石巻市	市長に対し事業者へ支出された公 金 (3億4123万7600円) に係る不 当利得返還請求権の行使を求める もの	Н31. 3. 14	0							0		0				R3. 1. 18仙台地裁却下 R3. 7. 7仙台高裁控訴棄却 R3. 10. 28最高裁上告不受理
	宮城県	石巻市	市長に対し事業者へ支出された公 金 (4億8979万5000円) に係る不 当利得返還請求権の行使を求める もの	R2. 2. 19	0							0		0				R4.3.9仙台地裁棄却及び却下 R4.10.6仙台高裁控訴棄却 R5.3.24最高裁上告不受理
1	宮城県	大河原町	町長に対する指定管理者に支払済 の指定管理料 (20,838,668円) の 請求等	R4. 4. 18	0				0		0	0						現在、仙台地裁係属中
2	宮城県	加美町	町長に対して、事業の見直し、地 上権設定契約の見直し	R5. 6. 6	0				0									現在、仙台地裁係属中
	計	5団体	6件		5件	0件	0件	1件	2件	0件	1件	5件	0件	3件	1件	0件	0件	
_	山形県	小国町	町長に対する行政財産の無償使用 に伴う損害金(131万4,791円)の 請求	R1. 10. 18		0						0	0					R3. 4. 20山形地裁請求却下 R3. 10. 13仙台高裁控訴棄却 R4. 4. 11最高裁上告不受理
1	山形県	白鷹町	施設使用許可の取消	R5. 3. 10	0					0								現在、山形地裁係属中
	計	2団体	2件		1件	1件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	
1	福島県	福島市	市長が温泉供給先に対する道路占 用料の徴収を怠ることは違法であ ることを確認するもの	R3. 7. 26	0						0							R5.4.19福島地裁請求棄却 R5.9.19仙台高裁一部却下、その 余棄却 (現在のところ、今後上告するか は不明)
_	福島県	田村市	市長の違法な補助金交付に対する 損害賠償請求ないし不当利得返還 請求	R1. 9. 6	0							0		0				R3. 10. 4 福島地裁請求却下 R5. 2. 14 仙台高裁控訴棄却
	計	2団体	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	
_	茨城県	高萩市	不当な公金の支出にかかる費用全 額を原因者に求める請求	Н30. 8. 13	0							0		0				R1.9.13水戸地裁請求認容 R3.3.25東京高裁請求棄却 R3.9.7最高裁上告棄却、上告不受 理

						訴えの)理由			請求	事項		(確		つ結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	告員場にの	不服がある場合 機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行	ない場合に	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	請加	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支い(現定づ求す払い)	訴訟の係属状況等
1	茨城県	つくば市	・市長に対して、五十嵐立青及び (株) 坂倉建築研究所への不当利 得返還請求を行うことを求めるもの ・市長に対して、五十嵐立青及び (株) つくばまちなかデザイン (株) への不当利得返還請求を行 うことを求めるもの ・市長に対する違法な公金支出の 差止めの請求	R3. 8. 5	0				0			0						現在、水戸地裁係属中
2	茨城県	つくば市	市長に対して、五十嵐立青への退職手当に係る退職手当に係る退職手当負担金相当額の請求、茨城県総合事務組合への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	R4. 1. 7	0							0						R4. 12. 9水戸地裁請求棄却 現在、東京高裁係属中
3	茨城県	つくば市	市長に対する高エネ研南側未利用 地売却差止めの請求	R4. 5. 20		0			0									現在、水戸地裁係属中
_	茨城県	かすみがうら市	新広域ごみ処理施設整備運営事業 に係る公金支出の差止め請求	Н30. 12. 25	0				0					0				R3. 8. 20水戸地裁請求棄却
4	茨城県	かすみがうら市	市長に対して、土地売買契約締結 行為の差し止め請求	R3. 9. 24	0				0					0				R4. 9. 9水戸地裁請求棄却
5	茨城県	利根町	特別職の報酬を,審議会等に諮る ことなく,報酬を引き上げた。	R5. 3. 30		0			0									現在、水戸地裁係属中
	計	4団体	7件		5件	2件	0件	0件	5件	0件	0件	3件	0件	3件	0件	0件	0件	
-	栃木県	栃木市	市長に対する固定資産税免除及び 市有財産使用料免除の違法性確認 と是正を求めるもの	R3. 5. 21	0				0		0							R4. 1. 27地裁原告全部勝訴現在、東京高裁係属中
1	栃木県	野木町	町長に対し、政務活動費に係る町 議への不当利得返還請求を行うこ とを求めるもの	R3. 8. 26	0							0		0				R4. 6. 29宇都宮地裁請求棄却 R4. 11. 24東京高裁控訴棄却
-	栃木県	野木町	町長は政務活動費を違法に受領し、違法に支出した7名の議員に対し、各々の「視察に係る支出」欄に記載する金員(614,627円)の返還請求を履行せよ	R2. 7. 30	0			0				0		0				R3. 9. 15宇都宮地裁請求棄却 R4. 3. 16東京高裁控訴棄却
	計	2団体	3件		3件	0件	0件	1件	1件	0件	1件	2件	0件	2件	0件	0件	0件	

						訴えの				請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した	つ結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	の員の	な定員	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	る第一	による請求 日 項第 2 号	による請求同項第3号	による請求 日 項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
-	群馬県	前橋市	職員に対する時間外勤務手当の返 還請求	Н30. 9. 28	0							0		0				R3. 9. 15前橋地裁請求棄却
1	群馬県	館林市	市長に対する違法な公金支出の差 止めの請求	R3. 10. 28	0							0		0				R4. 6. 10前橋地裁棄却
-	群馬県	渋川市	市が鉄鋼スラグの撤去請求等をすることを怠る事実の違法確認の請求	Н30. 5. 11	0						0			0				R2. 8. 5前橋地裁原告一部勝訴 R3. 12. 21東京高裁請求棄却 R4. 7. 15最高裁上告不受理
2	群馬県	渋川市	市長に対して、補助金に係る交付 団体への不当利得返還請求を行う ことを求めるもの	R3. 11. 9	0							0		0				R4. 9. 28前橋地裁請求棄却
_	群馬県	みなかみ町	RDF違法事業費用損害賠償請求事 件	R1. 10. 30	0							0	0					R3.9. 1前橋地裁請求却下 R3.9.16判決確定
_	群馬県	板倉町	町長に対する『いたくら議会だよ り』に係る不当利得返還請求	R3. 3. 22	0							0		0				R4. 4. 8前橋地裁請求棄却
	計	5団体	6件		6件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	5件	1件	5件	0件	0件	0件	
_	埼玉県	さいたま市	政党等に対する政務調査費及び政 務活動費の請求	Н30. 8. 27	0							0		0				R2.7.22さいたま地裁請求棄却 R3.7.1東京高裁請求棄却
-	埼玉県	さいたま市	市長等に対する売買契約締結に伴 う損害金の請求	R2. 3. 25	0							0						R4.12.22さいたま地裁 訴えの取下げ
_	埼玉県	東松山市	市長に対する違法財務行為に伴う 損害金(1億5056万5000円)の請 求	Н31. 1. 17	0							0		0				R4.6.29 さいたま地裁請求棄却 R5.3.22 東京高裁請求棄却
1	埼玉県	春日部市	市長に対する損害賠償請求	R3. 6. 11	0							0						現在、さいたま地裁係属中
2	埼玉県	春日部市	市長に対する償還差止請求	R3. 6. 11	0							0						現在、さいたま地裁係属中
_	埼玉県	狭山市	狭山市入曽駅周辺事業に係る支出 差止等請求事件	R1. 12. 18	0				0			0	0	0				R4.11.16さいたま地裁一部却下そ の余棄却
-	埼玉県	狭山市	指定管理者への債権回収不能に係 る損害賠償請求事件	R2. 6. 22	0							0		0				R3.10.27さいたま地裁棄却 R4.5.18東京高裁控訴棄却 R4.11.11最高裁上告不受理

						訴え0	つ理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>の</i> 定した	の結果 場合の <i>ä</i>	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある監査委員の監査の結果	の員の	ない場合に受員が監査又	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求 第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
_	埼玉県	桶川市	市長が締結した水路敷及び廃道敷 の払下げに関する土地売買契約の 取り消しについて	R1. 5. 24	0						0			0				R3.9.8さいたま地裁棄却 R4.4.21東京高裁控訴棄却
-	埼玉県	八潮市	監查請求処分取消請求事件	Н30. 5. 24	0							0	0	0				R3.10.6さいたま地裁請求一部却 下、一部棄却 R4.4.21東京高裁控訴一部棄却、 一部却下
_	埼玉県	八潮市	住民訴訟による確認及び損害賠償 請求事件	R2. 6. 23	0						0	0	0	0				R5.3.8さいたま地裁請求一部却 下、一部棄却
_	埼玉県	蓮田市	市長に対する違法な契約の締結に よる違法な支出差止等の請求	Н30. 8. 10	0				0					0				R3.10.6さいたま地裁請求棄却 R4.5.26東京高裁請求棄却 R4.12.23最高裁上告棄却
_	埼玉県	蓮田市	市長に対する特定施設建築物整備 施工協定差止請求	Н31. 4. 12	0				0					0				R3.10.6さいたま地裁請求棄却 R4.5.26東京高裁請求棄却 R4.12.23最高裁上告棄却
3	埼玉県	蓮田市	市長に対する償還差止請求	R4. 6. 21	0				0									R5.4.12さいたま地裁請求却下 現在、東京高裁係属中
_	埼玉県	嵐山町	町長に対して違法支出の損害金 (2177万6000円)の請求	Н30. 11. 28	0							0		0				R4. 6. 29棄却
	計	8団体	14件		14件	0件	0件	0件	4件	0件	2件	10件	3件	10件	0件	0件	0件	
-	千葉県	船橋市	船橋市長が国民健康保険法に基づ く保険給付の差し止めを行ってい ないことが地方自治法242条1項の 不当に公金の徴収を怠る事実にも たり、違法であることの確認を求 めるもの。	R2. 8. 11	0						0			0				R3. 6. 11千葉地裁請求棄却 R3. 12. 15東京高裁控訴棄却
1	千葉県	船橋市	船橋市長が支出した国民健康保険 高額療養費の内、給付の差止めの 対象である者に対し支給した国民 健康保険高額療養費について、給 付の差止めの対象であるか確認な 行わずに支出したことが違法な公 金の支出であることを確認するも の。	R4. 2. 17	0					0								R4. 11. 21千葉地裁請求取下げ
2	千葉県	松戸市	過払い時間外手当を返還請求しな いことの違法の確認	R4. 8. 1	0						0		0					R5. 3. 24千葉地裁請求却下
3	千葉県	松戸市	市長が職員に対し、求償権を行使 しないことの違法の確認	R5. 2. 12	0						0							現在、千葉地裁係属中

						訴えの	理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>の</i> 定した	の結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある監査委員の監査の結果	不服がある場合 機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行	ない場合に対しています。	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求 第1項第1号	による請求	による請求	による請求 同項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支い の(項定づ求す払い	訴訟の係属状況等
_	千葉県	成田市	市長に対する違法契約締結等に伴 う損害金等の請求	H29. 6. 20	0				0			0		0				R3. 9. 3千葉地裁請求棄却 R4. 6. 16東京高裁請求棄却 R5. 2. 10最高裁上告不受理
4	千葉県	市原市	市長に対して、違法な再任用をしたとして、当該職員に支払った給 与等相当額の損害賠償請求を求めるもの	R4. 6. 6	0							0		0				R4. 12. 20千葉地裁棄却
5	千葉県	市原市	市長に対して、公募型プロポーザルによる事業提案を受けて売期もた土地について、取得した事業者が当初から実現不可能を提案をしていることから、当該売買契約の規定により、契約解除して現状有姿で取得できるにもかかわらずしないとして、建物の固定資産税評価額相当額の損害賠償を求めるもの	R4. 7. 5	0							0						現在、千葉地裁係属中 (先行する事件と併合)
6	千葉県	市原市	市長に対して、放課後児童健全育 成事業の委託事業者に運営委託費 用を過大に支出したとして、市の 損害額相当額の損害賠償請求を求 めるもの	R4. 7. 25	0							0						現在、千葉地裁係属中
7	千葉県	市原市	市長に対して、市議会議員の国民 健康保険料の未納額と議員報酬と を故意に相殺しないとして、当該 議員の国民健康保険料未納額相当 額の損害賠償請求を求めるもの	R4. 9. 28	0							0						現在、千葉地裁係属中
-	千葉県	市原市	市長に対して、市議会議員の市内居住要件に係る資格審査特別委員会について、市が転出届出後に適切に是正すれば当該委員会が開催不要だったとして、当該委員会の支出相当衛等の損害賠償請求を求めるもの	R2. 12. 18	0							0		0				R4. 10. 21千葉地裁棄却
-	千葉県	市原市	市長に対して、旧鶴舞青年の家の 売却が耐震偽装を隠蔽して売却し た違法な契約であり、買い戻すべ きなのにしないとして、売却した 土地・建物の固定資産評価額と売 却額の差額相当額の損害賠償請求 を求めるもの	R2. 12. 18	0							0		0				R4. 10. 21千葉地裁棄却 R5. 4. 26東京高裁控訴棄却
-	千葉県	八千代市	市長に対して支出済みの補助金 (4,264千円)を不当利得返還請 求するよう義務付けを請求	R2. 4. 7	0							0		0				R4. 1. 28千葉地裁請求棄却 R4. 11. 2東京高裁控訴棄却 R5. 3. 23最高裁上告不受理

						訴えの)理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した	つ結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある監査委員の監査の結果	不服がま、長そ	が期間を	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求 第1項第1号	による請求	による請求	による請求 日 項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支い)状第のにくにるいい	訴訟の係属状況等
8	千葉県	浦安市	市長に対する緑化活動支援事業へ の公金支出差止請求	R4. 10. 31	0				0									現在、千葉地裁係属中
9	千葉県	浦安市	市長に対して契約の履行を適正に 管理することを怠る事実の違法確 認請求	R4. 10. 31	0						0							現在、千葉地裁係属中
10	千葉県	浦安市	市長に対する公園の植栽管理業務 委託契約にかかわる公金の支出の 一部を市へ返還請求	R4. 12. 9	0							0						現在、千葉地裁係属中
11	千葉県	四街道市	市長に対して、善管注意義務違反 による債務不履行に基づく損害賠 償金の請求を行うことを求めるも の	R3. 12. 14	0							0						現在、千葉地裁係属中
12	千葉県	袖ケ浦市	行政財産無効確認請求	R4. 10. 4	0					0								現在、千葉地裁係属中
13	千葉県	白子町	公共施設の使用者へ不当利得返 還、管理者へ損害賠償を請求	R4. 7. 21	0							0						現在、千葉地裁係属中
	計	9団体	18件		18件	0件	0件	0件	2件	2件	4件	11件	1件	6件	0件	0件	0件	
1	東京都	千代田区	区長に対する財産の管理を怠る事 実の違法確認の請求	R3. 12. 8	0						0							現在、東京地裁係属中
2	東京都	千代田区	区長に対する損賠賠償請求の義務 付けの請求及び公金支出の差止め の請求	R4. 7. 29	0				0			0						現在、東京地裁係属中
3	東京都	千代田区	区長に対する財産の管理を怠る事 実の違法確認の請求	R4. 9. 30	0						0							現在、東京地裁係属中
-	東京都	文京区	【1次】文京区長らに対する、補助金不交付に伴う損害金の損害賠償請求行為請求(2814万8000円)(及び本件事案に関して監査委員が却下したことが違法であるとする損害賠償請求(66万3000円))	R1. 12. 17	0							0						R5. 1. 18原告取下げ
-	東京都	文京区	【2次】文京区長らに対する、補助金不交付に伴う損害金の損害賠償請求行為請求(2814万8000円)(及び本件事案に関して監査委員が却下したことが違法であるとする損害賠償請求(12万3000円))	R2. 2. 28	0							0						R5. 1. 18原告取下げ

					訴之(の理由			請求	事項		(確		の結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	場にの一あ最その	ない場合に、	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	7	による請求	による請求	による請求 日 項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支い 状第のにくにる払い	訴訟の係属状況等
4	東京都	墨田区	区長に対する違法な支出命令の損 害賠償請求	R3. 10. 4	0						0		0				R4. 9. 29東京地裁棄却 R5. 3. 23東京高裁棄却
_	東京都	世田谷区	教職員等からの学校給食費の徴収 に関する件	R3. 3. 24	0					0			0				R4. 3. 23東京地裁請求棄却 R4. 10. 12東京高裁控訴棄却
5	東京都	渋谷区	区長らに対する違法契約締結に伴 う損害金(約468万円)の請求	R4. 7. 8	0						0						現在、東京地裁係属中
-	東京都	渋谷区	区長に対する定期借地権設定契約 に伴う損害金(約220億円)の請 求	Н30. 8. 29	0						0	0	0				R4. 4. 21東京地裁一部却下一部棄 却 R4. 12. 1東京高裁控訴棄却
-	東京都	渋谷区	区長が定期借地権設定契約の賃料 改定協議の申し入れをしないこと が怠る事実に該当し、その違法を 求める請求及び区長に対し当該怠 る事実に伴う損害金(約4億円) の請求	R2. 2. 19	0					0	0		0				R4.7.20東京地裁請求棄却 R5.1.25東京高裁控訴棄却
-	東京都	渋谷区	区が株主である公社に対し役員に対する責任追及等の訴えを提起することを請求しないことが怠る事実に該当し、その違法確認を求める請求及び4区長らに対する当該怠多事実等に伴う損害金(約200万円)の請求	R2. 6. 8	0					0	0	0	0				R4. 2. 18東京地裁一部却下一部棄 却
-	東京都	中野区	区長に対する違法な支出命令に伴 う損害賠償金(1億180万5,030 円)の請求	R1. 8. 23	0						0		0				R3.4.9東京地裁請求棄却 R3.12.1東京高裁控訴棄却 R4.6.21最高裁上告棄却及び上告 不受理
-	東京都	杉並区	商店会連合会が不正に補助金を受給していた等として、商店街連合会及び区長に80万9,211円の支払等を請求することを区長に求める請求並びに当該請求を怠る事実の違法確認の請求	R2. 3. 12	0					0	0		0				R3.5.13東京地裁請求却下 R3.11.17東京高裁控訴棄却
-	東京都	荒川区	区議会議員選挙の実施に際し条例の規定に基づき区が負担した立候補者の選挙活動に係る費用について、区に返還するよう当該立候補者に対し請求することを区長に対し求める請求	R1. 10. 8, 9	0						0		0				R3.10.8、東京地裁(併合審理) においていずれも請求棄却 その後一部について控訴が提起さ れたが、R3.12.2、東京高裁にお いていずれも原告控訴取下げ

						訴えの	の理由			請求	事項		(確		つ結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある監査委員の監査の結果	不服がある場合関又は職員の措置会、長その他の執	ない場合ない場合に対した。	世童と構じない場合 機関又は職員が必要な 議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支い の(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
-	東京都	荒川区	会派が政務活動費を充てて支出し た新潟県越後湯沢にて実施した研 修会に係る費用について、区に返 還するよう当該会派に対し請求す ることを区長に対し求める請求	R1. 10. 15	0							0			0			R3.1.13、東京地裁において請求 一部認容 その後控訴が提起され、及び関連 請求として別の訴えも追加して提 起されたが、R3.10.6、東京高裁 においていずれも請求棄却
-	東京都	荒川区	会派が政務活動費を充てて支出した業書の購入代金について、区に 返還するよう当該会派に対し請求 することを区長に対し求める請求	R2. 11. 20	0							0		0				R4.1.12、東京地裁において請求 棄却 その後控訴が提起されたが、後に 訴えの交換的変更がなされ、 R4.10.18、東京高裁において請求 棄却
-	東京都	荒川区	会派が政務活動費を充てて支出した台湾への視察に係るキャンセル料金について、区に返還するよう 当該会派に対し請求することを区長に対し求める請求	R2. 12. 14	0							0		0				R3.8.19、東京地裁において請求 棄却 R4.2.28、東京高裁において請求 棄却 R4.10.6、上告棄却及び上告不受 理
-	東京都	荒川区	会派が政務活動費を充てて支出した京都への視察に係る費用について、区に返還するよう当該会派に対し請求することを区長に対し求める請求	R2. 12. 14	0							0		0				R3.8.19、東京地裁において請求 棄却 R4.1.13、東京高裁において請求 棄却
-	東京都	荒川区	会派が政務活動費を充てて支出した資料(新聞等)の購入代金について、区に返還するよう当該会派に対し請求することを区長に対し求める請求	R3. 1. 6	0							0		0				R3.10.28、東京地裁において請求 棄却 R4.5.31、東京高裁において請求 棄却
-	東京都	荒川区	再開発準備組合に対し交付することを予定している補助金等に係る 予算の執行の差止めを区長に対し 求める請求	R3. 4. 1	0				0				0					R4.1.25、東京地裁において請求 却下
6	東京都	荒川区	再開発準備組合に対し交付することを予定している補助金等に係る 予算の執行の差止めを区長に対し 求める請求	R4. 2. 10	0				0									現在、東京地裁において係属中
7	東京都	荒川区	再開発準備組合に対し交付した補 助金等について、区に返還するよ う区長(個人)に対し請求するこ とを区長に対し求める請求	R4. 5. 31	0							0						現在、東京地裁において係属中
8	東京都	荒川区	再開発準備組合に対し交付することを予定している補助金等に係る 予算の執行の差止めを区長に対し 求める請求	R4. 9. 15	0				0									現在、東京地裁において係属中

						訴えの	つ理由			請求	事項		(確		の結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	一合不監	不服がある場合 機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行		■を講じか 又は職員 、長その:	による請求 第1項第1号	による請求 日 項第2 号	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支い 収第のにくにるい	訴訟の係属状況等
-	東京都	足立区	区長に対する違法な公金支出の返 還請求	R2. 2. 28			0					0		0				R2.10.9東京地裁請求棄却 R3.5.28東京高裁控訴棄却
9	東京都	葛飾区	事業用定期借地契約締結差止等請 求事件	R3. 8. 4	0				0			0						現在、東京地裁係属中
10	東京都	八王子市	市が事業者に対して行った指定訪問介護事業所の指定の取消し等の請求及び当該指定訪問介護事業所に対し市が支払った介護給付費等相当額の損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを市長に求める請求	R3. 8. 4			0			0		0						現在、東京地裁係属中 (R2.6.26に提起された訴訟への共 同訴訟参加)
11	東京都	武蔵野市	市長等に対する違法な報酬支出に 伴う損害金(計2,184,000円)の 請求	R4. 4. 26	0							0		0				R4.10.14東京地裁請求却下 R5.3.8東京高裁控訴棄却
12	東京都	武蔵野市	市長に対する違法な契約締結に伴 う損害金(998,700,000円)の請 求	R4. 8. 25	0							0						現在、東京地裁係属中
-	東京都	日野市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金の請求	H29. 9. 28	0							0				0	0	R2. 11. 12東京地裁請求認容 R3. 12. 15東京高裁控訴棄却 R4. 9. 8最高裁上告申立不受理
13	東京都	日野市	市長に対する違法補助金支出に伴 う損害金の請求	R4. 2. 9	0							0						R4.12.21東京地裁請求却下 現在、東京高裁係属中
14	東京都	日野市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金の請求	R4. 10. 7	0							0						現在、東京地裁係属中
_	東京都	多摩市	市長に対して、認可保育園に係る 補助金交付の取り消し等の措置を 求めるもの	H29. 10. 30	0							0		0				R2.7.21 東京地裁一部却下・残部 棄却 R2.7.21 控訴 R3.4.21 東京高裁控訴棄却
-	東京都	日の出町	町体育施設使用料について、不当 な手続きによる減免を繰り返した ことで町に損害を与えたと主張し 減免額に相当する金員を請求	R2. 7. 1	0							0	0					R3. 11. 18東京地裁請求却下
15	東京都	日の出町	住民訴訟に関する応訴費用として、町が訴訟代理人へ支払った費 用を、損害賠償請求の関係職員が 町へ支払うよう求めるもの	R4. 7. 29	0							0						現在、東京地裁係属中
	計	15団体	34件		32件	0件	2件	0件	5件	1件	6件	28件	4件	15件	1件	1件	1件	

							の理由			請求	事項		(確		つ結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある監査委員の監査の結果	不服がある場合 機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行	告を法定期間内に行わ監査委員が監査又は勧	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求	による請求 同項第3号	による請求 日 項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
-	神奈川県	横浜市	市長等に対する小学校用地の売買 契約の契約締結に伴う損害金(7 億円)の請求	Н31. 4. 17	0							0		0				R2.12.9横浜地裁請求棄却 R3.6.9 東京高裁控訴棄却 R3.12.24 最高裁上告受理申立て 不受理
-	神奈川県	横浜市	執行機関に対する横浜市所有建物 の売買契約及び横浜市所有土地の 貸付契約の締結に係る差止請求	R3. 5. 27	0				0									前回調査時回答済みの訴訟提起日 R2.6.9の同事件への共同訴訟参加 事件 現在、横浜地裁係属中
1	神奈川県	横浜市	執行機関に対する横浜市所有地の 貸付契約の締結に係る差止請求	R3. 7. 9	0				0									R3. 9. 10原告取下げ
_	神奈川県	川崎市	財産管理を怠ることが違法である ことの確認を求めるもの	R2. 11. 30	0						0			0				R3.8.18横浜地裁請求棄却 R4.4.27東京高裁控訴棄却
_	神奈川県	川崎市	財産管理を怠ることが違法である ことの確認を求めるもの	R2. 11. 30	0						0		0					R3.8.18横浜地裁訴え却下 R4.1.26東京高裁控訴棄却
_	神奈川県	川崎市	財産管理を怠ることが違法である ことの確認を求めるもの	R2. 12. 4	0						0		0					R3.8.18横浜地裁訴え却下 R3.12.23東京高裁控訴却下
_	神奈川県	川崎市	市長に対し、違法公金支出に伴う 損害金について、事業者に請求す ることを求めるもの	R3. 2. 17	0							0	0					R3. 8. 18横浜地裁訴え却下 R4. 1. 26東京高裁控訴棄却
2	神奈川県	川崎市	市長に対し、違法公金支出に伴う 損害金(約1,033万円)につい て、各議員に請求することを求め るもの	R3. 9. 15	0							0						現在、横浜地裁係属中
3	神奈川県	川崎市	市長に対し、違法契約締結に伴う 損害金(約2,179万円)につい て、市長等に請求することを求め るもの	R3. 10. 4	0							0						現在、横浜地裁係属中
4	神奈川県	川崎市	市長に対し、違法公金支出に伴う 損害金(約513万円) について、 各議員に請求することを求めるも の	R3. 11. 9	0							0						現在、横浜地裁係属中
5	神奈川県	川崎市	市長に対し、違法公金支出に伴う 損害金(約410万円) について、 各議員に請求することを求めるも の	R3. 12. 27	0							0						現在、横浜地裁係属中

						訴えの	の理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した	の結果 場合の。	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある監査委員の監査の結果	不服がある場合関又は職員の措置会、長その他の執	場問監	f1置を講じない場へ関又は職員が必要会、長その他の執	による請求 第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支い状第のにくにる払い	訴訟の係属状況等
6	神奈川県	川崎市	市長に対し、違法契約締結に伴う 損害金(約1億3,104万円)について、市長等に請求することを求め るもの	R4. 3. 14	0							0						現在、横浜地裁係属中
7	神奈川県	川崎市	市長に対し、違法公金支出に伴う 損害金(約705万円)について、 各議員に請求することを求めるも の	R4. 11. 15	0							0						現在、横浜地裁係属中
_	神奈川県	横須賀市	市長及び副市長に対する不当な契 約締結に伴う損害金 (2億3,528万 5,257円) の請求	Н31. 4. 25	0							0		0				R4.2.9横浜地裁請求棄却 R4.10.12東京高裁控訴棄却
_	神奈川県	横須賀市	市長に対する怠る事実の違法確認 等の請求	R3. 4. 28	0				0		0	0		0				R3. 10. 15原告取下げ
-	神奈川県	平塚市	市長に対する行政処分取り消しの 請求	R2. 1. 17	0					0				0				R3.2.24横浜地裁 一部棄却、一 部却下 R3.7.5東京高裁 棄却
_	神奈川県	平塚市	市長に対する公金支出に伴う損害 賠償の請求	R3. 1. 21	0							0		0				R4. 3. 23横浜地裁 棄却等 R4. 9. 28東京高裁 棄却 R5. 3. 10最高裁 棄却
-	神奈川県	平塚市	市長に対する公金支出に伴う損害 賠償の請求	R3. 1. 21	0							0		0				R4. 3. 23横浜地裁 棄却等 R4. 9. 28東京高裁 棄却 R5. 3. 10最高裁 棄却
-	神奈川県	平塚市	市長に対する公金支出に伴う損害 賠償の請求	R3. 1. 21	0							0		0				R4. 3. 23横浜地裁 棄却等 R4. 9. 28東京高裁 棄却 R5. 3. 10最高裁 棄却
8	神奈川県	平塚市	議員に対する懲罰を科すとの平塚 市議会の決議について、4名の議 委による違法な議会運営があり、 これらの議員の同月分に係る報酬 の10分の1を減額するべきであっ たにもかかわらず、議員報酬が減 額されることなく支出されたこと が違法であると主張して、市長に 対し損害賠償金20万5,105円の支 払いを請求する。	R3. 7. 12				0				0						R4.9.21横浜地裁請求棄却 R5.3 横浜高裁請求棄却 R5.5.19現在、最高裁提訴中
-	神奈川県	鎌倉市	市長に対する違法な契約による金 員1,499万400円の支払いの差止め の請求	Н31. 1. 11	0				0					0				R3. 1. 27横浜地裁請求棄却 R3. 7. 21東京高裁控訴棄却 R4. 2. 22最高裁上告棄却、不受理 決定

						訴えの			請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した		み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	不服がある場合 機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行	告を法定期間内に行わ 監査委員が監査又は勧 と法定期間内に行わ を法定期間内に行わ	による請求第1項第1号	による請求 同項第2号	よ項 る第 請3	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
-	神奈川県	鎌倉市	市長が、違法な契約による支払い済みの2,157万5,000円の金員について、全部あるいは一部の返還を請求するあるいは調査の追加を請求することを怠る行為が、違法であることの確認	R1. 7. 5	0					0			0				R4. 3. 9横浜地裁請求棄却
_	神奈川県	鎌倉市	市長に対する損害金 (3,933万 5,000円) の請求	R2. 5. 18	0						0	0	0				R4.4.20横浜地裁一部訴え却下、 その余は請求棄却 R5.1.25東京高裁控訴棄却
9	神奈川県	鎌倉市	市長に対する支払い済みの11億 6,570万1,908円の金員について、 違法な支出であることを確認し、 その返還を求めるもの	R5. 4. 28	0						0						現在、横浜地裁係争中
10	神奈川県	小田原市	違法に土地の管理を怠ることで生 じた損害賠償請求	R4. 8. 17			0			0	0						現在横浜地方裁判所係争中
11	神奈川県	小田原市	市長に対して、過大に支出した公 金を返還させるよう求めるもの	R4. 9. 7		0					0						現在横浜地方裁判所係争中
12	神奈川県	大和市	再開発事業における保留床譲渡変 更契約に基づく負担金増額分が違 法であるとして、本市が被った損 害の賠償請求をすることを求める もの	R5. 5. 10	0						0						現在、横浜地裁係属中
13	神奈川県	大和市	再開発事業に伴う本市の公有財産 の譲渡が違法であるとして、本市 が被った損害の賠償請求をするこ とを求めるもの	R5. 5. 10	0						0						現在、横浜地裁係属中
_	神奈川県	大磯町	固定資産税の賦課徴収を怠る行為 について、損害賠償を求めるも の。	R3. 6. 30	0						0			0			R4.7.27横浜地裁判決 R5.3.3東京高裁判決確定
-	神奈川県	大磯町	固定資産税の賦課徴収を怠る行為 について、損害賠償を求めるも の。	R3. 6. 29	0						0						現在、横浜地裁係属中
	計	8団体	30件		27件	1件	0件 2件	4件	1件	6件	22件	4件	11件	1件	0件	0件	
1	新潟県	新潟市	市長に対して、法定外公共物の使 用者への損害賠償請求を行うこと を求めるもの	R4. 6. 26	0						0						現在、新潟地裁係属中
2	新潟県	三条市	受託会社に対する損害賠償請求を 行うこと	R4. 12. 7	0						0						現在、新潟地裁係属中

						訴えの	理由			請求	事項		(確		の結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	告員	不服がある場合 機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行	ない場合に対していません。	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払い	訴訟の係属状況等
_	新潟県	三条市	市長に対する不当な支出に伴う プール改修工事費用及び損害賠償 請求	R2. 4. 21	0							0	0	0				R4.2.17 新潟地裁請求一部却 下・一部棄却
-	新潟県	見附市	市長に対し、違法な入札により市 が被った損害金を予算執行職員に 請求することを求めるもの	R2. 3. 25	0							0						R3. 10. 27原告取下げ
-	新潟県	魚沼市	市長に対する瑕疵担保請求 (滞納 繰越分) の違法・不当性に関する 損害賠償請求	Н31. 4. 19	0					0	0	0		0				R2.3.6新潟地裁請求一部却下その 余棄却 R2.12.16東京高裁控訴棄却 R3.6.24最高裁上告棄却
-	新潟県	魚沼市	市長に対する無償譲渡の違法・無 効等を求める損害賠償請求	R1. 10. 21	0					0	0	0		0				R3.3.10新潟地裁請求一部却下そ の余棄却 R3.9.29東京高裁控訴棄却 R4.4.22最高裁上告棄却
_	新潟県	魚沼市	市長に対する無償譲渡の違法・無 効等を求める損害賠償請求	R2. 11. 9	0					0	0	0		0				R3. 6. 16新潟地裁請求却下 R4. 1. 20東京高裁控訴棄却 R4. 9. 30最高裁上告棄却
3	新潟県	魚沼市	市長に対する工事への支出の違 法・無効等を求める損害賠償請求	R3. 11. 22	0					0	0	0						現在、新潟地裁係属中
4	新潟県	魚沼市	市長に対する債券放棄の違法・無 効等を求める損害賠償請求	R3. 12. 7	0					0	0	0						R4.8.19新潟地裁請求一部却下その余棄却 R5.2.16東京高裁控訴棄却 現在、最高裁係属中
5	新潟県	魚沼市	市長に対するマスクに係る支出の 違法・無効等を求める損害賠償請 求	R4. 2. 1	0					0	0	0						R5.3.27新潟地裁請求一部却下そ の余棄却 現在、東京高裁係属中
6	新潟県	魚沼市	市長に対する関連経費の返還請求 及び関係職員の処分等を求める損 害賠償請求	R4. 3. 14	0					0	0	0						R5.3.27新潟地裁請求一部却下そ の余棄却 現在、東京高裁係属中
	計	4団体	11件		11件	0件	0件	0件	0件	7件	7件	11件	1件	4件	0件	0件	0件	
_	富山県	富山市	市長に対し政務活動費の支出に関 し、会派へ不当利得返還請求を行 うよう求めるもの	Н30. 4. 20	0							0		0				R4. 3. 2富山地裁原告一部勝訴 R5. 2. 8名古屋高裁請求棄却
	計	1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	
-	石川県	金沢市	市長に対する政務活動費返還請求 事件	Н31. 4. 26	0							0		0				R2. 7. 3金沢地裁請求棄却 R2. 12. 9名古屋高裁請求棄却 R3. 5. 14最高裁上告不受理
_	石川県	金沢市	市長に対する政務活動費返還請求 事件	R2. 4. 27	0							0		0				R3. 3. 15金沢地裁請求棄却 R3. 9. 15名古屋高裁請求棄却 R4. 2. 4最高裁上告不受理

						訴えの				請求	事項		(確	訴訟 <i>の</i> 定した)結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	合不監	不服がある場合 機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行	告を法定期間内に行わ 監査委員が監査又は勧	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求 同項第2号	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
_	石川県	金沢市	政務活動費返還請求事件	R3. 6. 18	0							0		0				R4. 2. 18金沢地裁請求棄却 R4. 7. 27名古屋高裁控訴棄却 R4. 12. 16最高裁上告不受理
1	石川県	金沢市	市長に対する政務活動費の返還請 求	R4. 4. 28	0							0						R5. 2. 16金沢地裁請求棄却 R5. 8. 23名古屋高裁控訴棄却
2	石川県	金沢市	市長に対する政務活動費の返還請 求	R5. 5. 2	0							0						現在、金沢地裁係争中
_	石川県	珠洲市	市長に対する不当な負担金支出の 返還請求	R2. 1. 26	0					0	0							R2.11.10金沢地裁請求却下 R3.6.7名古屋高裁金沢支部 訴訟終了(控訴人の死亡)
	計	2団体	6件		6件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	5件	0件	3件	0件	0件	0件	
1	福井県	福井市	市長に対する繰入金の計算におけ る控除の取消の請求	R3. 8. 24	0					0				0				R4. 7. 20福井地裁請求却下 R5. 2. 22名古屋高裁請求棄却
	計	1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	
1	山梨県	忍野村	村長に対して、違法な財務会計上 の行為があったとしての損害賠償 請求	R3. 7. 20	0							0						現在、甲府地裁係属中
2	山梨県	忍野村	村長に対して、違法な専決処分を 行ったとして、一部の事業予算の 差し止め及び同事業での支出費用 の返還請求	R3. 11. 24	0				0									現在、甲府地裁係属中
-	山梨県	南アルプス市	市長に対する実施設計費用水増し に伴う損害金(4,731,040円)の 請求	R2. 11. 25	0							0	0					R4. 12. 13甲府地裁請求却下 R4. 12. 28判決確定
	計	2団体	3件		3件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	1件	0件	0件	0件	0件	
1	長野県	諏訪市	市長に対する施設の無償貸与使用 賃貸契約に対し契約の無効を求め る訴え	R3. 8. 25	0							0	0					R4. 2. 25長野地裁請求却下 R4. 3. 16判決確定
2	長野県	大町市	怠る事実の違法確認請求	R3. 12. 28	0						0							現在、長野地裁係争中
	計	2団体	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	
_	岐阜県	岐阜市	市長に対し、談合事業者に損害金 の支払いを請求することを求める もの	Н30. 5. 28	0							0						R4. 6. 8原告取下げ

						訴えの	の理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>の</i> 定した)結果 場合の。	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日			が場合に又が監査		による請求第1項第1号	による請求 同項第2号	による請求同項第3号	による請求 同項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
1	岐阜県	中津川市	市長に対し、消防団への過払い金 393,600円の返還請求	R3. 11. 10	0							0						R5.2.10岐阜地裁請求棄却 現在、名古屋高裁係属中
2	岐阜県	御嵩町	町長に対する違法な公金支出の差 止めの請求	R5. 1. 18	0				0									現在、岐阜地裁係属中
	計	3団体	3件		3件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	
1	静岡県	静岡市	市長らに対して、新庁舎移転新築 に係る委託業務が違法であったと して、損害金(1,396万5,000円 円)の賠償を求める請求	R3. 6. 3	0							0	0					R4. 10. 6静岡地裁請求却下 R5. 4. 13東京高裁請求却下
2	静岡県	静岡市	市長らに対して、啓発マスクの配布が公職選挙法に違反するものであったとして、損害金(4万8,005円)の賠償を求める請求	R4. 4. 26	0							0		0				R5. 3. 24静岡地裁請求棄却 R5. 4. 8判決確定
3	静岡県	静岡市	市に対し、公園施設の整備の手法 が違法であるとして、実施協定の 締結の差止めを行うこと等を求め るもの	R4. 5. 19	0				0									現在、静岡地裁係属中
4	静岡県	静岡市	市に対し、公園施設の整備の手法 が違法であるとして、実施協定の 締結の差止めを行うこと等を求め るもの	R4. 5. 20	0				0									上記と併合審理
5	静岡県	浜松市	・市長に対し、違法な補助金交付 に係る市長への損害賠償請求権及 び補助事業者への不当利得返還請 求権(2億2,556万5,500円)の行使 を求める請求 ・市長への損害賠償請求権及び補 助事業者への補助金の不当利得返 還請求権の行使を怠っていること の違法確認請求	R4. 5. 24	0						0	0						現在、静岡地裁係属中
6	静岡県	沼津市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金の請求	R4. 4. 1	0							0						R4. 10. 6原告取下げ
7	静岡県	沼津市	市長に対する違法支出	R4. 8. 25	0						0	0						現在、静岡地裁継続中
-	静岡県	富士宮市	市長に対する撤去費用公金支出の 損害賠償の請求	R1. 6. 24	0						0	0	0					R3. 1. 29静岡地裁請求棄却 R3. 8. 4東京高裁控訴却下

						訴えの)理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した	り結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	告員	の員の	な期間は	を講じれ	る第一	による請求	による請求	による請求 日 項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
8	静岡県	富士宮市	市長に対する是正行使を怠る違法 の確認請求	R4. 4. 12	0						0		0					R5. 2. 2静岡地裁請求却下
9	静岡県	御前崎市	市長に対して、工事に関する一切 の公金の支出差し止めを求めるも の	R3. 6. 29	0				0									現在、静岡地裁係属中
10	静岡県	御前崎市	市長は、関係者に対して損害賠償 等の請求を行うことを求めるもの	R3. 9. 30	0							0						現在、静岡地裁係属中 (上記事件と併合され審理)
11	静岡県	御前崎市	市長は関係者に対して、損害賠償 の請求を求めるもの	R3. 10. 21	0							0	0					R4. 12. 23静岡地裁請求却下
12	静岡県	御前崎市	市長は、関係者に対して砂採取事 業進行の差止めを求めるもの	R4. 5. 19	0							0						R5.3.24静岡地裁請求却下 現在、東京高裁で係属中
-	静岡県	御前崎市	市長に対する住民投票実施に伴う 損害金の請求	R3. 1. 19	0							0		0				R4. 2. 25静岡地裁請求却下 R4. 12. 26東京高裁請求棄却
-	静岡県	御前崎市	市長に対する避難地整備事業に係 る損害金の請求	R3. 1. 21	0							0		0				R4. 4. 21静岡地裁請求棄却(一部却下) R5. 3. 22東京高裁請求棄却
-	静岡県	長泉町	前町長、町長に対する違法な公金 支出に伴う損害金(2204.2千円)の 請求。(後に監査請求期間を過ぎ た請求であった1,542.2千円は取 下げ)	R1. 5. 24	0							0		0				R3. 3. 18 静岡地裁請求棄却 R3. 11. 18 東京高裁請求棄却 R4. 4. 15 最高裁上告不受理
	計	6団体	16件		16件	0件	0件	0件	3件	0件	4件	12件	4件	4件	0件	0件	0件	
-	愛知県	名古屋市	名古屋城天守閣整備事業の基本設計代金の支払は違法な公金の支出であるとして、市長等に対し基本設計代金の支払いを求める請求や当該事業の差し止めを求める請求等	Н30. 12. 17	0				0	0		0		0				R2. 11.5 名古屋地裁一部却下一 部棄却 R4. 3. 25 名古屋高裁一部却下一 部棄却
1	愛知県	名古屋市	特定会派に対し交付された令和2 年度分の政務活動費のうち、広聴 広報費の支出(広報紙の印刷・配 布費用)113万2,065円の全額又は 不の額が不当利得であるため、 市長に対し当該特定会派へ当該広 聴広報費の返還を請求するよう求 める請求。	R4. 4. 5	0							0						R5. 9. 14名古屋地裁請求棄却 現在、名古屋高裁係属中

						訴えの	の理由			請求	事項		(確	訴訟の 定した	つ結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	台貝	ある場合の他の執	ない場合に気が監査又は	じ量の	による請求 第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
2	愛知県	名古屋市	市が高架化方式により計画する名 鉄名古屋本線(桜駅〜本星崎駅 間)連続立体交差事業につき、地 下化方式に比べ利用価値の発揮が 20年遅れることを損害として、そ の差止めを求める請求。	R5. 2. 27	0				0									現在、名古屋地裁係属中
3	愛知県	豊橋市	市長が祝辞を述べた行為に関する 公金支出相当額の損害賠償請求を 市長個人に対し行うことを求めも の	R5. 1. 1	0							0						R5.1.1 訴訟提起 (名古屋地裁) 現在、名古屋地裁係属中
4	愛知県	豊橋市	市長が締結した契約に関し、債務 不履行に基づく損害賠償請求を契 約の相手方に行うこと等を求める もの	R5. 4. 28	0						0	0						R5. 4. 28 訴訟提起(名古屋地裁) 現在、名古屋地裁係属中
5	愛知県	岡崎市	市長に対する違法な事業中止申入 れ行為に伴う損害金(4,275万400 円)の請求	R5. 1. 20	0							0						現在、名古屋地裁係属中
6	愛知県	一宮市	市長が民生児童委員協議会に対し て不当利得返還請求を行うことを 求めるもの	R3. 11. 26	0							0		0				R5. 3. 23名古屋地裁請求棄却
_	愛知県	西尾市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金の請求	R2. 5. 27	0							0		0				R5. 3. 23名古屋地裁請求棄却 R5. 4. 7 確定
-	愛知県	西尾市	市長が西三河農業協同組合に対し 不当利得の返還請求をすることを 求める。	R2. 7. 17	0							0		0				R3.11.4名古屋地裁請求棄却 R3.11.19確定
_	愛知県	西尾市	市長に対する根拠のない違法な公 金支出差し止めの請求 (市長に対する違法な合意に伴う 損害金の請求)	R2. 10. 13	0				0			0		0				R4.3.3 名古屋地裁請求棄却 R4.3.18確定 (R3.3.17原告訴え変更申立により 1号請求から4号請求へ)
-	愛知県	小牧市	市長に対する違法な契約に伴う損害金 (1億3,365万円) の請求	Н30. 10. 12	0							0		0				R2. 1. 22名古屋地裁請求棄却 R2. 11. 13名古屋高裁請求棄却 R3. 10. 1 上告不受理決定
_	愛知県	新城市	市長に対し、契約先に返還 (7,040千円) を請求することを 求める	R2. 9. 15	0							0	0	0				R3.12.16名古屋地裁 一部却下 その他棄却
7	愛知県	新城市	市長に対する違法な公金支出に伴 う損害金 (189,268,380円) の請 求	R3. 9. 8	0							0						現在、名古屋地裁係属中
_	愛知県	高浜市	市長に対する廃止予定の公共施設 の老朽化調査は違法であるとして の損害賠償請求	R2. 10. 20	0							0						R3.11.8受付 原告取下げ

						訴えの				請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した	り結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	あ員の	な定員	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求 同項第2号	による請求同項第3号	による請求同項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
8	愛知県	高浜市	市有財産の無償貸付は無効である として、市長が相手方への貸付料 の請求を怠る事実の違法確認及び 相手方に対する支払請求	R3. 6. 16	0						0	0						名古屋地裁係属中
9	愛知県	岩倉市	市に対して、市長及び愛知県に損害賠償の請求をすることを求める 請求	R3. 9. 1	0							0						現在、名古屋地裁係争中
10	愛知県	清須市	市長に対する市議会議員―般選挙 における選挙公営費の返還を求め るもの	R4. 12. 23	0							0						現在、名古屋地裁係属中
11	愛知県	弥富市	市長に対し、違法な公金支出の返 還及び差し止めの請求	R4. 4. 21	0				0			0						現在、名古屋地裁係属中
12	愛知県	みよし市	市長に対する工事設計委託費支出 差止め等の請求	R4. 10. 28	0						0	0						現在、名古屋地裁係属中
13	愛知県	東栄町	町長に対する請負契約締結が町に 与える損害金 (4,248万円) の請求	R3. 11. 8		0						0						名古屋地裁係争中
	計	13団体	20件		19件	1件	0件	0件	4件	1件	3件	19件	1件	7件	0件	0件	0件	
-	三重県	津市	市長に対する違法な契約締結の支 出に伴う損害金(605万8,0 72円)の請求	R1. 6. 24	0							0		0				R3.7.15津地裁請求棄却 R4.2.9 名古屋高裁控訴棄却
-	三重県	津市	市長に対する違法な契約締結の支 出に伴う損害金(計2,106万 8,195円)の請求	R3. 6. 10	0							0						現在、津地裁係属中
1	三重県	津市	市長に対する違法な契約締結の支 出に伴う損害金(計1億6,12 2万187円)の請求	R3. 8. 19	0							0						現在、津地裁係属中
2	三重県	津市	市長に対し、違法な契約締結に よって生じた損害金の一部につい て、請求を怠る事実の違法確認の 請求	R4. 3. 24				0			0							R4. 11. 24津地裁請求棄却 現在、名古屋高裁係属中
3	三重県	津市	市長等に対する違法な契約締結の 支出に伴う損害金(計2,000 万3,074円)の請求	R4. 7. 4	0							0						現在、津地裁係属中
_	三重県	四日市市	市長に、不当利得金返還請求 (計 460,819円) することを求めるも の	R2. 7. 2				0				0		0				R3.3.29津地裁 請求一部却下、一部棄却 R3.10.27名古屋高裁控訴棄却 R4.3.31最高裁上告棄却

						訴えの				請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した	り結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	機関又は職員の措置に議会、長その他の執行	な定員	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	る第一	による請求 同項第2号	による請求 同項第3号	による請求 同項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
4	三重県	四日市市	市長に対する違法な工事契約の差 止めを求める請求	R4. 6. 10	0				0									R5. 5. 16原告らによる取下げ
5	三重県	四日市市	市長に対する違法な工事契約の支 出の差止めを求める請求	R4. 9. 22	0				0									R5.5.16原告らによる取下げ 上記4への共同訴訟参加
6	三重県	四日市市	市長に対する違法な工事契約に伴 う支出による損害金(1億2,8 15万円)の請求	R4. 9. 22	0							0						R5. 5. 16原告らによる取下げ 上記4への共同訴訟参加
	計	2団体	9件		7件	0件	0件	2件	2件	0件	1件	6件	0件	2件	0件	0件	0件	
-	滋賀県	大津市	市長及び前副市長に対する違法契 約締結に伴う損害金 (22,658,400 円)等の請求	H29. 7. 24	0							0		0				R2. 1. 23大津地裁請求棄却 R2. 11. 20大阪高裁請求棄却 R3. 5. 7最高裁上告不受理
1	滋賀県	大津市	市長及び前環境部次長に対する違 法契約締結に伴う損害金 (13,434,709円)等の請求	R4. 10. 26	0							0						現在、大津地裁係属中
_	滋賀県	彦根市	市民体育センター整備関連経費の 支出差止めを求める請求	R2. 4. 30	0				0			0		0				R4. 2. 15大津地裁請求棄却 R4. 9. 15大阪高裁請求棄却
_	滋賀県	彦根市	庁舎耐震化整備に関する違法な公 金の支出について返還を求める請 求	R2. 7. 27	0							0		0				R3.9.3大津地裁請求棄却 R4.3.25大阪高裁請求棄却
2	滋賀県	近江八幡市	市長個人に対し支出した賠償金等 の支払いを求めるもの	R3. 6. 22	0							0						現在、大津地裁係属中
-	滋賀県	近江八幡市	市長個人に対し支出した賠償金等 の支払いを求めるもの	R2. 9. 30	0							0		0				R3. 8. 27 大津地裁請求棄却
3	滋賀県	栗東市	市長に対する貸付金回収不能に対 する損害賠償請求	R4. 12. 20	0							0						現在、大津地裁係属中
4	滋賀県	野洲市	市長は栢木進(市長)個人に対して4,256万円の損害賠償を求めること	R3. 8. 18	0							0						現在、大津地裁係属中
5	滋賀県	野洲市	市長は栢木進(市町)個人に対して4,256万円の損害賠償を求めること	R4. 5. 31	0							0						現在、大津地裁係属中
6	滋賀県	湖南市	当該委員の報酬支払いの事前差止 または取消返還の請求	R4. 5. 16	0				0			0						R5. 4. 11大津地裁請求棄却 現在、大阪高裁係属中

						訴えの	の理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>の</i> 定した)結果 場合の2	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	A	不服がある場合 機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行	場間監 合内査 に又	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求 第1項第1号	による請求	による請求同項第3号	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
7	滋賀県	湖南市	当該委員の報酬支払いの取消返還 の請求	R5. 4. 21	0							0						現在、大津地裁係属中
	計	6団体	11件		11件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	11件	0件	4件	0件	0件	0件	
-	京都府	京都市	市長に対する公金の支出の差止め 及び違法な公金の支出に係る損害 金(1億3165万円)の請求	Н29. 3. 10	0				0			0		0				R2. 2. 17京都地裁請求棄却 R3. 1. 27大阪高裁請求棄却 R3. 7. 26最高裁上告不受理
-	京都府	京都市	・市長に対して、市長及び業務の 委託契約を締結した法人への違法 な公金の支出に係る損害金(42 0万円)の請求を行うことを求め るもの ・市長に対して、公金(420万 円)の支出の専決権限を有してい た職員への賠償命令を求めるもの	R2. 3. 12	0							0		0				R3. 4. 23京都地裁請求棄却 R3. 10. 27大阪高裁控訴棄却
1	京都府	舞鶴市	市長に対して、契約の相手方への 損害賠償請求を行うことを求める もの	R5. 3. 10	0						0							現在、京都地裁係属中
-	京都府	亀岡市	市長他に対する違法な委託契約に 伴う損害金の請求	H27. 2. 3	0			0				0		0				R1. 10. 8京都地裁請求棄却 R2. 9. 18大阪高裁控訴棄却 R3. 4. 1最高裁上告不受理
-	京都府	宮津市	市長に対する財産の適切な管理の 請求	R2. 12. 24	0							0	0	0				R4. 4. 25請求一部却下、一部棄却
-	京都府	宮津市	市長に対する財産の適切な管理の 請求	R3. 4. 5	0							0	0	0				R4. 2. 21京都地裁請求一部却下、 一部棄却 R4. 10. 13大阪高裁控訴棄却
2	京都府	向日市	市長に対する違法不当な財産区管 理に伴う損害金(10億円)の請求	R3. 8. 24	0							0	0					R4. 2. 21京都地裁請求却下
3	京都府	向日市	市長に対する固定資産税の賦課決 定を怠る事実の違法確認	R4. 9. 21	0						0							現在、京都地裁係属中
4	京都府	八幡市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金(880万円)の請求	R3. 7. 21	0							0						現在、京都地方裁判所、係属中
5	京都府	精華町	町長に対する違法な公金の支出に 伴う損害金の請求	R4. 7. 13	0							0						現在、京都地裁係属中

						訴えの	つ理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>の</i> 定した)結果 場合の∂	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	参にの合不監	が職その	ない場合に設員が監査又	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求	による請求	による請求 4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
6	京都府	精華町	町長に対する財産の管理を怠る事 実に伴う損害金の請求	R4. 11. 9	0							0						現在、京都地裁係属中
	計	7団体	11件		11件	0件	0件	1件	1件	0件	2件	9件	3件	5件	0件	0件	0件	
-	大阪府	大阪市	市長に対する大阪市ヘイトスピー チの対処に関する条例に基づく審 査会の委員報酬等の支出に係る損 害1,153,752円の賠償請求をする ことの請求	H29. 9. 19	0							0		0				R2.1.17大阪地裁請求棄却 R2.11.26大阪高裁控訴棄却 R4.2.15最高裁上告棄却・上告不 受理
-	大阪府	大阪市	市長に対する万博の推進に係る支出の差止めをすること及び万博の 推進に要した費用の支出に係る損 7章229、276、000円の賠償請求をす ることの請求	Н31. 2. 15	0				0			0		0				R2.11.13大阪地裁請求一部却下・ 一部棄却 R4.4.27大阪高裁控訴棄却
-	大阪府	大阪市	市長に対する大阪市内の高校生ら へのギャンブルに関するリーフ レットの配布の差止めをすること 及びリーフレットの印刷に要した 費用の支出に係る損害382,500円 の賠償請求をすることの請求	Н31. 3. 18	0				0			0		0				R2.9.17大阪地裁請求一部却下・ 一部棄却 R3.5.27大阪高裁控訴棄却 R3.10.26最高裁上告棄却・上告不 受理
-	大阪府	大阪市	市長に対する市有建物の貸付に係る条件付一般競争入札の執行に係る損害417,588,600円の賠償請求をすることの請求	R2. 10. 21	0							0		0				R4. 3. 16大阪地裁請求棄却
-	大阪府	大阪市	市長に対するもと財政局長に係る 退職手当の支給に係る損害 30,831,731円の賠償請求をするこ との請求	R3. 3. 15	0							0		0				R4. 10. 20大阪地裁請求棄却 R5. 2. 28大阪高裁控訴取下げ
1	大阪府		市長に対する大阪市を廃止し特別 区を設置することについての住民 投票等に要した費用の支出に係る 損害543,215,098円の賠償請求を することの請求	R3. 7. 26	0							0						R5.1.19大阪地裁請求棄却 現在、大阪高裁係属中
2	大阪府	大阪市	市長に対する大阪市立高等学校の 不動産を大阪府に譲与することの 差止めの請求	R3. 10. 7	0				0									R4. 1. 20大阪地裁原告取下げ
3	大阪府		契約管財局長に対する大阪市立高 等学校の不動産を大阪府に譲与す ることの差止めの請求	R3. 10. 19	0				0									R4.3.25大阪地裁請求棄却 現在、大阪高裁係属中

						訴えの	つ理由			請求	事項		(確		の結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	の員の	なり場に	¹¹ 置を講じない場へ関又は職員が必要会、長その他の執	による請求第1項第1号	による請求 日 項第2 号	による請求	による請求 日 項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
4	大阪府	大阪市	市長に対する大阪市立高等学校の 不動産の価格相当額 151,000,000,000円の賠償請求を することの請求	R4. 9. 30	0							0						現在、大阪高裁係属中 (上記控訴審に併合して訴えが提起されたもの) (住民監査請求がなされずに訴え が提起された)
5	大阪府	大阪市	市長及び大阪港湾局長に対するIR 事業のために本市が所有する土地 について借地権設定契約等を締結 することの差止めの請求	R4. 7. 29	0				0									現在、大阪地裁係属中
6	大阪府	大阪市	市長に対する大阪市立高等学校の 不動産の価格相当額 115,900,000,000円の賠償請求を することの請求	R5. 5. 26	0							0						現在、大阪地裁係属中
7	大阪府	堺市	市長に対して、政務活動費に係る 市議への不当利得返還請求を行う ことを求めるもの	R3. 8. 10	0							0						R3. 10. 22原告取下げ
8	大阪府	堺市	大阪府への違法な公金支出につい て不当利得返還請求等を行うこと を求めるもの	R4. 1. 10			0					0						現在、大阪地裁係属中
9	大阪府	堺市	市長に対して、政務活動費に係る 会派への不当利得返還請求を行う ことを求めるもの	R4. 3. 10	0							0						現在、大阪地裁係属中
10	大阪府	豊中市	コロナ配食サービス事業における 公金支出金の返還訴訟	R5. 3. 1	0							0						大阪地裁係属中
-	大阪府	吹田市	市長に対し、違法に支出された補 助金を団体に返還させるよう請求	R2. 8. 4	0							0	0					R2. 10. 26大阪地裁請求却下
-	大阪府	泉大津市	市長に対し、図書館移転に関して の公金支出差止め等の請求	R2. 4. 28	0							0	0	0				R4.8.25大阪地裁 訴えのうち公金の支出の差止めを 求める部分を却下 原告らのその余の請求をいずれも 棄却 R4.9.13 判決確定
-	大阪府	高槻市	教育長らは大阪府北部地震により 倒壊した市立小学校のブロック塀 の法定点検を怠ったとして教育査 並びに法定点検委託業者に対し損害賠 僭職員及び受託業者に対し損害賠 償請求を怠っていることの違法確 認を求めたもの	Н30. 11. 16	0						0			0				R3. 1. 20大阪地裁請求棄却 R3. 9. 10大阪高裁控訴棄却 R4. 4. 8最高裁上告不受理

						訴えの	の理由		請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した)結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	一関会	告を法定期間内に行わ告を法定期間内に行わ監査委員が監査又は勧けない場合といいます。	による請求 第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
	大阪府		大阪府北部地震により市立小学校 のブロック塀が倒壊し、児童児 亡した事故について、本市は兄 の遺族に対し解決金を支払っロック 遺族に対しないは違法にプである 好なとが、こか置したことが月原塀を管点 好でをでする。 はて教育長、ブロックとなどを して教育長、ブロック法定の にいた学校職員並びに法定を検 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	Н31. 3. 11	0					0			0				R3. 1. 20大阪地裁請求棄却 R3. 9. 10大阪高裁控訴棄却 R4. 4. 8最高裁上告不受理
11	大阪府	高槻市	令和2年7月3日付行理者」に 事業管理者(以下方裁と所で立立 う。)原告が日本では20 年に提起にたる行うに が相手が発生した。 所生に提起になるでは、20 年に提起になるでは、20 年に提起になるでは、20 年に提起になるでは、20 年にをを行いる。 当該第2番子のでは、10余た りし、手当り担立でも手でものもに表して が、20 年のは、20 年の時では、20 年のものでは、20 年のものでは、20 年のとは、20 年のとは、20 年のとは、20 年のとのでは、20 年のとのでは、20 年のとのでは、20 年のとのでは、20 年のとのでは、20 年のとのでは、20 年のとのでは、20 年のとのでは、20 年のとのでは、20 年のとのでは、20 年のとのでは、20 年のとのでは、20 年のとのでは、20 年のでは、20 年のでは、20 年のとのでは、20 年のでは	R3. 8. 30	0					0			0				R4. 5. 13大阪地裁請求棄却 R4. 10. 20大阪高裁請求棄却 相手方上告せず
-	大阪府		市が新型コロナウイルス感染症対策の施策の一つとして、令和2年度に実施した16歳から18歳までの対象者に10kgの高槻産米を支給した臨時支援事業について、米の購入等が違法に行われたものであり、市に損害を与えたとして、損害賠償の請求及び命令を求めたもの	R3. 6. 3	0					0			0				R4. 10. 20大阪地裁請求棄却 相手方が控訴せず

						訴えの	の理由		請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した	つ結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある監査委員の監査の結果	不服がある場合関又は職員の措置会、長その他の執	会、長その他の執 質異と講じない場合 で表に期間内に行 を法定期間内に行 を決定期間のに行	による請求 第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
12	大阪府	高槻市	市立小学校に隣接する土地について、市立認定こども園の敷地として活用できるとして購入しようとしたところ、当該土地の購入は不要であり、用地購入等に係る支出は市に損害を与えることとなるため、当該支出行為の差止めを求めたもの	R4. 5. 25	0			0									R4. 8. 3原告取下げ
13	大阪府	高槻市	本市大字店崎財産区が所有者が権地について、隣接土地体的に対けることが所有者が権限なく自己所有地と一体的に対けていることが損害を表していることが損害がある。場所の一次のでは、いる時別をでいる。といるは、いる時別を対して、いる時別を対して、いる時別を対して、いる時別を対して、いる時別を対して、いる時間を対して、はり債権が一部のとことにより債権が一部のでは、大字店崎財産が対域しておりえたとして、違法の確認を求めたもの	R4. 7. 4	0					0							現在、大阪地裁係属中
14	大阪府	枚方市	市長らに対する違法な公金支出の 返還請求 市長らに対する違法な公金支出の 差止めの請求	R3. 11. 11	0			0			0	0					R4. 4. 14大阪地裁請求棄却及び却 下 原告は控訴せず判決確定
15	大阪府	大東市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金の請求	R3. 12. 23	0						0						R5.3.29大阪地裁請求棄却 現在、大阪高裁係属中
16	大阪府	大東市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金の請求	R4. 1. 21	0						0						R5.3.29大阪地裁請求棄却 現在、大阪高裁係属中
-	大阪府	柏原市	損害賠償請求権若しくは不当利得 返還請求権の行使	Н30. 7. 13	0						0		0				H31.4.26大阪地裁判決 R1.5.16判決確定
-	大阪府	柏原市	怠る事実の違法確認請求	R2. 8. 3		0				0				0			R3. 2. 10大阪地裁判決 R3. 9. 17大阪高裁一部棄却 R4. 2. 8最高裁上告不受理
_	大阪府	東大阪市	庁舎建替事業に関する公金支出の 差止め及び市長に対する損害金 (金1億円) の請求	Н30. 5. 10	0			0			0	0	0				R4.2.17大阪地裁にて原告の請求 の一部を却下し、及びその余の請 求を棄却する判決。同判決確定
17	大阪府	交野市	市長に対する違法な公金支出等に ついての損害賠償の請求	R4. 5. 12	0						0	0	0				R5.3.24大阪地裁一部棄却・一部 却下
18	大阪府	能勢町	町長に対する議会議場音響システム整備事業に係る業務費の返還請 求を求めるもの	R3. 12. 1		0		0									R5.8.25大阪地裁控訴棄却

						訴えの	理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した	り結果 場合の <i>は</i>	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	合不監	不服がある場合 機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行	な期間は	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求 第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
_	大阪府	忠岡町	町長その他職員及び相手方に対す る違法又は不当な公金の支出に伴 う損害賠償請求	H27. 7. 23	0							0		0				H31. 4. 24大阪地裁請求棄却 R3. 1. 14大阪高裁控訴棄却 R3. 9. 7最高裁上告不受理
-	大阪府	忠岡町	町長その他職員及び相手方に対す る違法又は不当な公金の支出に伴 う損害賠償請求	H28.11.6	0							0		0				R3.5.13大阪地裁請求棄却 R3.12.22大阪高裁控訴棄却
	計	13団体	33件		30件	2件	1件	0件	9件	0件	6件	22件	5件	15件	1件	0件	0件	
_	兵庫県	神戸市	市長に対する弁護士委託料支出の 取消し (220,000円) 及び違法の 確認の請求	R2. 6. 30	0					0		0	0					R3.3.2神戸地裁請求却下 R3.7.29大阪高裁控訴棄却 一部 請求却下 R3.12.21最高裁上告不受理
1	兵庫県	神戸市	市長に対して、財産区管理会会長 等への、不法行為に基づく損害賠 償請求(10,392,292円)を行うこ と及び市長が財産区の管理を怠っ ていることの違法確認を求めるも の	R4. 6. 17	0						0	0						現在神戸地裁係属中
-	兵庫県	神戸市	市長に対する都市計画道路整備事業に係る支出及び契約締結の差止め、支出済金額の損害賠償請求(311,480,700円)	R2. 12. 17	0				0			0						現在神戸地裁係属中
2	兵庫県	姫路市	市長に対し、市長公舎賃料等の返 還を請求	R3. 10. 4	0							0	0	0				R5.1.31神戸地方裁判所請求一部 却下一部棄却
3	兵庫県	姫路市	市長、議員等に相撲場新築工事に 係る損失額の返還を請求	R4. 7. 15	0							0	0					R5. 2. 14神戸地方裁判所請求却下
-	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の 支出(市営住宅に係る管理業務委 託料等の支出等)に伴う損害補て ん請求	R2. 4. 7	0							0		0				R3. 7. 1神戸地裁請求棄却 R3. 11. 26大阪高裁請求棄却
_	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の 支出(特定団体への補助金の支出 等)に伴う損害補てん請求	R2. 7. 27	0							0		0				R3. 6. 22神戸地裁請求棄却
_	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当に公金の 賦課、徴収を怠る事実(特定団体 に施設の使用を許可し、使用料を 免除等)の損害補てん請求	R2. 7. 27	0							0		0				R3. 7. 1神戸地裁請求棄却 R3. 12. 16大阪高裁請求棄却
-	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の 支出(特定団体への補助金の支出 等)に伴う損害補てん請求	R2. 7. 27	0							0		0				R3.7.1神戸地裁請求棄却 R3.11.24大阪高裁請求棄却

						訴えの	つ理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した	D結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	の員の	い期が	■を講じない場合 又は職員が必要 、長その他の執	る第1	による請求 同項第2号	による請求	による請求 日 項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
-	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の 支出 (附属機関の委員に対する委 員報酬の支出等) に伴う損害補て ん請求	R3. 1. 21	0							0		0				R3.8.10神戸地裁請求棄却
_	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の 支出(政務活動費の支出等)に伴 う損害補てん請求	R3. 3. 26	0							0			0			R4. 9. 27神戸地裁一部容認
4	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の 支出(特定団体への補助金の支出 等)に伴う損害補てん請求	R3. 6. 22	0							0		0				R4. 6. 28神戸地裁請求棄却
5	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の 支出(特定団体への補助金の支出 等)に伴う損害補てん請求	R3. 6. 22	0							0		0				R4.7.7神戸地裁請求棄却
6	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当に公金の 賦課、徴収を怠る事実(特定団体 に施設の使用を許可し、使用料を 免除等)の損害補てん請求	R3. 6. 22	0							0		0				R4. 6. 28神戸地裁請求棄却
7	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の 支出(市営住宅に係る管理業務委 託料等の支出等)に伴う損害補て ん請求	R3. 8. 10	0							0		0				R4.8.30神戸地裁請求棄却
8	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の 支出(特定団体への補助金の支出 等)に伴う損害補てん請求	R4. 6. 16	0							0		0				R5. 3. 7神戸地裁請求棄却
9	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の 支出(特定団体への補助金の支出 等)に伴う損害補てん請求	R4. 6. 16	0							0		0				R4. 12. 20神戸地裁請求棄却
10	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当に公金の 賦課、徴収を怠る事実(特定団体 に施設の使用を許可し、使用料を 免除等)の損害補てん請求	R4. 6. 16	0							0		0				R4. 12. 20神戸地裁請求棄却
-	兵庫県	西宮市	(1) 市長に対する違法な政務活動費の支出に係る不当利得返還請求又は損害賠償請求を怠ることの違法確認 (2) 議員に対する違法な政務活動費の支出に係る不当利得の返還又は損害賠償(合計3,638,683円)の請求	R2. 4. 28	0						0	0		0				R3. 9. 14神戸地裁請求棄却
11	兵庫県	丹波市	違法な市有財産の売却に伴う市長 及び購入者に対する損害賠償請求	R4. 7. 15	0							0						現在、神戸地裁係属中

						訴えの				請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した)結果 場合の。	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行	ない場合に 関が監査 と	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求 同項第2号	による請求 同項第3号	による請求 日 項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
-	兵庫県	南あわじ市	市長に対する違法公金支出に伴う 損害金 (25,012,800円) の請求	Н30. 3. 14	0							0		0				R2. 3. 26神戸地裁一部原告勝訴 R2. 12. 3大阪高裁原告敗訴 R3. 5. 21付 最高裁上告不受理決 定
12	兵庫県	南あわじ市	市長に対する違法な公金支出の差 止めの請求	R3. 11. 25	0							0						現在、神戸地裁係属中
13	兵庫県	猪名川町	町長に対する前町長、元地権者へ の不当利得返還請求	R4. 5. 26	0							0						訴訟係属中【口頭弁論】 No.14と途中から併せて審理
14	兵庫県	猪名川町	町長に対する前町長、元地権者へ の不当利得返還請求	R4. 12. 19	0							0						訴訟係属中【ロ頭弁論】 No. 13と途中から併せて審理
	計	7団体	24件		24件	0件	0件	0件	1件	1件	2件	24件	3件	15件	1件	0件	0件	
1	奈良県	奈良市	市長に対する違法な公金支出に伴 う損害金の請求を求めるもの	R4. 12. 15	0							0						現在、奈良地裁係属中
-	奈良県	奈良市	市長に対する違法な公金支出に伴う損害金の請求、代金未払いのものについては支出の差し止めを求めるもの	Н30. 5. 24	0							0			0			R2. 7. 21奈良地裁原告一部勝訴 R3. 3. 26大阪高裁原告一部勝訴 R3. 10. 7最高裁上告不受理
_	奈良県	大和郡山市	市長に対する違法な財産処分に伴う損害金 (5450万円及び平成31年3月27日から支払済みまで民事法定利率5分の割合による遅延損害金)の請求	R1. 11. 15	0							0		0				R3. 10. 26奈良地裁請求棄却 R4. 7. 14大阪高裁請求棄却
-	奈良県	大和郡山市	市長に対する違法な公金支出に伴う損害金 (21万6千円及び訴状送 達の日の翌日から支払済みまで民 事法定利率5分の割合による遅延 損害金)の請求	R2. 3. 31	0							0				0		R3. 10. 12奈良地裁請求棄却 R4. 5. 18大阪高裁原告勝訴
2	奈良県	橿原市	事業の方針転換による契約変更に 伴う損害金(6,930万円)の 請求	R4. 6. 10	0							0						現在、奈良地裁係争中
_	奈良県	橿原市	柔整療養費返還請求	R3. 5. 12	0					0	0							R4.10.11奈良地裁判決 (一部却下、一部認容、一部棄却) R5.5.17 大阪高裁控訴棄却 R5.6 最高裁上告予定
3	奈良県	五條市	法定外公共物(里道)と隣接地の 境界を明示し適切に管理すること を求めるもの	R5. 2. 22	0						0							現在、奈良地裁係属中

						訴えの)理由			請求	事項		(確)結果 場合の。	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある監査委員の監査の結果	が職その	ない場合ない場合	、貝の	による請求第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
-	奈良県	御所市	市長に対して、違法な市有地占有者への賃料の請求を行うことを求めるもの。	R2. 9. 30	0							0			0			R4.3.24 地裁請求 一部認容 一部 棄却 R4.10.7 高裁控訴棄却 (市控訴)
_	奈良県	生駒市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金(47,325,481円)の請求	Н31. 2. 25	0							0		0				R3. 2. 16奈良地裁請求棄却 R4. 10. 4大阪高裁請求棄却 R5. 3. 3最高裁上告棄却
_	奈良県	生駒市	市長に対する違法支出に伴う損害 金(754,000円)の請求	R1. 9. 5	0							0		0				R3. 5. 20奈良地裁請求棄却 R4. 3. 17大阪高裁請求棄却
-	奈良県	生駒市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金(119,663,727円) の請求	R2. 1. 24	0							0		0				R3. 2. 16奈良地裁請求棄却 R4. 10. 4大阪高裁請求棄却 R5. 3. 3最高裁上告棄却
_	奈良県	生駒市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金 (309,905,152円) の請求	R3. 1. 15	0							0		0				R4. 6. 29奈良地裁請求棄却 R5. 4. 14大阪高裁請求棄却
4	奈良県	生駒市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金(434,380円)の請求	R4. 1. 20	0							0						奈良地裁係属中
5	奈良県	生駒市	市長に対する違法支出に伴う損害 金の請求	R5. 1. 25	0							0						奈良地裁係属中
6	奈良県	生駒市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金(144,811,943円)の請求	R5. 2. 8	0							0						奈良地裁係属中
_	奈良県	葛城市	交付金の目的外支出について、相 手方に対する返還請求	R2. 7. 25	0							0						R4.11.2奈良地裁和解
7	奈良県	安堵町	町長の違法な公金支出による損害 への賠償請求	R3. 12. 1	0							0		0				R4. 10. 6地裁請求棄却
8	奈良県	三宅町	町長に対する違法契約に伴う損害 金(3,608万円と利息)の請求	R3. 12. 23	0							0						現在、奈良地裁係属中
_	奈良県	明日香村	村長に対する新庁舎建設事業の過 剰な床面積の先源	R2. 11. 20	0				0					0				R3. 5. 11奈良地裁請求棄却
	計	10団体	19件		19件	0件	0件	0件	1件	1件	2件	16件	0件	7件	2件	1件	0件	

						訴えの	理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>の</i> 定した	つ結果 場合の2	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	告員	機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行	ない場合 定期間内に るい監査 と	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
-	和歌山県	白浜町	町長を被告として、町有地の売買 契約締結の差止、売買契約による 所有権移転登記の抹消登記手続を たっていることの違法性の確認及 び当該売買契約により町が被った 損害賠償を求めた事件	Н30. 4. 20	0				0					0				R2. 3. 10和歌山地裁請求棄却 R3. 4. 23大阪高裁請求棄却 R3. 10. 19最高裁判所上告不受理
	計	1団体	1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	
1	島根県	浜田市	浜田市が行った病児病後児保育事業の受託者に対し、損害賠償請求 又は委託料返還請求を行使することを怠っている。	R3. 6. 14	0							0						現在、広島高裁係属中
	計	1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
-	岡山県	岡山市	違法に支出した政務活動費を市議 会各会派から返還させるよう市長 に求める請求 (12,791,782円)	Н30. 7. 20	0							0			0			R2. 10. 27岡山地裁請求一部認容 R3. 8. 26岡山地裁請求一部認容
1	岡山県	岡山市	違法に支出した政務活動費を市議 会各会派から返還させるよう市長 に求める請求 (983,220円)	R3. 6. 30	0							0			0			R4. 9. 7岡山地裁請求一部認容
-	岡山県	倉敷市	市長に対して、違法な公金の支出 について損害賠償請求するととも に、当該支出の相手方に返還請求 すること等を求める請求	R1. 6. 27	0							0		0				R2.11.25岡山地裁請求棄却 R3.9.16広島高裁岡山支部控訴棄 却
-	岡山県	倉敷市	市長に対して、違法な公金の支出 について損害賠償請求するととも に、当該支出の相手方に返還請求 すること等を求める請求	R2. 6. 26	0							0	0	0				R3. 12. 15岡山地裁請求一部却下、 一部棄却
-	岡山県	倉敷市	市長に対して、違法な公金の支出 について損害賠償請求するととも に、当該支出の相手方に返還請求 すること等を求める請求	R3. 6. 22	0							0		0				R4. 12. 21岡山地裁請求棄却
2	岡山県	倉敷市	市長に対して、違法な公金の支出 について損害賠償請求するととも に、当該支出の相手方に返還請求 すること等を求める請求	R4. 6. 3	0							0		0				R5. 2. 28岡山地裁請求棄却
-	岡山県	真庭市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金(1,781,730円)の請求	Н30. 7. 10	0							0		0				R4.2.22岡山地裁請求棄却 R4.11.17広島高裁岡山支部請求棄 却 R5.1.23 上告取下げ R5.3.23 上告受理申立て不受理決 定

						訴え0	の理由			請求	事項		(確		つ結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	物にり	不服がある場合 機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行	い場合に知じたい場合に行います。	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支い状第のにくにるいい。	訴訟の係属状況等
-	岡山県	美作市	市長等に対する違法な支出(給与 等)に伴う損害賠償等の請求	R2. 9. 2	0							0		0				R3.10.20 岡山地裁請求棄却
-	岡山県	美作市	議会各会派に対する違法な支出 (政務活動費) に伴う不当利得返 還請求	R2. 11. 11	0							0	0					R3.11.24 岡山地裁請求却下
_	岡山県	美作市	議会各会派に対する違法な支出 (政務活動費) に伴う不当利得返 還請求	R2. 11. 24	0							0	0					R3.11.24 岡山地裁請求却下
_	岡山県	美作市	議会各会派に対する違法な支出 (政務活動費) に伴う不当利得返 還請求	R2. 11. 24	0							0	0					R3. 10. 26 岡山地裁請求却下
-	岡山県	久米南町	被告に対してデマンド交通事業に 係る不当利得等損害金を運行事業 者等に請求することを求める。	Н30. 6. 23	0							0		0				R3. 12. 7岡山地裁請求棄却 R4. 7. 14広島高裁控訴棄却
	計	5団体	12件		12件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	12件	4件	7件	2件	0件	0件	
_	広島県	広島市	市長に対して、水路占用料相当額 に係る不法占用者らへの不当利得 返還請求を行うことを求めるもの	Н30. 10. 22				0				0		0				R4. 1. 19広島地裁請求棄却 R4. 6. 29広島高裁控訴棄却 R4. 11. 30最高裁上告棄却 R4. 11. 30最高裁上告不受理
-	広島県	広島市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金(189万9,080円)等の請求	R1. 11. 28	0	0		0	0	0		0	0					R2. 12. 9広島地裁請求却下 R3. 6. 25広島高裁控訴棄却
-	広島県	広島市	市長が行った公共下水道物件設置 行為・占有許可申請に対する占用 許可処分及び占有料免除処分の取 消しの請求	R2. 12. 17		0				0			0	0				R4.1.19広島地裁一部請求却下・ 請求棄却 R4.6.29広島高裁控訴棄却 R4.11.30最高裁上告棄却R4.11.30 最高裁上告不受理
-	広島県	広島市	市長に対して、違法契約締結に伴う損害金 (357万4,845円) に係る 職員等への損害賠償請求を行うこ と等を求めるもの	R3. 4. 21	0	0		0	0	0		0	0					R4. 4. 12広島地裁請求却下 R4. 10. 14広島高裁控訴棄却 R5. 3. 3最高裁上告棄却 R5. 3. 3最高裁上告來受理
1	広島県	廿日市市	市長に対する、違法な公金支出に 係る関係職員への損害賠償の請求 ないし賠償命令を求めるもの	R5. 4. 3	0							0						現在、広島地裁継続中
	計	2団体	5件		3件	3件	0件	3件	2件	3件	0件	4件	3件	2件	0件	0件	0件	
1	山口県	岩国市	教科書採択による公金支出返還請 求	R3. 8. 30	0							0		0				R5.3.1山口地裁請求棄却

						訴えの)理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>の</i> 定した)結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	の員の	が期間監合内査	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求 同項第2号	による請求	による請求 日 項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
_	山口県	岩国市	不当利得返還請求及び損害賠償請求	R1. 11. 28	0							0		0				R3. 12. 13山口地裁請求棄却
	計	1団体	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	2件	0件	0件	0件	
1	徳島県	徳島市	市長に対する違法融資に伴う損害 金(10億円)の請求	R3. 6. 25	0							0						現在、徳島地裁係属中
2	徳島県	徳島市	市が支出した和解金に係る前市長に対する損害賠償請求(約4.6億円)の履行を求めるもの	R3. 12. 21				0				0						R5. 3. 22徳島地裁請求棄却 現在、高松高裁係属中
3	徳島県	徳島市	市長及び上下水道事業者に対する 新庁舎建設に係る公金支出の差止 め請求	R4. 8. 24	0				0									現在、徳島地裁係属中
4	徳島県	小松島市	市長に対する違法な公金支出への 損害賠償請求	R4. 6. 24	0							0						現在、徳島地裁係属中
5	徳島県	美波町	町長に対する違法契約締結に伴う 賠償金(1,600,000円)の請求	R5. 3. 17	0					0								現在、徳島地裁係属中
_	徳島県	美波町	議会の議決を得ていない議員派遣 に係る、派遣旅費を返還するよう を議員に請求すること	R2. 7. 15	0					0				0				R3. 1. 18徳島地裁請求却下 R3. 8. 5高松高裁控訴棄却
_	徳島県	美波町	町長に対する違法契約締結に伴う 賠償金(1,600,000円)の請求	R3. 5. 27	0					0				0				R4. 3. 23徳島地裁請求棄却 R4. 11. 17高松高裁控訴棄却 R5. 3. 22最高裁上告棄却
6	徳島県	藍住町	町長に対する違法な公金支出の差 止請求及び違法契約締結に伴う損 害金 (429万5400円) の損害賠償 請求	R4. 11. 1	0				0			0						現在、徳島地裁係属中
	計	4団体	8件		7件	0件	0件	1件	2件	3件	0件	4件	0件	2件	0件	0件	0件	
_	香川県	土庄町	町長及び元顧問に対する違法に財産の管理を怠る事実に伴う損害金(597,806,816円)の請求	R3. 2. 25	0							0	0					R3. 11. 25高松地裁請求却下 R3. 12. 10確定
	計	1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	
-	愛媛県	松山市	市長に対する公有財産の管理に係 る怠る事実等の違法確認の請求	R1. 11. 2	0				0		0		0	0				R3.2.18松山地裁請求却下又は棄 却 R3.9.14高松高裁控訴棄却 R4.7.12最高裁上告棄却及び上告 受理申立て不受理

						訴え0)理由		請求	事項	(確		の結果 場合の2	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある監査委員の監査の結果	加は長 が職そ	な期間を講じりない場間を講じません。	による請求 第1項第1号	による請求	に同 よ項 る第 請 3 請 3 求 号 求 号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況 12規基請対支いの(項定づ求す払い)	訴訟の係属状況等
-	愛媛県	松山市	市長に対し、違法支出された政務 活動費 (761,784円)を議 員に損害賠償請求するよう求める 請求	R2. 6. 19	0					0		0				R3.4.15松山地裁請求棄却 R3.9.21高松高裁控訴棄却 R4.2.10最高裁上告棄却及び上告 受理申立て不受理
1	愛媛県	四国中央市	公募型指名競争入札に係る市長へ の損害賠償請求、本件請求に係る 請負業者への不当利得返還請求	R4. 8. 23	0					0						現在、松山地裁係属中
	計	2団体	3件		3件	0件	0件 0件	1件	0件	1件 2件	1件	2件	0件	0件	0件	
_	高知県	室戸市	市長に対する療養費未請求に伴う 損害金6,979,922円及び改修費未 払いに伴う損害金 (2,596,000) の請求	R3. 6. 22	0					0						R5. 3. 14高知地裁請求棄却 現在、高松高裁係属中
1	高知県	室戸市	市長に対する保安林解除違法確認 請求	R3. 9. 6	0					0						R5.3.14高知地裁請求却下 現在、高松高裁係属中
-	高知県	宿毛市	市長に対する契約無効・違法確認 の請求	R2. 6. 1	0					0	0					R3. 9. 17高知地裁請求却下
-	高知県	東洋町	町長に対する研修に係る公金の返 還及び研修補助金の返還請求	R2. 10. 13	0					0	0					R3.10.22高知地裁請求却下 R3.11.9判決確定(控訴なし)
-	高知県	四万十町	議員報酬に関する条例の改正手続きに違法性があり、それに基づく 議員報酬の支払いが違法であるための、新条例による議員報酬の支払いが違法であるための、新条例による議員報酬の支払いの差し止めを行うもの	R2. 2. 6	0			0			0					R3. 11. 16高知地裁請求却下
	計	4団体	5件		5件	0件	0件 0件	1件	0件	2件 2件	3件	0件	0件	0件	0件	
-	福岡県	北九州市	市長に対して、海外視察参加議員 への不当利益返還請求を行うこと を求めるもの	H31. 2. 8	0					0		0				R4. 3. 30福岡地裁請求棄却
1	福岡県	福岡市	市長に対して、違法な行為に関して支出した経費について、不法行為による損害賠償請求を行うことを求めるもの。	R3. 9. 1	0					0						R5.3.8福岡地裁請求棄却 現在、福岡高裁係属中
2	福岡県	大牟田市	市長に対して、監査結果に不服であり、市道・里道の違法認証により無償譲与したことは、違法であることを確認するため請求	R5. 3. 10	0					0						現在、福岡地裁係属中
-	福岡県	八女市	市長に対する市職員給与の違法支 出に伴う損害金(1,414,390,444 円)の請求	Н31. 1. 9		0				0		0				R2. 3. 25福岡地裁請求棄却 R2. 10. 1福岡高裁請求棄却 R3. 5. 27最高裁上告棄却(不受 理)

						訴えの	の理由			請求	事項		(確	訴訟 <i>0</i> 定した		み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	機関又は職員の措置に議会、長その他の執行	ない場合に安員が監査又	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求第1項第1号	による請求 同項第2号	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
_	福岡県	宗像市	体育館使用料過大徴収確認等の請求	R3. 1. 1	0						0	0	0	0				R3.11.10福岡地裁請求棄却
_	福岡県	みやま市	求償権不行使についての怠る事実 の確認・求償権の行使(約37万 円)	R2. 10. 26	0							0		0				R3. 12. 22福岡地裁請求棄却 R4. 6. 2福岡高裁控訴棄却
3	福岡県	篠栗町	不法行為又は善管注意義務違反の 債務不履行があるとして損害賠償 請求をすることを求めるもの	R3. 11. 18	0							0		0				R5. 4. 19福岡地裁請求棄却
4	福岡県	篠栗町	不法行為又は善管注意義務違反の 債務不履行があるとして損害賠償 請求をすることを求めるもの	R3. 12. 24	0							0		0				R5. 4. 19福岡地裁請求棄却
	計	7団体	8件		7件	1件	0件	0件	0件	0件	3件	6件	1件	6件	0件	0件	0件	
_	佐賀県	嬉野市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金(599万4000円)の請求	Н31. 3. 29	0							0		0				※前回から損害金額・訴訟提起日 修正 R4.3.18佐賀地裁請求棄却 R4.10.7福岡高裁請求棄却
_	佐賀県	嬉野市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金(29万1600円)の請求	Н31. 4. 17	0							0		0				※前回から訴訟提起日修正 R4.3.18佐賀地裁請求棄却 R4.9.22福岡高裁請求棄却
-	佐賀県	嬉野市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金 (300万2400円) の請求	R1. 5. 15	0							0		0				※前回から訴訟提起日修正 R4.3.18佐賀地裁請求一部棄却 R4.12.23福岡高裁請求棄却
1	佐賀県	嬉野市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金(481万6600円)の請求	R1. 5. 15	0							0		0				※前回から損害金額・訴訟提起日 修正 R4.3.18佐賀地裁請求棄却 R4.9.29福岡高裁請求棄却
-	佐賀県	嬉野市	市長に対する違法契約締結に伴う 損害金 (488万1600円) の請求	R1. 6. 11	0							0		0				※前回から訴訟提起日修正 R4.3.18佐賀地裁請求棄却 R4.9.29福岡高裁請求棄却
	計	1団体	5件		5件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	5件	0件	5件	0件	0件	0件	
1	長崎県	長崎市	怠る事実の違法確認請求	R5. 3. 16	0						0							現在長崎地裁で係属中
-	長崎県	五島市	市長に対して、財産の減額譲渡契 約により市に与えた損害額の請求 訴訟	R2. 8. 1		0						0		0				R3.7.12 長崎地裁 請求棄却 R3.12.23 福岡高裁 控訴棄却
_	長崎県	新上五島町	町長に対する違法公金支出金(1 億6,998万5,728円)の返還請求	R2. 2. 25	0							0		0				R3.3.16 長崎地裁 請求棄却 R3.9.29 福岡高裁 控訴棄却 R4.3.22 最高裁 上告棄却
	計	3団体	3件		2件	1件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	2件	0件	0件	0件	

						訴えの				請求	事項		(確	訴訟の定した)結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある 監査委員の監査の結果	不服がある場合 機関又は職員の措置に 議会、長その他の執行	な正貝	措置を講じない場合機関又は職員が必要な議会、長その他の執行	による請求 第1項第1号	による請求	による請求	による請求 日 項第4号	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
_	熊本県	熊本市	市長が違法に財産の管理を怠って いる事実の確認の請求	Н31. 4. 19	0						0	0		0				R3. 9. 22熊本地裁請求棄却 R4. 3. 8福岡高裁控訴棄却 R4. 9. 30最高裁上告不受理
1	熊本県	熊本市	違法な契約の締結 (不要な耐震性 能評価委託料の支出)	R3. 9. 15	0							0						現在、熊本地裁係属中
2	熊本県	熊本市	市長が違法に財産の管理を怠って いる事実の確認の請求	R3. 11. 26	0						0	0						現在、熊本地裁係属中
3	熊本県	阿蘇市	市を被告とする民事訴訟事件において、判決に基づき市が支出した 損害賠償等について、市に対し、 市長個人へ当該賠償金等を請求す るよう求めるもの。	R4. 4. 22				0				0						現在、熊本地裁係属中
-	熊本県	天草市	市長に対する天草市議会事務局職 員の給与(17,950円)の返還請求	R2. 3. 17	0							0		0				R3. 9. 15熊本地裁請求棄却
_	熊本県	天草市	市長に対するサクラ等樹皮病防除 石灰硫黄合剤散布公金支出 (196,570円)の返還請求	R2. 6. 24	0							0		0				R3. 12. 22熊本地裁請求棄却 R4. 7. 7福岡高裁控訴棄却 R4. 12. 23最高裁上告不受理
4	熊本県	益城町	違法な契約の締結	R5. 4. 14	0							0						現在、熊本地裁係属中
	計	4団体	7件		6件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	7件	0件	3件	0件	0件	0件	
-	大分県	豊後大野市	市長に対する違法な公金の支出命 令の取消し請求	R2. 6. 19	0					0			0					R3.7.8大分地裁請求却下 原告控訴せず
	計	1団体			1件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	
-	宮崎県	宮崎市	市との委託契約に基づき第三者委員会が作成した報告書の内容が違法であることの確認及び当該報告書の訂正を求めるもの並びに同委員会の委員に対する損害賠償請求の義務付けを求めるもの	R2. 11. 7	0							0		0				R3. 4. 23 宮崎地裁 一部却下、 一部棄却 R3. 5. 7 原告控訴 R3. 10. 27 控訴棄却(判決確定)
1	宮崎県	西都市	市長(個人)に対する違法契約締結に伴う損害賠償金(1億500万円)の請求を行うことを求める	R3. 10. 22	0							0						R4.10.7 宮崎地裁請求棄却 現在、福岡高裁宮崎支部係属中
-	宮崎県	高鍋町	町長に対して、違法な賃貸借契約 により生じた損害額を請求するよ う求めるもの	R3. 4. 22	0							0		0				R5. 1. 20宮崎地裁請求棄却

						訴え0				請求	事項		(確	訴訟の	つ結果 場合の	み)	公費負	
番号	都道府県名	市区町村名	事件の内容	訴訟提起日	又は勧告に不服がある監査委員の監査の結果	機関又は職員の措置に議会、長その他の執行	な 期間 関 が 関 性 が 関 性 の で の の の の の の の の の の の の の の の の の	ない場合員が必要の他の執	による請求第1項第1号	による請求	による請求	による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	担況12規基請対支いの(項定づ求す払)	訴訟の係属状況等
2	宮崎県	高鍋町	町長に対して、違法な建設工事手 続きにより生じた損害額を請求す るよう求めるもの	R4. 1. 25	0							0		0				R4. 12. 9宮崎地裁請求棄却
3	宮崎県	高鍋町	町長に対して、違法な委託契約に より生じた損害額を請求するよう 求めるもの	R4. 2. 18	0							0		0				R5. 1. 20宮崎地裁請求棄却
	計	3団体	5件		5件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	5件	0件	4件	0件	0件	0件	
-	鹿児島県	出水市	市長に対する違法・不当な委員会 の開催に伴う損害金 (272,500 円) の請求	R1. 11. 21	0							0		0				R2. 10. 20鹿児島地裁請求棄却 R3. 4. 14福岡高裁控訴棄却 R3. 9. 9最高裁上告不受理
_	鹿児島県	東串良町	町長に対する損害賠償請求	R1. 8. 5	0							0	0					R3.1.27鹿児島地裁請求却下 R3.8.25福岡高裁宮崎支部請求却 下 R4.2.4最高裁上告不受理
1	鹿児島県		平成29年~令和3年の贈答で支出 した交際費は違法であるから賠償 命令を怠ることの違法確認と町長 個人に賠償を求める。	R4. 11. 25	0						0	0						鹿児島地裁係属中
2	鹿児島県	天城町	町長及び相手方に対する補助金不 正受給に対する損害賠償請求を行 うもの	R4. 2. 28	0							0						現在、鹿児島地裁係属中
	計	4団体	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	4件	1件	1件	0件	0件	0件	
1	沖縄県	石垣市	市長に対する市有地交換の差し止 め請求	R4. 10. 14	0				0									那覇地裁係属中
2	沖縄県	名護市	市長が土地の返還請求をしないことの違法確認及び市長に対して不 法行為に伴う損害金の請求を行う ことを求めるもの	R4. 2. 18			0				0	0						現在、那覇地裁係属中
	計	2団体	2件		1件	0件	1件	0件	1件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
	合計	191団体	375件		349件	13件	7件	12件	57件	26件	64件	293件	50件	163件	9件	2件	1件	